

建築工事特記仕様書

2024年10月1日改定

章	項目	特記事項	備考		
1	1節 共通事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 4) " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 5) " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 6) " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 7) " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 8) " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 9) " 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 10) 関係法令及び諸工事基準 11) 愛知県建築工事項目管理要領 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 4. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に対応している。 * 公共建築工事標準仕様書 1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を滞りなく行う。 * 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。			
	1.1.1		一般事項		
	1.1.2		用語の定義		
	1.1.3		官公署その他への届出手続等		
	1.1.4		工事実績情報システムへの登録		
	1.1.7		関連工事等の調整		
	1.1.8		疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建設局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)	
	1.1.9		工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建設局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。	
	2節		工事関係図書		
	2.1		実施工程表		
2.2	施工計画書	* 概成工期 (年 月 日) ※ 無 * つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。	H22.7.23付22建企第332号建設企画課長通知		
2.4	工事の記録等	* 報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課HP 建設技術基準等(建築)の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)			
	* 情報共有システム	1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照。) ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)2部とする。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。 (1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 (2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建設局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 6. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 * 情報共有システムの試行 ・発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。			

章	項目	特記事項	備考																				
1	* 工事写真	※ 受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督職員と協議のうえ、受注者の費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建設局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督職員の指示がある場合は、その指示による。 * 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着手前 工事の着手に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 * 竣工時 外部(カラー 箇所) 内部(カラー 箇所)																					
		3節	工事現場管理																				
		1.3.1	施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和6年3月26日改正)によるものとする。 * ・配置する ・配置しない * 1) 施工日・施工時間 制限 ・有() ・無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・30日 ※ () 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ () その他の作業不能日 ・() : 日) ※ 図示による 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有(駐車場所: ※ 敷地内 ・()) ・無 4) 資機材置場所 置場所制限 ※ 有(置場所: ※ 敷地内 ・()) ・無 5) その他 ()																			
		1.3.3	電気保安技術者																				
		1.3.5	施工条件	* 週休2日制工事実施対象工事 ※ 発注者指定 ・受注者希望 ・その他 * 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無 ・有(詳細は図示による)																			
		1.3.10	* 週休2日制工事 施工中の環境保全等	* 週休2日制工事実施対象工事 ※ 発注者指定 ・受注者希望 ・その他 * 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無 ・有(詳細は図示による)																			
		1.3.11	発生材の処理等	1. 引き渡しを要するものは監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 2. 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 3. 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 4. PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 5. 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 6. PCB含有物以外で引渡しを要するもの () * 種類 () 処理方法 ()																			
		* 特別管理産業廃棄物 * 建設副産物	1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(又はm ³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。																				
		4節	材料																				
		1.4.1	環境への配慮	* 「リサイクルガイドライン」別表3に従い、分別収集を行う。 * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・()																			
1.4.2	材料の品質等	* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 1. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。																					
		<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>年度</td> <td>工事名称</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td></td> <td>縮尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築士氏名</td> <td></td> <td>建築工事特記仕様書 1/10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○年○月</td> <td></td> </tr> </table>	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号	建築士登録番号		縮尺		建築士氏名		建築工事特記仕様書 1/10		検図	製図	設計				○年○月		
設計事務所名	年度	工事名称	図面番号																				
建築士登録番号		縮尺																					
建築士氏名		建築工事特記仕様書 1/10																					
検図	製図	設計																					
		○年○月																					
		愛知県建設局公共建築部公共建築課																					

章	項目	特記事項	備考																																																																					
1	*再生資源の利用の指定	2. 本工事において愛知県内で産出された木材(愛知県内で産出された木材を使用した製材加工品を含む。以下「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。 * 県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 ・ ・ ・ *使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という。)が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとす。 *受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等(図-1)が明記された出荷伝票等により行う。 *受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.aichi-wood.com)にて公表される認定事業者一覧により行う。 図-1 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O-O-O</td></tr></table> 3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 *使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいぐる材率先利用方針」を遵守し、あいぐる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいぐる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><thead><tr><th>施工場所</th><th>品目</th><th>規格</th><th>再生原料等の指定</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない</td></tr></tbody></table> あいぐる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※() *工事完了時にあいぐる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいぐる材使用状況報告書」及び様式9「あいぐる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。 * ※ 適用する ・適用しない <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><thead><tr><th>適用職種</th><th>標準仕様書</th><th>工事種別</th><th>標準仕様書</th><th>工事の細分</th><th>資格(技能検定における選択作業)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>※</td><td>鉄筋工事</td><td></td><td>加工及び組立て</td><td>1級鉄筋技能士</td><td></td><td>適用工事は下記による</td></tr><tr><td>※</td><td>コンクリート工事</td><td></td><td>型枠</td><td>1級型枠施工技能士</td><td></td><td>※延べ5,000㎡</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td></td><td>床コンクリートこて仕上げ</td><td>1級左官技能士</td><td></td><td>以上の工事</td></tr><tr><td>※</td><td>防水工事</td><td></td><td>アスファルト防水</td><td>1級防水施工技能士</td><td></td><td>・その他特に必要と</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td></td><td>シート防水</td><td></td><td></td><td>認められる工事</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td></td><td>塗膜防水</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>※</td><td></td><td></td><td>シーリング</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> *その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別() *見本施工 ※ 行わない ・行う() *下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 *測定時期() *対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ・パラジクロロベンゼン ・() *測定方法 ※ パンツ型採取法 ※ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・() *測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/) (/)	この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O-O-O	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				・指定しない				・指定しない	適用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考	※	鉄筋工事		加工及び組立て	1級鉄筋技能士		適用工事は下記による	※	コンクリート工事		型枠	1級型枠施工技能士		※延べ5,000㎡	※			床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士		以上の工事	※	防水工事		アスファルト防水	1級防水施工技能士		・その他特に必要と	※			シート防水			認められる工事	※			塗膜防水				※			シーリング				あいぐる材認定資材一覧、愛知県あいぐる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aigle/
この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O-O-O																																																																								
施工場所	品目	規格	再生原料等の指定																																																																					
			・指定しない																																																																					
			・指定しない																																																																					
適用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考																																																																		
※	鉄筋工事		加工及び組立て	1級鉄筋技能士		適用工事は下記による																																																																		
※	コンクリート工事		型枠	1級型枠施工技能士		※延べ5,000㎡																																																																		
※			床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士		以上の工事																																																																		
※	防水工事		アスファルト防水	1級防水施工技能士		・その他特に必要と																																																																		
※			シート防水			認められる工事																																																																		
※			塗膜防水																																																																					
※			シーリング																																																																					
5節 施工	1.5.2 技能士																																																																							
5節 施工	1.5.5 施工の検査等																																																																							
5節 施工	1.5.9 化学物質の濃度測定																																																																							
6節 工事検査及び技術検査	1.6.2 技術検査																																																																							
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書																																																																							
7節 完成図等	1.7.2 完成図	* 中間技術検査 ・行わない ・行う(実施回数: 、実施時期:) * 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原因(施工図を除く) 1部(1.7.2により作成する場合のみ) 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの CADデータ ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・作成する ・作成しない サイズ ※ 設計原図と同じ ・() * 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用ホリステルサント和紙同等品 ・トレングペーパー * 複写図作成方法 ・1.8.1完成時の提出図書3)に代える ・()																																																																						
その他	* 光熱水費	* 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めるときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあつては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 監理技術者の兼任要件等については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosenin.htmlを参照) * 建設工事又は建設工事の保険の種類は、建設工事保険とする。期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。) * 保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じて第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。																																																																						

章	項目	特記事項	備考
1	* 施工体制 * 施工体制台帳 * 施工体系図 * 各種調査への協力 * 工事コスト調査の協力 * 請負代金内訳書等	1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をする事。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時等に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 * 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(建設大臣告示)」により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:	
各	* 排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)」に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。	
共	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱		
通	* 特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 * 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(建設省事務次官通達)」による。	
事	* 薬液注入工法		
項	* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。 * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。) ・対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * VE提案の範囲 ※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合]	
事	* 契約後VE		
共	* CCUSの活用	・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合] ・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。	
2	2節 縄張り、遣方、足場等		
2.2.4	足場等	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。	
仮			
設	3節 仮設物		
2.3.1	監督職員事務所等	* 監督職員事務所 ・設ける()㎡程度 ※ 設けない 標準仕上 (床) 合板張り又はビニル床シート張り (内壁・天井) 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り (屋根) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 * 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具	
工	* 監督職員事務所 の備品		
事			
		設計事務所名	年度 工事名称
		建築士登録番号	縮尺
		建築士氏名	建築工事特記仕様書 2/10
		検図	製図
			設計
			○年○月
			愛知県建設局公共建築部公共建築課
			図面番号

章	項目	特記事項	備考		
2章	*受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置	*選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外 *建設工事名称板 ・ 設ける ※ 設けない ・ 他工事と共同設置 *建設現場標識 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない *工事PR看板 ・ 設置しない ・ 設置する (PR看板設置要領(建築局発注工事) https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 参照) *PR看板を設置する場合は、設置状況報告書を監督職員に提出する。			
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>900以上</p> <p>〇〇〇センター建設工事</p> <p>工期令和〇年〇月〇日</p> <p>発注者 愛知県公共建設課</p> <p>工事監理者 〇〇建設株式会社</p> <p>工事施工者 〇〇電気設備株式会社</p> <p>〇〇機械設備株式会社</p> <p>建設工事名称板(例)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1,200以上</p> <p>工事名 〇〇センター建設工事</p> <p>〇〇センター建設電気工事</p> <p>〇〇センター建設管工事</p> <p>工期 〇〇年〇月〇日まで</p> <p>発注者 愛知県建築局公共建設課</p> <p>工事監理者 〇〇建築設計事務所</p> <p>工事施工者 〇〇建設株式会社</p> <p>〇〇電気設備株式会社</p> <p>〇〇機械設備株式会社</p> <p>建設現場標識(例)</p> </div> </div>			
3章	2節 根切及び埋戻し 3.2.3 埋戻し及び盛土 3.2.5 建設発生土の処理	*埋戻し及び盛土 種別 ・ () ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 工法 ・ 水締め ・ 機器による締め *建設発生土の利用指定 ・ 無 ・ 有 () からの建設発生土を利用するものとする。 *処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の有無 ・ 有 ・ 無 *建設発生土の処理 ・ 構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地): ()) (片道運搬距離(km): ()) (片道運搬時間(時間): ()) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報): ()) ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。	[表3.2.1]		
4章	2節 試験及び報告書 4.2.1 一般事項 4.2.2 試験杭 4.2.3 杭の荷重試験 4.2.4 地盤の荷重試験	*この節に示す試験によらない試験 ※ 行わない ・ 行う() *位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ()本 寸法 ※ 図示による () *杭の荷重試験 ・ 鉛直荷重試験 ・ 水平荷重試験 ・ 行わない 試験杭の位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ()本 荷重荷重 ※ 図示による () 4.2.5(1)以外の報告書の記載事項 () *地盤の荷重試験 ・ 平板荷重試験 ・ 行わない 試験位置 ※ 図示による 荷重荷重 ※ 図示による () 4.2.5(1)以外の報告書の記載事項 ()			
	3節 既製コンクリート杭地業 4.3.1 一般事項 4.3.3 材 料 4.3.4 セメントミルク工法	*工法 ・ セメントミルク工法 ・ 特定埋込杭工法 *杭の種類、性能、曲げ強度等による区分等 ※ 図示による () *杭の寸法、継ぎ手の箇所数、杭先端部の形状 ※ 図示による () *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *本杭の掘削深さ ※ 図示による () 杭の支持層への根入れ深さ ※ 図示による () *水平方向の位置ずれ寸法 ※ 図示による () *根固め液及び杭周固定液の管理試験 試験の回数 ※ 表4.3.1による () 1回の試験の供試体の数 ※ 3個 () 供試体の採取 ※ 4.3.4(6)(c)による () 供試体の作製 ※ 4.3.4(6)(c)(d)による () 供試体の養生方法 ※ 6.9.3(1)(ア)による () 強度試験 ※ JIS A 1108による () 根固め液及び杭周固定液の圧縮強度の判定 ※ 表4.3.2による ()			
	4.3.5 特定埋込杭工法	*支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による ()			
	4.3.6 杭の継手 4.3.8 杭頭の処理等	*杭の継手の工法 ・ アーク溶接 ・ 機械式継手 *杭頭処理の方法(切断する場合) ・ 外圧方式 ・ ダイヤモンドカッター方式 ()			
5章	4節 鋼杭地業 4.4.3 鋼杭の材料 4.4.4 工法 4.4.5 継 手 4.4.6 杭頭の処理等	*鋼杭の材料 () 図示による () *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *継手の工法 ・ アーク溶接 ・ 機械式継手 () *杭頭処理の方法(切断する場合) ・ ガス切断 ()			
	5節 場所打ちコンクリート杭地業 4.5.1 一般事項 4.5.4 材料その他	*アースリール工法 ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法 ・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・ 掘底杭工法 *鉄 筋 帯筋の加工及び組立 ※ 図示による () 鉄筋の最小かぶり厚さ ※ 図示による ()mm ・ 100mm 鉄筋かごの補強 ※ 図示による () 節ごとの継手 ※ 重ね継手 ・ 図示による () *コンクリート セメント ※ 高炉セメントB種 () 図示による () " " 設計基準強度 ()N/mm ² ・ 図示による () " " 種別 ・ A種 ・ B種 () スランブ ※ 18cm () *構造体強度補正值(S) ※ 3N/mm ² ()N/mm ² *鋼管部分の材料 () *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *杭の根入れ深さ () *孔壁の超音波測定器による確認 ・ 行う () ・ 行わない () *水平方向の位置ずれの精度 () 図示による ()			
	4.5.5 アースリール工法、リバース工法及びオールケーシング工法	*支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *杭の根入れ深さ () *孔壁の超音波測定器による確認 ・ 行う () ・ 行わない () *水平方向の位置ずれの精度 () 図示による ()			
	4.5.6 場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び掘底杭工法	*支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *試験杭の位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ()本 寸法 ※ 図示による () *杭の根入れ深さ () *水平方向の位置ずれの精度 () 図示による () *孔壁の超音波測定器による確認 ・ 行う () ・ 行わない ()			
6章	2節 試験及び報告書 6.2.1 試験方法 6.2.2 試験方法等	*試験方法 ※ 超音波探傷試験 ・ 引張試験 *引張試験の方法等 ※ 5.4.10(イ)(b)による ()			
	5節 機械式継手 5.5.3 工 法 5.5.5 施工完了後の継手部の試験	*適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※ 図示による () *施工完了後の継手部の試験 ・ 外観試験(試験項目及び試験方法: ()) *超音波観測試験(試験対象: ()) *不合格となった継手部への措置 ※ 図示による ()			
7章	6節 溶接継手 5.6.3 工 法 5.6.5 施工完了後の継手部の試験	*適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※ 図示による () *施工完了後の継手部の試験 ・ 外観試験(試験項目及び試験方法: ()) *超音波探傷試験(試験対象: ()) *不合格となった継手部への措置 ※ 図示による ()			
	6節 溶接 5.6.10 圧接完了後の圧接部の試験	*試験方法 ※ 超音波探傷試験 ・ 引張試験 *引張試験の方法等 ※ 5.4.10(イ)(b)による ()			
8章	2節 コンクリートの種類及び品質 6.2.1 コンクリートの種類 6.2.2 コンクリートの強度 6.2.4 ワークリティー及びスランブ 6.2.5 構造体コンクリートの仕上り	*表6.2.1による類別 ※ I類 ・ II類 ・ 図示による *気乾単位容積質量による種類 ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート *大臣認定コンクリート(建築基準法第37条第2号) () *設計基準強度(Fc) ・ 普通コンクリート()N/mm ² ・ 軽量コンクリート()N/mm ² ※ 図示による () (設計基準強度の基準値 普通コンクリートにおいては、36N/mm ² 以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm ² 以下) *コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ ※ 表6.2.2による () 図示による () *合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による () *コンクリートの仕上がり平たんさの種類別 ・ a種 ※ b種 ・ c種 ・ 図示による ()	[表6.2.4] [表6.2.5]		
	3節 コンクリートの材料及び調査 6.3.1 コンクリートの材料 6.3.2 コンクリートの調査	*セメント ※ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント(A種) ・ シリカセメント(A種) ・ フライアッシュセメント(A種) ・ エコセメント *適用箇所 高炉セメントB種() フライアッシュセメントB種() 図示による () *骨材 フェロニッケルスラグ骨材 ・ 使用する ※ 使用しない () 鋼スラグ骨材 ・ 使用する ※ 使用しない () 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 使用する ※ 使用しない () 再生骨材H(エコセメント使用時) ・ 使用する ※ 使用しない () *砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・ B () *混和剤 種類(塩化物イオン区分I種) ・ 図示による () AE剤 ・ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 () 混和材 種類 ・ フライアッシュ(I種) ・ フライアッシュ(II種) ・ フライアッシュ(IV種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・ シリカフューム ・ 膨脹材 () *図示による ()			
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
		建築士登録番号	建築工事特記仕様書 3/10		縮尺
		建築士氏名			
		検 図	製 図	設 計	
		愛知県建築局公共建設部公共建築課			

章	項目	特記事項	備考		
6章	6.2 砂利、砂及び捨コンクリート地業等 4.6.2 材 料 4.6.3 砂利及び砂地業 4.6.4 捨てコンクリート地業 4.6.5 床下防湿層	*砂利地業に使用する砂利 ・ 再生クラッシュラン ・ 切込砂利 ・ 切込砕石 () *砂地業に使用する砂 ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂 () *床下防湿層に使用する材料 ※ポリエチレンフィルム(厚さ0.15mm以上) () *厚さ ・ 60mm ()mm 範囲 ※ 図示による () *捨コンクリート厚さ ・ 50mm ()mm 範囲 ※ 図示による () *強度 ・ 18N/mm ² ()N/mm ² スランブ ・ 15cm ・ 18cm *床下防湿層 ・ 適用しない ・ 適用する 範囲 ※ 図示による ()			
	2節 材 料 5.2.1 鉄 筋 5.2.2 溶接金網 3節 加工及び組立 5.3.2 加工 5.3.4 継手及び定着	*鉄筋 ※ JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 ・ 図示による () *種類の記号 ・ SR235 ・ SR295 ・ SD295 ・ SD345 ・ SD390 ・ 図示による () [表5.2.1] *鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※ 図示による () *90°未満の折曲げの内法直径 () *種類 ※ 図示による () 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 *継手位置 ※ 図示による () *柱及び梁の主筋の鉄筋の重ね継手長さ ※ 図示による () *耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※ 40d(軽量コンクリートの場合50d)又は表5.3.2の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値 ・ 図示による () *柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一か所に設ける場合(先組み工法等) ※ 図示による () *鉄筋定着工法及び長さ ※ 表5.3.4による () 図示による () *定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※ 5.3.4(5)(イ)による () 図示による () *機械式定着工法 ・ 適用しない () 適用する(適用箇所()種類() 図示による ()) *鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※ 表5.3.6による () 図示による ()			
5章	* 定着 5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 5.3.7 各部配筋	*基礎及び基礎梁の配筋(直接基礎、基礎接合部の補強、基礎梁主筋の継手、定着及び余長、基礎梁のあばら筋等) ・ 各部配筋参考図による () *柱の配筋(主筋の継手、定着及び余長、帯筋組立の形及び割付け、打増し補強等) ・ 各部配筋参考図による () 図示による () *梁の配筋(大梁主筋の継手、定着及び余長、あばら筋の組立の形及び割付け等(小梁、片持ち梁、基礎梁含む)、打増し補強、小梁主筋の継手、定着及び余長、片持梁主筋の定着及び余長等) ・ 各部配筋参考図による () 図示による () *壁及びその他の配筋(壁の配筋基準、壁の継手及び定着、壁の交差部及び端部、壁の開口部補強、壁の打増し補強、パラペット等) ・ 各部配筋参考図による () 図示による () *スラブの配筋(基準配筋、スラブ筋の定着及び受け筋、片持ちスラブの基準配筋、片持ちスラブの先端に壁が付く場合、開口部補強、出隅部及び入隅部の補強、打継ぎ補強配筋等、段差のあるスラブの補強) ・ 各部配筋参考図による () 図示による () *階段の配筋(片持ちスラブ形階段の基準配筋、二辺固定スラブ形階段の基準配筋) ・ 各部配筋参考図による () 図示による () *梁貫通孔及びその他の配筋(梁貫通孔の配筋、梁貫通孔の補強形式、コンクリートブロック壁との取合い) ・ 各部配筋参考図による () 図示による ()			
	4節 ガス圧接 5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験 5節 機械式継手 5.5.3 工 法 5.5.5 施工完了後の継手部の試験	*試験方法 ※ 超音波探傷試験 ・ 引張試験 *引張試験の方法等 ※ 5.4.10(イ)(b)による () *適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※ 図示による () *施工完了後の継手部の試験 ・ 外観試験(試験項目及び試験方法: ()) *超音波観測試験(試験対象: ()) *不合格となった継手部への措置 ※ 図示による ()			
6章	6.2.1 コンクリートの種類 6.2.2 コンクリートの強度 6.2.4 ワークリティー及びスランブ 6.2.5 構造体コンクリートの仕上り	*表6.2.1による類別 ※ I類 ・ II類 ・ 図示による *気乾単位容積質量による種類 ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート *大臣認定コンクリート(建築基準法第37条第2号) () *設計基準強度(Fc) ・ 普通コンクリート()N/mm ² ・ 軽量コンクリート()N/mm ² ※ 図示による () (設計基準強度の基準値 普通コンクリートにおいては、36N/mm ² 以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm ² 以下) *コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ ※ 表6.2.2による () 図示による () *合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による () *コンクリートの仕上がり平たんさの種類別 ・ a種 ※ b種 ・ c種 ・ 図示による ()	[表6.2.4] [表6.2.5]		
	3節 コンクリートの材料及び調査 6.3.1 コンクリートの材料 6.3.2 コンクリートの調査	*セメント ※ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント(A種) ・ シリカセメント(A種) ・ フライアッシュセメント(A種) ・ エコセメント *適用箇所 高炉セメントB種() フライアッシュセメントB種() 図示による () *骨材 フェロニッケルスラグ骨材 ・ 使用する ※ 使用しない () 鋼スラグ骨材 ・ 使用する ※ 使用しない () 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 使用する ※ 使用しない () 再生骨材H(エコセメント使用時) ・ 使用する ※ 使用しない () *砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・ B () *混和剤 種類(塩化物イオン区分I種) ・ 図示による () AE剤 ・ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 () 混和材 種類 ・ フライアッシュ(I種) ・ フライアッシュ(II種) ・ フライアッシュ(IV種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・ シリカフューム ・ 膨脹材 () *図示による ()			
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
		建築士登録番号	建築工事特記仕様書 3/10		縮尺
		建築士氏名			
		検 図	製 図	設 計	
		愛知県建築局公共建設部公共建築課			

章	項目	特記事項	備考
4	4節 工場の選定・製造・運搬 6.4.1 レミコン工場の選定	*6.3.2(イ)(f)①～③以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※図示による 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「 レミコン マークを取得した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造し、 レミコン マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	
6	5節 コンクリートの品質管理 6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量 6節 工事現場内運搬・打込・締固 6.6.3 打込み 6.6.4 打継ぎ	*アルカリ総量 3.0kg/m ³ 以下とする。 *コンクリートの打込みは、監督職員の立会いを受ける。ただし、監督職員の指示により報告にかえることができる。 *打継ぎの位置 梁及びスラブ 柱及び壁 *打継ぎ目地寸法 ※図示による *普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間 ()日以上 *外部に面するコンクリートの打増し厚さ ()mm ※図示による *ひび割れ誘発目地 位置、形状、寸法 ※図示による *せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 ※表6.2.4の表面仕上げ程度に見合ったもの ※図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合 ※コンクリートの品質を確保できるもの ※図示による *合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm ※図示による *断熱材を兼用した型枠材 ※図示による *MCR工法用シート ※図示による *配管用等スリーブの材種及び規格等 ※図示による *ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1)使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2)鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)表5.3.6に示す数値+10mmするものとする。 3)コンクリートのスランブ及び打込み スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4)その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 *普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()	
7	7節 養生 6.7.2 湿潤養生 8節 型枠 6.8.1 型枠一般 6.8.2 材料	*合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm ※図示による *断熱材を兼用した型枠材 ※図示による *MCR工法用シート ※図示による *配管用等スリーブの材種及び規格等 ※図示による *ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1)使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2)鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)表5.3.6に示す数値+10mmするものとする。 3)コンクリートのスランブ及び打込み スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4)その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 *普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()	
ク	6.8.2 材 料	*ひび割れ誘発目地 位置、形状、寸法 ※図示による *せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 ※表6.2.4の表面仕上げ程度に見合ったもの ※図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合 ※コンクリートの品質を確保できるもの ※図示による *合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm ※図示による *断熱材を兼用した型枠材 ※図示による *MCR工法用シート ※図示による *配管用等スリーブの材種及び規格等 ※図示による *ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1)使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2)鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)表5.3.6に示す数値+10mmするものとする。 3)コンクリートのスランブ及び打込み スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4)その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 *普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()	
リ	6.8.4 型枠存置期間・取外し	*普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()	
工	10節 軽量コンクリート 6.10.1 一般事項 6.10.2 種類及び品質	*軽量コンクリートの適用箇所 ※図示による *軽量コンクリートの種類 ・1種 ・2種 気乾単位容積質量 ()t/m ³ *スランブ ※21cm ※図示による	[表6.10.1]
工	11節 寒中コンクリート 6.11.1 一般事項 6.11.2 材料及び調査 12節 暑中コンクリート 13節 マスコンクリート 6.13.1 一般事項 6.13.2 材料及び調査	*適用期間 ※ JASS5による打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間 *構造体強度補正值(S) ※6.11.2(3)(ア)による *構造体強度補正值(S) ※6N/mm ² ※図示による *適用箇所 ※図示による *セメントの種類 ※図示による *混和剤の種類 ※図示による *混和剤の種類 ※図示による *スランブ ※図示による *構造体強度補正值(S) ※表6.13.1による	
工	14節 無筋コンクリート 6.14.1 一般事項	*コンクリートの種類 ※普通コンクリート *設計基準強度 ※18N/mm ² *スランブ ※15cm ※18cm *適用箇所 ※図示による *間見石積み等の基礎及び裏込め *防水層の保護	
工	15節 流動化コンクリート 6.15.1 一般事項	*流動化コンクリート 適用する 適用しない	
7	7.1.3 鉄骨製作工場	*建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 グレード S H M R	
7	7.1.4 鉄骨製作工場における施工管理技術者	*施工管理技術者の配置 ※必要 ※不要	
鉄	2節 材 料 7.2.1 鋼 材	*鋼材の規格 ※ JIS規格品とする *鋼材の種類、形状及び寸法 ※図示による *種類 ※図示による *ねじの呼び ※図示による	
骨	7.2.2 高力ボルト	*ボルト及びナットの材料等 ※表7.2.3による *ねじの呼び ※図示による	
工	7.2.3 普通ボルト	*構造用アンカーボルトの種類 ※図示による *建方用アンカーボルトの種類 ※図示による	
事	7.2.4 アンカーボルト	*ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※表7.2.3による *溶接棒等(表7.2.4)、シールドガス以外の溶接材料 ※図示による *種類、ねじの呼び等 ※図示による *建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト *建築用ターンバックル胴 ※割枠式	
7.2.5 溶接材料			
7.2.6 ターンバックル			
7.2.7 床構造用のデッキプレート			
7.2.8 スタッド			
7.2.9 柱底均しモルタル			

章	項目	特記事項	備考
7.2.10	材料試験等	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験	・行う ・行わない
3節	工作一般		
7.3.2	工作図		
7.3.8	ボルト孔	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による	・()
7.3.10	仮 組	* 母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径 ※ねじの呼び径+1.0mm ※図示による	・()
4節	高力ボルト接合		
7.4.2	摩擦面の性能・処理	* すべり試験 ※実施しない ・実施する(試験の方法等:)	・図示による
7.4.7	締付け	* ナット回転法の場合で、JIS形高力ボルトのボルト長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ※図示による	・()
6節	溶接接合		
7.6.3	技能資格者	* 技量付加試験 ・行う ※行わない	・図示による
7.6.4	溶接の準備	* 開先の形状 ※図示による	・()
7.6.7	溶接施工	* エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ※図示による * 切断面の仕上げ ※グラインダー仕上げ[粗さ100µm Rz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下] ※図示による * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合における低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図示による スカラップの形状 ※図示による	・() ・() ・()
7.6.12	溶接部の試験	* 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等 ※図示による * 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 ※図示による * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う ・行わない * 工場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL) ・2.5% ※4% 検査水準 ・第1水準 ・第2水準 ・第3水準 ・第4水準 ・第5水準 ※第6水準	・() ・()
7節	スタッド溶接・デッキプレートの溶接		
7.7.8	デッキプレートの溶接	* デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法 ※図示による	・()
8節	錆止め塗装		
7.8.2	塗料の種類	* 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※図示による 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※7.8.2(1)(ア)～(オ)以外の範囲 ※図示による * SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面 ※図示による ※表18.3.1のA種 * 耐火被覆材が接着する面 ()	・() ・() ・()
7.8.4	塗料の範囲		
9節	耐火被覆		
7.9.2	耐火被覆の種類等	* 耐火被覆の種類 ※図示による * 耐火材吹付け ・耐火板張り ・耐火材巻付け ・ラス張りモルタル塗り ・耐火塗料 * 材料及び工法等 ※図示による * 耐火被覆の耐火性能 ※図示による	・() ・()
7.9.3	耐火被覆の性能、品質等		
10節	工事現場施工		
7.10.3	アンカーボルトの設置等	* 構造用アンカーボルト 形状、寸法 ※図示による * アンカーフレーム 形状、寸法 ※図示による * 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 ・A種 ・B種 * 柱底均しモルタル 厚さ ※図示による	・() ・() 工法 ※A種 ・B種 [表7.10.1] [表7.10.2]
11節	軽量形鋼		
7.11.2	施 工	* ボルトの接合方法 ※図示による	・()
12節	溶融亜鉛めっき工法		
7.12.5	溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	* 摩擦面の処理方法等 ・プラスト処理 ・りん酸塩処理 ・()	・図示による
2節	補強コンクリートブロック造		
8.2.2	材 料	* ブロックの種類、モジュール呼び寸法、正味厚さ ※図示による	・()
8.2.3	モルタルの調査	* 調査 ※8.2.3(ア)～(イ)による	・()
8.2.5	鉄筋の加工及び組立	* 各部の配筋 ※図示による	
8.2.7	ブロック積み等	* 目地仕上げ ※8.2.7(6)(ア)による	・8.2.7(6)(イ)による
8.2.8	モルタル及びコンクリートの充填	* 充填するブロックの範囲 ※図示による	・()
3節	コンクリートブロック帳壁及び塀		
8.3.2	材 料	* ブロックの種類、モジュール呼び寸法、正味厚さ () ※表8.3.1による * 塀の化粧ブロックの使用 ※図示による	・()
8.3.3	モルタル及びコンクリートの調査	* モルタルの調査 ※8.2.3(ア)～(イ)による	・()
8.3.4	鉄筋の加工及び組立	* 壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状 ※図示による * 各部の配筋 ※図示による	
4節	ALCパネル		
8.4.2	材 料	* パネルの区分、単位荷重、厚さ、幅、長さ、耐火性能等 ※図示による * 区分() 単位荷重() 厚さ()mm 幅()mm 長さ()mm 耐火性能() [表8.4.2]	
8.4.3	外壁パネル構法	* 種別 ・A種 ・B種 * 耐風圧性能及び耐震性能 ※図示による * パネル幅の最小限度 ※300mm * パネルの短辺小口相互の接合部の目地幅 ※10mm～20mm * 出隅、入隅のハネ接合部並びにハネと他部材との取合い部の目地幅 ※10mm～20mm * (7)、(8)の伸縮調整目地への耐火目地材の充填 ・行う ・行わない * 種別 ・C種 ・D種 ・E種	・() ・() ・() ・() ・() ・()
8.4.4	間仕切壁パネル構法	* 耐震性能 ※図示による	・() [表8.4.3]
5節	押出成形セメント板(ECP)		
8.5.2	材 料	* パネルの種類、形状、厚さ、幅 ※図示による * 種類() 形状() 厚さ()mm 幅()mm	・() [表8.5.1]
8.5.3	外壁パネル工法	* 種別 ・A種 ・B種 * 耐風圧性能及び耐震性能 ※図示による * 耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ※パネル製造所の仕様による * パネル幅(300mm未満の場合) ()mm * パネル相互の目地幅(長辺10mm以上、短辺15mm以上) ・[長辺()mm 短辺()mm] ※図示による * 出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅 ※15mm程度(シーリング材充填) ()mm * 種別 ・B種 ・C種 * 耐震性能 ※図示による	・() ・() ・() ・() ・() ・() ・() ・()
8.5.4	間仕切壁パネル工法		
		設計事務所名	年度 工事名称
		建築士登録番号	縮尺
		建築士氏名	建築工事特記仕様書 4/10
		検 図	製 図
		設 計	○年○月
		愛知県建築局公共建築部公共建築課	
		図面番号	

章	項目	特記事項	備考
8章	8.5.5 溝掘り及び開口部の措置	*ハネの開口寸法等の限度 () ・図示による	
9章	保証年限	*防水の保証期間は工事目的物引き渡しからモルタル防水5年、その他防水10年とする。	
	2節 アスファルト防水		
	9.2.2 材料	*改質アスファルト-フィンシート 種類及び厚さ ※表9.2.3～表9.2.8による () ・図示による *部分粘着層付改質アスファルト-フィンシート 種類及び厚さ ※表9.2.5～表9.2.8による () ・図示による *押え金物の材質及び形状寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度 () ・図示による *断熱材(屋根保護防水断熱工法) 厚さ() ・図示による *断熱材(屋根露出防水断熱工法) 種類及び厚さ () ・図示による *絶縁用シート材料 [屋根保護防水密着工法・屋根保護防水絶縁工法] ※ホリエチレンフィルムt=0.15mm以上 () [屋根保護防水密着断熱工法・屋根保護防水絶縁断熱工法] ※ホリアロピレン、ホリエチレン等を平織りしたフラットヤンクロス(70g/m程度) () *乾式保護材(立上り部保護) () ・図示による *れんが(立上り部保護) ※図示による () *施工箇所毎の防水層の工法による種別 [表9.2.3]～[表9.2.9] 種別 *立上り部における保護工法 ※図示による () *屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法の場合 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 ※図示による () *屋根露出防水断熱工法又は屋根露出防水絶縁断熱工法の場合 [表9.2.7]、[表9.2.8] 脱気装置の種類、設置数量 ※アスファルト-フィンシート製造所の指定 () ・図示による 仕上塗料の種類 ※図示による () 仕上塗料の使用量 ※アスファルト-フィンシート製造所の仕様 () ・図示による *屋根防水密着工法 保護層 ・有 ・無 ※図示による [表9.2.9] E-1の工程3 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位に適用 ・行わない () ・図示による *下地モルタル塗 適用箇所 () ・図示による *立上り ※コンクリート打放し仕上げ[表6.2.4のB種] () ・図示による *ルフトレイン及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置(屋根露出防水断熱工法) ※図示による () *平場の保護コンクリート厚さ ※80mm以上[にて仕上げ] ※60mm以上[床タイル張り等仕上げ] () *立上り部の保護 ・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え ・モルタル押え(屋内等) ・図示による れんが押えの保護工法 ・図示による () *屋上排水溝 ・図示による ()	
	9.2.3 防水層の種類及び工程		
	9.2.4 施工		
	9.2.5 保護層等の施工		
	3節 改質アスファルトシート防水		
	9.3.2 材料	*改質アスファルトシート 種類及び厚さ ※表9.3.1～表9.3.3による () ・図示による *粘着層付改質アスファルトシート、部分粘着層付改質アスファルトシート 種類及び厚さ ※表9.3.2及び表9.3.3による () ・図示による *押え金物 材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度 () ・図示による *屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ ※図示による () *防水層の工法による種別 [表9.3.1]～[表9.3.3] 種別 *屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による [表9.3.1] 使用量 ※改質アスファルトシート製造所の仕様 () ・図示による *屋根露出防水断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファルトシート製造所の指定 () [表9.3.2] 仕上塗料 種類 () ・図示による 使用量 ※改質アスファルトシート製造所の仕様 () ・図示による *屋根露出防水断熱断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファルトシート製造所の指定 () [表9.3.3] 防湿用シートの設置 () ・図示による 仕上塗料 種類 () ・図示による 使用量 ※改質アスファルトシート製造所の仕様 ()	
	4節 合成高分子系ルーフィングシート防水		
	9.4.2 材料	*ルーフィングシート 種類及び厚さ ※表9.4.1～表9.4.3による () ・図示による *可塑性移行防止用シート 材質 ※発泡ポリエチレンシート () ・図示による *固定金具の材質、形状及び寸法 ※9.4.2(3)(イ)による () ・図示による *断熱工法に用いる断熱材 機械的固定工法の場合の種類及び厚さ ※図示による () 接着工法の場合の種類及び厚さ ※図示による ()	
9.4.3 防水層の種類及び工程	*防水層の工法による種別 [表9.4.1]～[表9.4.3] 種別 *接着工法の場合 脱気装置 種類、設置数量 ※ルーフィングシート製造所の仕様 () [表9.4.1] 仕上塗料 種類 () ・図示による [表9.4.1.2] 使用量 ※ルーフィングシート製造所の仕様 () 種別 S-M2及びS-M2の場合 ・軽歩行仕様 種別 SI-M1及びSI-M2の場合 防湿用フィルムの設置 ()		
9.4.4 施工	*合成高分子系ルーフィングシート防水(屋内保護密着工法)の場合の工程4のモルタル塗厚・図示による () [表9.4.3] *防水層の下地におけるモルタル塗箇所 () ・図示による *防水層下地の立上り ※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種 () *接着工法でプレキャストコンクリート下地の場合の目地処理 () ・図示による *プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り(種別 S-F1、SI-F1) () ・図示による *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 () *保護層の立上り部の保護モルタル塗厚 ※7mm以下 () ・図示による		
5節 塗膜防水			
9.5.3 防水層の種類及び工程	*防水層の工法による種別 [表9.5.1] 種別 [表9.5.2] *ウレタンゴム系塗膜防水 仕上塗料 種類 () ・図示による [表9.5.1] 使用量 ※主材料の製造所の仕様 () *脱気装置の種類及び設置数量(種別X-1) () ※主材料の製造所の仕様 *ゴムアスファルト系塗膜防水 種別Y-2における保護層の仕様 () ・図示による		
9.5.4 施工	*防水層の下地におけるモルタル塗箇所 () ・図示による *防水層下地の立上り ※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種 ()		
6節 ケイ酸質系塗布防水			
9.6.4 施工	*防水層の下地 壁、天井部 () ※コンクリート打放し仕上げ(表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種) *コンクリートの打継ぎ箇所の処理 () ※9.6.4(2)(ア)による *9.6.4(2)(イ)、(ウ)以外の下地処理 () ・図示による		
7節 シーリング			
9.7.2 材料	*シーリング材の種類及び施工箇所 ※種類は被着体に応じたものとし[表9.7.1]による ・図示による 種別		

章	項目	特記事項	備考		
9章	9.7.3 目地寸法	*シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *シーリング材の目地寸法 ※9.7.3(1)(ア)、(イ)、(ウ)による () ・図示による			
	9.7.5 シーリング材の試験	*接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験			
	1節 共通事項				
	10.1.3 施工一般	*石材の割付 () ・図示による			
	2節 材料				
	10.2.1 石材	*表面仕上げの種類 [表10.2.1及び表10.2.2] 仕上げの種類 *天然石 *種類 () *テラゾ *形状、寸法 () ※0.8㎡/枚以下 ・図示による *種石の種類 ※大理石 () ・図示による 種石の大きさ ※1.5～12mm () ・図示による *テラゾブロック 形状による区分、仕上げ面による区分及び寸法 ※図示による () *テラゾタイル 寸法による区分 ※図示による () *外壁湿式工法及び内壁空積工法用受金物の材質、形状及び寸法 ※ステンレス(SUS304)製 L-75×75×6(mm)、長さ100又は150mm程度 ・図示による () *乾式工法用金物 種類、形状、寸法等 ※表10.2.4による () ・図示による 方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式 *特殊部位用金物 引金物、だぼ、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による ファスナー ※図示による () 方式() アンカーの材質、寸法 外壁湿式工法及び内壁空積工法 ※SS400 () 外壁乾式工法及び特殊部位 ※SUS304製 () *あと施工アンカーの材質、寸法等 () ・図示による *10.2.2(1)～(5)以外の金物 材質、形状及び寸法 () ・図示による			
	10.2.2 取付け金物	*取付け用モルタル、既調査の目地用モルタル、浸透性吸水防止剤、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物固定に使用する充填材等 ※専門工事業者指定製品(実績等の資料を監督職員に提出) () *ドレンパイプ(外壁湿式工法)の材質 () ・図示による			
	10.2.3 その他の材料				
	3節 外壁湿式工法				
	10.3.2 材料	*石材の厚さ(厚さ25mm以上) () ・図示による *石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による 裏打ち処理 ・行う ・行わない ・図示による *下地ごしらえ ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法 ※あと施工アンカー・横筋流し工法 *一般目地の目地幅 ※6mm以上 ()mm ・図示による *一般目地のシーリング材 ・シーリング材 *伸縮調整目地の位置 ※表11.1.1による () ・図示による *伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 ※9.7.3(1)(ウ)による () ・図示による			
10.3.3 施工	*石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による 裏打ち処理 ・行う ・行わない ・図示による *下地ごしらえ ・あと施工アンカー工法 ※あと施工アンカー・横筋流し工法 *一般目地の目地幅 ※6mm以上 ()mm シーリング材 ・用いる ・用いない *伸縮調整目地の位置 ※6mm程度ごと () ・図示による *伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 ※9.7.3(1)(ウ)による () ・図示による				
4節 内壁空積工法					
10.4.2 材料	*石材の厚さ(厚さ20mm以上) () ・図示による *石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による 裏打ち処理 ・行う ・行わない ・図示による *下地ごしらえ ・あと施工アンカー工法 ※あと施工アンカー・横筋流し工法 *一般目地の目地幅 ※6mm以上 ()mm シーリング材 ・用いる ・用いない *伸縮調整目地の位置 ※6mm程度ごと () ・図示による *伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 ※9.7.3(1)(ウ)による () ・図示による				
10.4.3 施工					
5節 外壁乾式工法					
10.5.2 材料	*石材の厚さ(厚さ30mm以上) () ・図示による *だぼ用穴の位置 ※10.5.2(2)(ア)による () ・図示による 裏打ち処理 ・行う ・行わない ・図示による				
10.5.3 施工	*建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 () *目地幅 ※8mm以上 ()mm ・図示による *目地の仕上げ ・シーリング材(9章7節[シーリング]による)を充填 () ・図示による				
6節 床及び階段の石張り					
10.6.2 床の石張り	*石材の厚さ () ・図示による 浸透性吸水防止剤 ・行う ・行わない ・図示による 石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による 裏打ち処理 ・行う ・行わない ・図示による *一般目地幅 屋外(4mm以上) () ・図示による 屋内(3～6mm以上) () ・図示による *伸縮調整目地の位置 ※10.6.2(5)(イ)(a)による () ・図示による *伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 ※9.7.3(1)(ウ)による () ・図示による *石材の厚さ () ・図示による *一般目地幅 屋外() ・図示による 屋内() ・図示による *伸縮調整目地の位置 ※10.6.2(5)(イ)(a)による () ・図示による *伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 ※9.7.3(1)(ウ)による () ・図示による				
10.6.3 階段の石張り					
7節 特殊部位の石張り					
10.7.2 笠木、甲板等の石張り	*石材の取付工法 ・湿式工法 ・乾式工法 ・図示による *石材の厚さ () ・図示による 石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による *取付け代(乾式工法) ※10.5.3(2) () ・図示による *乾式工法における石裏補強用モルタル ・使用する *石材の厚さ ()mm ※40mm ・図示による				
10.7.3 隔て板					
11章					
11.1.3 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	*目地の位置 ※表11.1.1による () ・図示による				
11.1.4 見本焼	*見本焼 ・有 ※無 試験張り ・有 ※無				
2節 セメントモルタルによるタイル張					
11.2.2 材料	*タイル ※図示による ・愛知県産 適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法				
*役物	・有 ・無				
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
		建築士登録番号	建築工事特記仕様書 5/10		縮尺
		建築士氏名	愛知県建築局公共建築部公共建築課		
		検図	製図	設計	○年○月

章	項目	特記事項	備考	
11章	11.2.3 張付け用材料等	*既調合モルタル ()		
	11.2.6 施工	*下地モルタル塗りのコンクリート素地面処理 ・MCR工法 ・目荒し工法 () ・図示による *壁タイル張り工法 タイルの種類及び工法 () ・図示による ・上記11.2.2の表による [表11.2.3]		
	11.3 有機系接着剤によるタイル張り			
11章	11.3.2 材料	*タイル ※図示による ・愛知県産		
	11.3.4 シーリング材	*役物 ・有 ・無 *種類 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ホリケタン系シーリング材 () 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコン系シーリング材 ()		
	11.3.5 施工	*下地調整塗材塗りをを行うコンクリート素地面処理 ・MCR工法 ・目荒し工法 () ・図示による *壁タイル張り タイルの種類等 ・内装タイル ・外装タイル ・ユニットタイル () ・図示による [表11.3.2] *外装タイル接着剤張りの目地詰め ・行わない		
12章	2節 材料			
	12.2.1 木材	(1)(4) *含水率 下地材 ※A種 ・B種 造作材 ※A種 ・B種 [表12.2.1] (1)(ウ) *材料のホルムアルデヒド放散量等 ※12.2.1(1)(ウ) による ()		
	(2)(ア)	*製材	「JAS1083(製材)」による製材	
		下地用製材	寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 等級 ※図示による ※2級	
		造作用製材	等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 板類における等級 ※枠、額縁、敷居、鴨居、框の類の見掛り面は上小節、それ以外は小節以上 ・図示による	
	(2)(イ)	広葉樹製材	寸法及び保存処理 ※図示による 等級 ※1等 ・図示による () 含水率 ※10%以下 ・図示による ()	
		「JAS1083(製材)」以外の製材	下地、造作及び仕上げに用いる製材 寸法、材面の品質、含水率及び防虫処理 ※図示による 造作材の材面の品質の基準 ※A種 ・B種	[表12.2.2]
		*造作用集成材	「集成材のJAS」による造作用集成材	
	(3)(ア)	造作用集成材	品名、樹種名、見付け材面、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ・図示による ()	
		化粧ばり造作用集成材	品名、樹種名、化粧薄板の厚さ、見付け材面、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ・図示による ()	
		「集成材のJAS」以外の造作用集成材	造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による () 化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による ()	
	(3)(イ)	「集成材のJAS」以外の造作用集成材	造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による () 化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による ()	
*造作用単板積層材		「単板積層材のJAS」に基づく造作用単板積層材		
「単板積層材のJAS」以外の造作用単板積層材		品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による 寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による 含水率 ※14%以下 ・図示による ()		
(5)	*直交集成板	品名、強度等級、種別、接着性能、樹種名及び寸法 ※図示による		
	*合板等			
	下地用合板 普通合板	品名、単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 厚さ ※5.5mm ・図示による 接着の程度 ※1類 ・図示による 板面の品質 ※2等以上(広葉樹) ※C-D以上(針葉樹) ・図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※1類 ・図示による 構造用合板 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級 ※図示による 厚さ ※12mm ・図示による 接着の程度 ※1類(湿潤箇所を除く) ※特類(湿潤箇所) ・図示による 等級 ※2級以上 () 板面の品質 ※C-D以上 ()		
(6)	化粧ばり構造用合板	品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※特類 ・図示による 天然木化粧合板 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※図示による パーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ ※図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※15mm、13MR1(M)タイプ ※15mm、13MR2(P)タイプ ()		
	構造用パネル	品名、寸法 ※図示による		
	ミディアムテンシティファイバーボード(MDF)	表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分、厚さ ※図示による		
12.2.2 接合具等	*造作材の化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し [表12.2.3] *諸金物の形状、寸法、材質 ※12.2.2(2)(ア)による () ・図示による ~[表12.2.5]			
3節 防汚・防蟻・防虫処理				
12.3.1 防汚・防蟻処理	*薬剤の加圧注入による防汚・防蟻処理 適用部材 ※図示による () 保存処理性能区分 ※K3 ()			
12.3.2 防虫処理	*薬剤の塗布等による防汚・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理 ・行う ・行わない 薬剤の種類、適用部材 ※図示による () 処理の方法 ※12.3.1(イ)(b)による () ・図示による			
	*薬剤の接着剤への混入による防汚・防蟻処理 ・行う() ・行わない			
	*合板等の加圧注入による防汚・防蟻処理 ・行う() ・行わない			
4節 RC造等の内部間仕切軸組及び床組	*防虫処理の適用(ラワン材等を仕様する場合の性能区分K1) ※図示による ()			
12.4.1 木材	*間仕切軸組に用いる木材 ・杉 ・松 () *床組に用いる木材(土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太) ・ひのき ・保存処理木材 () 床組に用いる木材(上記以外) ・杉 ・松 ()			
5節 窓、出入口その他				
12.5.1 木材	*窓、出入口その他に用いる木材 吊元枠、水掛りの下枠、敷居 ※ひのき () ・図示による その他 ・松 ・杉 () ・図示による			
6節 床板張り				
12.6.1 木材	*縁甲板、上がりがまちに用いる木材 ※ひのき () ・図示による			

章	項目	特記事項	備考
7節	壁及び天井下地		
12.7.1	木材	*木材 ・杉 ・松 () ・図示による	
2節	長尺金属板葺		
13.2.2	材料	*長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類 ※JIS G 3322の屋根用コイル(塗膜の種類、厚さ) ・図示による 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ ※図示による () *下葺材料(釘又はスチールが打てる下地の場合) ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材	
13.2.3	工法	*屋根葺形式 ※図示による () *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 () *屋根葺形式に応じた葺材の寸法・厚さ、下地、留付け工法等 ※図示による () *横葺の場合 ・つかみ込み ・けらば包み納め ※図示による *雪止め ※図示による ()	
3節	折板葺		
13.3.2	材料	*折板 形式 ・重ね形 ・はぜ締め形 () ・図示による 山高、山ピッチ、耐力、厚さ ※図示による () 材料 ※鋼板製 () ・図示による	[表13.2.1]
13	章		
13.3.3	工法	*折板に使用する材料 材質の種類() ・図示による *軒先面戸板 ・有 ・無 ・図示による *断熱材張りをを行う場合の断熱材の種類、厚さ、防火性能等 ※図示による ()	
4節	粘土瓦葺		
13.4.2	材料	*粘土瓦 種類、大きさ、役物瓦の種類、雪止め瓦の使用 ※図示による () 産地 ※愛知県産 JIS A 5208に基づく凍害試験等 ・行う ※行わない	
13.4.3	工法	*瓦葺木 材質 ※杉 () ・図示による 寸法(幅21、高さ15(mm)以上) ※図示による () *棟補強用心材 材質 ※杉 () ・図示による 寸法(幅40、高さ30(mm)以上) ※図示による () *瓦葺木 材質 ※杉 () ・図示による 寸法(幅40、高さ30(mm)以上) ※図示による () *棟補強等に使用する金物等の材質、形状、寸法、留付け方法 ※図示による () *下葺材料(釘又はスチールが打てる下地の場合) ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 *建築基準法に基づく風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等の工法() *瓦葺木 留付け工法() ・図示による *棟の工法 ・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 () ・図示による *面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部の仕上げ ・モルタル ・瓦葺き用しっくい ・図示による	
5節	とい		
13.5.2	材料	*材種等 ・配管用鋼管 ・配水管継手 ・硬質ホリ塩化ビニル管 ・硬質ホリ塩化ビニル管継手 ・ルーフトン [表13.5.1] ・硬質塩化ビニル雨どい ・ステンレス鋼板 ・とい緊結用銅線 ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板) ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板以外)(JIS規格: 塗膜の種類:) *とい受金物及び足金物 材質 ※ 溶融亜鉛メッキ () ・図示による 形状、取付け間隔 ※図示による ()	
13.5.3	工法	*防露巻き(鋼管製とい) ※表13.5.4による () ・図示による	
2節	表面処理		
14.2.1	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	*種別 ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 [表14.2.1] ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装())	
14.2.2	鉄鋼の亜鉛めっき	*陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 () 色合等() ・図示による	[表14.2.2]
4節	軽量鉄骨天井下地		
14.4.2	材料	*野縁等の種類 屋内 ※19形 ・25形 ・図示による [表14.4.1] 屋外 ・19形 ※25形 ・図示による	
14.4.3	形式及び寸法	*屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔 ()mm ・図示による *屋外の野縁間隔 ()mm ・図示による *タテ等により吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※図示による () *天井のふところが3mを超える場合の補強方法 ※図示による () *天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※図示による () *耐風圧性を考慮した補強方法(屋外の軒、ピロティ等の天井) ※図示による ()	
14.4.4	工法		
5節	軽量鉄骨壁下地		
14.5.3	形式及び寸法	*スタッド、ランナーの種類 ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※スタッドの高さに応じた種類 ・図示による [表14.5.1] *スタッド高さが5.0mを超える場合 () *出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※14.5.4(5)による () ・図示による	
14.5.4	工法		
6節	金属成形板張り		
14.6.2	材料	*金属成形板 種別、表面処理 ※図示による ()	
14.6.3	工法	*取付け用下地 ※4節 軽量鉄骨天井下地による () ・図示による *長尺ものの温度変化に対する伸縮調整継手 () ・図示による	
7節	アルミニウム製笠木		
14.7.2	材料	*主な構成部材による種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・図示による [表14.7.1] *笠木本体の材料の表面処理の種別 [表14.2.1] ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装())	
14.7.3	工法	*建築基準法に基づく風圧力に対応した工法()	
15章	2節 下地		
15.2.4	ラス系下地	*ラス系下地種類 通気工法 ・二層下地 ・単層下地 () 直張り工法 ・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地 () 通気工法(外張断熱工法) ()	
		設計事務所名	年度 工事名称
		建築士登録番号	縮尺
		建築士氏名	建築工事特記仕様書 6/10
検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公共建築課
		○年○月	

章	項目	特記事項	備考	
15	15.2.5 せつこうボード ¹⁾ その他のボード ²⁾ 下地	*ラス及び補強用平ラス 素材記号 () ※ K [二層下地通気構法] ・波形ラス(W700) ・こぶラス(K800) ・骨付きラス(BP700) [単層下地通気構法] ※ リプラスC(RC800) 種類、単位面積当たりの質量 () ・図示による		
	15.2.6 こまい下地	*ラスシート 山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ※ LS4[耐力壁] () ・図示による		
	15.2.7 木ずり下地	*ステープルの形状及び寸法 ※ L925TS[リプラス] ※ L1019JS[波形ラス] () ・図示による		
	3節 モルタル塗り	*通気工法二層下地の場合の換気口の措置 ※「公共建築木造工事標準仕様書」11.4.3(2)(ク)による ・図示による		
	15.3.2 材料	*直張り工法のラスシートモルタル下地の場合のラスシートの施工[耐力壁として使用する場合] ※ 図示による		
	15.3.5 工法	*せつこうボード及びびラスボードの種類、厚さ ※図示による () 木質系セメント板の種類、厚さ(15mm以上) ※図示による ()		
	6節 仕上塗材仕上げ	15.6.2 材料	*耐力壁の指定がある場合 ※図示による *木ずり用小幅板の樹種 ※杉[心去り材] () ・図示による	
			*モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料 ・図示による *既製目地材 ・使用する(形状:) ・使用しない ・図示による *床の目地割り ※ 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 () ・図示による 種類 ※ 押し目地 () ・図示による *外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う ・行わない ()	
	7節 マスチック塗材塗り	15.7.2 材料	*仕上塗材 種類(呼び名)、仕上げの形状、工法 ※図示による () [表15.6.1] *内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材の使用箇所及び種類等 ※図示による *複層仕上塗材の耐候性 ・耐候形()種 ・図示による *複層仕上塗材の上塗材 [表15.6.2] 樹脂 ・アクリル系 ・シリカ系 ・ホリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・ふっ素系 ・図示による 溶媒 ・水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 ・図示による 外観 ・つやあり ・つやなし ・タリック ・図示による *外装厚塗材Si、Eの上塗材の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *外装厚塗材Cの上塗材[セメントスタッコ以外の場合] () ・図示による	
			*種別 ・A種 ・B種 [表15.7.1]	
	10節 しっくい塗り	15.10.1 一般事項	*下地 ※図示による ()	
		15.10.2 材料	*材料 ・現場調合材料 ・既調合材料(色しっくいの適用 ・有 ・無) ・図示による	
	15.10.3 調合及び塗厚		*調合及び塗厚 せつこうボード下地の場合 ※表15.10.1による () ・図示による モルタル塗り下地の場合 ※表15.10.2による () ・図示による 木ずり下地の場合 ※表15.10.3による () ・図示による せつこうプラスター下地及びこまい土壁下地の場合 その他の下地の場合 ※ 図示による	
		15.10.4 工法	*上塗りの仕上げ工法 ※表15.10.5による () ・図示による	
	11節 こまい壁塗り	15.11.2 材料	*のり 土壁用 ※ つのまた () ・図示による 砂壁用 ※ ふのり () ・図示による *色土 土物仕上げに用いる色土の種類 () ・図示による 大津仕上げに用いる色土の種類 () ・図示による	
15.11.3 調合		*色砂の種類 () ・図示による		
15.11.4 塗厚		*下塗りの調合 ※表15.11.2による () ・図示による *塗厚 ※表15.11.8による ()mm ・図示による		
	15.11.5 工程	*耐力壁の指定がある場合()mm ・図示による		
15.11.7 土物仕上げ		*こまい壁の工程の種類 ※ A種 ・B種 [表15.11.9] *工法の種類 ・水ごね土物1工法 ・水ごね土物2工法 ・のりさし土物工法 ・のりごね土物工法 ・砂壁仕上げ工法 ・切返し仕上げ工法 ・図示による		
	15.11.8 大津仕上げ	*ちりじゃくり () ・図示による *工法の種類 ・普通大津仕上げ工法 ・大津みがき仕上げ工法 ・図示による		
12節 ロックウール吹付け	15.12.3 配合及び密度等	*仕上げ吹付け厚さ ()mm ・図示による		
	16			
16.1.3 防火戸		*防火戸の適用 ※ 図示による *防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの ・図示による ・ヒューズ装置 ・熱感知器 ・煙感知器		
	16.1.4 見本の製作等	*建具見本の製作 ・有 ※ 無 特殊な建具の仮組 ・実施する ・実施しない		
16.1.6 その他		*防犯建物部品 ・使用しない ・使用する(使用箇所)		
	2節 アルミニウム製建具			
16.2.2 性能及び構造		*外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] ・A種 ・B種 ・C種(枠の見込み寸法:) ・図示による [表16.2.1] 外部に面する建具[木下地] ・D種 ・E種 ・図示による 枠の見込み寸法() [表16.2.2]		
		*防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ()		
16.2.3 材料		*網戸 防虫網 材質 ※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316) ・図示による 線径、網目 ※ 線径0.25mm以上、網目16~18メッシュ(合成樹脂) () ・図示による		
	16.2.4 形状及び仕上げ	*アルミニウムの表面処理 色 ・標準色 ・特注色 種別 ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装()) [表14.2.1] *結露水の処理方法 ・図示による ・製作所の仕様による ()		
16.2.5 工法		*水きり板 ・図示による () ぜん板 ・図示による () *内付け建具 ・適用する ・適用しない		

章	項目	特記事項	備考		
3節 樹脂製建具	16.3.2 性能及び構造	*外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] [表16.3.1] ・A種 ・B種 ・C種 枠の見込み寸法 () ・図示による 外部に面する建具[木下地] ・D種 ・E種 ・図示による 枠の見込み寸法 () [表16.3.2]			
	16.3.3 材料	*防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・T-1 ・T-2 () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・H-4 ・H-5 ・H-6 ・H-7 ・H-8 () [表16.3.3] *外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・図示による () *ガラス ※ 複層ガラス () ・図示による			
16.3.4 形状及び仕上げ		*表面色 ・標準色 ・特注色			
	16.3.5 工法	*水きり板 ・図示による () ぜん板 ・図示による () *内付け建具 ・適用する ・適用しない			
4節 鋼製建具	16.4.2 性能及び構造	*簡易気密型ドアセットの性能等級 ※ 気密性A-3、水密性W-1 () 外部に面する建具の耐風圧性の等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・図示による [表16.2.1] *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による () *耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・図示による () *点検口の類のくつずりの材料 ・図示による ()			
	16.4.3 材料	*鋼板類の厚さ(有効開口幅が950mm又は有効高さ2400mmを超える場合を除く) ※表16.4.2による () *くつずりの仕上げ ・HL(ステンレス鋼板の場合) ・図示による () *形式及び寸法 ・図示による ()			
5節 鋼製軽量建具	16.5.2 性能及び構造	*簡易気密型ドアセット(気密性:A-3) ・適用する ・適用しない ・図示による () *耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・図示による () *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ()			
	16.5.3 材料	*鋼板類の種類 ※図示による () *召合せ、縦小包口板等 ※ 鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金 *鋼板類の厚さ(有効開口幅が950mm又は有効高さ2400mmを超える場合を除く) ※表16.5.1による ()			
16.5.4 形状及び仕上げ					
	16.5.5 工法				
6節 ステンレス製建具	16.6.3 材料	*ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・図示による ()			
	16.6.4 形状及び仕上げ	*表面仕上げ ※ HL ・図示による () *曲げ加工 ※ 普通曲げ ・角出し曲げ ・図示による			
7節 木製建具	16.7.2 材料	*含水率 ※ A種 ・B種 ・図示による [表16.7.1] *フラッシュ戸の材料 表面材の種類 ・16.7.2(2)(ア)による合板 ・16.7.2(2)(ア)によるMDF ・図示による 表面材の品質等 MDFの表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分 ・図示による ()			
	16.7.3 形状及び仕上げ	*かまち戸の材料 かまち及び鏡板の樹種 () ・図示による *ふすまの材料 種別 ・I型 ・II型 ふすま紙の上張りの種類 () ・図示による *枠及びくつずりの材料 ・図示による () *フラッシュ戸 表面板の厚さ ※表16.7.6による () ・図示による *木製建具の見込み寸法 [表16.7.7] かまち戸 ※ 36mm ()mm ・図示による ふすま戸 ※ 19.5mm ()mm ・図示による 戸ぶすま ※ 30mm ()mm ・図示による 紙張り障子 ※ 30mm ()mm ・図示による			
16.7.4 工法		*フラッシュ戸の定規縁(引戸)の召合わせ枠の形状 ※いんろう付としない ・いんろう付き ・図示による *ふすまの縁の仕上げ ・塗り縁 ・生地縁 ・図示による [表16.7.10]			
	8節 建具用金物				
16.8.1 一般事項		*既製の建具用金物のうち機能上必要最低限のもの ※ 建具製作所の仕様による ()			
	16.8.2 材質、形状及び寸法	*金物の種類及び見え掛り部の材質 ※表16.8.1による () 表16.8.1中の*印の適用並びに備考中の特記について ※ 図示による () *金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※表16.8.2による () ・図示による *樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※表16.8.3による () ・図示による			
16.8.3 取付け施工		*木製建具用丁番の枚数及び大きさ ※表16.8.4による () ・図示による 戸車及びレール ※表16.8.5による () ・図示による			
	16.8.4 鍵	*握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ・図示による () *マスターキー ・製作する() ・製作しない *鍵の制作本数等 ※ 3本1組とし、室名札を付ける () 鍵箱 ※ 要 ・不要			
9節 自動ドア開閉装置	16.9.2 性能	*戸の開閉方式 () ・図示による *駆動装置の性能値 ※表16.9.1による(引き戸用) () ・図示による 防錆の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *車椅子使用者用便房出入口の引き戸用駆動装置の性能 ※表16.9.2による () ・図示による 防錆の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *検出装置の性能 ※表16.9.3による(引き戸用) () ・図示による 防錆の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *引き戸用検出装置の種類 ※表16.9.4による () ・図示による タッチスイッチの開閉スイッチ ・無線式タッチスイッチ ・光線式タッチスイッチ 車椅子使用者用便房スイッチの開閉スイッチ ・大形(開・閉)押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ *凍結防止措置 ・要 ・不要			
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
		建築士登録番号	縮尺		
		建築士氏名	建築工事特記仕様書 7/10		
検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公共建築課		
		○年○月			

章	項目	特記事項	備考
10節 閉鎖式上吊り引戸装置 16.10.3 性能等		* 閉鎖式上吊り引戸装置の性能 ※ 表16.10.1による () ・図示による	
	11節 重量シャッター 16.11.2 形式及び機構	* シャッター種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター ・図示による * 耐風圧強度[外壁開口部に設ける重量シャッター] () ・図示による * 閉鎖方式の種類 ※ 電動式(手動併用) ・手動式 ・図示による [表16.11.1] * 電動式シャッターにおける不測の落下防止装置設置箇所 ・図示による () * 電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所 ・図示による () * 屋内用防火シャッター、防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ・図示による () * シャッターケース[管理用シャッター] ・設置する () ・設置しない () ・図示による * スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 () ・図示による 鋼板のめっき付着量 ※Z12またはF12を満足するもの ()	
	16 16.11.3 材料		
	12節 軽量シャッター 16.12.2 形式及び機構	* 開閉方式 ※ 手動式 ・電動式(手動併用) * 耐風圧強度 () ・図示による	
	16.12.3 材料	* スラットの材質の種類 ・JIS G 3312 ・JIS G 3322 ・図示による () スラットのめっき付着量 ※JIS G 3312の場合はZ06又はF06を、JIS G 3322の場合はAZ90を満足 () ・図示による	
	16.12.4 形状及び仕上げ	* スラットの形状 ・インターロック形 ・オーバーラッピング形 ・図示による ()	
	13節 オーバーヘッドドア 16.13.2 形式及び機構	* セクション材料による区分 ※ スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ ・図示による * JIS A 4715による風圧力による強さの区分 () ・図示による * 開閉方式 ※ バランス式 ・チェーン式 ・電動式 ・図示による * 収納形式 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーティカル形 ・図示による * ガイドレールの材料 ※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図示による	
	16.13.3 材料		
	14節 ガラス 16.14.2 材料	* フロート板ガラス 品種及び厚さの呼びによる種類 () ・図示による () * 型板ガラス 厚さによる種類 () ・図示による () * 網入及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さによる種類 () ・図示による ()	
	16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等 16.14.4 ガラスブロック積み	合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びに合計厚さ () ・図示による 強化ガラス 特性による種類 ・I類 ・II-1類 ・II-2類 ・III類 () ・図示による 形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 () ・図示による 特性による種類 ・I類 ・III類 ・図示による () 熱線吸収板ガラス 板ガラスの種類、厚さによる種類 () ・図示による () 性能による種類 ・1種 ・2種 () ・図示による () 複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ () ・図示による () 断熱性による区分 ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6 () ・図示による 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G ・S () ・図示による 乾燥気体の種類 ・空気 ・アルゴン ・クリプトン ・ネオン () ・図示による 熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類 () ・図示による () 厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm () ・図示による () 日射熱遮へい性区分 ・1種 ・2種 ・3種 () ・図示による () 耐久性区分 ・A類 ・B類 () ・図示による () 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類 () ・図示による () 厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm () ・図示による () * ガラス留め材 ・シーリング材 ・ガスケット () ・図示による () アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガスケットの用途による区分 ※16.4.2(イ)による () ・図示による () * 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による () * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による () 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による () 力骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 () ・図示による 化粧目地モルタルの色 () ・図示による () シーリング材の種類 () ・図示による () 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 () ・図示による () * 工法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 () ・図示による () 木下地の場合壁用金属枠の取付け () ・図示による () 目地幅 平積み ()mm ※8mm以上15mm以下 () ・図示による 曲面積み ()mm ※外側15mm以下、内側6mm以上 () ・図示による 伸縮調整目地位置 ()m以下ごと ※6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ガラスブロック製造所の仕様 () ・図示による	
17 17.1.3 性能	* 耐風圧性、耐震性、水密性、気密性、耐火性、耐温度差性、遮音性、断熱性等の諸性能値 ※ 図示による () * 上記性能の確認及び判定方法 ※ 監督職員の承諾による(適切な資料を提出する) ()		
17.2.2 材料	* 金属系材料の種類 () ・図示による シーリング材の種類 () ・図示による * ガラス取付けシーリング材の種類 () ・図示による * 構造ガスケット 材質、形状 () ・図示による * 断熱材 () ・図示による * 製品の寸法許容差 ※ 表17.2.1(アルミニウム合金鋳物を除く) () * 製品の見え掛り部分の仕上げ () ・図示による * ガラス溝の寸法、形状等 ※ カーテンウォール製作所の仕様による () ・図示による * 躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差 () ※ 表17.2.2による * カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差 () ※ 表17.2.3による * ガラスの取付け () ・図示による		
17.2.3 形状及び仕上げ			
17.2.5 取付け			
17.2.6 ガラスの取付け			
3節 PCカーテンウォール 17.3.2 材料	* コンクリートの種類 普通コンクリート ※ 6.3.1[コンクリートの材料]による () ・図示による () 軽量コンクリート ※ 表6.10.1[軽量コンクリートの種類]の1種 () ・図示による () 設計基準強度Fc ※ 30N/mm ² () ・図示による 所要スランプ ※ 12cm () ・図示による		

章	項目	特記事項	備考	
17.3.3 形状及び仕上げ		気乾単位容積質量 ※ 6.2.3[気乾単位容積質量](1)による[普通コンクリート] () ・図示による 単位水量の最大値 ※ 185kg/m ³ () ・図示による * 鉄筋の種類 ※ SD295 () ・図示による * 補強鉄線 径、網目寸法 () ・図示による * シーリング材の種類 () ・図示による * 耐火目地材 () ・図示による * 断熱材 () ・図示による * 先付け材料 仕上げ材、建具枠、コンドラ用ガイドレール等 ※ 図示による () * 製品の見え掛り部の寸法許容差 ※ 表17.3.1による () * PCカーテンウォールの仕上げ () ・図示による * アンカー溝(構造用ガスケットを用いる場合) 寸法、寸法許容差 () ・図示による * 配筋 ※ 配筋を定めた計算書による(監督職員の承諾を受ける) () * PCカーテンウォール部材取付け位置の寸法許容差 ※ 表17.3.2による () ・図示による * ガラスの取付け () ・図示による		
	17.3.4 製作			
	17.3.5 取付け			
	17.3.6 ガラスの取付け			
	2節 素地ごしらえ	18.2.2 木部 * 種別 ※ A種[不透明塗料塗り] ※ B種[透明塗料塗り] () ・図示による [表18.2.1] 18.2.3 鉄鋼面 * 種別 ・A種 ※ B種 ※ C種 () ・図示による [表18.2.2] 18.2.4 亜鉛めっき鋼面 * 種別 ・A種 ・B種 () ・図示による [表18.2.3] 18.2.5 モルタル面、プaster面 * 種別 ・A種 ※ B種 () ・図示による [表18.2.4] 18.2.6 コンクリート面、ALC面等 * 種別 ・A種 ※ B種[コンクリート、ALCパネル][耐候性塗料塗りの場合は表18.2.6による] () ・図示による [表18.2.5] * 種別 ・A種 ・B種[押出成型セメント板面] () ・図示による 18.2.7 せっこうボード面等 * 種別 ※ A種[継目処理工法の場合] ※ B種[その他の場合] () ・図示による		
	3節 錆止め塗料塗り 18.3.2 塗料種別	* 鉄鋼面錆止め塗料の種類[つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合] ・A種 ※ B種 [表18.3.1] * 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料 ※ A種[合成樹脂調合ペイント塗りの場合] ・B種 ・C種 [表18.3.2] 18.3.3 錆止め塗料塗り * 鉄鋼面錆止め塗料塗り 見え掛り部 ※ A種 ・B種 見え隠れ部 ・A種 ※ B種 [表18.3.3] * 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り 鋼製建具 ※ A種 ・B種 その他 ・A種 ※ B種 [表18.3.5]		
	4節 合成樹脂調合ペイント塗り 18.4.2 木部 * 種別 屋外 ※ A種 ・B種 屋内 ・A種 ※ B種 [表18.4.1] 18.4.3 鉄鋼面 * 種別 ・A種 ※ B種 [表18.4.2]			
	5節 クリヤラッカー塗り(CL) 18.5.2 クリヤラッカー塗り	* 種別 ・A種 ※ B種 * 着色[A種の場合] ・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤 [表18.5.1]		
	6節 NAD塗り 18.6.2 NAD塗り	* アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り 種別 ・A種 ※ B種 [表18.6.1]		
	7節 耐候性塗料塗り(DP) 18.7.2 鉄鋼面DP塗り * 鉄鋼面耐候性塗料塗り 上塗り塗料の等級 ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.1] 18.7.3 亜鉛めっき鋼面DP塗り * 亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り 上塗り塗料の等級 ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.2] 18.7.4 コンクリート面等DP塗り * コンクリート面及び押出成型セメント板面耐候性塗料塗り 種別 ・A種 ・B種 ・C種 [表18.7.3]			
8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G) 18.8.2 コンクリート面、モルタル面、プaster面、せっこうボード面等つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り 18.8.4 鉄鋼面EP-G塗 * 鉄鋼面つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り 種別 ・A種 ※ B種 [表18.8.3]				
9節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) 18.9.2 EP塗り * 合成樹脂エマルジョンペイント塗り 種別 ・A種 ※ B種 [表18.9.1]				
10節 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) 18.10.2 ウレタン樹脂ワニス塗り * 種別 ・A種 ※ B種 着色の適用 ・適用する ・適用しない [表18.11.1]				
11節 オイルステイン塗り(OS) 18.11.2 オイルステイン塗り * 塗料 () ・図示による [表18.12.1]				
12節 木材保護塗料塗り 18.12.2 木材保護塗料塗り * 種別 ・A種 ※ B種 [表18.13.1]				
19 19.2.2 材料	2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り 19.2.2 材料 * ビニル床シート 種類 ※ FS () ・図示による 色柄 () ・図示による 厚さ ※ 2.0mm () ・図示による * ビニル床タイル 種類 ※ K T () ・図示による 色柄 () ・図示による 寸法 () ・図示による 厚さ ※ 2.0mm () ・図示による * 特殊機能床材 帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 () ・図示による () 帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 () ・図示による () 視覚障害者用床タイル 種類、形状 () ・図示による () 耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 () ・図示による () 防滑性床シート 種類、厚さ等 () ・図示による () 防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 () ・図示による () * ビニル幅木 種類 () ・図示による () 厚さ ※ 1.5mm以上 () ・図示による () 高さ ※ 60mm () ・図示による () * ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 () ・図示による () * ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] () ・図示による () * ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] () ・図示による () * 19.2.3(1)(ア)～(イ)以外の下地の工法 () ・図示による () * 接合部の工法 ※ 熱溶接工法 () ・図示による			
19.2.3 施工				
3節 カーベツト敷き 19.3.2 材料	* 織じゅうたん 織り方、パイルの形状 () ・図示による () 色柄 () ※ 模様のない無地 () ・図示による パイル糸の種類 () ・A種 ・B種 ・C種 [表19.3.1] 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()			
	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
	建築士登録番号		縮尺	
	建築士氏名		建築工事特記仕様書 8/10	
検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公共建築課	
		○年○月		

章	項目	特記事項	備考
19	19.3.4	工法	*タフテッドカーベットの工法 *タイルカーベットの敷き方
	4節	合成樹脂塗床	
	19.4.3	工法	*弾性ウレタン樹脂系 *エポキシ樹脂系
	5節	フローリング張り	
	19.5.2	材料	*種類
	19.5.3	工法一般	*工法
	19.5.4	釘留め工法	*根太張り工法 *直張り工法
	19.5.5	接着工法	*フローリングの樹種 *フローリングブロック *フローリング裏面の緩衝材
	6節	畳敷き	
	19.6.2	材料	*畳の種類 *衝撃緩和型畳
7節	せつこうボード等張り		
19.7.2	材料	*ボード類の種類、厚さ等 *普通合板 *天然木化粧合板 *特殊加工化粧合板 *遮音シール材 *天井ボードの重ね張り *合板類の張付け種別 *せつこうボードの目地工法の種類 *せつこうボードのエッジの種類	
19.7.3	工法	*天井ボードの重ね張り *合板類の張付け種別 *せつこうボードの目地工法の種類 *せつこうボードのエッジの種類	
8節	壁紙張り		
19.8.2	材料	*壁紙の種類	
19.8.3	施工	*素地ごしらえ	
9節	断熱・防露		
19.9.3	断熱材打込み工法	*断熱材の種類、厚さ	
19.9.4	断熱材現場発泡工法	*断熱材種類 断熱材の厚さ	
20	2節	ユニット工事等	
20.2.2	フリーアクセスフロア	*材料等 フリーアクセスフロアの試験方法 寸法精度	
20.2.3	可動間仕切	*材料等 パネル表面仕上げ、パネル内に取り付ける建具の寸法及び形状	
20.2.4	移動間仕切	*材料等 パネルの操作方法による種類、パネル表面材の材質及び仕上げ *性能等 パネル圧接装置の操作方法、遮音性	
20.2.5	トイレブース	*工法 *材料 パネル表面材 脚部の種類 ドアエッジの材質	
20.2.6	手すり	*種類及び仕上	
20.2.7	階段滑り止め	*材種、形状、寸法 *取付け工法	
20.2.9	黒板及びホワイトボード	*黒板 区分 *ホワイトボード	
20.2.10	鏡	*厚さ	
20.2.11	表示	*衝突防止表示 *非常用進入口等 *室名札、ヒトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等	
20.2.12	タラップ	*材料の種類及び仕上	
20.2.13	煙突ライニング	*材料 *工法	
20.2.14	ブラインド	*材料 形式 横形ブラインド 縦形ブラインド	
20.2.15	ロールスクリーン	*操作方式、幅、高さ、材種、品質等	

章	項目	特記事項	備考
20	20.2.16	カーテン及びカーテンレール	*巻取りパイプ、ウレタン、操作コード、又は操作チェーンその他材料 *シングル・ダブルの別、片引き・引分け等の形式、操作方式 *材料 生地の種類、品質、特殊加工等 カーテンレール、ブラケット 強さによる区分 カーテンレール 材料 仕上げ フック(ひるかん) *工法 ひだの種類 暗幕用カーテンの両端、上部及び召し合わせの重なり
	3節	プレキャストコンクリート工事	
	20.3.2	材料	*補強鉄線 径、網目寸法
	20.3.3	製作	*調合 コンクリートの設計基準強度 *鉄筋の組立 配筋
	20.3.4	取付け方法	*取付け方法
	4節	間知石、コンクリート間知ブロック積	
	20.4.2	材料	*間知石 材種 *コンクリート間知ブロック 種類、質量区分
	20.4.3	工法	*間知石積み 積み方 *コンクリート間知ブロック積み 積み方
	2節	屋外雨水排水	
	21.2.1	材料	*排水管用材料 材種、種類・記号、呼び径等 *側塊 形状、寸法 *排水樹、ふたの種類等 *グレーチング 材質、用途、適用荷重、メイン・ヒッチ、ボルト固定の有無等 *現場打ちコンクリート 種類 設計基準強度 スランプ 鉄筋の種類等
21	章		
排水	21.2.2	施工	*凍上抑制層の材料 *砂の粒度試験 *埋戻し材料種別 *現場打ち排水樹の足掛け金物の材料
21.3.1	材料	*縁石 種類、形状、寸法 側溝 種類、形状、寸法	
21.3.2	施工	*砂利地業の厚さ	
22	2節	路床	
22.2.2	路床の構成及び仕上り	*路床 凍上抑制層 透水性舗装に用いるフィルター層 路床安定処理 *盛土種別 *路床安定処理用添加材料 *添加物材料による路床安定処理 *路床土支持力比(CBR)試験 *路床締固め度試験(埋戻し及び盛土部は原則適用) *現場CBR試験	
22.2.3	材料	*盛土種別 *路床安定処理用添加材料 *添加物材料による路床安定処理 *路床土支持力比(CBR)試験 *路床締固め度試験(埋戻し及び盛土部は原則適用) *現場CBR試験	
22.2.4	施工		
22.2.5	試験		
3節	路盤		
22.3.2	路盤の厚さ及び仕上り	*路盤厚さ *路盤材料の種類	
22.3.3	材料		
4節	アスファルト舗装		
22.4.2	舗装の構成及び仕上り	*構成及び厚さ *平坦性 *再生アスファルトの種類 *シーラー用乳剤の種類 *加熱アスファルト混合物等の種類(表層)	
22.4.3	材料		
22.4.4	配合その他		
22.4.6	試験	*アスファルト混合物等の抽出試験	
5節	コンクリート舗装		
22.5.2	舗装の構成及び仕上り	*構成及び厚さ 歩行者用通路のコンクリート版の厚さ	
22.5.3	材料	*種類 *設計基準強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法 *早強ポルトランドセメント *注入目地材 *コンクリート版の目地の種類及び間隔 目地の構造	
22.5.4	施工		
6節	カラー舗装		
22.6.2	舗装の構成及び仕上り	*種類 *加熱系 *常温系	

設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
建築士登録番号		建築工事特記仕様書 9/10	縮尺
建築士氏名	設計	愛知県建築局公共建築部公共建築課	
検図	製図	○年○月	

章	項目	特記事項	備考
22	22.6.3 材料 22.6.4 配合その他	*加熱系カラー舗装 構成、厚さ () ・ 図示による 表層に用いる結合材の種類 ・ アスファルト混合物 ・ 石油樹脂系混合物 ・ 図示による *常温系カラー舗装 工法 ・ ニート工法 ・ 塗布工法 ・ 図示による 着色部の下部 ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装 ・ 図示による	
22.6.6 試験	7節 透水性アスファルト舗装 22.7.2 舗装の構成及び仕上り	*加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石 ※ 図示による () *加熱系 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 () ・ 図示による *ニート工法及び塗布工法の配合その他 () ・ 図示による *アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない	
舗装	8節 ブロック系舗装 22.8.2 舗装の構成及び仕上り	*舗装構成 ※ 図示による () *平坦性 ※ 著しい不陸がないこと ()	
工	22.8.3 材料	*コンクリート平板舗装の目地材 ・ 砂 ・ モルタル ・ 図示による [表22.8.1] *舗石舗装の基層、厚さ ・ アスファルト混合物[厚さ50mm] ・ コンクリート版[厚さ70mm] () ・ 図示による *コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ・ 砂 ・ 空練りモルタル ・ 図示による *平坦性 ※ 平板等間の段差3mm以内 () *コンクリート平板 種類、寸法 ・ 図示による () 厚さ ※ 60mm () ・ 図示による	
事	9節 砂利敷き 22.9.2 材料	*インターロッキングブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 ※ 図示による 車路 ※ 曲げ強度5.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ80mm () ・ 図示による 歩道部 ※ 曲げ強度3.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ60mm () ・ 図示による *舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ () ・ 図示による	
	22.9.2 材料	*種別 通路 ※ A種 ・ B種 ・ 図示による 建物周囲その他 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表22.9.1]	
23	1節 共通事項 23.1.3 植栽地の確認等 2節 植栽基盤 23.2.2 植栽基盤一般	*土壤 水素イオン濃度試験 ・ 行う ・ 行わない 電気伝導度試験 ・ 行う ・ 行わない	
章	23.2.3 材料	*植栽基盤の整備[芝及び地被類の植栽以外] ・ 行う ・ 行わない *有効土層 整備面積 ※ 図示による () 厚さ ※ 表23.2.1による () *暗きよ、開きよ、排水層、縦穴排水等の設置 ※ 図示による () *植栽基盤整備工法の種別 樹木 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示による [表23.2.2] 芝、地被類 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示による	
植	23.2.4 工法 3節 植樹 23.3.2 材料	*土壤改良材の適用 ・ 有 () ・ 無 ・ 図示による *植込み用土 ・ 客土 ・ 現場発生土の良質土 ・ 図示による *客土の材料(1m ³ 当たり) さば土 0.84m ³ 雑物を含まない山さば土の良品 人工肥料 150kg 有機物(樹木の皮葉等)のものを換気発酵 固形肥料 1kg 窒素、りん酸、カリ肥料を 6 : 4 : 3 の割合としたもの	
載	23.2.4 工法 3節 植樹 23.3.2 材料	*土壤改良材の指定量 ・ 図示による ()	
及	23.3.3 新植の工法 23.3.4 新植樹木の枯補償 23.3.5 樹木の移植 23.3.6 移植樹木の枯損処置	*樹木の樹種、寸法、株立数、及び刈込みものの適用並びに数量 ※ 図示による () *支柱材の種類 ※ 丸太 ・ 竹 () ・ 図示による 丸太の防腐処理方法 ※ 加圧式防腐処理 () *幹巻き用材料 ※ 幹巻き用テープ ・ わら ・ こも ・ 図示による *支柱 ・ 添え柱形 ・ 鳥居形 ・ ハツ掛け形 ・ 布掛け形 ・ ワイヤ掛け形 ・ 地下埋設形 ・ 図示による *新植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 () *支柱 ・ 添え柱形 ・ 鳥居形 ・ ハツ掛け形 ・ 布掛け形 ・ ワイヤ掛け形 ・ 地下埋設形 ・ 図示による *移植樹木の枯損処置期間 ※ 引渡日から1年間 ()	
屋	4節 芝張、吹付けは種、地被類 23.4.2 材料	*芝の種類 ※ コウライシバの類 ・ ノシバの類 () ・ 図示による *吹付けは種用種子 種類 ※ 洋芝類(23.4.2(3)(ア)による) () 量 () ・ 図示による	
上	23.4.3 芝張りの工法	*地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・ 図示による () *芝張り工法 平地 ※ 目地張り ・ べた張り ・ 図示による 法面 ・ 目地張り ※ べた張り ・ 図示による	
緑	23.4.7 芝張等の枯補償	*芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ()	
化	5節 屋上緑化 23.5.2 植栽基盤 23.5.3 材料	*土壤層の厚さ () ・ 図示による *排水層の種類 ・ 軽量骨材(層の厚さ) ・ 板状成形品 ・ 図示による *土壤層 植込み用土の種類 ・ 人工軽量土 ※ 改良土 ・ 図示による *芝の種類 ※ コウライシバの類 () ・ ノシバの類 () ・ 図示による *地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・ 図示による () *樹木の樹種、寸法、株立数並びに刈込みものの適用及び数量 ※ 図示による () *見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示による ()	
工	23.5.4 工法	*風圧力に対応した工法(建設省告示第1458号) () *支柱の設置及び形式 ※ 図示による () *かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による ()	
事	23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償	*新植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 () *芝及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ()	
そ	工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員に承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。	
の	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。	
他		試験名 計測項目 通常状態での試験(常態試験) 硬さ、比重、引張強度、伸び 熱老化試験 熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び) 圧縮永久ひずみ試験 圧縮による残留歪み 製品検査 外観、寸法、性能	

章	項目	特記事項	備考
		ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	
	建築札 視覚障害者誘導ブロック	* 設置する(材種 ※ 石類 () 寸法 ・ 標準300×450 ()) ・ 設置しない * 屋内 ※ 塩化製ビニール製 ・ 磁器又はせつ器質タイル ・ レジンコンクリート製 () * 屋外 ※ 磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 () * 突起の形状・寸法及び配列はJIS T 9251による。	
	化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講ずること。 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則	
		対策をとる建築材料等 使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。 ② 家具、書架、実験台、その他の什器等 ①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 ③ ユリア樹脂板 ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 ④ 壁紙 ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。 ⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 ⑥ 保温材、緩衝材、断熱材 ⑦ 塗料 ⑧ 仕上塗材
		2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則	対策をとる建築材料等 使用制限の原則 ① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。 ② 塗料
		3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノプロカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防虫・防蟻剤の使用制限	対策をとる建築材料等 使用制限 木材保存(木材の防虫・防蟻処理)剤 クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防虫・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。
		4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則	対策をとる建築材料等 使用制限の原則 ① 壁紙用接着剤 フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。 ② 木工用接着剤 フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
そ	* 特定建設資材の再資源化等	* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。	
の		* 別表1 建築物に係る解体工事	
		内工 工程 作業内容 分別・解体等の方法 容積 ・ 建築設備、内装材等 ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 方及毎 ・ 屋根ふき材 ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 法の ・ 外装材、上部構造部材 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 解作 ・ 基礎、基礎ぐい ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 体業 ・ その他() ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
他		* 別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	
		内工 工程 作業内容 分別・解体等の方法 容積 ・ 造成等 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 及 ・ 基礎、基礎ぐい ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 解 ・ 上部構造部分、外装 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 の ・ 屋根 ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 体作 ・ 建築設備、内装等 ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 方業 ・ その他() ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 法内	
		* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	
		容積 工程 作業内容 分別・解体等の方法 及 ・ 仮設 ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 程 ・ 土工 ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 解 ・ 基礎 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 の ・ 本体工事 ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 体作 ・ 本体付属品 ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 方業 ・ その他(さく、照明器具等) ・ 有 ・ 無 ※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 法内	
		* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	
		廃棄物の種類 施設の名称 所在地 ・ コンクリート ・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材 ・ アスファルト・コンクリート ・ 木材	
		設計事務所名 年度 工事名称 図面番号 建築士登録番号 縮尺 建築士氏名 建築工事特記仕様書 10/10 検図 製図 設計 ○年○月 愛知県建築局公共建築部公共建築課	

建築改修工事特記仕様書

章	項目	特記事項	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	1節 共通事項	<p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 4) " " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 5) " " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 6) " " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 7) " " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 8) " " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 9) " " 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 10) 関係法令及び諸工事基準 11) 愛知県建築工物品質管理要領</p> <p>2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。</p> <p>3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。</p> <p>4. 本工事特記仕様書は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)に対応している。</p> <p>* 公共建築改修工事標準仕様書 1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。</p> <p>* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。</p> <p>* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1.1.1		一般事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1.1.2		用語の定義																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1.1.3		官公署その他への届出手続等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1.1.4		工事実績情報システムへの登録																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1.1.7		関連工事等の調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">工事区分</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">工事区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>浄化槽</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>浄化槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備スリーブ箱入</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>水槽・その他マンホール</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厨房機器接続</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>化粧棚及び鏡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井・壁埋込器具切込補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天井地下共</td> <td>実験台設備接続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器基礎・防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防水処理又は配管</td> <td>ワイランド用受台</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用アンカーボルト</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>機器類に伴うもの</td> <td>防煙シャッター、同用煙感知器、</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(外部)空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防火戸自閉装置及び</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内部)空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>各間の配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気扇取付枠</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同上盤までの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内外配線配管ビッド蓋</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口開放装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内排水溝</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口手動開放装置</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて継接続用機引管</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火栓組込発信器類及び取付</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機用 冷却用給水排水</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>減圧水槽以降</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 燃料用油配管</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料小出槽以降</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 通気管</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電動黒板・電動バリマスク</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" オイルタンク</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>への電源送り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力制御盤及び配線</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>受水槽・高架水槽基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤及び配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>" " 架台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤への電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天井・壁改め口</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ファンコイルへの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床・改め口</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液面電極体リレー及び配線</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>汚水槽</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>汚水処理槽流入側 槽入口汚水槽を除く</td> </tr> <tr> <td>床排水金物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流し台排水金物</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雑排水槽</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 設備接続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>雨水槽</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	工事区分					備考	項目	工事区分					備考	建築	電気	管	空調	浄化槽	建築	電気	管	空調	浄化槽	設備スリーブ箱入		※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※						同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※				" 防水処理	※						化粧棚及び鏡							天井・壁埋込器具切込補強	※					天井地下共	実験台設備接続							設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台	※						設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、							(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※						(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線							換気扇取付枠	※						同上盤までの電源送り		※					建物内外配線配管ビッド蓋	※						排煙口開放装置					※		建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※						たて継接続用機引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※					発電機用 冷却用給水排水		※					減圧水槽以降		※					" 燃料用油配管		※					燃料小出槽以降			※				" 通気管		※					電動黒板・電動バリマスク	※	※					" オイルタンク		※					への電源送り							動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎	※						自動制御盤及び配線				※	※		" " 架台				※			自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口	※						ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口	※						液面電極体リレー及び配線		※					汚水槽			※			汚水処理槽流入側 槽入口汚水槽を除く	床排水金物				※										流し台排水金物		※					雑排水槽			※				" 設備接続				※			雨水槽	※					
	項目		工事区分					備考	項目	工事区分					備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			建築	電気	管	空調	浄化槽			建築	電気	管	空調	浄化槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	設備スリーブ箱入			※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
" 防水処理	※						化粧棚及び鏡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
天井・壁埋込器具切込補強	※					天井地下共	実験台設備接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
換気扇取付枠	※						同上盤までの電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建物内外配線配管ビッド蓋	※						排煙口開放装置					※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
たて継接続用機引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
発電機用 冷却用給水排水		※					減圧水槽以降		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
" 燃料用油配管		※					燃料小出槽以降			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
" 通気管		※					電動黒板・電動バリマスク	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
" オイルタンク		※					への電源送り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
自動制御盤及び配線				※	※		" " 架台				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
液面電極体リレー及び配線		※					汚水槽			※			汚水処理槽流入側 槽入口汚水槽を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
床排水金物				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
流し台排水金物		※					雑排水槽			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
" 設備接続				※			雨水槽	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1.1.8	疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建設局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1.1.9	工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建設局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する内容及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2節	工事関係図書	* 概成工期 (年 月 日) ※ 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1.2.1	実施工程表	* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。	H22.7.23付22建企第332号建設企画課長通知																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1.2.2	施工計画書	* 報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課HP 建設技術基準等(建築)の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1.2.4	工事の記録等	1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照。) ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類と同様の内容を記載した場合は、省略できるものとする。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)2部とする。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。 (1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 (2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建設局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 6. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	* 情報共有システム	* 情報共有システムの試行 ・発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。 ・受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

章	項目	特記事項	備考		
1	3節 工事現場管理	<p>1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html)</p> <p>3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建設局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)</p> <p>4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督職員の指示がある場合は、その指示による。</p> <p>* 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着事前 工事の着手に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。</p> <p>* 竣工写真 外部(カラー) 箇所) 内部(カラー 箇所)</p>			
			1.3.1	施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和6年3月26日改正)によるものとする。
			1.3.3	電気保安技術者	* ・配置する ・配置しない
			1.3.5	施工条件	* 1) 施工日・施工時間 制限 ・有() ・無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んである事項 準備期間 ・30日 ※ () 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ () その他の作業不能日 ・() : (日) ※ 図示による 3) 施工順序 ※ 無 ・有() 4) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有(駐車場所: ※ 敷地内 ()) ・無 5) 資機材置場所 置場所制限 ※ 有(置場所: ※ 敷地内 ()) ・無 6) その他()
				* 週休2日制工事	* 週休2日制工事実施対象工事 ※ 発注者指定 ・受注者希望 ・その他
			1.3.11	施工中の環境保全等	* 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無 ・有(詳細は図示による)
			1.3.12	発生材の処理等	1. 引き渡しを要するものは監督職員の指示する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 2. 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 3. 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 4. PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 5. 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 6. PCB含有物以外で引渡を要するもの ()
				* 特別管理産業廃棄物	* 分析調査 ()
				* 建設副産物	1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(又はm ³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 「リサイクルガイドライン」別表3に従い、分別収集を行う。 * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・() * () ・ 図示による * ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 ・ 製造業者に回収を委託 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 * 上記及び石膏含有せつこうボード以外の処理 ・ 再資源化 ・ 管理型最終処分場で埋立処分
			4節	材料	* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照。)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 1. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。
1.4.1	環境への配慮				
1.4.2	材料の品質等				

設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
建築士登録番号		建築改修工事特記仕様書 1/9	縮尺
建築士氏名			
検図	製図	設計	
		○年○月	愛知県建設局公共建築部公共建築課

章	項目	特記事項	備考																																																								
1	*再生資源の利用の指定	2. 本工事において愛知県内で産出された木材(愛知県内で産出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。 *県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 *使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という。)が「あいち認証材」として証明し、出荷したものである。 *受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等(図-1)が明記された出荷伝票等により行う。 *受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.aichi-wood.com)にて公表される認定事業者一覧により行う。 図-1 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px; height: 20px;">この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-000</td></tr></table>	この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-000	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.prof.aichijip/site/aicle/																																																							
		この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-000																																																									
3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用のいずれかとする。 *使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1)愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2)指定材一覧 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><thead><tr><th>施工場所</th><th>品目</th><th>規格</th><th>再生原料等の指定</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない</td></tr></tbody></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3)指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※() *工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				・指定しない				・指定しない																																															
施工場所	品目	規格	再生原料等の指定																																																								
			・指定しない																																																								
			・指定しない																																																								
5節	石綿含有建材の調査																																																										
1.5.1	事前調査	*大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること *調査範囲 () *既存の設計図書、調査報告書の賞与 () ・無 *石綿含有分析調査 ※行わない () ・行う(調査範囲: 分析方法:)																																																									
6節	施工調査																																																										
1.6.2	施工数量調査	*調査範囲 ※図示による ・外壁 ・屋上防水 ・内装 ・塗装 () *調査方法 ※図示による ・打診法 ・赤外線法 ・反射法 () *補修方法 ()																																																									
1.6.3	調査破壊部分の補修																																																										
7節	施工																																																										
1.7.2	技能士	* ※適用する ・適用しない <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><thead><tr><th>適用職種</th><th>標準仕様書</th><th>工事種別</th><th>標準仕様書</th><th>工事の細分</th><th>資格(技能検定における選択作業)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>※</td><td>鉄筋工事</td><td></td><td>加工及び組立て</td><td></td><td>1級鉄筋技能士</td><td>適用工事は下記による</td></tr><tr><td>※</td><td>コンクリート工事</td><td></td><td>型枠</td><td></td><td>1級型枠施工技能士</td><td>※延べ5,000㎡以上の工事</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td></td><td>床コンクリートこて仕上げ</td><td></td><td>1級左官技能士</td><td></td></tr><tr><td>※</td><td>防水工事</td><td></td><td>アスファルト防水</td><td></td><td>1級防水施工技能士</td><td>・その他特に必要と認められる工事</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td></td><td>シート防水</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>※</td><td></td><td></td><td>塗膜防水</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>※</td><td></td><td></td><td>シーリング</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> *その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種類() *見本施工 ※行わない () ・行う() *下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 *測定時期 () *対象物質 ※ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ・パラジクロロベンゼン () *測定方法 ※パッシブ型採取法 ・文部科学省「学校環境衛生の基準」による () *測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/) (/) (/) (/)	適用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考	※	鉄筋工事		加工及び組立て		1級鉄筋技能士	適用工事は下記による	※	コンクリート工事		型枠		1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡以上の工事	※			床コンクリートこて仕上げ		1級左官技能士		※	防水工事		アスファルト防水		1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事	※			シート防水				※			塗膜防水				※			シーリング				
適用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考																																																					
※	鉄筋工事		加工及び組立て		1級鉄筋技能士	適用工事は下記による																																																					
※	コンクリート工事		型枠		1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡以上の工事																																																					
※			床コンクリートこて仕上げ		1級左官技能士																																																						
※	防水工事		アスファルト防水		1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事																																																					
※			シート防水																																																								
※			塗膜防水																																																								
※			シーリング																																																								
1.7.5	施工の検査等																																																										
1.7.9	化学物質の濃度測定																																																										
8節	工事検査及び技術検査																																																										
1.8.2	技術検査																																																										
9節	完成図等																																																										
1.9.1	完成時の提出図書	*中間技術検査 ・行わない () ・行う(実施回数: 、実施時期:)																																																									
1.9.2	完成図等	*工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1)完成原因(施工図を除く) 1部(1.9.2により作成する場合のみ) 2)完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3)完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4)契約図の2つ折り製本 1部 5)保全に関する資料 1部 6)施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7)その他必要書類 1部 8)契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 *完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの CADデータ [※提出する(※愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・監督職員との協議による) ・提出しない] CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 *原図の作成 ・作成する () ・作成しない () サイズ ※設計原図と同じ () *原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサント和紙同等品 ・トレーシングペーパー *複写図作成方法 ・1.8.1完成時の提出図書3)に代える ()																																																									
その他	*光熱水費 *現場代理人等	*建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 *現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 *契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 *受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 *監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件」についてのとおりとする。(https://www.pref.aichijip/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigiyutsusyanosenin.htmlを参照) *改修工事の保険の種類は、建設工事保険、火災保険又は組み立て保険とする。(建築工事事務の手引 参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。																																																									

章	項目	特記事項	備考
1	*法定外の労災保険 *事故報告 *工事中の安全管理 *工事の下請負 *施工体制 *施工体制台帳 *施工体系図 *各種調査への協力 *工事コスト調査の協力 *請負代金内訳書等	*本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。 *工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 *南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 *受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3)下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4)下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5)下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 *施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 *建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) *下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 *本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をする。 *本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 *本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 *契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 *契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 *「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名: *排出ガス対策型建設機械 ※有り ・なし (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))	*騒音・振動対策 *排出ガス対策型建設機械 *貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱(愛知県: https://www.pref.aichijip/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 *受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 *薬液注入工法 *薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。 *既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 *本工事に伴う自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。 *本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) ・対象外工事)とする。 *契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichijip/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html *VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合] () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] *VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 *建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評価において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督職員に提出すること。
		1節 共通事項 2.1.3 騒音・粉じん等の対策 *防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等 ※図示による ()	
2章	仮設工事	2.1.3 騒音・粉じん等の対策 *防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等 ※図示による () 2.2.1 足場等 *足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さ及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。	
		設計事務所名 年度 工事名称 図面番号 建築士登録番号 建築改修工事特記仕様書 2/9 縮尺 建築士氏名 検図 製図 設計 ○年○月 愛知県建築局公共建築部公共建築課	

章	項目	特記事項	備考
2		<p>*屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。</p> <p>*外部足場 ※ 枠組足場またはくさび緊結式足場・単管本足場・仮設コンドラ・移動式足場・() 設置するシート等・防護シート(JISA8952)・防護ネット(JISA8960)・防音シート・() 足場、防護シート等の設置範囲 ※ 図示による</p> <p>*内部足場 ※ 脚立・足場板等 ※ 枠組足場またはくさび緊結式足場・()</p> <p>*材料、撤去材等の運搬方法・A種・B種・C種・D種・E種・()</p> <p>*高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。</p>	[表2.2.1]
3	養生	<p>*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う・図示による・()</p> <p>*既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※ 監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う・図示による</p> <p>*既存ブラインド、カーテン等の養生方法・図示による・ビニルシート等・保管場所()</p> <p>*固定された備品、机・ロッカー等の移動・図示による・移動しない</p>	
2.3.1	既存部分の養生	<p>*種別・A種・B種・C種 [表2.3.1] 設置箇所 ※ 図示による</p> <p>A種、B種の場合の材料・合板(厚さ ※ 9mm・()mm) ※ せっこうボード(厚さ ※ 9.5mm・()mm)</p> <p>間仕切りへの仕上げ ※ 無・有(範囲及び仕上げは図示による)</p>	
2.3.2	仮設間仕切り	<p>*仕様 ※ 合板張り木製扉程度・() 設置箇所 ※ 図示による・()</p>	
4	仮設物	<p>*仮設扉</p> <p>2.4.1 監督職員事務所、受注者事務所等 *監督職員事務所の備品 *受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所</p> <p>*建設工事名称板及び建設現場標識の設置</p>	
3.1.4	仮設物	<p>*監督職員事務所 ※ 設けない・構内に設ける()㎡程度・既存建物内の一部 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。</p> <p>*標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具</p> <p>*選択備品 ・パソコン・プリンター・FAX・複写機</p> <p>*受注者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く)・構外 *材料置場 ※ 構内・構外 *その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く)・構外</p> <p>*建設工事名称板 ※ 設ける ※ 設けない・他工事と共同設置 *建設現場標識 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする)・設けない</p>	
3.1.4	仮設物	<p>1,200以上</p> <p>工事名 ○○センター改修建築工事 ○○センター改修電気工事 ○○センター改修管工事 工 期 ○年○月○日まで 発注者 愛知県建築局公共建築部公共建築課 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○電気設備株式会社 ○○機械設備株式会社</p> <p>建設現場標識(例)</p>	1,000以上
3.1.4	建設工事名称板(例)	<p>○ ○ ○ ○ セ ン タ ー 改 修 工 事</p> <p>工 期 令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日</p> <p>900以上</p> <p>発注者 愛知県公共建築課 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○建設株式会社</p>	
1	一般事項	<p>*防水の保証期間は工事目的物引渡しからモルタル防水5年、その他防水10年とする。</p> <p>3.1.3 施工一般 *降雨等に対する養生方法 ※ 3.1.3(5)による・図示による・()</p> <p>1節~6節 防水工事 3.1.4 改修工法の種類 *防水改修工法・種別・図示による</p> <p>3.2.5 ルーフドレン回りの処理 *立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去・撤去しない・図示による *屋内防水で、新規防水工法にて保護層を新設・新設する・図示による *POAS、POASI、POD、PODI、POS、POSI、POX工法における改修用ドレンの設置工法()・設置する・設置しない・図示による</p> <p>3.2.6 既存下地の処理 *既存下地 補修箇所の形状、長さ、数量等 ※ 図示による・() *既存防水層の処理[L4X工法] 仕上げ塗装の除去 ※ 図示による・() *POS工法及びPOSI工法(機械)における 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理・図示による ※ 3.2.6(4)(ウ)(g)による・() *設備機器架台、配管受部、バラベツト、貫通パイプ回り、手すり・丸環取付部、塔屋出入口部及び *防水層末端部等の収まり部の処理・図示による・監督職員と協議</p> <p>3節 アスファルト防水 3.3.2 材料 *改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ・図示による ※ 表3.3.3~表3.3.9による・() *部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類、厚さ・図示による ※ 表3.3.3~表3.3.9による・() *押え金物 材質及び形状寸法・図示による ※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度・() *屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材厚さ・図示による・() *屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ・図示による・() *絶縁用シート材料・図示による・ホリエチレンフィルム@0.15mm以上・フラットヤークロス(70g/㎡程度)・() *立上り部の保護の乾式保護材・図示による・() *立上り部の保護のれんが・図示による・()</p> <p>3.3.3 種類及び工程 *屋根保護防水 新規防水層の種類及び工程 種別・()・図示による [表3.3.3]~[表3.3.6] *立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置・図示による・() *立上り部における保護工法・図示による・() *屋根露出防水、屋根露出防水絶縁断熱工法 新規防水層の種別・()・図示による [表3.3.7]~[表3.3.9] *仕上塗料の種類・()・図示による 使用量 ※ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による・図示による・()</p> <p>*脱気装置の種類、設置数量・図示による ※ アスファルトルーフィング類製造所の指定による *屋内防水 新規防水層の種類及び工程 種別・()・図示による *保護層の設置・()・図示による E-1の工程3・図示による ※ 常時水に接する部位に適用・()</p> <p>3.3.4 施工 *アスファルトルーフィング類のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材張りじまい位置・図示による・()</p> <p>3.3.5 保護層等の施工 *平場の保護コンクリート 厚さ・図示による ※ こて仕上げ80mm以上、床タイル張り等仕上げ60mm以上 こて仕上げの場合の平たんさ・7mm以下/3m・10mm以下/3m・10mm以下/1m [表8.1.5] *立上り部保護方法・図示による・() れんがが押さえの場合 工法・図示による *屋上排水溝 ※ 図示による・()</p> <p>4節 改質アスファルトシート防水 3.4.2 材料 *改質アスファルトシート 種類及び厚さ・図示による ※ 表3.4.1~表3.4.3までによる・() *押え金物 材質、形状及び寸法・図示による ※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度・() *屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材(発泡プラスチック断熱材)の種類及び厚さ・図示による・() *新規防水層の種別・()・図示による *仕上塗料の種類・()・図示による 使用量 ※ アスファルトルーフィング類製造所の仕様による・図示による・()</p> <p>*脱気装置の種類、設置数量 ※ 改質アスファルトシート製造所の仕様による・図示による</p> <p>5節 合成高分子系ルーフィングシート防水 3.5.2 材料 *ルーフィングシート種類及び厚さ・図示による ※ 表3.5.1~表3.5.3までによる・() *絶縁用シート及び可塑性剤以降防止用シート(材) ※ 発泡ポリエチレンシート・図示による・()</p>	

章	項目	特記事項	備考																				
3	3.5.3 種類及び工程	<p>*固定金具の材質、形状及び寸法 ※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれら鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので厚さ0.4mm以上 ・図示による・()</p> <p>*断熱工法に用いる断熱材 種類及び厚さ・図示による・()</p> <p>*新規防水層の種別・()・図示による</p> <p>*脱気装置の種類、設置数量 ※ ルーフingシート製造所の仕様による・図示による</p> <p>*仕上塗料の種類・()・図示による 使用量 ※ ルーフingシート製造所の仕様による・図示による</p>																					
3.5.4	施工	<p>*SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルムの設置 ※ 図示による・()</p> <p>*S-C1の場合の保護モルタルの塗厚 ※ 図示による・()</p> <p>*接着工法の場合で下地がプレキャストコンクリートの場合の目地処理 ※ 図示による・()</p> <p>*S-F1又はSI-F1の場合のプレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り ※ 図示による・()</p> <p>*一般部のルーフィングシート張付(機械式固定法)で建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による</p> <p>*屋内保護密着工法の場合の保護層の施工[立上り部の保護モルタル塗厚] ※ 7mm以下・図示による・()</p>																					
6	塗膜防水	<p>3.6.3 種別及び工程 *新規防水層の種別 ※ 表3.6.1による・()・図示による *仕上塗料の種類・()・図示による 使用量・図示による ※ 主材料製造所の仕様による・()</p> <p>*絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量・図示による ※ 主材料製造所の仕様による・() *保護コンクリートの仕様・図示による・()</p>																					
7	シーリング	<p>3.1.4 改修方法の種類及び工程 *改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法</p> <p>3.7.2 材料 *シーリング材の種類・図示による ※ [表3.7.1]による・() *シーリング材表面の仕上げ・仕上げなし</p> <p>3.7.3 目地寸法 *コンクリート打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地寸法・図示による ※ 幅20mm以上、深さ10mm以上・() *ガラス周りの目地・図示による ※ 幅・深さとも5mm以上・() *上記以外の目地・図示による ※ 幅・深さとも10mm以上・()</p> <p>3.7.8 シーリング材の試験 *接着性試験 ※ 簡易接着性試験・引張接着性試験・図示による・()</p>																					
8	8節 材料	<p>3.8.2 材料 *材種等 ※ 図示による・() [表3.8.1] *表面処理鋼板の場合 表面及び裏面の塗膜の種類 ※ 図示による・() 耐酸被覆鋼板・使用する・使用しない *とい受金物、足金物の材種、形状及び取付け間隔・図示による ※ 表3.8.2により溶融亜鉛めっきを行ったもの 多雪地域・適用する・適用しない</p> <p>3.8.3 工 法 *既存とい、その他の撤去及び降雨等に対する養生方法・図示による・() *鋼管製といの防露巻き・図示による ※ 表3.8.4による・() *たてとい受金物の取付け・図示による・() *ルーフトレンの取付工法・図示による ※ 3.8.3(8)による・()</p>																					
9	アルミニウム製笠木	<p>3.9.2 材料 *部材の種類・押出250形・押出300形・押出350形・板材折り曲げ形(・オープン形式・シール形式) 板材折曲げ形の場合 本体幅 ※ 図示による・() 板厚・図示による ※ 2.0mm・()</p> <p>3.9.3 工 法 *表面処理の種別・()・図示による [表5.2.2] *既存笠木撤去及び新規笠木の地下補修の工法 ※ 図示による・() *板材折曲げ形笠木の取付け方法 ※ 図示による・() *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による・()</p>																					
4	4.1.4 外壁改修工法の種類	<table border="1"> <tr> <th>外壁仕上部位</th> <th>コンクリート打放し仕上げ</th> <th>モルタル塗り仕上げ</th> <th>タイル張り仕上げ</th> </tr> <tr> <td>ひび割れ部</td> <td>・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・シール工法 ・図示による</td> <td>・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・シール工法 ・図示による</td> <td>・樹脂注入工法</td> </tr> <tr> <td>欠損部</td> <td>・充填工法</td> <td>・充填工法 ・モルタル塗替え工法</td> <td>・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法</td> </tr> <tr> <td>浮き部</td> <td></td> <td>・アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td> <td>・アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td> </tr> <tr> <td>目地</td> <td></td> <td>・注入口付アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・充填工法 ・モルタル塗替え工法</td> <td>・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮目地改修工法</td> </tr> </table> <p>4.1.5 改修後の塗り仕上げの種類 *改修後の新規仕上げの種類 ※ 図示による ・薄付け仕上げ塗材塗り ・厚付け仕上げ塗材塗り ・複層仕上げ塗材塗り ・可とう形改修用仕上げ塗材塗り ・各種塗料塗り ・マッシュク塗材塗り ・外壁用塗膜防水材塗り</p>	外壁仕上部位	コンクリート打放し仕上げ	モルタル塗り仕上げ	タイル張り仕上げ	ひび割れ部	・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・シール工法 ・図示による	・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・シール工法 ・図示による	・樹脂注入工法	欠損部	・充填工法	・充填工法 ・モルタル塗替え工法	・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法	浮き部		・アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	・アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	目地		・注入口付アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・充填工法 ・モルタル塗替え工法	・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮目地改修工法	
外壁仕上部位	コンクリート打放し仕上げ	モルタル塗り仕上げ	タイル張り仕上げ																				
ひび割れ部	・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・シール工法 ・図示による	・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・シール工法 ・図示による	・樹脂注入工法																				
欠損部	・充填工法	・充填工法 ・モルタル塗替え工法	・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法																				
浮き部		・アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	・アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法																				
目地		・注入口付アンカービニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・充填工法 ・モルタル塗替え工法	・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮目地改修工法																				
2	2節 コンクリート打放し仕上げ外壁の改修	<p>3節 モルタル塗り仕上げ外壁の改修</p> <p>4.2.4 材料 (4.3.5 材料) *Uカットシール材充填工法に使用するシーリング材 ※ ホリウレタン系シーリング材(・1成分形・2成分形)・() *シール工法材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂 ・()・図示による *充填工法材料 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル ・()・図示による</p> <p>4.2.5 樹脂注入工法 (4.3.2 ひび割れ部改修共通事項) *種類 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法(注入間隔 ※ 200~300mm・()、樹脂注入量:) ・手動式エポキシ樹脂注入工法(注入口間隔:) ・機械式エポキシ樹脂注入工法(注入口間隔:)</p>																					
		<p>設計事務所名</p> <p>年度</p> <p>工事名称</p> <p>図面番号</p> <p>建築士登録番号</p> <p>建築改修工事特記仕様書 3/9</p> <p>縮尺</p> <p>建築士氏名</p> <p>検 図</p> <p>製 図</p> <p>設 計</p> <p>○年○月</p> <p>愛知県建築局公共建築部公共建築課</p>																					

章	項目	特記事項	備考
5	5.11.3 材料	*耐風圧強度(外壁開口部に設ける重量シャッター) ・() ・図示による	[表5.11.1]
		*開閉機能による種類 ※電動式(手動併用) ・手動式 ・図示による	
		*安全装置 電動シャッターにおける不測の落下防止装置設置箇所 ・図示による ・()	
		電動シャッターにおける障害物感知装置設置箇所 ・図示による ・()	
		屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構設置箇所 ・図示による ・()	
		*シャッターケース[管理用シャッター] ・設置する ・設置しない ・図示による	
		*スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・() ・図示による	
		鋼板のめっき付着量 ※Z12またはF12を満足するもの ・()	
		*開閉形式 ※手動式 ・電動式(手動併用)	
		*耐風圧強度 ・図示による ・()	
5.12.3 材料	*電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所(電動式の場合) ・図示による ・()	[表5.12.1]	
	*スラットの材質の種類 ・JIS G 3312 ・JIS G 3322 ・図示による ・()		
	*スラットのめっき付着量 ※JIS G3312の場合はZ06又はF06を、JIS G3322の場合はAZ90を満足 ・図示による		
	*スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 ・図示による ・()		
	*セクション材料による区分 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ ・図示による		
	*JIS A 4715による風圧力による強さの区分 ・() ・図示による		
	*開閉方式 ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 ・図示による		
	*収納形式 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形 ・図示による		
	*電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所(電動式の場合) ・図示による ・()		
	*ガイドレールの材料 ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図示による ・()		
5.13.3 材料	*フロント板ガラス 品種及び厚さによる種類 ・図示による ・()	[表6.6.1]	
	型板ガラス 厚さによる種類 ・図示による ・()		
	網入及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類 ・図示による ・()		
	合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びにガラスの合計厚さ ・図示による ・()		
	強化ガラス 特性による種類 ・I類 ・II-1類 ・II-2類 ・III類 ・図示による ・()		
	形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 ・図示による ・()		
	特性による種類 ・I類 ・III類 ・図示による ・()		
	熱線吸収板ガラス 材料板ガラスの種類、厚さによる種類 ・図示による ・()		
	性能による種類 ・1種 ・2種 ・図示による ・()		
	複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ ・図示による ・()		
5.13.5 ガラスブロック積み	断熱性による区分 ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6 ・図示による	[表6.6.1]	
	日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G ・S ・図示による		
	乾燥気体の種類 ・空気 ・アルゴン ・クリプトン ・ネオン ・図示による		
	熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類 ・図示による ・()		
	厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm ・図示による ・()		
	日射熱遮へい性区分 ・1種 ・2種 ・3種 ・図示による ・()		
	耐久性区分 ・A類 ・B類 ・図示による ・()		
	倍強度ガラス 材料板ガラスの種類 ・図示による ・()		
	厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm ・図示による ・()		
	*ガラス留め材 ・シーリング材 ・ガスケット() ・図示による ・()		
*板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・()			
*材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・()			
壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・()			
カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・図示による			
化粧目地モルタルの色 ・図示による ・()			
シーリング材の種類 ・図示による ・()			
金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・図示による ・()			
*工法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・図示による ・()			
目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・図示による			
曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・図示による			
伸縮調整目地位置 ・()mm以下ごと ※ 6m以下ごと			
伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・図示による			
1節 一般事項			
6.1.3 他の部位との取合い等	*既存間仕切壁の撤去に伴う天井、壁、床の改修範囲 ※ 壁厚程度 ・図示による		
	*天井内の既存壁撤去に伴う天井改修範囲 ※ 壁面から両側600mm程度 ・図示による		
	*天井撤去に伴う壁面の改修 ※ 既存のまま ・図示による		
6.2.2 工法	*ビニル床シート等の除去における下地モルタルの撤去 ※ 図示による ・()		
	*合成樹脂塗床材の除去等の工法 ・機械的除去工法 ・目荒し工法 ・図示による		
6.3.2 工法	*間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※ モルタル塗り[4.3.10] ・() ・図示による		
6.5.2 木 材	*含水率 ※ A種 ・ B種 [表6.5.3]		
	*製材 「JAS 1083(製材)」による製材		
	下地用製材 寸法、形状、含水率及び保存処理 ※ 図示による		
	等級 ※ 図示による ※ 2級		
	造作用製材 等級、寸法、含水率及び保存処理 ※ 図示による		
	板材における等級 ※ 枠、額縁、敷居、鴨居、框の類の見掛け面は上小節、それ以外は小節以上 ・図示による		
	広葉樹製材 寸法及び保存処理 ※ 図示による		
	等級 ※ 1等 ・図示による ・()		
	含水率 ※ 10%以下 ・図示による ・()		
	(2)(イ) 「JAS 1083(製材)」以外の製材		
	下地、造作及び仕上げに用いる製材 寸法、材面の品質、含水率及び防虫処理 ※ 図示による		
	造作材の材面の品質の基準 ※ A種 ・ B種 [表6.5.4]		
	(3)(ア) *造作用集成材 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材		
	造作用集成材 品名、樹種名、見付け材面、寸法 ※ 図示による		
	見付け材面の品質 ※ 1等 ・図示による ・()		
	化粧ばり造作用集成材 品名、樹種名、化粧薄板の厚さ、見付け材面、寸法 ※ 図示による		
	見付け材面の品質 ※ 1等 ・図示による ・()		
	(3)(イ) 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材		
	造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ※ 図示による		

章	項目	特記事項	備考
6	(4)(ア)	含水率 ※ 15%以下 ・図示による ・()	[表6.6.1]
		化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※ 図示による	
		含水率 ※ 15%以下 ・図示による ・()	
		(4)(イ) *造作用単板積層材 「JAS 0701」に基づく造作用単板積層材	
		品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※ 図示による	
		(5) 「JAS 0701」以外の造作用単板積層材	
		寸法、表面の品質及び防虫処理 ※ 図示による	
		含水率 ※ 14%以下 ・図示による ・()	
		(6) *直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能(使用環境)、樹種名及び寸法 ※ 図示による	
		*合板等 下地用合板 品名、単板の樹種名、防虫処理 ※ 図示による	
6.5.3 接合具等	厚さ ※ 5.5mm ・図示による	[表6.6.1]	
	接着の程度 ※ 1類 ・図示による		
	板面の品質 ※ 2等以上(広葉樹) ※ C-D以上(針葉樹) ・図示による		
	構造用合板 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級 ※ 図示による		
	厚さ ※ 12mm ・図示による		
	接着の程度 ※ 1類(湿潤箇所を除く) ※ 特類(湿潤箇所) ・図示による		
	等級 ※ 2級以上 ・() 板面の品質 ※ C-D以上 ・()		
	化粧ばり構造用合板 品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※ 図示による		
	湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※ 特類 ・図示による		
	天然木化粧合板 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※ 図示による		
6.5.5 防蟻・防蟻・防虫処理	特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※ 図示による	[表6.6.1]	
	パーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ ※ 図示による		
	曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※ 15mm、13MR1(M)タイプ ※ 15mm、13MR2(P)タイプ ・()		
	構造用パネル 品名、寸法 ※ 図示による		
	ミディアムデンティファイバーボード(MDF) 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分、厚さ ※ 図示による		
	*造作材の化粧面の釘打ち ※ 隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し		
	*諸金物の形状、寸法、材質 ※ 6.5.3(2)(ア)による ・() ・図示による		
	*下地木材への防蟻・防蟻処理 適用部材、処理の種類 ※ 図示による ・()		
	工場における薬剤の加圧注入処理等の適用部材及び保存処理性能区分 ※ 図示による ・()		
	薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理 ・行う ・行わない		
6.5.6 RC造等の内部間仕切軸組及び床組	薬剤の種類、適用部材 ※ 図示による ・()	[表6.6.1]	
	処理の方法 ※ 6.5.5(1)(b)②による ・() ・図示による		
	薬剤の接着剤への混入による防蟻・防蟻処理 ・図示による ・行う() ・行わない		
	合板等の加圧注入による防蟻・防蟻処理 ・図示による ・行う() ・行わない		
	*防虫処理 ・図示による ・行う() ・行わない		
	6.5.7 窓、出入口その他		*間仕切軸組に用いる木材 ・杉 ・松 ・()
	*床組に用いる木材(土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太) ・ひのき ・保存処理木材 ・()		
	*床組に用いる木材(上記以外) ・杉 ・松 ・()		
	*窓、出入口その他に用いる木材 吊元栓、水掛りの下枠、敷居 ※ ひのき ・() ・図示による		
	その他 ・杉 ・松 ・杉 ・() ・図示による		
6.5.8 床板張り	*縁甲板、上がりがまちに用いる木材 ※ ひのき ・() ・図示による		
6.5.9 壁及び天井下地	*木材 ・杉 ・松 ・() ・図示による		
6.6.2 材料	*野縁等の種類 屋内 ※ 19形 ・25形 ・図示による		
	屋外 ・19形 ※ 25形 ・図示による		
6.6.3 形式及び寸法	*屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔 ・()mm ・図示による		
	*屋外の野縁間隔 ・()mm ・図示による		
6.6.4 工 法	*既存埋込インサートの使用 ・使用する ・使用しない ・図示による ・()		
	*あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ・行わない ・図示による		
	*確認試験の箇所数及び確認強度 ※ 6.6.4(1)(ウ)による ・図示による ・()		
	*開口部等の補強方法 ※ 図示による ・()		
	*天井のふところが3mを超える場合の補強方法 ※ 図示による ・()		
	*天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※ 図示による ・()		
	*耐風圧性を考慮した補強方法(屋外軒天井、ピロティ天井等) ※ 図示による ・()		
7節 軽量鉄骨壁下地			
6.7.3 形式及び寸法	*スタッドランナーの種類 ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※ スタッドの高さに応じた種類 ・()		
6.7.4 工 法	*スタッド高さが5.0mを超える場合 ()		
	*出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 6.7.4(5)による ・() ・図示による		
8節 ビニル床シート等張り			
6.8.2 材 料	(ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り)		
	*ビニル床シート 種類の記号 ※ FS ・() ・図示による		
	色柄 () ・図示による		
	厚さ ※ 2.0mm ・() ・図示による		
	*ビニル床タイル 種類の記号 ※ KT ・() ・図示による		
	色柄 () ・図示による		
	寸法 () ・図示による		
	厚さ ※ 2.0mm ・() ・図示による		
	*特殊機能床材		
	常電防止床シート 種類、性能、厚さ等 ・図示による ・()		
	常電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 ・図示による ・()		
	視覚障害者用床タイル 種類、形状 ・図示による ・()		
	耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 ・図示による ・()		
	防滑性床シート 種類、厚さ等 ・図示による ・()		
	防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 ・図示による ・()		
	*ビニル幅木 種類 ・図示による ・()		
	厚さ ※ 1.5mm以上 ・図示による ・()		
	高さ ※ 60mm ・図示による ・()		
	*ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 ・図示による ・()		
	設計事務所名	年度	工事名称
	建築士登録番号		縮尺
	建築士氏名		建築改修工事特記仕様書 5/9
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課
		○年○月	

章	項目	特記事項	備考
6	6.8.3 工法	*ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ()	
	9節 カーペット敷き	*ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ()	
	6.9.2 材料	*6.8.3(1)(ア)～(ウ)以外の下地の工法 ・ 図示による () *目地処理する場合の工法 ※ 熱溶接工法 () ・ 図示による	
	6.9.4 工法	*織じゅうたん 織り方、パイルの形状 ・ 図示による () 色柄 () ※ 模様のない無地 ・ 図示による	[表6.9.1]
		*タフテッドカーペット パイルの形状、パイル長 ・ 図示による () 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()	
		*タイルカーペット 種類 ※ 第一種 ・ 第二種 ・ 図示による () パイルの形状 ※ ループパイル () ・ 図示による 寸法 ※ 500mm角 () ・ 図示による 総厚さ ※ 6.5mm () ・ 図示による	
	6.10.3 工法	*下敷き材 ※ JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種1号、呼び厚さ8mm () ・ 図示による	
		*取付け用付属品 見切り材、押え金物の材質、種類、形状 ※ 図示による () *タフテッドカーペットの工法 ・ グリッパー工法 ・ 全面接着工法 ・ 図示による *織じゅうたんの接合方法 ※ ヒートボンド工法 ・ 手縫い *タイルカーペットの敷き方 平場 ※ 市松敷き () ・ 図示による 階段 ※ 模様流し () ・ 図示による	
	6.11.2 材料	*弾性ウレタン樹脂系 仕上げの種類 ※ 平滑 ・ 防滑 ・ つや消し ・ 図示による	[表6.10.4]
	6.11.3 工法一般	*エポキシ樹脂系 工法 ・ 薄膜流しのべ ・ 厚膜流しのべ ・ 樹脂モルタル ・ 図示による 仕上げの種類 ・ 平滑 ・ 防滑	
	6.11.4 釘留め工法	*種類 ・ 単層フローリング(・ フローリングボード1等 ・ フローリングブロック1等) ・ 複合フローリング ・ 図示による *工法 ・ 釘留め(根太張り)工法 ・ 釘留め(直張り)工法 ・ 接着工法 ・ 図示による	
	6.11.5 接着工法	*根太張り工法 フローリング ・ フローリングボード(根太張用) ・ 複合フローリング(根太張用) フローリングボードの樹種 ・ なら () ・ 図示による 複合フローリングの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種	[表6.11.2]
		*直張り工法 フローリング ・ フローリングボード(直張用) ・ 複合フローリング(直張用) 樹種 ・ なら () ・ 図示による 複合フローリングの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種	[表6.11.4]
		*フローリング フローリングボードの樹種 ・ () ・ 図示による 複合フローリングの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種	
	6.11.6 現場塗装仕上げ	*フローリング フローリングボードの樹種 ・ () ・ 図示による 複合フローリングの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 *フローリングブロックの樹種、厚さ、幅及び長さ () *フローリング裏面の緩衝材 ※ 合成樹脂発泡シート () ・ 図示による *下地調整及び塗装 ・ 図示による ()	
6.12.2 材料	*畳の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種(畳床の記号:)	[表6.12.1]	
6.13.2 材料	*衝撃緩和型畳の畳表 ・ C1 ・ C2 ・ 図示による		
6.13.3 工法	*ボード類の種類、厚さ等 ※ 図示による ボード表面の化粧張り仕上 ※ 図示による		
	*普通合板 表板の樹種名、板面の品質、厚さ、防虫処理 ※ 図示による () *天然木化粧合板 化粧板の樹種名、厚さ、防虫処理 ※ 図示による () *特殊加工化粧合板 化粧加工の方法、表面性能、厚さ、防虫処理 ※ 図示による ()		
	*ロックウール吸音板の場合を除き、天井のボードの重ね張り ・ 図示による *合板の張付け種別 ・ A種 ※ B種 [表6.13.3] *せっこうボードの目地工法の種類 ・ 継目処理工法 ・ 突付け工法 ・ 目透し工法 [表6.13.5] *せっこうボードのエッジの種類(突き付け工法及び目透し工法の場合) ・ ベベルエッジ ・ スクエアエッジ ・ 図示による		
6.14.2 材料	*壁紙の種類 ※ 図示による () *防火性能 ・ 図示による ()		
6.14.3 施工	*モルタル面及びせっこうプラスター面の吸込み止めの塗布等の素地ごしらえ 種別 ・ A種 ※ B種 [表7.3.4] *コンクリート面の吸込み止めの塗布等の素地ごしらえ 種別 ・ A種 ※ B種 [表7.3.5] *せっこうボード面の素地ごしらえ及びけい酸カルシウム板面の吸込み止めの塗布等の素地ごしらえ 種別 ・ A種 ※ B種 [表7.3.7]		
6.15.3 材料	*モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料 () ・ 図示による *既製目地材 ・ 使用する(形状:) ・ 使用しない ・ 図示による		
6.15.5 下地処理	*壁面の場合で、仕上げ厚又は全塗り厚が6.15.4(3)の規定を満足しない場合 ・ 図示による		
6.15.6 工法	*床の目地割り ※ 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 () ・ 図示による 種類 ※ 押し目地 () ・ 図示による		
6.16.2 施工一般	*伸縮目地の位置 ※ 縦横4m以内ごと(床タイル) () ・ 図示による		
6.16.3 セメントモルタルによるタイル張り	*タイルの見本焼き ・ 有 ※ 無 試験張り ・ 有 ※ 無		
	*タイル ※ 図示による		
6.16.4 有機系接着剤によるタイル張り	*役物 ・ 有 ・ 無		
	*張付けモルタル 既調合モルタル () *下地モルタル塗りのコンクリート素地面の下地処理 ・ 目荒し工法 () ・ 図示による *壁タイル張りの工法 内装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ユニットタイル(内装タイル以外) ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り		
	*タイル ※ 図示による		
	*役物 ・ 有 ・ 無		

章	項目	特記事項	備考
17節	セルフレベルング材塗り	*セルフレベルング材塗厚 () ・ 図示による	
6.17.3	調合及び塗厚		
2節	下地調整	*RB種塗替えの場合の既存塗膜の撤去範囲 ※ 劣化部分 ・ 図示による *木部の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.1] *鉄鋼面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.2] *亜鉛めっき鋼面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.3]	
7.2.1	施工一般		
7.2.2	木部の下地調整		
7.2.3	鉄鋼面の下地調整		
7.2.4	亜鉛めっき鋼面の下地調整		
7.2.5	モルタル面及びプラスター面の下地調整	*モルタル面及びプラスター面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.4] ひび割れ部の補修 ()	
7.2.6	コンクリート面、ALC面、押出成形セメント面の下地調整	*コンクリート面、ALCパネル面の下地調整種別[DP塗り以外] ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.5] ひび割れ部の補修 ()	
7.2.7	せっこうボード面、その他ボード面の下地調整	*コンクリート面[DP塗り]、押出成形セメント板面の下地調整種別 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.6] ひび割れ部の補修 () *せっこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.7]	
3節	素地ごしらえ	*木部の素地ごしらえ種別 不透明塗料塗りの場合 ※ A種 ・ B種 ・ 図示による [表7.3.1] 透明塗料塗りの場合 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による	
7.3.2	鉄鋼面の素地ごしらえ	*鉄鋼面の素地ごしらえ種別 DP塗り以外 ・ A種 ・ B種 ※ C種 ・ 図示による [表7.3.2] DP塗り ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	
7.3.3	亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ	*亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ種別 ・ A種 ・ B種 ・ 図示による [表7.3.3]	
7.3.4	モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえ	*モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえ種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.3.4]	
7.3.5	コンクリート面、ALC面、押出成形セメント面の素地ごしらえ	*コンクリート面、ALCパネル面の素地ごしらえ種別[DP塗り以外] ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.3.5] *コンクリート面[DP塗り]、押出成形セメント板面の素地ごしらえ種別 ・ A種 ・ B種 ・ 図示による [表7.3.6]	
7.3.6	せっこうボード面、その他ボード面の素地ごしらえ	*せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ種別 継目処理工法の場合 ※ A種 ・ B種 ・ 図示による [表7.3.7] その他の場合 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による	
7.3.7	錆止め塗料塗り	*鉄鋼面錆止め塗料種別[EP-G塗りの場合] ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.4.1] *亜鉛めっき鋼面錆止め塗料種別[SOP塗りの場合] ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.2]	
4節	錆止め塗料塗り	*鉄鋼面錆止め塗料塗り[SOP及びEP-G塗りの場合] 見え隠れ部(新規) ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.3] 見え隠れ部(新規) ・ A種 ※ B種 ※ C種 ・ 図示による *鉄鋼面錆止め塗料塗り[DP塗り(新規)の場合] ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.4] *亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り[SOP及びEP-G塗りの場合] 鋼製建具等 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.5] その他 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	
7.4.2	錆止め塗料塗り		
7.4.3	錆止め塗料塗り		
5節	合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	*種類 [新規] ・ 図示による 屋外 ※ A種 ・ B種 ・ C種 [表7.5.1] 屋内 ・ A種 ※ B種 ・ C種	
7.5.2	鉄鋼面SOP	*種類 [塗替え] ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.5.2] 鋼製建具塗替え ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.5.3] それ以外の塗替え及び新規塗り ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	
7.5.3	亜鉛めっき鋼面SOP		
7.5.4	クリヤラッカー塗り(CL)	*種類 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.6.1] A種の場合、工程2の適用及び着色に用いる塗料の種類・溶剤形着色剤 ・ 油性染料着色剤 ・ 適用しない ・ 図示による	
7.6.2	クリヤラッカー塗り		
7.6.2	クリヤラッカー塗り		
7.7.2	NAD	*種類 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.7.1]	
7.7.2	NAD		
7.8.2	鉄鋼面DP	*上塗り塗料の等級 ※ 1級 ・ 2級 ・ 3級 [表7.8.1]	
7.8.3	亜鉛めっき鋼面DP	*上塗り塗料の等級 ※ 1級 ・ 2級 ・ 3級 [表7.8.2]	
7.8.4	コンクリート面及び押出成形セメント板面DP	*種別 ・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種 ・ 図示による [表7.8.3]	
9節	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.1] *塗替えのみし止め ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 下塗り ()	
7.9.2	コンクリート、モルタル、せっこうプラスター、せっこうボード面等EP-G		
7.9.3	木部EP-G	*種別 新規 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.2] 塗替え ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	
7.9.4	鉄鋼面EP-G	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.3]	
7.9.5	亜鉛めっき鋼面EP-G	*種別 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.4]	
10節	合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.10.1] *塗替えのみし止め ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 下塗り ()	
7.10.2	合成樹脂エマルジョンペイント塗り		
11節	ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	*種別 工程1の着色の適用 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.11.1] 溶剤形着色剤 ・ 油性染料着色剤 ・ 適用しない ・ 図示による	
7.11.2	ウレタン樹脂ワニス塗り		
12節	ステイン塗り	*オイルステイン塗り(OS) ・ 図示による ()	
7.12.2	ステイン塗り		
13節	木材保護塗料塗り(WP)	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.14.1]	
7.13.2	木材保護塗料塗り		
7.13.2	木材保護塗料塗り		

設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
建築士登録番号			縮尺
建築士氏名		建築改修工事特記仕様書 6/9	
検図	製図	設計	
	○年○月		
愛知県建築局公共建築部公共建築課			

章	項目	特記事項	備考
1節	共通事項		
8.1.2	基本要品質	*耐震改修工事標準図が添付されている場合はこれを優先する。 *受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「 適 マークを取得した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造し、 適 マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	
8.1.3	コンクリートの種類	*コンクリートの種類 ※ I類 ・ II類 ・ 大臣認定コンクリート()	[表8.1.1]
8.1.4	コンクリートの品質	*コンクリートの種類 ※ 軽量コンクリート *設計基準強度(Fc) ・ 普通コンクリート()N/mm ² ・ 軽量コンクリート()N/mm ² ・ 図示による *コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ ※ 表8.1.2による () ・ 図示による *合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ※ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による *コンクリートの仕上りの平たんさの種類 ※ a種 ・ b種 ・ c種 ・ 図示による	[表8.1.4] [表8.1.5]
8.1.5	鉄骨製作工場	*鉄骨製作工場の加工能力等 ()	
8.1.6	鉄骨製作工場における施工管理技術者	*施工管理技術者の配置 ※ 必要 ・ 不要	
2節	材料		
8.2.1	鉄筋	*鉄筋種類 ※ 図示による ()	[表8.2.1]
8.2.2	溶接金網	*鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※ 図示による ()	
8.2.4	あと施工アンカー	*あと施工アンカー ・ 金属系アンカー ・ 接着系アンカー ・ 図示による *金属系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による () アンカー本体の径、埋込み長さ ・ 図示による () セット方式 ※ 本体打込み式改良型 () ・ 図示による 接合筋の種類、径、長さ ・ 図示による () *接着系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による () アンカーの種類 ※ カプセル方式回転・打撃式 () ・ 図示による アンカー筋の径、埋込み長さ ・ 図示による () アンカー筋の種類 () ・ 図示による アンカー筋の新設壁内への定着長さ () ・ 図示による	
8.2.5	コンクリートの材料及び割合	*あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない *セメントの種類 ※ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント(A種) ・ シリカセメント(A種) ・ フライアッシュセメント(A種) ・ エコセメント () ・ 図示による	[表8.2.3]
耐震改修工事		*高炉セメントB種の適用箇所 () フライアッシュセメントB種の適用箇所 () *骨材の種類 フェロニッケルスラグ骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 銅スラグ骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 再生骨材H(エコセメント使用) ・ 使用 ※ 使用しない *砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、砂利、砂のアルカリシリカ反応性区分 ※ A ・ B *混和剤の種類 ・ 図示による ・ AE剤 ・ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 () 混和剤の種類 ・ フライアッシュ(I種) ・ フライアッシュ(II種) ・ フライアッシュ(IV種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・ シリカフューム ・ 膨張材 ・ 図示による *構造体強度補正值(S) ・ 図示による ※ 表8.2.4による *8.2.5(b)⑥(ア)～(ウ)以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※ 図示による () *モルタルの圧縮強度 () ・ 図示による フロー値 () ・ 図示による *せき板の材料 ※ 8.2.7(1)による () ・ 図示による 合板の厚さ ※ 12mm () ・ 図示による *ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1) 使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2) 鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)5.3.6表に示す数値+10mmするものとする。 3) コンクリートのスランブ及び打込み スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4) その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 *スリーブの材種 ・ 鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ つば付き鋼板 ・ 図示による *種類、形状、寸法 ※ 図示による ()	[表8.2.6]
8.2.8	鋼材	*種類、形状、寸法 ※ 図示による ()	
8.2.9	高力ボルト	*種類 ※ トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・ 図示による ねじの呼び ※ 図示による ()	
8.2.10	溶接材料	*8.2.10(1)、(2)以外の溶接材料 () ・ 図示による	
8.2.11	スタッド	*スタッドの種類 () ・ 図示による	
8.2.12	柱底均しモルタル及びグラウト材	*柱底均しモルタル ※ 無収縮モルタル(8.2.12(1)による) () ・ 図示による	
8.2.13	連続繊維シート及び含浸接着樹脂等	*材料、工法、引張強度、ヤング係数 ・ 図示による ()	
8.2.14	鋼材の材料試験等	*板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 ・ 行う ・ 行わない	
8.2.15	基礎工事に用いる材料	*砂利地業に使用する砂利 ・ 再生クラッシュラン ・ 切込砕石 ・ 図示による *砂地業に使用する砂 ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂 () ・ 図示による *杭の材料 ※ 図示による () *杭に継手を設ける場合の継手の箇所数、材料、工法等 ※ 図示による ()	
3節	鉄筋の加工及び組立		
8.3.2	加工	*90°未端の折曲げの内法直径 ()	
8.3.4	継手及び定着	*種類 ※ 図示による ・ 重ね継手 ・ ガス圧継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 *継手位置 ※ 図示による *耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※ 40d(軽量コンクリートの場合50d)又は表8.3.2の重ね継手の長さのいずれか大きい値 ・ 図示による *先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所における場合の継手の位置 ・ 図示による () *鉄筋の定着長さ ※ 表8.3.4による () 定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※ 8.3.4(5)(イ)による ・ 図示による () 機械式定着工法の適用箇所及び種類 ・ 図示による () *帯筋組立の形、継手及び定着 ※ 図示による () *鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※ 表8.3.6による ()	
8.3.5	鉄筋のかぶり厚さ及び間隔		
8.3.7	壁の配筋及び補強	*壁の配筋 () ・ 図示による *壁開口部の補強 () ・ 図示による	

章	項目	特記事項	備考		
8.3.8	ガス圧接	*超音波探傷試験 ※ 行う ・ 行わない			
4節	鉄筋の機械式・溶接継手				
8.4.2	機械式継手	*適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※ 図示による () *施工完了後の試験 外観試験 試験項目、試験方法 () ・ 図示による 不合格となった場合の措置 () ・ 図示による 超音波測定試験 試験対象 () ・ 図示による 不合格となった場合の措置 () ・ 図示による			
8	8.4.3 溶接継手	*適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※ 図示による () *施工完了後の試験 外観試験 試験項目、試験方法 () ・ 図示による 不合格となった場合の措置 () ・ 図示による 超音波測定試験 試験対象 () ・ 図示による 不合格となった場合の措置 () ・ 図示による			
7節	コンクリートの運搬・打込・締固				
8.7.7	養生	*普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間 ()日以上			
8.7.8	型枠工事	*外部に面するコンクリートの打増し厚さ ()mm ・ 図示による *ニアコネクタをセパレーターとして使用する場合 () ・ 図示による *普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()			
9節	軽量コンクリート				
8.9.1	一般事項	*軽量コンクリートの適用箇所 ※ 図示による ()			
8.9.2	種類及び品質	*軽量コンクリートの種類 ・ 1種 ・ 2種 気乾単位容積質量 ()t/m ³ [表8.9.1] *スランブ ※ 21cm () ・ 図示による			
10節	暑中コンクリート				
8.10.2	材料及び割合	*構造体強度補正值(S) ※ 6N/mm ² ・ 図示による ()			
11節	無筋コンクリート				
8.11.1	一般事項	*コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ・ 図示による () *設計基準強度 ※ 18N/mm ² ・ 図示による () *スランブ ・ 15cm ・ 18cm () ・ 図示による			
12節	あと施工アンカー工事				
8.12.4	穿孔	*埋込み配管等の探査の方法 ()			
8.12.7	施工確認試験	*アンカー施工後の確認試験 ※ 引張試験機による引張試験 () 1ロット ※ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと () 試験の箇所数 ※ 1ロットに対して3本 () 確認強度 ()			
13節	鉄骨工作				
8.13.2	鉄骨の工作図	*高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの端端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※ 図示による ()			
8.13.8	ボルト孔	*母屋又は胴線の取付けに使用する普通ボルト孔径 ※ ねじの呼び径+1.0mm ・ 図示による ()			
8.13.10	仮組	*仮組の実施 ・ 行う ※ 行わない			
14節	高力ボルト接合				
8.14.2	摩擦面の性能・処理	*すべり試験 ※ 実施しない ・ 実施する(試験方法等:) ・ 図示による			
8.14.7	締付け	*ナット回転法の場合で、「JIS形高力ボルト長さ」>「ねじの呼びの5倍」の場合の回転量 ※ 図示による ()			
15節	溶接接合				
8.15.3	技能資格者	*技量付加試験 ・ 行う ※ 行わない ・ 図示による			
8.15.4	溶接の準備	*開先の形状 ※ 図示による ()			
8.15.7	溶接施工	*エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ※ 図示による () 切断面の仕上げ ※ グラインダー仕上げ[粗さ100µmRz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下] ・ 図示による () *完全溶込み溶接 板厚が異なる場合における低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※ 図示による () スラップの形状 ※ 図示による ()			
8.15.12	溶接部の試験	*「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等 ・ 図示による () *「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 ・ 図示による () *完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※ 行う ・ 行わない			
17節	鉄骨の錆止め塗装				
8.17.2	塗装の範囲	*耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※ 図示による () 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※ 8.17.2(1)(ア)～(オ)以外の範囲 ・ 図示による ()			
8.17.4	塗料の種類	*SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面 ・ 図示による ※ 表7.4.1のA種 () *耐火被覆材が接着する面 ()			
18節	耐火被覆				
8.18.2	耐火被覆の種類等	*耐火被覆の種類 ※ 図示による () 耐火材吹付け ・ 耐火板張り 耐火材巻付け ・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火塗料 () *材料及び工法等 ※ 図示による ()			
8.18.3	耐火被覆の性能・品質等	*耐火被覆の耐火性能 ※ 図示による ()			
20節	溶融亜鉛めっき工法				
8.20.5	溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	*摩擦面の処理方法等 ・ プラスト処理 ・ りん酸塩処理 () ・ 図示による			
21節	現場打ちRC壁の増設工事				
8.21.2	既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による () *打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ()			
8.21.3	既存部分の処理				
8.21.6	鉄筋の加工及び組立	*割裂補強筋の仕様 ※ 図示による ()			
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
		建築士登録番号			縮尺
		建築士氏名		建築改修工事特記仕様書 7/9	
		検図	製図	設計	
			○年○月	愛知県建築局公共建築部公共建築課	

章	項目	特記事項	備考
8	8.21.8 コンクリートの打込み	*コンクリート打込み工法 ・流込み工法 ・圧入工法 ・図示による ・()	
	8.21.9 既設構造体との取合い	*既存構造体と増設壁との取合いの処理方法 ※ グラウト材の注入 ・図示による ・()	
	8.21.10 仕上げ	*増設壁工事後の仕上げ ※ 図示による ・()	
	22節 鉄骨ブレースの設置工事		
	8.22.2 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・図示による ・() *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・図示による ・() *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・() *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・()	
	8.22.3 既存部分の処理	*目荒しの程度 ※ 図示による ・()	
	8.22.7 既存構造体との取合い	*割裂補強筋の仕様 ※ 図示による ・()	
	8.22.9 仕上げ	*ブレース設置工事後の仕上げ ※ 図示による ・()	
	23節 柱補強工事		
	8.23.2 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・図示による ・() *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・図示による ・() *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・() *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・() *目荒しの程度 ※ 図示による ・()	
耐震	8.23.3 既存部分の処理	*目荒しの程度 ※ 図示による ・()	
	8.23.5 溶接金網巻工法及び溶接閉鎖フープ巻工法	*コンクリート及び構造体用モルタルの打ち込み ・流込み工法 ・圧入工法 ・図示による	
	8.23.6 鋼板巻・帯板巻付工法	*鋼板等の加工 柱頭及び柱脚に隙間を設ける場合 ※ 図示による ・()	
	8.23.7 仕上げ	*補強工事後の仕上げ ※ 図示による ・()	
	24節 連続繊維補強工事		
	8.24.4 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・図示による ・() *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・図示による ・() *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・() *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・()	
	8.24.6 施工	*下地処理 ひび割れ部の改修工法種類 ・4.1.4による樹脂注入工法 ・図示による ・() 面取りの大きさ(柱及び梁の隅角部) ※ 図示による ・() *引張強度試験 ・行う(試験数量:) ・行わない *付着強度試験 ・行う(試験数量:) ・行わない *補強工事後の仕上げ ※ 図示による ・()	
	8.24.7 仕上げ		
	25節 耐震スリット新設工事		
	8.25.2 施工	*スリット幅及び深さ ※ 図示による ・() *既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・図示による ・() *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・図示による ・() *充填材の挿入及び周囲補修等 耐火材の使用箇所及び仕様 ※ 図示による ・() 遮音材の使用箇所及び仕様 ※ 図示による ・() *既存部分の撤去部の補修 ※ 撤去材と同一材で補修 ・監督職員との協議による ・()	
改修	26節 免震改修工事		
	8.26.5 既存部分の撤去等	*既存部分がRC又はSRCの場合の既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・図示による *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・図示による ・() *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・() *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・() *既存杭の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ・()	
	8.26.6 既存部分の処理	*打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ・() *既存杭の杭頭部等の処理 ※ 図示による ・() *支承材又は減衰材の材質、諸元 ※ 図示による ・() *性能確認試験の項目及び数量 ・() ・図示による *製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等 ※ 図示による ・()	
	8.26.7 支承材・減衰材	*防錆処置 ・() ・図示による *支承材又は減衰材の設置位置の寸法許容差 ・() ・図示による *割裂補強筋の適用 ・適用する ・適用しない *コンクリート打込み工法 ・流込み工法 ・圧入工法 ・図示による	
	8.26.10 支承材又は減衰材の設置	*コンクリート打込み工法 ・流込み工法 ・圧入工法 ・図示による *支承材又は減衰材設置後の仕上げ ・図示による ・() *支承材への耐火被覆の適用 ・適用しない ・適用する(仕様:) ・図示による	
	8.26.13 仕上げ		
	8.26.14 耐火被覆		
	8.26.15 免震EXP-J等		
	8.26.16 検査	*検査の項目及び数量 ・() ・図示による	
	8.26.17 維持管理要領	*記載する項目 ※ 8.26.17(2)による ・() *地震計、下げ振り、けがき板、別置き試験体等の設置及び仕様 ※ 図示による ・()	
工事	27節 制振改修工事		
	8.27.2 既存部分の撤去等	*既存鉄筋コンクリート及び既存鉄筋鉄骨コンクリートの撤去等 既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・図示による ・() 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・図示による ・() 既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・() はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・() *既存鉄骨の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ・() *既存鉄骨の処置 ※ 図示による ・()	
	8.27.3 既存部分の処理	*打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ・()	
	8.27.4 減衰材	*減衰材の材質、諸元 ※ 図示による ・() *性能確認試験の項目及び数量 ・() ・図示による *製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等 ※ 図示による ・()	
	8.27.6 減衰材の設置	*防錆処置 ・() ・図示による 設置位置の寸法許容差 図示による ・() *割裂補強筋の適用 ・適用する ・適用しない *コンクリート打込み工法 ・流込み工法 ・圧入工法 ・図示による	
	8.27.8 仕上げ		
	8.27.9 検査	*減衰材設置後の仕上げ ・図示による ・() *検査の項目及び数量 ・図示による ・()	
	28節 土工事及び地業工事		
	8.28.2 既存杭の撤去等	*既存杭の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ・() *既存杭の杭頭部等の処理 ※ 図示による ・() *既存杭の補強 ※ 図示による ・() *既存杭の健全性を確認する試験 ・行う ・行わない	
	8.28.3 土工事	*埋戻し及び盛土の材料、工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示による [表8.28.1] *処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の有無 ・有 ・無	

章	項目	特記事項	備考	
8	耐震改修工事	*建設発生土の処理 ・構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。		
		8.28.4 地業工事	*試験杭 位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ・()本 寸法 ()m *試験杭の施工方法 ※ 図示による ・() *杭の載荷試験 ・鉛直載荷試験 ・水平載荷試験 試験杭の位置、本数、積載荷重 ※ 図示による ・() 8.28.4(2)(エ)以外の報告書の記載事項 () *地盤の載荷試験 ・平板載荷試験 ・行わない 試験位置 ※ 図示による 載荷荷重 ※ 図示による ・() 8.28.4(2)(エ)以外の報告書の記載事項 () *杭地業の工法 ※ 図示による ・() *支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ、水平方向の位置ずれの精度 ※ 図示による ・() *杭の寸法 ※ 図示による ・() *技能資格者の技量及び溶接部の確認 () *杭頭処理 ※ 図示による ・() ・無し *本杭の施工方法 ※ 図示による ・() *記録する施工状況等 () *砂利及び砂地業 範囲 ※ 図示による 厚さ ※ 60mm ・()mm ・図示による *捨コンクリート 範囲 ※ 図示による 厚さ ※ 50mm ・()mm ・図示による	
		9.1節 石綿含有建材の除去工事		
		9.1.1 一般事項	*大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること *石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ※ 図示による ・() *石綿粉じん濃度測定 ・行う ・行わない 測定時期 測定場所 測定箇所数 備考 処理作業前 ① 施工区画周辺又は敷地境界 4方向各1点 注1)注4) ② セキュリティゾーン入口 1点 空気の流れを確認注1) 処理作業中 ③ 集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合) 1点 集じん・排気装置の性能確認注1) ④ 施工区画周辺又は敷地境界 4方向各1点 注1) 処理作業後 ⑤ 処理作業室(隔離された区域)内 2点 注3) 隔離シート撤去前 注2) 注1)速報値で10f/L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 注2)各施工箇所ごとの室面積が10㎡以下の場合は1点、50㎡までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加する。 注3)粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。 注4)処理作業前の測定については、監督職員との協議による。 *石綿則第6条による隔離措置と「同等以上の効果を有する措置」により除去等作業を行う場合、上表のうち、①及び④を実施する。 *粉じん濃度測定結果報告書の提出部数 ※ 2部 ・()部 *石綿作業主任者は、法令に基づき、労働者の指揮、作業方法の指導等、必要な措置を行うこと。 特に、主たる工事が石綿対策工事の場合は、自社所属の石綿作業主任者を選任すること。 *監督職員等の保護具、保護衣等は、受注者が無償で準備すること。 *除去工法 ※ 図示による ・9.1.3(2)(ア)による ・() *除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・固化 ・図示による *除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 ・9.1.3(3)(イ)(a)による ・9.1.3(3)(イ)(b)による *除去工法 ※ 図示による ・() *除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・固化 ・図示による *除去した石綿含有保温材等の処分方法 ・9.1.3(3)(イ)(a)による ・9.1.3(3)(イ)(b)による *養生シート ・使用する ・使用しない *除去した石綿含有成形板(石綿含有せっこうボードを除く)の処分 ・埋立処分 ・中間処分 ・図示による 9.1.2 除去工事共通事項 *除去方法 ※ 図示による ・() *除去した石綿含有成形板の処分 ・埋立処分 ・中間処分 ・図示による *汚泥としての処理の必要有無 ・無 ・有() 2節 外断熱改修工事 9.2.2 材料 *断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ・() *外装材の種類及び防火性能 ※ 図示による ・() *仕上材の撤去 ※ 図示による ・() *下地面の清掃 ※ 図示による ・() 9.2.3 既存外壁の処置 *断熱材設置部分の下地に欠損部がある場合の改修工法の種類 ※ 図示による ・() (4.1.4) *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 () *不陸等の下地調整 ※ 図示による ・() *断熱材の施工 ※ 図示による ・() *外装材の施工 ※ 図示による ・() *通気層の有無、厚さ ※ 図示による ・() *外装材の外壁への取り付け ※ 図示による ・()	
		9.1.2 除去工事共通事項		
		9.1.3 石綿含有吹付け材の除去		
		9.1.4 石綿含有保温材等の除去		
		9.1.5 石綿含有成形板等の除去		
		9.1.6 石綿含有仕上塗材の除去		
		9.2.2 材料		
9.2.3 既存外壁の処置				
9.2.4 工法				
		設計事務所名	年度 工事名称	図面番号
		建築士登録番号	建築改修工事特記仕様書 8/9	
		建築士氏名	愛知県建築局公共建築部公共建築課	
検図	製図	設計	○年○月	

章	項目	特記事項	備考																					
9	3節 断熱・防露改修工事																							
	9.3.2 断熱材打込み工法	*断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ()																						
	9.3.3 断熱材現場発泡工法	*断熱材の種類 () ・A種1 ・A種1H *吹付け厚さ ()mm ※ 図示による ()																						
	9.3.4 断熱材後張り工法	*断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による () 断熱材に石膏ボード等を張り付けたパネルを使用する場合 ※ 図示による ()																						
	4節 屋上緑化改修工事																							
	9.4.2 材 料	*芝及び地被類の種類等 ※ 図示による () *見切り材、舗装材、排水孔、マルテング材等 ※ 図示による ()																						
	9.4.3 工 法	*建設省告示第1458号に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による () *かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による () *既存保護層等の撤去工法 ※ 図示による ()																						
	9.4.4 新植芝及び地被類の枯補償	*枯補償の期間 ※ 引渡しの日から1年 ()																						
	5節 透水性アスファルト舗装改修工事																							
	9.5.2 既存舗装の撤去及び再利用	*既存舗装の撤去 ・行わない ・行う ※ 図示による () *既存舗装の再利用 ・行わない ・行う ※ 図示による ()																						
環境配慮改修工事	9.5.3 路 床	*凍上抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による () *透水性舗装に用いるフィルター層厚さ ※ 図示による () *路床安定処理の適用及び方法 ※ 図示による () *盛土材料の種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※ 図示による () *凍上抑制層及び透水性舗装のフィルター層の材料 ※ 図示による () *砂の粒度試験 ・行わない ・行う *路床安定処理用添加材料 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・ 図示による ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号 *路床土のCBR試験 ・行わない ・行う *路床締め度試験 ・行わない ・行う *現場CBR試験 ・行わない ・行う	[表8.28.1]																					
	9.5.4 路 盤	*路盤の厚さ ※ 図示による () *路盤材料 種別 ・ 図示による ()	[表9.7.3]																					
	9.5.5 舗装の構成及び仕上げ	*舗装の構成 ※ 図示による () *舗装の平たん性 ※ 著しい不陸がないもの ()																						
	9.5.9 試 験	*開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない																						
	特定建設資材の再資源化等	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 【建築工事事務の手引・関連様式】から入手可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																						
	その他	*別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用			
		工 程	作業内容	分別・解体等の方法																				
		・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
		・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
		・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																				
・ 基礎、基礎ぐい		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																					
・ その他 ()		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																					
*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分、外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
工 程		作業内容	分別・解体等の方法																					
・ 造成等		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																					
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																						
・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																						
・ 屋根	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
*別表3 建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 (さく、照明器具)</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 (さく、照明器具)	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用		
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																						
・ 仮設	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 土工	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体工事	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他 (さく、照明器具)	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						

章	項目	特記事項	備考																				
その他		*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・ コンクリート			・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材			・ アスファルト・コンクリート			・ 木材								
	廃棄物の種類	施設の名称	所在地																				
	・ コンクリート																						
	・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材																						
	・ アスファルト・コンクリート																						
	・ 木材																						
		化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講ずること。 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブステレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材			
	対策をとる建築材料等	使用制限の原則																					
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																						
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																						
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																						
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																						
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																							
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																							
⑦ 塗料																							
⑧ 仕上塗材																							
		2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料																
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																						
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																						
② 塗料																							
		3) クロロピリホス、ダイアジノン及びフェノフルアル(以下「クロロピリホス等」という。)を含有する防腐・防蟻剤の使用制限																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤</td> <td>クロロピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロロピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																	
対策をとる建築材料等	使用制限																						
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロロピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																						
		4) 可塑性を使用している建築材料等の使用制限の原則																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を使用しているものとする。															
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																						
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																						
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を使用しているものとする。																						
	工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等(以下「評価名簿登録品」という。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)																					
	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能											
試験名	計測項目																						
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																						
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																						
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																						
製品検査	外観、寸法、性能																						
		ただし、第三者による品質証明書等を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計事務所名</th> <th>年度</th> <th>工事名称</th> <th>図面番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td></td> <td></td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td>建築士氏名</td> <td></td> <td>建築改修工事特記仕様書 9/9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○年○月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号	建築士登録番号			縮尺	建築士氏名		建築改修工事特記仕様書 9/9		検 図	製 図	設 計				○年○月		
設計事務所名	年度	工事名称	図面番号																				
建築士登録番号			縮尺																				
建築士氏名		建築改修工事特記仕様書 9/9																					
検 図	製 図	設 計																					
		○年○月																					
		愛知県建築局公共建築部公共建築課																					

章	項目	特記事項	備考												
第1編	1.4.2 機材の品質等	1. 使用する機器及び材料は、全て石綿を含まないものとする。 2. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>施工場所</th> <th>品目</th> <th>規格</th> <th>再生原料等の指定</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定しない</td> </tr> </table>	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				指定しない				指定しない	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定											
			指定しない												
			指定しない												
1.5.3 施工の検査等 1.5.7 化学物質の濃度測定	* 見本施工 ※ 行わない ・ 行う() * 化学物質の濃度 ※ 測定する ※ 測定しない * 測定時期 () 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ・ パラジクロロベンゼン () 測定方法 ※ パッシブ型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による () 測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/)	【改修1.6.4】 【改修1.6.8】													
5節 施工	* 再生資源の利用の報告 【改修1.4.3】 再使用機材	* 取外し後再使用する機材 ※ 図示による () 取外し後特別な清掃を行う機材及びその方法 ※ 図示による ()													
6節 工事検査及び技術検査	* 中間技術検査 ・ 行わない ・ 行う(実施回数: 、実施時期:)	【改修1.10.2】													
7節 完成図等	* 1.7.1 完成時の提出図書 * 1.7.2 完成図	【改修1.11.1】 【改修1.11.3】 【改修1.11.2】													
8節 養生	* 養生範囲 ※ 図示による () ・ 1.7.1による箇所 * 養生方法 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による () * 既存設備等の養生方法 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による () * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない () * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ ビニルシート、合板等による ・ 図示による ()														
9節 撤去	* 撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※ 図示による () * 石綿の撤去 ※ 図示による () * 機器等撤去跡の補修等 ※ 図示による () * 撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※ 図示による ・ 監督職員と協議 ()														
その他	* 仮設 * 光熱水費 * 現場代理人等														
第1編	* 仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。 * 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めるときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html を参照) * 電気工事の保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。(建築工事事務の手引 参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事事務物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。														

章	項目	特記事項	備考
第1編	* 施工体制 * 施工体制台帳	2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)	
	* 施工体系図	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示すること。 * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力を行うこと。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 * 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 * 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。	
1	* 各種調査への協力 * 工事コスト調査の協力	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: * 排出ガス対策型建設機械 ※ 有り ・ なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))	
1	* 請負代金内訳書等	* 本工事が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。 なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 * 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。	
1	* 騒音・振動対策	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 * 本工事に伴う自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) 対象外工事とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html	
1	* 排出ガス対策型建設機械	* VE提案の範囲 ※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事事務及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事事務物の変更を伴わないものとする。[工事事務物をVE提案の対象としない場合] ・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]	
1	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評価において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。	
1	* 特定特殊自動車の燃料	* 2章 共通工事 1節 仮設工事 2.1.1 一般事項 【改修2.2.2】 足場その他	
1	* 薬液注入工法	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さ及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 内部足場 ・ 表2.2.1 A種からD種のいずれか ・ 単管足場 ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 () * 外部足場 ・ 別契約の関係受注者の設置する足場 ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ 高所作業車 () 設置するシート等 ・ 防護シート(JISA8952) ・ 防護ネット(JISA8960) ・ 防音シート () * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 * 設ける(m程度) ・ 既存建物内の一部 ※ 設けけない 構外に設置	【改修 2.2.7】
1	* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 監督職員事務所 * 監督職員事務所の備品	
1	* 契約後VE	* 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 * 選択備品 ・ パソコン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機	
1	* CCUSの活用	設計事務所名 年度 工事名称 図面番号	
1		建築士登録番号 建築士氏名 設計 ○年○月	縮尺 電気設備工事特記仕様書 2/6 愛知県建築局公共建築部公共建築課

章	項目	特記事項	備考	
第1編	【改修2.2.3】仮設間仕切り 【改修2.2.4】工事用電力等 2.2.1 一般事項 *建設発生土の処理 4節 コンクリート工事 2.4.1 一般事項 7節 塗装工事 2.7.1 一般事項 9節 スリーブ工事 2.9.1 一般事項 10節 インサート 2.10.1 一般事項 【改修2.12.1】一般事項 【改修2.12.3】あと施工アンカー 【改修】11節 はつり工事 【2.11.2】非破壊検査 【2.11.3】穴開け及び補修 【2.11.4】溝はつり及び補修 【2.11.5】開口部補修等 【改修】13節 基礎工事 【2.13.1】一般事項 【改修】14節 仮設備工事 【2.14.1】一般事項 【2.14.3】仮電源等	<p>*受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置</p> <p>*受注者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く) ・構外 材料置場 ※ 構内 ・構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・構外 *建設工事名称板 設ける 設けない ・他工事と共同設置 *建設現場標識 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない *仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※ 図示による ・() 種別 ※ 合板張り木製扉程度 ・() 建設現場標識(例)</p> <p>*既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) ・()</p> <p>*埋戻し土及び盛土 ※ 根切り土の中の良質土 ・() ・図示による *処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の有無 ・有 ・無 *建設発生土の処理 ・構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。</p> <p>*コンクリート 設計基準強度 ・18N/mm² ・() ・図示による</p> <p>*金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分(機械室、EPS等は除く)の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 *色合等 ・() ・図示による *塗料の種別、塗り回数 ※ 表2.7.11による(改修は表2.8.1) ・() ・図示による</p> <p>*スリーブの材料及び仕様 ・図示による ※ 表2.9.1[改修は表2.10.1]による ・()</p> <p>*インサートの許容引抜荷重 ※ 表2.10.11による ・() ・図示による *インサート及びアンカーの許容引抜荷重 ※ 表2.12.11による ・() ・図示による *穿孔 埋め込み配管等の探査の範囲及び方法 () ・図示による *性能確認試験 ・行う ・行わない *施工後確認試験 ・行う ・行わない</p> <p>*放射線透過検査 ・行う ・行わない *貫通場所及び口径 () ・図示による *はつり深さ () ・図示による *補修が必要な箇所 ※ 図示による 防水箇所の貫通処理方法 () ・図示による *意匠を考慮する場合の仕上げ方法 ※ 図示による</p> <p>*機器用基礎 ・新設 ・既設再使用 ・図示による *基礎の補修 () ・図示による *既設基礎の解体 周辺機器等の養生() 防水層等の補修() ・図示による 既設基礎撤去後の補修及び床面仕上げ () ・図示による</p> <p>*仮設備を要する期間 () *受変電設備又は発電装置を電源として仮設備する場合 ・() ・図示による</p> <p>*電線、ケーブル 特記なき電線、ケーブルは原則として環境対策品とすること。 *配線器具 配線器具に使用するプレート類は原則として金属製とする。ただし、防水型等の場合はこの限りでない。 *照明器具 取付方法 蛍光灯照明器具FL40W1灯相当(同等重量器具を含む)以上は躯体にインサートを 使用の上、堅固に取り付ける。 *予備配管 分電盤から立上り予備配管として、予備の配線用遮断器4個以下の場合には(22)相当を1本、5個以上の場合(22)相当を2本以上、二重天井内まで立ち上げる。 *位置ボックス 1. 照明器具で送り配線となるもの及び配線が末端となるものは、位置ボックスを省略してもよい。 2. 簡易間仕切りに設ける配線器具の位置ボックスは省略してもよい。なお配線器具はそれぞれに適合した形式のものとする。 3. 原則として、外壁部分への取付は避ける。 *中継ボックス 配管の1区間が30mを超える場合には途中でプルボックス又はジョイントボックスを設ける。 *地中管路 埋設標は地中管路の曲折箇所、道路横断箇所及び直線部分に設ける。直線部分の場合は30mごとに設ける。ただし、30mに満たないときは、その間に1個とする。 *埋設標識シート 高圧配線、低圧幹線、通信用幹線の地中配管に標識シートを設ける。</p>	<p>1,200以上</p> <p>工事名 ○○センター改修電気工事</p> <p>工期 ○○年○○月○○日まで</p> <p>発注者 愛知県建築局公共建築部公共建築課</p> <p>工事監理者 ○○建築設計事務所</p> <p>工事施工者 ○○電気設備株式会社</p> <p>1,000以上</p> <p>【改修 2.3.1】</p> <p>【改修 2.5.1】</p> <p>【改修 2.8.1】</p> <p>【改修 2.10.1】</p> <p>【改修 2.16.1】</p> <p>【改修 2.18.3】</p> <p>【改修 2.19.2】</p> <p>【表1.6.1】</p>	
		1.7.3 キャビネット	*材質 ※ 図示による ・鋼板 ・ステンレス鋼板	【改修 2.1.2】 【改修 2.1.14】 【改修 2.10.2】 【改修 2.14.9】 【改修 2.16.1】 【改修 2.18.3】 【改修 2.19.2】
		1.7.6 器具類	*積算計器 計量法による検定付 ・適用する ※ 適用しない *低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.12による ・() ・図示による 低圧用SPDクラスⅠの性能 ・() ・図示による	
		6節 照明制御装置	*電力計測装置 計測回路数 () ・図示による 集中監視部 信号回線数、信号種別 ・図示による ・() 外部出力端子種別 ()	
		1.6.3.1 共通事項	*機器構成 ※ 図示による ・()	
		1.6.3.2 照明監視制御装置	*表1.6.1において基本機能に追加するもの ・図示による ・照明器具個別通信制御 ・調色制御 ・連動制御 ・強制制御 ・管理機能	
		1.6.3.4 監視操作装置	*外部出力端子の種別 () ・図示による	
		1.6.3.7 照明制御器	*人の通り抜けと滞在を識別した照明器具の光出力又は点滅の制御 ・図示による ・()	
		7節 分電盤		
		1.7.3 キャビネット		
		1.7.6 器具類		
		1.7.3 キャビネット		
		1.7.6 器具類		
		1.7.3 キャビネット		
1.7.6 器具類				

章	項目	特記事項	備考		
第1編	9節 OA盤 1.9.3 キャビネット 12節 制御盤 1.12.3 キャビネット 1.12.6 器具類 14節 電気自動車用充電装置 1.14.1 一般事項 1.14.3 キャビネット 1.14.4 電力変換装置 1.14.8 状態警報表示項目 15節 電熱装置 1.15.2 制御盤 1.15.3 発熱線等 2章 施工 1節 共通事項 【改修】1節 共通事項 【2.1.1】事前確認 2.1.1 電線の接続 2.1.13 耐震施工 【2.1.15】配管・配線等の改修 9節 バスタクト配線 2.9.2 バスタクトの敷設 【2.11.4】ケーブル配線 13節 接地 2.13.9 接地線 2.13.12 その他 15節 動力設備 2.15.1 配線 17節 雷保護設備 2.17.3 引下げ導線 2.17.4 接地極 18節 施工の立会い及び試験 2.18.2 施工の試験 1章 機材 1節 キュービクル式配電盤 1.1.3 キャビネット 1.1.5 盤内器具類 1.1.6 高圧機器 2節 高圧スイッチギヤ 1.2.1 一般事項 1.2.2 構造一般 1.2.4 導電部 3節 22/33kV特別高圧スイッチギヤ 1.3.1 一般事項 1.3.2 構造一般 1.3.4 導電部 5節 低圧スイッチギヤ 1.5.2 構造一般 1.5.4 導電部 8節 絶縁監視装置 1.8.3 キャビネット	<p>*端子盤部の通気口 ・設置する(仕様) ・設置しない ・図示による *端子盤部の冷却用ファン ・設置する(仕様) ・設置しない ・図示による</p> <p>*材質 ※ 図示による ・鋼板 ・ステンレス鋼板 *低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.12.19による ・() ・図示による 低圧用SPDクラスⅠの性能 ・() ・図示による</p> <p>*装置種別 ・電気自動車用急速充電装置 ・電気自動車用普通充電装置(定格電圧:) *材質 ※ 図示による ・鋼板 ・ステンレス鋼板 *定格直流電圧 ・() ・図示による *移乗用の遠方監視用接点 ・設ける ・設けない ・図示による</p> <p>*過昇温防止装置 ・設ける ・設けない ・図示による *発熱線 ・第2種発熱線 ・第4種発熱線 ・図示による</p> <p>*事前確認[表2.1.1において基本機能に追加するもの] 配線の確認 ・照明器具 ・スイッチ ・コンセント 機器と開閉器等の対照 ・スイッチ 照亮点減回路の確認 ・コンセント ・制御盤 制御回路の確認 ・照明器具 ・スイッチ ・コンセント</p> <p>*照明改修を行う場合の対象室の改修前後の照度、回路電流値の測定箇所、回数 ※ 図示による ・() *屋外の高圧架橋ホリエチレン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策</p> <p>*機器の水平震度及び鉛直震度 ・図示による ・() *横引き管等 耐震安全性の分類[表2.1.2] ・一般の施設 ※ 特定の施設 *垂直配管等 耐震安全性の分類[表2.1.3] ・一般の施設 ※ 特定の施設 *建物のエキスパンション部の配線 ・標準図第2編の措置を行う ・() ・図示による *配線引抜き後の空配管 ・導線線を入れる</p> <p>*直線部の距離が長い箇所のエキスパンションハスタ等の設置 ・設ける ・設けない ・図示による *屋外のEM-高圧架橋ホリエチレンケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮()</p> <p>*C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ[配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合] ・8mm²以上 ・() ・図示による *大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・行う ・行わない ・図示による</p> <p>*支持架台の設置 ・設ける ・設けない ・図示による</p> <p>*溶接による接続 ・行う ・行わない ・図示による *大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・行う ・行わない ・図示による</p> <p>*接地抵抗測定(構造体接地極、環状接地極、網状接地極、基礎接地極の場合) 測定時期() 回数() ・図示による *一般照明の照度測定 ※ 行う ・行わない ・図示による *総合動作試験【改修工事の場合】 ・行う ・行わない</p> <p>*機材 ※ 6kV端末処理材はプレハブとする。 ・()</p> <p>*キャビネット(屋内) ※ 鋼板製 ・ステンレス製 ・図示による *キャビネット(屋外) ※ 鋼板製 ・ステンレス製 ・図示による *積算計器 計量法による検定付 ・適用する ※ 適用しない *交流遮断器の操作方式 ※ 図示による ・手動ばね操作方式 ・電気操作方式 *高圧進相コンデンサの絶縁方式 ※ 図示による ・油入 ・乾式 *直列リアクトル 絶縁方式 ※ 図示による ・油入 ・モールド 最大許容電流が高調波条件により許容する値を超える場合 ・() ・図示による *電圧負荷開閉器の操作方式 ・電動式 引込柱 ※ 図示による ・避雷器内蔵 ・避雷器非内蔵</p> <p>*高圧スイッチギヤ ・JIS C 62271-200 ・JEM 1425 ・図示による *運転連続性喪失区分及び仕切板等級 ・LSC1 ・LSC1-PI ・LSC2B-PI ・図示による *スイッチギヤの形 ・CX形 ・CW形 ・PW形 ・図示による *JIS C 62271-200による高圧スイッチギヤの導電部 定格電流() ・図示による 定格短時間耐電流() ・図示による 定格短時間耐電流() ・図示による</p> <p>*22/33kV特別高圧スイッチギヤ ・JIS C 62271-200 ・JEM 1425 ・図示による *運転連続性喪失区分及び仕切板等級 ・LSC1 ・LSC1-PI ・LSC1-PM ・LSC2B-PI ・LSC2B-PM ・図示による *スイッチギヤの形 ・CX形 ・CW形 ・PW形 ・MW形 ・図示による *JIS C 62271-200による22/23kV特別高圧スイッチギヤの導電部 定格電流() ・図示による 定格短時間耐電流() ・図示による 定格短時間耐電流() ・図示による</p> <p>*スイッチギヤの形 ・CX形 ・CS形 ・CW形 ・FW形 ・図示による *定格電流() ・図示による 定格短時間耐電流() ・図示による</p> <p>*キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による</p>	<p>設計事務所名</p> <p>年度 工事名称</p> <p>図面番号</p> <p>建築士登録番号</p> <p>縮尺</p> <p>建築士氏名</p> <p>電気設備工事特記仕様書 3/6</p> <p>愛知県建築局公共建築部公共建築課</p>		
		設計事務所名	年度 工事名称	図面番号	
		建築士登録番号	縮尺		
		建築士氏名	電気設備工事特記仕様書 3/6		
		検図	製図	設計	○年○月

章	項目	特記事項	備考	
第4編	1.8.5 性能 9節 機材の試験	*低圧回路の監視性能 絶縁の経時変化の表示 ・行う ・行わない ・図示による		
	1.9.1 試験	*キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・行う ・行わない		
	2.1.1 キュービクル式配電盤等の据付け	*水平震度及び鉛直震度 ・() ・図示による	【改修2.2.1】	
2.1.2 特別高圧スイッチギヤの据付け	*水平震度及び鉛直震度 ・() ・図示による	【改修2.2.2】		
第4編	2章 機材 2.2.1 一般事項 2.2.7 性能	*UPS ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 *停電補償時間() ・図示による 温度条件 ※ 25℃ ・()		
	【改修】2節 据付け等 【2.2.4】機器の取外し、再利用	*蓄電池の電解液の処理 ()		
	3節 電力準化用蓄電装置 2.3.1 一般事項 2.3.5 電力準化用蓄電池	*電力準化機能 ・ピークシフト機能(・(2)(7)(a)①) ・(2)(7)(a)②) ・ピークカット機能(・(2)(7)(b)①) ・(b)②) *電力準化用蓄電池 ※ リチウム二次電池 ・鉛蓄電池 ・ニッケル水素蓄電池 *電力準化用蓄電池の蓄電池容量、期待寿命、充放電回数、放電時間 ・図示による ・() *補機類 ・() ・図示による		
	2.3.7 交流変換装置及び系統連系保護装置	*交流出力電圧 ※ 図示による ・() *出力電気方式 ※ 図示による ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式		
	2.3.8 計測、状態及び警報表示項目	*遠方監視用接点 ・設けない ・設ける ・図示による		
	4節 分散電源エネルギーマネジメントシステム 2.4.2 機能	*表2.4.1において基本機能に追加するもの ・バックアップ機能 ・系統安定制御機能 ・逆流機能 *適用する見える化機能 ・図示による ・商用受電電力表示 ・負荷電力表示 ・需要予測表示 ・蓄電池運転計画表示 ・蓄電池充放電指令 ・蓄電池残量表示 ・発電電力表示 ・運転計画/実績グラフ表示 ・需要予測/実績グラフ表示 ・再生可能エネルギー発電予測/実績グラフ表示 ・トレンドグラフ表示		
	3章 施工 1節 据付け 3.1.1 架台、盤類の据付け 【改修】2節 据付け等 【2.2.1】 架台、盤類の据付け	*簡易形、ラインインタラクティブ方式及び常時商用給電方式のUPSである場合の据付け方法 ・図示による *水平震度及び鉛直震度 ・() ・図示による		
	第5編	1章 機材 1節 ディーゼル発電装置 1.1.1 一般事項 1.1.4 原動機	*発電装置の運転時間 ※ 図示による ・() *性能 排気ガスの排出規制値 () *共通台板 水平震度 () *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの () ・図示による	
		1.1.5 配電盤	*適用機器等 ・() ・図示による *主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出槽 ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による 漏油検知装置 ・設ける ・設けない ・図示による	
		1.1.6 補機附属装置等	*排気ガス処理装置等 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・()以下 ・図示による	
1.1.7 燃料等		*燃料油 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による (JIS K 2204) 重油 ・1種(A種)1号 ・1種(A種)2号 ・図示による (JIS K 2205)		
1.1.8 配管材料等		*表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による		
2節 ガスエンジン発電装置 1.2.4 原動機		*性能 排気ガスの排出規制値 () *共通台板 水平震度 () *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの ()		
1.2.5 配電盤		*適用機器等 ・() ・図示による *原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・()以下 ・図示による		
1.2.6 補機附属装置等		*燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による		
1.2.7 燃料等		*燃料油 灯油 ・1号 ・2号 ・図示による (JIS K 2203) 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による (JIS K 2204) 重油 ・1種(A種)1号 ・1種(A種)2号 ・図示による (JIS K 2205)		
3節 ガスタービン発電装置 1.3.4 原動機		*一般事項 原動機のエンクロージャ周囲1mにおける運転音 ※ 90dB(A)以下 ・() *性能 排気ガスの排出規制値 () *部品等 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※ 空冷式 ・水冷式 ・図示による *共通台板 水平震度 () *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない 表1.3.2の*印のうち、適用するもの ()		
1.3.5 配電盤	*主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出槽 ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による			
1.3.6 補機附属装置等	*原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・()以下 ・図示による			
1.3.7 燃料等	*燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による			
第5編	4節 マイクロガスタービン発電装置 1.4.1 一般事項	*発電出力200kw超のマイクロガスタービン発電装置の仕様等 ※ 図示による *運転方式 系統連系しないもの ・() ・図示による *防音パッケージ周囲1mにおける運転音 ※ 70dB(A)以下 ・()		

章	項目	特記事項	備考	
第5編	1.4.3 発電機 1.4.4 原動機	*逆変換装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・三相4線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による *マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排気吸入式を組み合わせる場合 ・() ・図示による *排気ガスの排出規制値 () *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない *原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ()以下 *共通台板 水平震度 () *主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出槽 ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による		
	5節 燃料電池発電装置 1.5.1 一般事項	*燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による *燃料電池発電装置の仕様等(りん酸形燃料電池以外で出力10Kw以上のもの) ※ 図示による *運転方式 系統連系しないもの () *設置条件(温度) ※ 1.5.1(6)(7)、(イ)による ・() ・図示による		
	1.5.3 燃料電池装置	*燃料電池装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・図示による *制御装置 遠方監視用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.5.3の*1印のうち、適用するもの () ・図示による *燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による		
	7節 太陽光発電装置 1.7.1 一般事項	*太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・() ・図示による *自立運転 ・行う ・行わない ・図示による *公称出力 ※ 図示による ・() *PV直流通用SPD ・設ける ・設けない ・図示による PV直流通用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・() ・図示による PV直流通用SPDクラスⅠの性能 ・() ・図示による		
	1.7.2 太陽電池アレイ 1.7.3 接続箱	*交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による *出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による *PV直流通用SPD ・設ける ・設けない ・図示による PV直流通用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・() ・図示による PV直流通用SPDクラスⅠの性能 ・() ・図示による		
	1.7.4 ハワコンディショナ及び系統連系保護装置	*計測表示項目の遠方監視用端子 ・設ける ・設けない ・図示による		
	8節 風力発電装置 1.8.1 一般事項	*定格出力20kw以上の風力発電装置 ※ 図示による *系統連系 ・有 ・無		
	1.8.2 風車発電装置	*風車のスケール、材質、形状等 ・図示による ・() *機側1mにおける運転音 ※ 80dB(A)以下 ・()		
	1.8.3 制御盤	*移報用の遠方監視用接点 ・設ける ・設けない ・図示による		
	9節 小出力発電装置 1.9.4 小形燃料電池発電装置	*発電ユニット 出力電圧 ・100V ・200V ・図示による 出力電気方式 ・単相2線式 ・単相3線式 ・三相3線式 *燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による		
第5編	10節 機材の試験 1.10.1 発電装置の試験	*原動機の試験 ガスタービン、マイクロガスタービン以外で1.10.1(g)②の過負荷試験を除く原動機 () *配電盤の試験 キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・行う ・行わない *冷却水ポンプ及び冷却塔の試験 試験を指定された機材 ()		
	2章 施工 【改修】1節 共通事項 【2.1.1】 事前確認	*ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、マイクロガスタービン発電設備の表2.1.1以外の事前確認項目の適用 発電機の取付け取外し工事 ・動作の確認 原動機の取付け取外し工事 ・動作の確認 配電盤の取付け取外し工事 ・細部の確認 補機附属装置の取付け取外し工事 ・動作の確認 配線の改修及び更新工事 ・機能の確認 ・動作の確認 *負荷運転状態における細部の確認を行うもの ・始動用蓄電池 ・始動用空気圧縮機 ・始動補助装置 ・保安装置 ・調速機 ・()		
	1節 ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の据付け 2.1.1 耐震処置	*水平震度及び鉛直震度 ・() ・図示による	【改修2.2.1】	
	2.1.4 配電盤、制御装置等の据付け	*水平震度及び鉛直震度 ・() ・図示による		
	2.1.7 配管等	*配管一般 横引き配管 表2.1.2における耐震安全性の分類 ※一般の施設 ・特定の施設	【改修2.2.7】 【改修表2.2.1】 【改修表2.2.2】	
	7節 施工の立会及び試験 2.7.6 風力発電設備の試験	*排気系統配管 排気管の断熱材(屋内) ※ ロックウール等厚さ75mm以上 ・() ・図示による *表2.7.5「施工の試験」の*印のうち、適用するもの ()		
	第5編	1章 機材 3節 配線器具 1.3.2 光コネクタ 1.3.3 BNCコネクタ	*光ファイバ接続コネクタ ・() ・図示による *同軸ケーブル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの(テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備以外) ・() ・図示による	
		4節 端子盤・機器収納ラック等 1.4.2 端子盤等 1.4.4 端子類	*屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による *UTPパッチパネルのモジュラ形の横一連のポート数 ※ 24ポート ・() *光ファイバパッチパネルの光コネクタの横一連のポート数 ※ 12ポート ・()	
		1.4.5 通信用SPD	*通信用SPDの性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・() ・図示による	【表1.4.4】
		第5編	設計事務所名	年度
建築士登録番号			電気設備工事特記仕様書 4/6 縮尺	
建築士氏名	愛知県建築局公共建築部公共建築課			
検図	製図	設計	○年○月	

章	項目	特記事項	備考
第6編通情報設備工事	5節 構内情報通信網装置		
	1.5.1 一般事項	*パケット転送能力、フィルタリング能力等の性能、インターフェース種別及びポート数 *() ※図示による *音声、映像、監視データ等伝送用通信プロトコル *() ・図示による *PoE PoE方式による電力供給機器 *() ・図示による 1ポート当たりの電力供給機能 ・15.4W ・30.0W ※図示による 電力供給方式 ・エンドスパン方式 ・ミッドスパン方式 ※図示による *無線LAN 通信方式(1:N(インフラストラクチャモード)以外の場合) ・1:1(対向通信モード) ・N:N(アドホックモード) 認証サーバの設置 ・設置する ・設置しない ※図示による その他の認証、暗号化方式 *() ・図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 *() ・図示による *収納架内部に収納するUPS 電圧 *() ・図示による 停電補償時間 *() ・図示による	
	1.5.2 スイッチ	*通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 *() ・図示による *時刻同期装置 ・設けない ・設ける(時刻補正の方式) *() ・図示による *基本機能 グループ化 グループ間の通信方式 *() ・図示による スイッチング パケットの遅延時間 *() ・図示による V-LAN 装置全体で構成可能なグループ数 *() ・図示による リンクアグリゲーション機能 束ねる物理的リンク数 *() ・図示による マルチキャスト機能 対応プロトコル *() ・図示による	
	1.5.3 ルーター	*優先制御機能(QoS) *() ・図示による *PoE機能 PoE方式による電力供給機器 *() 1ポート当たりの電力供給 ・15.4W ・30.0W ※図示による 電力供給方式 ・エンドスパン方式 ・ミッドスパン方式 ※図示による その他の機能 *()	
	1.5.5 ファイアウォール	*WAN接続時プロトコル *() ・図示による	
	1.5.6 UTM(統合脅威管理)	*インターフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 *() ※図示による	
	1.5.7 ネットワーク管理装置	*各種機能 *() ・図示による *オペレーションシステムの仕様(ネットワーク管理ソフトウェア運用装置用) *() ※図示による ネットワーク管理ソフトウェア運用装置の仕様 *() ※図示による	
	1.5.8 機器収納ラック	*基本機能以外のパフォーマンス管理機能、RMON機能及びオートディスプレイ機能 *() ※図示による *ラック内の配線用遮断器 ※設けない ・設ける ・図示による	
	6節 構内交換装置		
	1.6.1 一般事項	*局線 回線種別、使用回線数 ※図示による *() 内線 回線種別、使用回線数 ※図示による *() *通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 *() ・図示による *時刻同期装置 ※設けない ・設ける(時刻補正の方式) *() ・図示による *局線応答方式 ・図示による ・局線中継台方式 ・分散中継台方式 ・ダイヤルイン方式 ・ダイヤルアウトダイヤル方式 ・ダイヤルアウトイン方式 ・併用 *()	
	1.6.2 交換装置	*IP-PBX 呼制御プロトコル *() ・図示による *VoIPサーバ 呼の処理能力 *() ・図示による 呼制御プロトコル *() 機器収納ラックに収納する場合、ラック内の配線用遮断器 ※設けない ・設ける ・図示による *停電補償時間 *() *数量 ※図示による *()	
	1.6.3 電源装置	*IP電話機 PC接続インターフェース ・設ける ・設けない ACアダプタの数 *() PoE機能 1ポート当たりの電力供給 ・15.4W ・30.0W 電力供給方式 ・エンドスパン方式 ・ミッドスパン方式 その他の機能 *()	
	1.6.4 局線中継台		
	1.6.5 電話機等		
	1.6.7 ホタン電話装置	*IPポートレス電話機の基地局及び携帯電話機 通信方式(1:N(インフラストラクチャモード)以外の場合)・1:1(対向通信モード) ・N:N(アドホックモード) 認証サーバの設置 ・設置する ・設置しない その他の認証、暗号化方式 *() ・図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 *() ・図示による *局線応答方式 ・分散中継台方式 ・ダイヤルイン方式 ・ダイヤルアウトダイヤル方式 ・ダイヤルアウトイン方式 ・併用 *() ・図示による *IP電話を接続できるホタン電話装置 IP-PBXの呼制御プロトコル *()	
	7節 情報表示装置		
	1.7.2 マルチサイン装置	*操作制御部 スキャナ ・設ける ・設けない ・図示による	
	1.7.3 出退表示装置	*制御装置、中継増幅器の外箱 ・埋込みとしない ・埋込みとする ・図示による *出退表示盤がLED式の場合の外箱 ※鋼板製 ・合成樹脂製 ・図示による *時刻補正の方式 *() ・図示による	
1.7.4 時刻表示装置	*太陽電池式ホール形屋外時計 内照式時計の点灯時間 *() 点灯保証日数(不日照時) *()日 電波による時刻補正の方式 *() ・図示による		
8節 映像・音響装置			
1.8.3 スピーカ	*集合形スピーカ 各スピーカの性能、キャビネットの材質形状等 *() ※図示による		
1.8.6 その他の機器	*ワイヤレスマイク ・電波式(アナログ方式) ・デジタル方式 ・赤外線式 ・図示による *オーディオレコーダ 記憶容量 ※8時間以上録音 *() ・図示による *Blu-ray/DVDプレーヤーレコーダ 記憶容量 ※8時間以上録画 *() ・図示による		
9節 拡声装置			
1.9.1 一般事項	*通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 *() ・図示による		
1.9.4 その他の機器	*アナウンスレコーダにプログラムタイマを附属(外部接続)する場合 外部時刻同期装置 ※設けない ・設ける(時刻補正の方式) *() ・図示による *FM用アンテナの材質 *() ・図示による		
10節 誘導支援装置			
1.10.2 音声誘導装置	*検出部 検出方式 *() ・図示による		
1.10.4 テレビインターホン	*撮像範囲を調整する機能(親機) ・設ける ・設けない ・図示による 撮像範囲を調整する機能(子機) ・設ける ・設けない ・図示による *撮像範囲を調整する機能(親機) ・設ける ・設けない ・図示による		
1.10.5 外部受付用インターホン	*通話機能 ・設ける ・設けない ・図示による		
1.10.6 トイレ等呼出装置	*ブザー付呼出表示灯 ・設ける ・設けない ・図示による		
11節 テレビ共同受信装置			
1.11.1 一般事項	*通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 *() ・図示による		

章	項目	特記事項	備考		
第7編通信設備工事	1.11.3 アンテナ及びアンテナマスト	*UHFアンテナ ※全帯域用 *()			
	1.11.4 機器収容箱	*屋内用キャビネット ※鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による			
	12節 テレビ電波障害防除装置				
	1.12.3 ヘッドエンド、機器収容箱等	*機器収容箱(屋内) ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図示による *機器収容箱(屋外) ・合成樹脂製 ・アルミダイキャスト製 ・鋳鉄製 ・鋼板製 ・図示による			
	1.12.4 アンテナマスト	*UHFアンテナ ※全帯域用 *()			
	13節 監視カメラ装置				
	1.13.1 一般事項	*伝送方式 ネットワーク伝送方式 ・同軸伝送方式 ・併用方式 *() 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※TCP/IP *() ・図示による *通信用SPDを設置する場合 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 *() ・図示による *ファイアウォールを設ける場合 インターフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 *() ※図示による *UTMを設ける場合 各種機能 *() ・図示による *レンズ交換形 レンズの区分、機能等 *() ・図示による *レンズ一体形 レンズの区分、機能等 *() ・図示による			
	1.13.2 カメラ	*カメラへの電源供給方式 *() ・図示による *カラーモニタの解像度 *() ・図示による *デジタル記憶媒体の容量 *() ・図示による *時刻補正の方式 *() ・図示による *デジタルレコーダの録画条件 *() ・図示による NTSC方式の映像信号の取: *() ・図示による *録画サーバの録画条件 *() ・図示による 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※TCP/IP *() ・図示による NTSC方式の映像信号の取: *() ・図示による			
	1.13.3 モニタ装置				
	1.13.4 録画装置	*構内情報通信網装置を介して外部から録画装置に接続し、制御、閲覧等を行う機能 *() ・図示による *耐候形ハウジングに取り付けられるようにするもの ・ワイハ ・デフロスタ ・ヒータ ・ファン *巡回装置付カメラ レンズの区分、機能等 *() ・図示による カメラへの電源供給方式 *() ・図示による			
	1.13.5 その他の機器	*ネットワーク伝送方式における機器の監視操作部 画面分割数 *() ・図示による *時刻同期装置 ※設けない ・設ける(時刻補正の方式) *() ・図示による			
	14節 駐車場管制装置				
	1.14.2 管制盤	*屋内用キャビネット ※鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による *カウンタ制御の機能の有無 ・あり ・なし ・図示による			
	1.14.5 発券機	*屋内用キャビネット ※鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による *発行券 ・磁気式 ・ICカード式 *() *発券方式 *() ・図示による *屋内用キャビネット ※鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による			
	1.14.7 カードリーダー				
	15節 防犯・入退室管理装置				
	1.15.1 一般事項	*機器の時刻補正の方式 *() ・図示による			
	1.15.2 制御装置	*表1.15.1において基本機能に追加するもの ・遠隔施錠制御 ・スケジュール設定、制御 ・記録機能 ・照明、空調制御 ・防炎、防犯等インテグレーション機能 ・停電時システムバックアップ機能 ・図示による			
1.15.3 認識部	*認識方法 *() ・図示による				
1.15.4 その他の機器	*ハイオトリックス照合装置のハイオトリックス情報の区別、機能等 *() ・図示による *セキュリティゲート 通過処理能力 *() ・図示による 通路幅の構造、材質等 *() ・図示による 車椅子の通行可能機能 ・有 ・無				
16節 自動火災報知装置					
1.16.1 一般事項	*通信用SPDを設置する場合 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 *() ・図示による				
1.16.3 副受信機・表示装置	*液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※図示による *()				
18節 非常警報装置					
1.18.1 一般事項	*緊急地震放送 ・行う ・行わない ・図示による				
19節 ガス漏れ火災警報装置					
1.19.3 副受信機	*液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※図示による *()				
2章 施工					
[改修]1節 共通事項					
[2.1.1] 事前確認	*端末機器等の取付け取外し工事の事前確認の適用 ・配線の確認 ・端末機器等と主装置等の対照				
[2.1.15] 主装置等の更新	*主装置等に接続されている電線収容物、ケーブル保護物が撤去に支障がある場合の取扱い ※図示による				
[2.1.17] 自動火災報知設備等の改修	*R型受信機の設定 ※図示による *()				
13節 構内情報通信網設備					
2.13.2 機器の取付け	*複数の室内又は屋外に無線LANを構築する場合の電波干渉調査 ・行う ・行わない ・図示による	【改修2.14.2】			
19節 テレビ共同受信設備					
2.19.3 受信調査	*受信調査を行うチャンネル *() ・図示による	【改修2.20.3】			
20節 テレビ電波障害防除設備					
2.20.2 事前調査	*事前調査を行う箇所数 *() 調査を行うチャンネル *()				
22節 駐車場管制設備					
2.22.2 機器の取付け	*光線式検知器 2組の投受光器の間隔、取付け高さ *() ・図示による *超音波センサー式検知器 2個以上設置する場合の設置間隔 *() ・図示による	【改修2.22.2】			
28節 施工の立会い及び試験					
2.28.2 施工の試験	*映像・音響設備を行う試験 ・インピーダンス試験 ・残響時間試験 ・伝送周波数特性試験 ・音圧分布試験				
1章 機材					
1節 共通事項					
1.1.1 一般事項	*中央監視制御装置の信号入出力条件(標準図第6編「中央監視制御設備工事」以外) *()				
2節 警報盤					
1.2.1 一般事項	*信号の伝送方式 *() ・図示による				
3節 簡易形監視制御装置					
1.3.1 一般事項	*簡易形監視制御装置の機能[表1.3.1において基本機能に追加するもの] *() ・図示による *通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 *() ・図示による				
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
		建築士登録番号			縮尺
		建築士氏名		電気設備工事特記仕様書 5/6	
検図	製図	設計			
		○年○月			愛知県建築局公共建築部公共建築課

章	項目	特記事項	備考
第7編	1.3.2 監視操作装置	*機器構成 () ・図示による	
	1.3.4 記録装置	*帳票用印字装置の印字方式・インジェット式 ・写真式(・レーザー式 ・LED式) ()	
第8編	4節 監視制御装置	*監視制御装置機能[表1.3.1において基本機能に追加するもの] () ・図示による	
	1.4.1 一般事項	*通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 () ・図示による	
中央監視制御設備工事	1.4.2 監視操作装置	*監視操作装置の機器構成 () ・図示による *キャビネットに組込む場合のキャビネットの外観、構造等 ※ 図示による () *プログラムタイマ機能の精度 ※ 月差60秒以下 () *帳票用印字装置の印字方式 ・インジェット式 ・写真式(・レーザー式 ・LED式) ()	
	2章 施工	*最大使用電圧が60Vを超える回路に用いる場合 屋外の高圧架橋ホリエレン絶縁ケーブルの接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 () 機器の水平震度及び鉛直震度 ・図示による () 横引き管等 耐震安全性の分類[表2.1.2] ※ 一般の施設 ・特定の施設 垂直配管等 耐震安全性の分類[表2.1.3] ・一般の施設 ※ 特定の施設 建物のエキスパンジョイント部の配線 ・標準図第2編の措置を行う () ・図示による 直線部の距離が長い箇所のエキスパンションパスタの設置 ・設けない ・図示による C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ[配線用遮断器等の定格電流が100V以下の場合] ・表2.15.2による ・8mm以上 () ・図示による 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・行う ・行わない ・図示による	
第8編	2章 非接地電源用分電盤等		
	1節 機材	*キャビネットの材質 ※ 鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図示による *電流監視装置 分岐回路に流れる電流の監視 ・行う ・行わない ・図示による	
医療関係設備工事	3章 ナースコール設備		
	1節 機材	*水気のある場所に設置する呼出押しホンの性能 ・防滴性能 ・防湿性能 ・図示による *構内PHS方式 () ・図示による *小型携帯用主装置 () ・図示による 3.1.4 情報表示形ナースコール装置 *情報表示形親機の形式 ・卓上形 ・壁掛形 ・自立形 ・図示による *水気のある場所に設置する呼出押しホンの性能 ・防滴性能 ・防湿性能 ・図示による 3.1.5 病床ユニット *病床ユニットの仕上げ材質 ※ 金属製 ・樹脂製 ・図示による	
その他	4章 施工の試験		
	3.4.1 施工の試験	*ナースコール装置等のオプション等の試験 () *携帯型ナースコール装置のオプション等の試験 ()	
その他	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 試験名 計測項目 通常状態での試験(常態試験) 硬さ、比重、引張強度、伸び 熱老化試験 熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び) 圧縮永久ひずみ試験 圧縮による残留歪み 製品検査 外観、寸法、性能 ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	
	○本設計図、共通仕様書及び標準図に記載されたものの他は営繕工事における耐震性強化指針による。	*局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) 設置場所 耐震安全性の分類 ※ 特定の施設 一般の施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 上層階、屋上及び塔屋 2.0 (2.0) 1.5 (2.0) 1.5 (2.0) 1.0 (1.5) 中間階 1.5 (1.5) 1.0 (1.5) 1.0 (1.5) 0.6 (1.0) 1階及び地下階 1.0 (1.0) 0.6 (1.0) 0.6 (1.0) 0.4 (0.6) (注)()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 *局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) 設置場所 耐震安全性の分類 ※ 特定の施設 一般の施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 上層階、屋上及び塔屋 2.0 1.5 1.5 1.0 中間階 1.5 1.0 1.0 0.6 1階及び地下階 1.5 1.0 1.0 0.6 *重要機器 水槽類にはオイルタンク等を含む。 受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器 危険物関係機器、危険物用防災機器 火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類 避難用機器、防災機器 105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽 大型水槽類、特殊ガス容器等 *上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。()	本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。
その他	○特定建設資材の再資源化等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引(関連様式)]から入手可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。	
	*別表1 建築物に係る解体工事	内工 工程 作業内容 分別・解体等の方法 ・建築設備、内装材等 ・有 ・無 ※ 手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・屋根ふき材 ・有 ・無 ※ 手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・外装材、上部構造部材 ・有 ・無 ・手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 ・基礎、基礎ぐい ・有 ・無 ・手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 ・その他() ・有 ・無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用	

章	項目	特記事項	備考
その他	*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	工程 作業内容 分別・解体等の方法 ・造成等 ・有 ・無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・基礎、基礎ぐい ・有 ・無 ・手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 ・上部構造部分、外装 ・有 ・無 ・手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 ・屋根 ・有 ・無 ※ 手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・建築設備、内装等 ・有 ・無 ※ 手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・その他() ・有 ・無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	工程 作業内容 分別・解体等の方法 ・仮設 ・有 ・無 ※ 手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・土工 ・有 ・無 ※ 手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・基礎 ・有 ・無 ・手作業 ※ 手作業と機械作業の併用 ・本体工事 ・有 ・無 ※ 手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・本体付属品 ・有 ・無 ※ 手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・その他(照明器具) ・有 ・無 ※ 手作業 ・手作業と機械作業の併用	
その他	*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	廃棄物の種類 施設の名称 所在地 ・コンクリート ・鉄及びコンクリートから成る建設資材 ・アスファルト・コンクリート ・木材	
	電気設備工事指定資材	*電線管 波付硬質合成樹脂管(FEP)及びポリエチレン被覆鋼管は、JIS規格適合品を使用すること。 分類 指定資材 適用範囲 品質性能基準 照明類 LED照明器具(一般屋内用に限る。) 評価名簿登載品(★1) LED照明器具(屋外用) ★1のLED照明器具(一般屋内用に限る。)の評価名簿登載品メーカーの製品 照明制御装置 評価名簿登載品 可変速運転用インバータ装置 評価名簿登載品 非常用照明器具 (一財)日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの または、(一社)日本照明工業会のJIL適合マークが貼付されたもの 誘導灯 (社)日本電気協会(誘導灯審査委員会)の認定証票が貼付されたもの 社団法人電線総合技術センター(JECTEC)の認定を受けたもの 電線類 耐火・耐熱電線 評価名簿登載品 盤類 分電盤(実験盤を含む) 評価名簿登載品 制御盤 評価名簿登載品 消防防災用制御盤 (一財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの キュービクル式配電盤 評価名簿登載品 高圧スイッチギヤ(CW形) 評価名簿登載品 高圧スイッチギヤ(PW形) 評価名簿登載品 高圧機器 高圧交流遮断器 評価名簿登載品(★2) 高圧進相コンデンサ 評価名簿登載品 高圧限流ヒューズ 評価名簿登載品 高圧負荷開閉器 評価名簿登載品 高圧変圧器(特定機器) 評価名簿登載品 高圧避雷器 評価名簿登載品 電磁閉閉器類 電磁閉閉器、接触器 ★2の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品 絶縁監視装置 高圧回路の絶縁監視装置 評価名簿登載品 低圧回路の絶縁監視装置 評価名簿登載品 蓄電池 ペント形据置鉛蓄電池 評価名簿登載品 制御弁式据置鉛蓄電池 評価名簿登載品 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 評価名簿登載品 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 評価名簿登載品 直流電源装置 消防設備用 評価名簿登載品 交流無停電電源装置 簡易型を除く 評価名簿登載品 自家発電装置 (一社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの 太陽光発電装置 評価名簿登載品 通信設備 ハワコンディショナ及び系統連系保護装置 (一財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの 監視カメラ装置 評価名簿登載品 自動火災報知装置 感知器、発信器、中継器、受信機 日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの 自動閉鎖装置 連動制御盤、自動閉鎖装置 (一社)日本火災報知機工業会、(一社)日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会の自主評定マークが貼付されたもの 非常警報装置 ベル、表示灯、起動装置 日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの 非常放送 消防設備用 日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの ガス漏れ警報装置 受信機、中継器 日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの 検知器 (一財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたもの または高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの 中央監視制御装置 評価名簿登載品 サージ保護デバイス 低圧用SPD 評価名簿登載品	
その他	注)本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等(「評価名簿登載品」という)。 ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員に承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)		
	なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。		
その他	設計事務所名 年度 工事名称 図面番号 建築士登録番号 縮尺 建築士氏名 電気設備工事特記仕様書 6/6 検図 製図 設計 ○年○月 愛知県建築局公共建築部公共建築課		

章	項目	特記事項	備考																				
第1編	*再生資源の利用の指定 *再生資源の利用の報告 【改修】1.4.3 再使用品 1.4.6 機材の検査に伴う試験 5節 施工 1.5.2 技能士 1.5.4 施工の検査等 1.5.8 化学物質の濃度測定 6節 工事検査及び技術検査 1.6.2 技術検査 1.7.1 完成時の提出図書 1.7.2 完成図 【改修】3章 養生 【改修】4章 撤去 【改修】4.2.4 撤去跡補修等 その他 *仮設 *光熱水費 *現場代理人等 *火災保険等加入方法等 *法定外の労災保険 *事故報告 *工事中の安全管理 *工事の下請負	<p>3. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</p> <p>4. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。</p> <p>*使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</p> <p>1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。</p> <p>2) 指定材一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工場所</th> <th>品目</th> <th>規格</th> <th>再生原料等の指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・指定しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・指定しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</p> <p>3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※() <p>*工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。</p> <p>*再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能 ※図示による ()</p> <p>*取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法 ※図示による ()</p> <p>*標準仕様書、図面等により指定された機材等以外で試験の必要な機材 ()</p> <p>* ・適用する ※適用しない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用職種</th> <th>作業範囲</th> <th>作業内容</th> <th>資格(技能検定における選択作業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>機械設備工事の配管</td> <td>配管工事の施工</td> <td>1級配管技能士(建築配管作業)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*見本施工 ・実施しない ・実施する()</p> <p>*化学物質の濃度 ・測定する ※測定しない</p> <p>測定時期 ()</p> <p>対象物質 ※ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ・パラジクロロベンゼン ()</p> <p>測定方法 ※パンプ型採取法 ・文部科学省「学校環境衛生の基準」による ()</p> <p>測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/)</p> <p>*中間技術検査 ・行わない ・行う(実施回数: 、実施時期:)</p> <p>*工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。</p> <p>1) 完成原因(施工図を除く) 1部 (1.7.2により作成する場合のみ)</p> <p>2) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部</p> <p>3) 契約図の2つ折り製本 1部 4) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部</p> <p>5) 施工図の2つ折り製本 1部 6) 保全に関する資料 1部 7) その他必要書類</p> <p>8) 契約図、完成図(施工図除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部</p> <p>*完成図の種類 ※1.7.2(ア)による(改修は1.8.3(ア)) ()</p> <p>*CADデータ ※提出する(※愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・監督職員との協議による) ・提出しない</p> <p>CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。</p> <p>*原図の作成 ・作成する ・作成しない</p> <p>*原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリエスルトナ和紙 同等品 ・トレーシングペーパー サイズ ※設計原図と同じ () 提出部数 ※原図:1部、複写図:2部 ()</p> <p>*複写図作成方法 ・1.7.1完成時の提出図書2)に代える ()</p> <p>*養生範囲 ※図示による ()</p> <p>*既存部分の養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ()</p> <p>*固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※図示による ()</p> <p>*機材搬入搬出通路の養生 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ()</p> <p>*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管 ※図示による ()</p> <p>*石綿撤去の方法・安全対策等 ※図示による ()</p> <p>*機器撤去跡の孔及び変色等の補修並びに床補修等 ※図示による ()</p> <p>*撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ()</p> <p>*仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。</p> <p>*建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。</p> <p>*現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>*契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</p> <p>*受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあつては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。</p> <p>*監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosenin.htmlを参照)</p> <p>*保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。(建築工事事務の手引 参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、請負者とする。</p> <p>*本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>*工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p> <p>*南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。</p> <p>*受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p> <p>3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。</p> <p>4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p>	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				・指定しない				・指定しない	適用職種	作業範囲	作業内容	資格(技能検定における選択作業)		機械設備工事の配管	配管工事の施工	1級配管技能士(建築配管作業)	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aiclr/
		施工場所	品目	規格	再生原料等の指定																		
					・指定しない																		
					・指定しない																		
		適用職種	作業範囲	作業内容	資格(技能検定における選択作業)																		
			機械設備工事の配管	配管工事の施工	1級配管技能士(建築配管作業)																		
		【改修1.4.6】	【改修1.6.2】	【改修1.6.5】	【改修1.6.9】																		
		【改修1.7.2】	【改修1.8.2】	【改修1.8.3】	【改修1.8.4】																		
		【改修1.8.3】	【改修3.1.1】																				

章	項目	特記事項	備考		
第1編	*施工体制 *施工体制台帳 *施工体系図 *各種調査への協力 *工事コスト調査の協力 *請負代金内訳書等 *騒音・振動対策 *排出ガス対策型建設機械 *貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 *特定特殊自動車の燃料 *薬液注入工法 *石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業 *建設業退職金共済制度 *契約後VE *地域係数 *CCUSの活用	<p>5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>*施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。</p> <p>*建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)</p> <p>*下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。</p> <p>*本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。</p> <p>*本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>*本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>*契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。</p> <p>*契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。</p> <p>*「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程(建設大臣告示)」により指定された建設機械を使用する。</p> <p>作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:</p> <p>*排出ガス対策型建設機械の適用 ※有り ・なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5〜260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))</p> <p>*工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>*受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>*薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。</p> <p>*既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去・補修、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</p> <p>*本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。</p> <p>工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。</p> <p>*本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) ・対象外工事)とする。</p> <p>*契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。</p> <p>「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html</p> <p>* VE提案の範囲 ※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合] () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]</p> <p>* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。</p> <p>* 本工事における地域係数は(1.0)とする。</p> <p>* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督職員に提出すること。</p>			
		1.3.3 総合試運転調整	*適用する項目 ・風量調整 ・水量調整 ・室内空気温度湿度測定 ・騒音測定 ・室内気流及びじんあい測定 ・飲料水の水质の測定 ・雑用水の水质の測定		【改修1.3.3】
		2.1.2 管及び継手	*冷温水及び冷却用水 管材 ※図示による () *ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類 ※図示による () *蒸気、高温水及び油用 管材 ※図示による () *フライング プライン温度<-10℃の場合の水蓄熱用フライング管及び継手の規格 ※図示による () *冷媒用 管材 ※図示による () 多湿箇所等における断熱材被覆鋼管の断熱厚さ ※図示による () *給水、給湯及び消火用 管材 ※図示による () *ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類 ※図示による () *排水及び通気用 管材 ※図示による ()		【改修2.1.1】 [表2.2.1] [表2.2.3] [表2.2.4] [表2.2.5] [表2.2.6] [表2.2.8]
		2.2.7 伸縮管継手	*鋼管用伸縮管継手種類 ・ベローズ形(JIS B 2352) ・スリーブ形(SHASE-S003) ・図示による		【改修2.1.1】
		2.2.12 絶縁継手	*絶縁継手の設置箇所及び仕様 ※図示による ()		【改修2.2.1】
		2.2.14 蒸気トラップ	*蒸気トラップ本体の材質(ベローズ式、フロート式、バケット式、サーモダイヤクック式及びサーモスタックの場合) ・ステンレス製		
		2.2.16 量水器	*計量方式 ・現地表示式 ・遠隔表示式 ・図示による		
		2.2.22 緊急遮断弁装置	*緊急遮断弁装置 ・図示による () 遮断弁の駆動方式 ・電気式 ・機械式 ・図示による		
			設計事務所名	年度	工事名称
			建築士登録番号		縮尺
			建築士氏名		機械設備工事特記仕様書 2/8
検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公共建築課		
		○年○月			

章	項目	特記事項	備考
第1章	2.2.23 水栓柱	*本体 ※合成樹脂製 ・アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼製 ・図示による *寸法 ※約70mm角で全長約1,300mm ・() *寸法 ※全長約1,500mm ・() *スリーブ ※2.2.27(2)による ・()	
	2.2.24 不凍水栓柱	*寸法 ※全長約1,500mm ・() *スリーブ ※2.2.27(2)による ・()	
	2.2.27 スリーブ	*スリーブ ※2.2.27(2)による ・()	
	3節 計器その他		【改修2.1.1】
	2.3.6 遠隔油量指示計	*遠隔油量指示計 ・抵抗変式液面計 ・磁歪式液面計 ・図示による *副指示計 ・要 ・不要 ・図示による *流量計 ・着脱可能形 ・固定形 ・() ・図示による	
	2.3.8 瞬間流量計	*流量計 ・着脱可能形 ・固定形 ・() ・図示による	
	4節 配管施工の一般事項		【改修2.2.1】
	2.4.1 一般事項	*建築物導入部配管で不動沈下のおそれのある場合(排水、通気配管 除く)の施工方法 ・図示による ※標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領(一))による ・()	【改修2.2.1】
	2.4.2 冷温水、ブライン及び冷却水配管	*給水、給湯、冷温水、冷却水配管の絶縁継手の設置箇所及び仕様 ※図示による ・() *ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 ・流量調整弁を設置 ・定流量弁を設置 ・図示による	【改修2.2.2】 【改修2.2.2】 【改修2.2.8】
	2.4.8 排水及び通気配管	*空調機用トラップの形式 ※図示による ・() *既設配管の再生工法 ※図示による ・() *施工前の劣化状態の調査 調査箇所 ※図示による ・() サンプリング個数 ※図示による ・() *通水後の水質検査 ※行う ・行わない	【改修2.2.11】 【改修2.2.11】 【改修2.2.8】
2.5節 管の接続			
2.5.7 ステンレス鋼管	*継手の種類 ・() ・図示による *給水管の接合方法 ※接着接合 ・ゴム輪接合 ・図示による *排水管の接合方法 ※接着接合 ・ゴム輪接合 ・図示による	【改修2.3.7】 【改修2.3.10】 【改修2.3.10】	
2.5.9 ビニル管	*管の接合方法 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による *異種管との接合部に設ける点検用柵の種類 ・図示による ・()	【改修2.3.11】 【改修2.3.11】	
2.5.10 ポリエチレン管	*管の接合方法 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による *管の接合方法 ・熱融着接合 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による	【改修2.3.12】 【改修2.3.13】 【改修2.3.13】	
2.5.11 架橋ポリエチレン管	*管の接合方法 ・熱融着接合 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による *伸縮継手の設置箇所 ・図示による ・()	【改修2.3.15】 【改修2.3.16】 【改修2.3.16】	
2.5.12 ポリブテン管	*溶接部の検査 非破壊検査 ・行わない ・行う(検査種類:) ・図示による 抜取率 ※表2.2.16による(改修は表2.2.2) ・() ・図示による	【改修2.3.16】 【改修2.3.16】 【改修2.3.17】	
2.5.14 耐火二層管	*放射線透過検査の判定基準 ・() ・図示による *鋼管とステンレス鋼管、鋼管と鋼管の接合要領 ※標準図(異種管の接合要領)による ・図示による	【改修2.3.16】 【改修2.3.17】	
2.5.15 溶接接合			
6節 勾配、吊り及び支持			
2.6.3 吊り及び支持	*表2.2.20(改修は表2.2.6)の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所、分類、支持間隔 ※図示による ・()	【改修2.4.3】	
7節 埋設配管			
2.7.1 一般事項	*埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置 ※図示による ・() *地中埋設標(屋外埋設管の分岐及び曲り部)の設置箇所 ※図示による ・()	【改修2.5.1】 【改修2.5.1】	
【改修】5節 埋設配管			
【2.5.1】 一般事項	*管埋設部分の舗装等のはつり及び復旧工事 施工範囲 ※図示による ・() 舗装仕様 ※図示による ・() *地盤対策 ※図示による ・() *植栽・芝生・舗装・石貼・タイル等の移植及び撤去、復旧及び再利用品等 ※図示による ・()		
【改修】7節 試験			
【2.7.1】 一般事項	*既設配管との接続部等、既設配管を含む部分の試験方法及び試験圧力 ※図示による ・() *システム全体の試験 ・行う ・行わない		
【改修】8節 撤去			
【2.8.2】 既設配管の撤去	*既設配管の撤去範囲 ※図示による ・()		
3章 保温、塗装及び防錆工事			
1節 保温工事			
3.1.4 空気調和設備工事の保温	*空気調和設備工事の保温の種類 共同溝の保温種別 ・() ・図示による 暗渠内の空調用のドレン管の保温 ・行う ・行わない ・図示による 保温化粧ケース(冷媒管の保温外装) ・使用する ・使用しない ・図示による 外装材の種類(冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合) ・() ・図示による 暗渠内のダクトの保温 ・行う ・行わない ・図示による 厨房用排気用ダクトの保温 ・行う ・行わない ・図示による 表2.3.2 注11(ア)~(ク)のうち保温を行うもの ・() ・図示による 表2.3.2 注12(ア)~(カ)のうち保温を行うもの ・() ・図示による 表2.3.2 注13(ア)~(コ)のうち保温を行うもの ・() ・図示による	【改修3.1.3】 【表2.3.2】	
3.1.5 給排水衛生設備工事の保温	*管及び機器の保温施工種別 表2.3.3 注8 冷媒管の保温化粧ケースの材質 ・() ・図示による 表2.3.3 注10 施工種別AにおけるA2の適用 ※ A1(シートタイプ) ・A2(ジャケットタイプ) ・図示による *共同溝の保温種別 ・() ・図示による *鋼板製ダクトの保温 ・() ・図示による *表2.3.5注5(ア)~(サ)のうち保温を行うもの ・() ・図示による *表2.3.6 注7 施工種別aにおけるa2の適用 ※ a1(シートタイプ) ・a2(ジャケットタイプ) ・図示による *寒冷地等で表2.3.7によらない場合の保温材の厚さ[空調、給排水衛生設備工事]() ・図示による	【表2.3.3】 【表2.3.5】	
3.1.6 保温材の厚さ	*表2.3.6 注7 施工種別aにおけるa2の適用 ※ a1(シートタイプ) ・a2(ジャケットタイプ) ・図示による *寒冷地等で表2.3.7によらない場合の保温材の厚さ[空調、給排水衛生設備工事]() ・図示による	【改修3.1.3】	
【改修3.1.3】 空調工事及び衛生工事の保温	*保温の種類、材料、施工順序及び厚さ ※図示による ・()		
2節 塗装及び防錆工事			
3.2.1 塗装	*塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ・() ・図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 ・() ・図示による	【改修3.2.1】	
4章 関連工事			
1節 仮設工事			
4.1.1 一般事項	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・() ・枠組足場またはくさび緊結式足場 ・単管足場 ・脚立足場、移動式足場、移動式昇降足場、高所作業車のうちのいずれか *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 ・単管本足場 ・仮設コントラ ・移動式足場 ・高所作業車 ・()	【改修1編2.2.1】	
【改修】1編2章2節 足場その他			
【改修】1編2章3節 監督職員事務所等			

章	項目	特記事項	備考	
第2章	*監督職員事務所	*設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート ・() *高さ5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第111号)によるものとする。 * ・設ける() ・既存建物内の一部 ※設けない 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機	【改修1編2.3.1】 【改修1編2.3.2】	
	*監督職員事務所の備品			
	*受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所	*受注者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く) ・構外 *材料置場 ※ 構内 ・構外 *その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・構外 *建設工事名称板 ・設ける ※ 設けない ・他工事と共同設置 *建設現場標識 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない	1,200以上 【改修1編2.3.3】	
	【改修】1編2.2.3 仮設間仕切り	*仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※C種 【改修 表1.2.3】 A種、B種の場合の塗装等仕上げ ・有 ※無		
	第2節 土工事			
	4.2.1 一般事項	*埋戻し及び盛土 ・山砂の類 ※根切土の中の良質土 ・他現場の発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 *処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の有無 ・有 ・無 *建設発生土の処理 ・構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。	【改修7.1.1】 【改修7.1.1】	
	4節 コンクリート工事			
	4.4.1 一般事項	*設計基準強度 ・() ・図示による *スランブ ・15cm ・18cm ・() ・図示による	【改修7.3.1】	
	【改修】4章 はつり及び穴開け			
	【1節】 一般事項			
【4.1.1】 共通事項	* 施工日・施工時間 制限 ・有() ・無 *放射線透過検査 ・行う ・行わない ・() 【4.1.2】 非破壊検査 【4.1.3】 穴開け及び補修 【4.1.5】 既設基礎の解体はつり			
【改修】5章 インサート及びアンカー				
【1節】 一般事項				
【5.1.1】 共通事項	*既存インサート及びアンカーを再使用する場合の引張強度確認試験 ・行う ・行わない *給湯設備に使用するアンカーは平成24年国交省告示第1447号による。 *アンカーの耐震計算を行う機器 ・図示による ・図示による			
【5.1.2】 機器の固定				
【2節】 施工				
【5.2.1】 穿孔	*埋込み配管等の探査の範囲及び方法 ※図示による ・() *あと施工アンカーの性能確認試験 ・行う ・行わない *あと施工アンカーの施工後確認試験 ・行う ・行わない			
【5.2.3】 確認試験				
【改修】6章 基礎工事				
【1節】 一般事項				
【6.1.1】 共通事項	*機器用基礎 ・新設 ・既設再使用 ※図示による *基礎 ・標準基礎 ・防振基礎 ※図示による 標準基礎の場合 基礎の大きさ ・() ※図示による *基礎の増設及び補修 ※図示による ・() *防水層の補修 ※図示による ・()			
第3章				
1章 機材				
<各節共通>	*インバーター制御を行う空気調和設備[制御盤に1.2.2.2を適用]() 上記設備のインバーター回路の高調波対策 ・要 ・不要 ・図示による			
1節 ホイラー				
1.1.1 ボイラー	*[・鋼製ホイラー ・鋼製小型ホイラー ・小型貫流ホイラー及び簡易貫流ホイラー ・鋳鉄製ホイラー] 燃料装置の燃焼制御方式() ・図示による 制御盤 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・運転時間表示用端子 ・図示による ・() *複数台の小型貫流ホイラーから構成される場合の適用 ・() ・図示による *小型貫流ホイラー又は簡易貫流ホイラーの場合の薬液注入装置の適用 ※ 図示による ・() *鋼製簡易ホイラーの燃焼装置 燃焼制御方式() ・図示による *鋳鉄製簡易ホイラーの燃焼装置 燃焼制御方式() ・図示による	【表2.1.6】		
1.1.2 鋼板製煙道	*適用するもの ・ばい煙濃度計の取付座 ・ばいじん量測定口 ・伸縮継手 ・掃除口 ・図示による *煙道の鋼材厚さ ・() ・図示による ・3.2mm *塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5516 1種 ・() ・図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5492 ・() ・図示による	【改修3.2.1】		
1.1.3 ばい煙濃度計	*投光器 ※送風機付き ・() 受光器 ※送風機付き ・()			
	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
	建築士登録番号		縮尺	
	建築士氏名		機械設備工事特記仕様書 3/8	
検図	製図	設計		
		○年○月	愛知県建築局公共建築部公共建築課	

章	項目	特記事項	備考
第1章	1.1.5 給水軟化装置	*イオン交換樹脂筒 ※1筒式 () ・図示による *運転方式 ※自動式 手動式 ・図示による	
	【改修】1節 機器	*付属品 処理水用硬度測定器 ・要 ・不要 ・図示による	
	1.1.2 試験	*分割搬入を行う機器の試験 ・行う(機器名:) ・行わない	
	2節 温水発生機		
	1.2.1 真空式温水発生機	*燃焼装置の燃焼制御方式[真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] ・図示による ()	[表2.1.6]
	1.2.2 無圧式温水発生機	*容量調節装置の燃焼制御方式 ・図示による ()	
	1.2.3 木質バイオマスボイラー(真空式温水発生機)	*制御盤 [定格出力186kwを超える場合] ・図示による () 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・運転時間表示用端子 ・図示による ()	
	1.2.4 木質バイオマスボイラー(無圧式温水発生機)		
	3節 冷凍機		
	1.3.1 チリングユニット	*圧縮機のインバーター制御 ・行う ・行わない *モジュール形の適用 ・有 ・無 ・図示による *冷水ポンプをの組込み ・有 ・無 ・図示による *水蓄熱用への適用 ・有 ・無 ・図示による *電動機の始動方式 ※表2.1.5による ・直入始動 ・始動装置による始動 ・図示による *冷媒 () ・図示による *成績係数 数値 () ・図示による *制御盤 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による 表示項目[圧縮機の電動機出力の合計値が5.5kW以上30kW以下の場合] ・運転停止表示 ・保護継電器の動作表示 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 () ・図示による ・運転時間表示用端子 ・温水出入口温度用端子(空気熱源ヒートポンプユニット) ・冷水出入口温度用端子 ・消費電力表示用端子	[表2.1.8]
	1.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット	*容量制御 ・インバーター制御方式とする インバーター制御盤 ・要 ・不要 ・図示による *水蓄熱用への適用 ・有 ・無 ・図示による *熱回収型の適用[スクルー冷凍機の場合] ・有 ・無 ・図示による *電動機の始動方式 ※表2.1.5による ・直入始動 ・始動装置による始動 ・図示による *冷媒 () ・図示による *成績係数 数値 () ・図示による *進相コンデンサー(高圧電動機盤) ・設置する() ・設置しない *電動機盤 進相コンデンサー ・設置する ・設置しない ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 () ・図示による ・運転時間表示用端子 ・冷水出入口温度用端子 ・消費電力表示用端子	
	1.3.3 遠心冷凍機		
	1.3.4 スクリュー冷凍機		
	1.3.5 吸収冷凍機	*成績係数 数値 () ・図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・図示による () ・運転時間表示用端子 ・冷水出入口温度用端子 ・消費電力表示用端子	
	1.3.6 吸収冷水機	*排熱熱交換器 ・有 ・無 ・図示による *排熱投入型再生器 ・有 ・無 ・図示による *本体 高温再生器 ・煙管式 ・液管式 ・図示による *燃焼装置 燃焼制御方式 () ・図示による *成績係数、期間成績係数 ※グリーン購入法の基本方針による数値[冷房時] () ・図示による *燃料削減率 数値 () ・図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・図示による () ・運転時間表示用端子 ・温水出入口温度用端子 ・冷水出入口温度用端子 ・燃料消費量表示用端子	
1.3.7 吸収冷水機ユニット	*本体 高温再生器 ・煙管式 ・液管式 ・図示による *燃焼装置 燃焼制御方式 () ・図示による *バーナー ・オイルバーナー ・ガスバーナー ・木質バイオマス燃料使用バーナー ・図示による *成績係数、期間成績係数 ※グリーン購入法の基本方針による数値[冷房時] () ・図示による *制御盤 運転時間計の適用 ・適用 ・不要 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 () ・図示による ・運転時間表示用端子 ・温水出入口温度用端子 ・冷水出入口温度用端子 ・燃料消費量表示用端子		
4節 コージェネレーション装置			
1.4.2 構成	*冷却塔(放熱用) ・設ける ・設けない ・図示による		
1.4.3 原動機	*共通台板 水平震度 () ・図示による *排気ガスの排出規制値 () ・図示による *ガスタービン発電装置 原動機のエンクロージャ周囲1mにおける運転音 ※90dB(A)以下 () 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※空冷式 ・水冷式 ・図示による 運転時間 () ・図示による *マイクロガスタービン発電装置 マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排気吸収式を組合せる場合 () ・図示による		
1.4.4 発電機等	*マイクロガスタービン発電装置 逆変換装置の出力電気方式 () ・図示による ・三相3線式 ・三相4線式 ・単相3線式 ・単相2線式		
1.4.5 配電盤	*ディーゼル発電装置 保安装置の外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの () *ガスエンジン発電装置 保安装置の外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの () *ガスタービン発電装置 保安装置の外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.3.2の*印のうち、適用するもの ()		
1.4.7 熱回収装置	*構成 ・温水熱交換器 ・排ガスボイラー ・排ガス熱交換器 ・熱回収用ポンプ ・図示による *温水熱交換器 付属品 銅製はしご ・要 ・不要 ・図示による *熱回収用ポンプ ケーシングの材質 ※FC200以上(JIS G 5501) ・SUS304(JIS G 4305) ・図示による ・SUS13(JIS G 5121) 電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による () フート弁 口径 ()mm	[改修2編1.2.1]	
1.4.14 総合効率	*制御盤 冷却塔及び冷却水ポンプの制御 ・組込む ・組込まない ・図示による		
1.4.16 試験	*総合効率 () ・図示による *気密又は満水試験 ・行う ・行わない ・図示による *安全弁試験 ・行う ・行わない ・図示による		
5節 水蓄熱ユニット			
1.5.5 冷媒	*冷媒 () ・図示による		
1.5.6 水生成装置	*種類 ・スタティック形 (・内融式 ・外融式 ・カプセル式) ・ダイナミック形		
1.5.7 タンク	*タンクの材質 () ・図示による *設計用水平震度 ※ 図示による ()		

章	項目	特記事項	備考			
第2章	1.5.9 成績係数	*成績係数の数値 () ・図示による				
	6節 冷却塔					
	1.6.5 送風機	*ケーシング下部の水抜き ・設ける ・設けない *電動機(直動形以外) 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による () *200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による () *薬液注入装置の適用 ※ 図示による ()	[改修2編1.2.1] [改修2編1.2.1]			
	1.6.6 電動機					
	1.6.7 冷却塔用薬液注入装置					
	7節 空気調和機					
	1.7.1 ユニット形空気調和機	*1.7.1.1(ア)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () *大温度差送風方式(冷房時14℃以下)の場合の表面結露対策 ・行う ・行わない ・図示による *潜熱・顕熱分離形の場合、適用する項目 ・1.7.1.1(オ)(a) ・1.7.1.1(オ)(b) ・1.7.1.1(オ)(c)(形式) *許容騒音レベル[設計風量及び全静圧]が表3.1.7を超える場合 () *加湿器 加湿方式 ・蒸気噴霧式 ・水気化式 ・図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 () *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※ 表2.1.5による () *1.7.2.1(イ)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () *床吹出形のコンパクト形空気調和機 ・1.7.2.1(オ)による ・図示による () *潜熱・顕熱分離形のコンパクト形空気調和機 ・1.7.2.1(カ)による ・図示による () エアフィルター 形式 ・図示による () *加湿器 加湿方式 ・蒸気噴霧式 ・水気化式 ※ 図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 () *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※ 表2.1.5による () *エアフィルター メインフィルター ・折込み形[1.8.2]の薄型 ・電気集じん器(パネル形)[1.8.5] ・図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 () ・図示による *1.7.3.1(ア)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () *加湿器 加湿方式 ・蒸気噴霧式 ・水気化式 ・図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 () *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※ 表2.1.5による () *隠ぺい形の付属品 ・吸出口 ・吸込口 ・エアフィルター *試験方法 吸込空気温度湿度及び冷温水の入口温度 () ・図示による *床置形及びローホイールの露出形の弁類 ・流量調整弁 ・定流量弁 ・図示による *サブドレンパン ・設置する ・設置しない ※ 図示による *付属品等 ・流量調整弁、定流量弁 () ・図示による	[表3.1.7] [表3.1.8] [改修2編1.2.1]			
	1.7.2 コンパクト形空気調和機					
	1.7.3 デシカント空気調和機					
	1.7.4 ファンコイルユニット					
	1.7.5 パッケージ形空気調和機	*床置屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・図示による *屋内機に組込むもの ・補助加熱器(・温水コイル ・蒸気コイル ・電気ヒーター) ・加湿器 *圧縮機 ・室内機に組込む ・室内機に組込まない ・図示による *エアフィルター(112kw以上の場合) ろ材ユニット ・再生式 ・非再生式 ・図示による ろ材ユニット ・ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ・図示による *冷媒 ※ 図示による () *冷媒管 ※ 2編2.1.2による () ・図示による *制御盤 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による () ・遠方発停用端子 ・温度調節器用端子 ・運転時間表示用端子	[表2.1.6] [表2.1.8]			
	1.7.6 マルチパッケージ形空気調和機	*リモートコントローラー ・1.7.5.18による () ・図示による *屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・WR ・CR ・CRK ・CIS ・CID ・CK-1 ・CK-2 ・CK-3 ・CK-4 ・FIO ・CIO ※ 図示による *屋内機に組込むもの ・補助加熱器(・温水コイル ・蒸気コイル ・電気ヒーター) ・加湿器 ・図示による () 天井吊隠ぺい形の付属品 ※ 図示による ・吸出口 ・吹込口 ・エアフィルター *圧縮機 ・室内機に組込む ・室内機に組込まない ・図示による *外気処理ユニット 形式 ・天井吊(隠ぺい)形 ・床置形 ・図示による *冷媒 ※ 図示による () *冷媒管 ※ 2編2.1.2による () ・図示による *制御盤 適用する構成項目 ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による () ・遠方発停用端子 ・温度調節器用端子 ・運転時間表示用端子	[表2.1.6] [表2.1.8]			
	1.7.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	*リモートコントローラー ※ 集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの () ・図示による 1.7.6.20(a)以外に必要な集中管理リモコンの機能 () ・図示による 集中管理リモコンにエネルギー管理に関する機能 ・要 ・不要 個別リモコン 系統区分 ※ 図示による () *屋外機運転時の廃熱を有効利用する温水取出機能 ・備える ・備えない ※ 図示による *屋外機(冷房能力45kW以上)に消費電力自給装置 ・備える ・備えない ※ 図示による *電源自立型ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・適用する ・適用しない ※ 図示による *屋内機の構成 加湿器 ・組込む ・組込まない ※ 図示による 天井吊隠ぺい形の付属品 ※ 図示による ・吹出口 ・吹込口 ・エアフィルター *外気処理ユニット 形式 ・天井吊(隠ぺい)形 ・床置形 ・図示による *冷媒 ※ 図示による () *冷媒管 ※ 2編2.1.2による () ・図示による *成績係数 数値 ※ グリーン購入法の基本方針に定める数値 () ・図示による *制御盤 適用する構成項目 ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による () ・遠方発停用端子 ・温度調節器用端子 ・運転時間表示用端子 *リモートコントローラー ※ 集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの () ・図示による 1.7.6.20(a)以外に必要な集中管理リモコンの機能 () ・図示による 集中管理リモコンにエネルギー管理に関する機能 ・要 ・不要 個別リモコン 系統区分 ※ 図示による ()	[表2.1.6] [表2.1.8]			
			設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
			建築士登録番号	機械設備工事特記仕様書 4/8		縮尺
		建築士氏名	愛知県建築局公共建築部公共建築課			
		検図	製図	設計	○年○月	

章	項目	特記事項	備考
第3編 空 調 和 設 備 工 事	8節 空気清浄装置		
	1.8.1 ハネル形エアフィルター	*ろ材ユニット ・ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ・高性能標準形 ・高性能薄形 ・図示による	
	1.8.2 折込み形エアフィルター	*ろ材ユニット ・ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ・高性能標準形 ・高性能薄形 ・図示による	
	1.8.3 自動巻取形エアフィルター	*性能 *ろ材ユニット *制御盤	表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による
	1.8.4 電気集じん器 (自動巻取形)		
	1.8.5 電気集じん器(ハネル形)		
	9節 全熱交換器		
	1.9.2 回転形全熱交換器	*駆動装置 *電動機 *付属品	回転数制御装置 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※ 表2.1.5による 組込む 組込まない 図示による 要 不要 操作スイッチ 要 不要
	1.9.4 全熱交換ユニット		
	10節 放熱器等		
	1.10.1 ファンコンベクター	*隠ぺい形付属品 *方式 *温水式床暖房	※ 図示による 吹出口 吹込口 エアフィルター 温水式 電気式 図示による 温熱源 ガス温水熱源機 ヒートポンプ給湯機 温熱源を複数台接続する場合 温水式放熱器本体 温水パネル式 温水マット式 図示による
	1.10.5 床暖房		
	1.10.6 ガス温水熱源機	*電気式床暖房 *本体 *形式 *給水方式	発熱ユニット 発熱ボード 発熱シート 図示による 単機能温水熱源機 給湯温水熱源機 図示による 据置型 壁掛形 自動給水 手動 図示による
	11節 送風機		
	1.11.1 遠心送風機	*ケーシング下部の水抜き穴 *電動機(直動形以外) 200V・400V三相誘導発電機の始動方式	設ける 設けない 図示による ※第2編 表2.1.5による
1.11.2 軸流送風機及び斜流送風機			
1.11.4 排煙機	*形式 *電動機	※ 遠心送風機 斜流送風機 軸流送風機 図示による 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による	
12節 ポンプ			
1.12.1 空調用ポンプ	*ケーシングの材質 *電動機 *フート弁	図示による JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鉄品)FC200以上 JIS G 5121(ステンレス鋼鉄品)のSCS13 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による 口径	
1.12.2 ボイラー給水ポンプ	*ケーシングの材質 *電動機 *フート弁 *形式 *形式 *制御盤	図示による JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鉄品)FC200以上 JIS G 5121(ステンレス鋼鉄品)のSCS13 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による 口径 mm 立形 渦流形 図示による 給水ポンプ2台(複式) 給水ポンプ1台(単式) 図示による 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による	
1.12.3 真空給水ポンプユニット(真空ポンプ方式)	*形式 *制御盤	循環ポンプ2台(複式) 循環ポンプ1台(単式) 図示による 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による	
1.12.4 真空給水ポンプユニット(エゼクター方式)	*形式 *制御盤 *制御方式	循環ポンプ2台(複式) 循環ポンプ1台(単式) 図示による 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による 還水タンクがない場合循環ポンプが複式の場合の運転方法 還水タンクがある場合循環ポンプが複式の場合の運転方法 図示による	
1.12.5 オイルポンプ	*形式	渦流形 歯車形 図示による	
13節 タンク及びヘッダー			
1.13.2 還水タンク	*還水タンク *本体の材質 *付属品	蒸気管の接続口 要 不要 温度調整装置の取付座 要 不要 SUS304 SUS316 SUS444 図示による 鋼製はしご 要 不要 図示による 鋼板(エポキシ樹脂ライニング) SUS304 図示による 鋼製はしご 要 不要 図示による 溶解栓 要 不要 図示による	
1.13.3 多管形熱交換器			
1.13.5 開放形膨張タンク			
1.13.6 空調用密閉形隔膜式膨張タンク			
1.13.7 オイルタンク	*形式	図示による	
1.13.9 ヘッダー	*ヘッダーに設けるもの	還水管の接続口 排水管の接続口 図示による	
14節 ダクト及びダクト付属品			
1.14.1 一般事項			
1.14.3 長方形ダクト	*排煙ダクト *ダクトの区分 *コーナーホルト工法ダクト *厨房用排気ダクトの板厚 *消音内貼 *ボックス *フード困い *取付けのコック等 *グリッド除去装置	※ 亜鉛鉄板製 鋼板製 図示による アンクルフランジ工法ダクト コーナーホルト工法ダクト 図示による 共板フランジ工法 スライドオンフランジ工法 図示による ()mm 図示による 施す 施さない 図示による ※ 亜鉛鉄板製 ガラスウール製 図示による ダンパー類の点検口 設ける 設けない 図示による 黄銅製コック 黄銅製プラグ ステンレス製コック 図示による グリッドエクストラクター グリッドフィルター 図示による	
1.14.6 チャンバー			
1.14.7 吹出口吸出口ボックス			
1.14.8 排気フード			
1.14.11 グリッド除去装置			
15節 制気口及びダンパー			
1.15.3 吹出口	*シーリングディフェンダー *床吹出口 *DDCからの制御信号による風量制御	オートコン上下機構付シーリングディフェンダー 低温送風形シーリングディフェンダー 適用する 適用しない 図示による 適用する 適用しない 図示による シーリングに送風機及びモーターダンパーを組込む場合 図示による 行う 行わない 図示による	
1.15.14 変風量ユニット			
2章 施工			
1節 機器の据付け及び取付			
2.1.1 一般事項	*基礎 *機器 *排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ *遠心送風機(床置形) *防振基礎の場合 *防振基礎の場合	標準基礎(大きさ ※ 図示による) 設計用震度 ※ 2.1.1(5)(ア)(イ)【改修は2.1.1(4)(イ)】による ()mm 図示による 基礎の形式 標準基礎 防振基礎 図示による 防振材 () 図示による 振動絶縁効率 ()% 図示による 防振材 () 図示による 振動絶縁効率 ※80%以上 ()% 図示による	
2.1.8 コージェネレーション装置			
2.1.18 送風機			
2.1.19 ポンプ			

章	項目	特記事項	備考
第3編 自 動 制 御 設 備 工 事	2節 ダクトの製作及び取付け		
	2.2.1 一般事項	*多湿箇所の排気ダクト 水抜管 *風量測定口 取付け位置	設ける 設けない 図示による ※ 図示による ()
	2.2.5 ダクト付属品		
	【改修】2.2.6 既設ダクトの再利用		
	【改修】2.2.7 ダクト清掃	*ダクト内清掃 *ダクト清掃の工法 *既存状態を調査・記録する場所及び箇所数 *吹出口、吸込口、ダンパー等の再取付け前の清掃 *ダクト内粉じん捕集方法 *清掃後のダクト内面状態の記録写真の記録場所及び箇所数 *作業中の仮設ダクト	行う 行わない 図示による 図示による () 行う 行わない 図示による ※ 集じん装置又は集じんフィルタ () 図示による () 図示による 設ける 設けない 図示による
	【改修】4節 撤去		
	【2.4.5】 既設ダクトの撤去	*撤去範囲	※ 図示による ()
	1章 機材		
	1節 総則		
	1.1.1 一般事項	*自動制御設備 *再使用品	システム構成及び機能 ※ 図示による () 有 無 図示による
	【改修】1.1.1 一般事項		
	2節 自動制御機器		
	1.2.2 調節部	*中央監視制御装置との通信機能 *盤類の改造する場合の実施事項[1.2.2(1)(ア)~(イ)以外] *中央監視装置のソフトの追加、変更及び機能変更	有 無 図示による () 図示による 有 無 図示による
	【改修】1.2.2 盤類の改造		
	1.2.3 操作部	*電動弁 弁の耐圧 *開閉状態の遠方表示用接点、端子等 *電磁弁 弁の耐圧	※ 1.0MPa () 図示による 設ける 設けない 図示による ※ 1.0MPa () 図示による
3節 自動制御盤			
1.3.3 キャビネット	*屋内用キャビネット	※ 防錆処理を施した鋼板1.6mm以上 ステンレス鋼板1.2mm以上 図示による	
4節 中央監視制御装置			
1.4.1 一般事項	*システム構成及び機能 *構成	※ 図示による () システム構成	
1.4.2 中央監視盤			
1.4.3 周辺装置			
1.4.4 端末装置			
5節 計装用機材			
1.5.1 電気計装用機材	*合成樹脂製可とう電線管(PF管) *硬質ビニル管及び付属品	※ 単層管 () 図示による 適用する 図示による	
2章 施工			
3節 配線			
2.3.1 配線	*耐震支持 水平震度及び鉛直震度 *横引き配管等の耐震支持 *垂直配管等の耐震支持	※ 図示による () ※ 一般の施設 特定の施設 図示による ※ 一般の施設 特定の施設 図示による	
【改修】2.3.1 配線			
【改修】5節 撤去			
【2.5.2】 既存設備の撤去	*電線管、配線等の撤去範囲	※ 図示による ()	
1章 機材			
1節 衛生器具			
1.1.1 一般事項	*衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部の材質 *付属水栓[自動水栓の場合] 電源種別 *小便器用節水装置の形式 *大便器用便座 *付属品	ステンレス製 図示による AC電源 乾電池 自己発電 図示による 有 無 図示による 小便器一体型 小便器分離型 図示による ※ 温水洗浄便座 普通便座 図示による 紙巻器のワンハンドカット機能 ステンレス製シートペーパーホルダー 要 不要 図示による 要 不要 図示による ※ 設けない 設ける 図示による	
1.1.2 衛生陶器及び付属品			
5節 編			
設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
建築士登録番号		機械設備工事特記仕様書 5/8	縮尺
建築士氏名	設計	愛知県建築局公共建築部公共建築課	
検図	製図	○年○月	

章	項目	特記事項	備考
第5編	1.1.3 衛生器具ユニット	<ul style="list-style-type: none"> *大便器ユニット 大便器の種類及び洗浄弁の組合せ ※図示による () 配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様] ※図示による () *小便器ユニット 小便器の種類及び節水装置の組合せ ※図示による () 配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様] ※図示による () *洗面器ユニット 洗面器の種類 ※図示による () 給湯管 ・要 ・不要 ・図示による () 配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様] ※図示による () *壁掛形汚物流しユニット 汚物流しの種類、ホース付ストマ器具洗浄用水栓及び給湯方式 ※図示による () 配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様] ※図示による () *その他のユニット 仕様 掃除流しユニット ※図示による 手洗器ユニット ※図示による 車椅子対応ユニット ※図示による 	
	1.1.4 浴室ユニット	<ul style="list-style-type: none"> *壁、天井、床の仕様 ※図示による () 水栓 給水・給湯管の要否 ※図示による ・要 ・不要 () 浴槽 大きさ ※図示による () 高断熱性能 ・要 ・不要 ・図示による () 浴槽ふた ・要 ・不要 () 照明の種類 ※図示による () 付属品の仕様[建具、鏡、排水トラップ、タオル掛け] ※図示による () 	
	1.1.5 複合浴室ユニット	<ul style="list-style-type: none"> 壁、天井、床の仕様 ※図示による () 水栓 給水・給湯管の要否 ※図示による ・要 ・不要 () 浴槽 大きさ ※図示による () 衛生陶器 種別及び仕様 ※図示による () 照明の種類 ※図示による () 付属品の仕様 ※図示による () 	
	1.1.7 自動水栓	<ul style="list-style-type: none"> *電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 ・図示による () *手動スイッチ ・有 ・無 ・図示による () *操作方式 ・電気開閉式(・センサ方式 ・タッチスイッチ式) ・手動式 ・図示による () *大きさ () ※図示による () *型式 ・手洗器一体型 ・手洗器分離型 ・図示による () *自動供給式 ・適用する ・適用しない ・図示による () *温水洗浄機能 洗浄用水加温方式 ・貯湯方式 ・瞬間方式 ・図示による () *付加機能 ・温風乾燥機能 ・擬音装置 ・リモコン(電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電) ・図示による () 	
	【改修】1節 機器・器具		
	1.1.2 試験	*分割搬入の必要のある機器の試験 ・行わない ・行う ()	
	2節 ポンプ		
	1.2.1 揚水用ポンプ(横形)	<ul style="list-style-type: none"> *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による () *付属品 フート弁 呼び径 () ※図示による () 	
	1.2.2 揚水用ポンプ(立形)	<ul style="list-style-type: none"> *付属品 フート弁 呼び径 () ※図示による () 	
	1.2.3 小形給水ポンプユニット	<ul style="list-style-type: none"> *制御方式 ・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図示による () *運転方式 () ※図示による () *24時間強制ローテーション機能 ・有 ・無 ・図示による () *付属品 フート弁 呼び径 () ※図示による () 	
1.2.4 水道用直結加圧形ポンプU	*逆流防止装置 設置位置 ※ 吸込側 () ・図示による ()		
1.2.5 深井戸用水中モーターポンプ	<ul style="list-style-type: none"> *ケーシングの材質 ・図示による () ・JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鉄鉄品)FC200以上 ・JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鉄品)のSCS13 *付属品 揚水管の材質 () ・図示による () 制御ケーブルの長さ () ・図示による () 水中ケーブルの長さ () ・図示による () 		
1.2.7 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ	<ul style="list-style-type: none"> *ケーシングの材質 () ・1.2.7(3)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による () *羽根車の材質 () ・1.2.7(4)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による () *水中形三相誘導電動機 ・油封式 ・乾式 ・図示による () *汚物用水中モーターポンプ 電動機の極数 ・4極 ・6極 ・図示による () *着脱装置 () ・図示による () *付属品 ストレーナー ・要 ・不要 ・図示による () 水中ケーブル長さ () ・図示による () 		
1.2.8 消火ポンプユニット	<ul style="list-style-type: none"> *ケーシングの材質 ・図示による () ・JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鉄鉄品)FC200以上 ・JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鉄品)のSCS13 *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による () *付属品 フート弁 呼び径 () ※図示による () 		
3節 温水発生機等			
1.3.1 真空式温水発生機	*燃焼装置の燃焼制御方式[真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] ・図示による ()		
1.3.2 無圧式温水発生機	*容量調節装置の燃焼制御方式 ・図示による ()		
1.3.3 木質バイオマスボイラー(真空式温水発生機)	*制御盤 [定格出力186kwを超える場合] 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による ()		
1.3.4 木質バイオマスボイラー(無圧式温水発生機)	表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・運転時間表示用端子 ・図示による ()		
	インバーター制御を行う場合の制御盤における1.2.2.2の適用 ※適用する ・適用しない ・図示による ()		
	インバーター制御を行う場合のインバーター回路の高調波対策 ・要 ・不要 ・図示による ()		
1.3.5 コージェネレーション装置	<ul style="list-style-type: none"> *貯湯タンク容量 () ※ 300L以上 ・図示による () *補助熱源機(潜熱回収型給湯器) 熱効率 ※90%以上(基準総発熱量) () ・図示による () *温水熱交換器 鋼製はしご ・要 ・不要 ・図示による () 		
1.3.7 潜熱回収型給湯器	*給湯の熱効率 ※90%以上(基準総発熱量) () ・図示による ()		
1.3.8 貯湯式電気温水器	*制御盤の節電機能 ・組込む ・組込まない ・図示による ()		
1.3.9 ヒートポンプ給湯機	*貯湯タンク容量 () ・図示による ()		
1.3.10 排気筒	*頂部の形状[外気に開放の場合] () ・図示による ()		
1.3.11 太陽熱集熱器	*形式 ・平板形 ・真空ガラス管形 ・図示による ()		
	*ケーシングの材質 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・アルミニウム板 ・ステンレス鋼板 ・図示による ()		
1.3.12 太陽熱蓄熱槽	*補助熱源 ・組込む ・組込まない ・図示による ()		
	*ケーシングの材質 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・アルミニウム板 ・ステンレス鋼板 ・図示による ()		
4節 タンク			
1.4.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> *設計用水平震度 ※図示による () *鋼板製タンクの塗装 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5516 1種 () ・図示による () アルミニウムペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5492 () ・図示による () 		
1.4.2 タンク	<ul style="list-style-type: none"> *FRP製一体型パネルタンク 給水栓用配管の接続口 ・設ける ・設けない ・図示による () *FRP製パネルタンク ※ 複合板形パネルタンク ・単板形パネルタンク ・図示による () 電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル () ・図示による () 		

章	項目	特記事項	備考
第5編	1.4.4 給湯用膨張補給水タンク	<ul style="list-style-type: none"> *鋼板製一体型タンク 乾燥方法 ※加熱硬化 () ・図示による () 給水栓用配管の接続口 ・設ける ・設けない ・図示による () *ステンレス鋼板製パネルタンク[溶接組立形] タンク外部の保温 ・施す ・施さない ・図示による () 電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル () ・図示による () 給水栓用配管の接続口 ・設ける ・設けない ・図示による () *ステンレス鋼板製パネルタンク[ホル組立形] タンク外部の保温 ・施す ・施さない ・図示による () 電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル () ・図示による () 給水栓用配管の接続口 ・設ける ・設けない ・図示による () 	
	1.4.5 給湯用密閉形隔膜式膨張タンク	*本体の材質 ・鋼板(エポキシ樹脂ライニング) ・SUS304 ・図示による ()	
	1.4.6 消火用充水タンク	<ul style="list-style-type: none"> *付属品 溶解栓 ・要 ・不要 ・図示による () 	
	5節 消火機器		
	1.5.3 連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> *送水口 ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステンレス製 ・図示による () 型式 ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図示による () 	
	1.5.4 屋外消火栓	<ul style="list-style-type: none"> *放水口 呼称 ・50 ・60 ・図示による () 材質 ・青銅製 ・ステンレス鋼製 ・図示による () *屋外消火栓開閉弁 材質[地上式] ・鑄鉄製(要部青銅製) ・ステンレス鋼製 ・図示による () *屋外消火栓箱 材質 ※ 鋼板(厚さ1.6mm以上) ・ステンレス鋼板(厚さ1.5mm以上) ・図示による () 形状 ※ 自立形片流れ屋根付き () ・図示による () 	
	1.5.5 スプリンクラー	<ul style="list-style-type: none"> *閉鎖型スプリンクラーヘッド 種別 () ・図示による () *スプリンクラー用送水口 ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステンレス製 ・図示による () 型式 ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図示による () 	
	1.5.8 泡消火	<ul style="list-style-type: none"> *泡消火薬剤 ※ 水成膜泡消火薬剤 ・合成界面活性剤泡消火薬剤 ・図示による () *感知用ヘッド 形式 ・図示による () 	
	1.5.10 連結散水	<ul style="list-style-type: none"> *散水ヘッド 形式 ・開放型散水ヘッド ・閉鎖型スプリンクラーヘッド ・図示による () *送水口 ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステンレス製 ・図示による () 型式 ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図示による () 1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの ※単口形 () ・図示による () 	
	6節 厨房機器		
1.6.1 一般事項	*熱調理器で固定金具等で床等に固定するもの ・図示による ()		
1.6.4 板金製品	<ul style="list-style-type: none"> *安全装置の各機材への適用で表5.1.7の△印を適用する機材 () ・図示による () *流しの下部 ※ すのこ ・戸棚 ・図示による () *流しトラップ ※ 合成樹脂製 () ・図示による () *作業台(調理台、脇台、盛付台等)の下部 ※ すのこ ・引出し ・戸棚 ・図示による () *棚 段数 () ・図示による () 		
1.6.5 熱調理器	<ul style="list-style-type: none"> *カステールレンジ 丸五徳型の甲板 ※ 鑄鉄製厚さ10mm以上 ※ステンレス鋼板製厚さ2.0mm以上 ・ステンレス鋼板製厚さ1.2mm以上 ・図示による () *すのこ ・設ける(・ステンレス鋼板製 ・ステンレス鋼管製) ・設けない ・図示による () *電気テーブルレンジ すのこ ・設ける(・ステンレス鋼板製 ・ステンレス鋼管製) ・設けない ・図示による () *揚物器(フライヤ) 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による () *炊飯器 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による () *焼物器 形式 ・オープン形 ・開放形 ・図示による () 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による () 		
1.6.6 食器洗浄機	<ul style="list-style-type: none"> *煮炊釜 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による () *食器洗浄機 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による () 		
7節 排水金具			
1.7.6 排水金物	*排水共栓 ・ステンレス製 ・黄銅製 () ・図示による ()		
1.7.7 通気金具	*通気金具 防錆処理[見掛かり部がねずみ鉄製の場合] ※垂鉛溶融めっき () ・図示による ()		
1.7.8 グリース阻集器	*本体材質 ※ステンレス鋼板製 ・強化プラスチック製(FRP) ・図示による ()		
9節 雨水利用機器			
1.9.1 雨水電動遮断弁	<ul style="list-style-type: none"> *遮断弁の種類 ・ナイフ仕切弁 ・偏心式プラグ弁 ・バタフライ弁 ・図示による () *遮断弁の開閉状態の遠方表示用接点、端子等 ・設ける ・設けない ・図示による () *本体の目幅 有効間隔 ※5mm ()mm ・図示による () 		
1.9.2 網かご形スクリーン(床置形)			
1.9.3 移送ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> *ケーシングの材質 () ・1.2.7(3)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による () *羽根車の材質 () ・1.2.7(4)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による () *水中形三相誘導電動機 ・油封式 ・乾式 ・図示による () *着脱装置 () ・図示による () *付属品 ストレーナー ・要 ・不要 ・図示による () 水中ケーブル長さ () ・図示による () 		
1.9.4 薬液注入装置	*仕様 ※図示による ()		
2章 施工			
2節 給排水衛生機器			
2.2.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> *基礎 ・標準基礎(大きさ ※図示による ()) ・防振基礎 ・図示による () *機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(5)(ア)(イ)[改修は2.2.1(4)(イ)(イ)]による () ・図示による () 		
2.2.2 ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> *揚水用ポンプ(横形)及び小形給水ポンプユニット 防振材 ・図示による () 振動絶縁効率 ※80%以上 () 		

[表2.1.6]

[改修2.2.1]

[改修2.2.2]

設計事務所名		年度	工事名称	図面番号
建築士登録番号		機械設備工事特記仕様書 6/8		
建築士氏名		設計	愛知県建築局公共建築部公共建築課	
検図	製図	○年○月		

章	項目	特記事項	備考
第5編	2.2.3 温水発生機等	*消火ポンプユニット 防振材 ・ 図示による ・ () *コージェネレーション装置 排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ ・ ()mm ・ 図示による	【改修2.2.2】 【改修2.2.3】
	2.2.4 タンク	*ガス湯沸器、潜熱回収型給湯器、貯湯式電気温水器、ヒートポンプ給湯機 基礎の形式 ・ 標準基礎(大きさ) ※図示による ・ () 機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(5)(ア)(イ)による ・ () ・ 図示による	【改修2.2.4】
	2.2.6 厨房機器	*FRP製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンク 基礎の形式 ・ 標準基礎(大きさ) ※図示による ・ () 機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(5)(ア)(イ)による ・ () ・ 図示による	【改修2.2.6】
	【改修】2.2.7 機器・器具の再使用	*床又は壁に固定する機器 ・ 図示による ・ () *再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能 ※図示による ・ () *取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法 ※図示による ・ ()	【改修2.2.6】
第6編	1章 一般事項 1節 総則 1.1.1 一般事項	*都市ガス設備 都市ガス供給会社による責任施工とする。但し検査結果報告書等の提出を行うものとする。 *液化石油ガス設備 施工は、液化石油ガス設備士が行うものとする。	【改修1.1.1】
	2章 都市ガス設備 1節 機材		【表6.2.1】
	2.1.1 管及び継手	*管材 ※図示による ・ ()	
	2.1.3 ガス漏れ警報器	*外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による	
	2.1.4 ガス漏れ警報設備	*検知器 外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による	
	2.1.7 ガスメーター	*計量方式 ・ 実測式 ・ パルス式 ・ 図示による	
	2.1.8 配管用雑材料	*スリーブの仕様 ※ 第2編 2.2.27(2)による ・ () ・ 図示による	
	2節 施工 2.2.3 配管	*地中埋設標の設置箇所 ※図示による ・ () *吊り及び支持 第2編 表2.2.20(改修は表2.2.6)の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所、分類、支持間隔 ・ 図示による ・ ()	【改修2.2.3】 【改修2.2.3】
	2.2.4 塗装	*塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ・ () ・ 図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 ・ () ・ 図示による	
	3章 液化石油ガス設備 1節 機材		【表6.3.1】
3.1.1 管及び継手	*管材 ※図示による ・ ()		
3.1.3 充填容器その他	*ガス漏れ警報器 外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による		
3.1.4 配管用雑材料	*スリーブの仕様 ※ 第2編 2.2.27(2)による ・ () ・ 図示による		
2節 施工 3.2.2 管の接合	*鋼管の接合溶接部の非破壊検査 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による *検査の種類及び抜取率 ・ 図示による ・ ()	【改修2.3.2】	
3.2.3 配管	*地中埋設標の設置箇所 ※図示による ・ ()		
3.2.4 塗装	*塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ・ () ・ 図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 ・ () ・ 図示による		
【改修】4節 撤去 【2.4.2】 既存設備の撤去	*既設配管等の撤去範囲 ※図示による ・ ()		
第7編	1章 一般事項 2節 事前調査 1.2.1 事前調査	*事前調査 揚水井 ・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地表探査 ・ 周辺環境調査 地中熱交換井 ・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地質情報の収集、整理 ・ 代表井による熱交換効率の把握(方法:) ・ 周辺環境調査	
	2章 揚水井設備 1節 機材及び施工 2.1.1 掘さく	*工法 ・ パーカッション式 ・ ロータリー式 ・ ダウンザホールハンマ式 ・ 回転振動式 ・ 図示による *孔口保護管の深度 ・ () ・ 図示による *仮設ケーシング ・ 使用する ・ 使用しない ・ () *ケーシング挿入の安全確認 ・ 行う(傾斜測定 ・ ガイド管の降下試験) ・ 行わない *測定方法 ※連続測定 ・ スポット測定(深度1mごと) *管材 ※配管用炭素鋼管(JIS G 3452)の黒管 ・ 配管用ステンレス鋼管(JIS G 3459)	
	3章 地中熱交換井設備 1節 機材及び施工 3.1.1 掘さく	*工法 ・ 回転振動式 ・ ロータリー式 ・ ダウンザホールハンマ式 ・ ローラーパーカッション式 ・ 図示による	
	1章 一般事項 1節 総則 1.1.1 一般事項	*処理種別 ・ 小規模合併処理 ・ 合併処理 ・ 図示による 方式 ・ () ・ 図示による 型式 ・ ユニット型 ・ 現場施工型 ・ 図示による	【表8.1.1】
	1.1.2 施工範囲	*現場施工型 送風機室 ・ 図示による ・ () ・ 無 防護さく ・ 図示による ・ () ・ 無 コンクリート躯体工事 ・ 図示による ・ () ・ 無 *ユニット型 ・ 土工事 ・ 地業工事 ・ コンクリート工事 ・ 左官工事 ・ 図示による	
	2章 現場施工型浄化槽 3章 ユニット型浄化槽 1節 機材		
2.1.1(3.1.1) スクリーン	*電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・ ()		
2.1.3(3.1.1) 汚水、汚物ポンプ	*ケーシングの材質 ・ () ・ 第5編 1.2.7(3)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による *羽根車の材質 ・ () ・ 第5編 1.2.7(4)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による *水中形三相誘導電動機 ・ 油封式 ・ 乾式 *汚物用水中モーターポンプ 電動機の極数 ・ 4極 ・ 6極 *着脱装置 ・ () ・ 図示による *付属品 水中ケーブル長さ ・ () ・ 図示による *エアリフトポンプ 計量機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 調整機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による *間欠ばっ気運転() ・ 行う ・ 行わない *換気用送風機 ・ 遠心送風機 ・ 軸流送風機 ・ 斜流送風機 ケーシング下部の水抜き穴 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 電動機(直動形以外) 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・ () ・ 壁掛式有圧換気扇(ワド付) ・ 天井式有圧換気扇 ・ 図示による		
2.1.4(3.1.1) エアリフトポンプ			
2.1.5(3.1.1) 送風機			

章	項目	特記事項	備考	
第8編	8 送風機の据付け	*基礎 ・ 標準基礎(大きさ) ※図示による ・ () *機器 設計用震度 ※第3編 2.1.1(5)(ア)(イ)による 防振基礎の場合 防振材 ・ () 遠心送風機(床置形) 基礎の形式 ※標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 図示による 防振基礎の場合 振動絶縁効率 ・ ()% ・ 図示による	【表8.2.1】 【表8.2.2】	
	浄化槽	2.1.6(3.1.1) 制御盤 2.1.11(3.1.1) 消泡装置 2.1.14(3.1.1) 消毒装置	*一括故障表示用無電圧接点及び端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *形式 ・ ノズル式 ・ 消泡剤式 ・ 図示による *消毒装置 ※塩素剤を使用するもの(固定塩素剤消毒装置 ・ 次亜塩素酸ソーダ消毒装置) ・ () ・ 図示による	
	槽	2.1.27(3.1.1) マンホール	*マンホールの施錠 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *合成樹脂製等マンホール ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による	
	設	2.1.30(3.1.1) 配管	*管材 ・ 図示による ・ () *弁類 ・ 図示による ・ ()	
	備	2章2節 施工 2.2.1 施工	*土工事 土留等 ・ 行う(詳細は図示による) ・ 行わない ・ 図示による	
	工	3章2節 施工 3.2.1 施工	*基礎等の厚さ ※表8.3.1による ・ () ・ 図示による	
	事	1章 一般事項 1節 総則 1.1.1 一般事項 3章 一般エレベーター 4章 非常用エレベーター 1節 一般事項 3.1.1 (4.1.1) 一般事項	*回生電力備蓄システム ・ 使用する ・ 図示による *ロープ式エレベーター構造 ・ 機械室あり ・ 機械室なし ・ 図示による	
	9 2章 普及型エレベーター 3章 一般エレベーター 4章 非常用エレベーター 2節 機材及び施工 2.2.1(3.2.1) 駆動装置等(4.1.1)	*電源盤及び制御盤 機械室なしの場合の設置場所 ・ 昇降路内 ・ 乗場 ※図示による 高調波対策 ・ 適用する ※図示による 動力計測用電力量計 ・ 設ける ・ 設けない ※図示による 制御装置の機能 ・ 図示による ・ ()	【改修2.2.1】 【表9.2.2】	
	昇降機	2.2.2(3.2.2) かご(4.1.1)	*かご床 かご床の材質及び敷居の材質(乗用、寝台用及び人荷用) ・ 図示による ・ () (3.2.2) かご床敷物(乗用、寝台用及び人荷用) ・ 図示による ・ () かご床敷物(乗用、寝台用及び人荷用) ・ 図示による ・ () *かご室 側板の材質 ・ () ・ 図示による かご室内設備 ・ 各階案内表示板 ・ 館内放送用スピーカー ・ 着脱式壁保護材 ・ 図示による 付加仕様 ・ かご内専用操作盤 ・ かご内手すり ・ かご内鏡 ・ かご内専用インジケータ ・ キックプレート(設置場所: ※かご内側面及び背面) ・ かご内正面の壁) ・ 視覚障害者用装置(点字銘板、自動放送装置) ・ 図示による	【改修2.2.2】
	設	2.2.3(3.2.3) 乗場(4.1.1)	*かごの戸 材質 ・ () ・ 図示による *かご操作盤 行先階ホンの登録済呼び取消し機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による *三方枠 材質 ・ () ・ 図示による *乗場の戸 材質 ・ () ・ 図示による *乗場ボタン 専用乗場ボタン(付加仕様) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *インジケータ ホールランタン ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 昇降方向音声装置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *非常着床用出入口 仕様 ・ 図示による ・ () *機械室あり 非常止め装置(釣合おもり側) ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による *機械室なし 非常止め装置(釣合おもり側) ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による	【改修2.2.3】
工	2.2.5(3.2.5) 安全装置(4.1.1)	*耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・ 図示による ・ () *設計用震度 耐震安全性の分類 ・ 耐震クラスA ₁ ・ 耐震クラスS ₁ ・ 耐震クラスS ₂ ・ 図示による 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・ () ・ 図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・ () ・ 図示による	【改修2.2.6】	
事	【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置(4.1.1)	*地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・ () ・ 図示による *適用する運転 ・ 地震時管制運転 ・ 火災時管制運転 ・ 非常用発電時管制運転(自家発時) ・ 停電時救出運転 ・ 浸水時管制運転 ・ ビット冠水時管制運転 ・ 緊急地震速報連動運転 ・ 図示による	【改修2.2.6】 【改修2.2.7】	
2.2.8(3.2.8) エレベーター監視盤(4.1.1)	*エレベーター監視盤の構成 ※図示による ・ () 監視装置の形式 ・ 自立形 ・ 壁掛形 ・ デスクトップ形 ・ 図示による *監視装置 表示部(非常用EV以外) ・ 発光ダイオードによる表示 ・ 液晶ディスプレイ ・ 図示による 操作キースイッチ ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *操作卓 ・ 設置する(寸法: ※図示による ・ ()) ・ 設置しない *エレベーター警報盤 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による *塗装標準 表面仕上げの塗装程度、表面平面度の種別 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 ・ 図示による [表9.2.10] *保守遠隔監視用(電話回線)配管、配線 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による	【改修2.2.8】 【改修2.2.9】		
3.2.10(4.1.1) 塗装 3.2.11(4.1.1) 電気配線				
5章 小荷物専用昇降機 2節 機材及び施工 5.2.5 電気配線及び付属品	*電気配線 保守遠隔監視用(電話回線)配管、配線 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による			
6章 エスカレーター 2節 機材及び施工 6.2.4 欄干	*内側板 材質 ・ ステンレス鋼板 ・ 透明強化ガラス ・ 図示による			
		設計事務所名 年度 工事名称 建築士登録番号 機械設備工事特記仕様書 7/8 縮尺 建築士氏名 愛知県建築局公共建築部公共建築課 検図 製図 設計 ○年○月	図面番号	

章	項 目	特 記 事 項	備 考																																																																			
第9編	6.2.7 制御盤及び運転操作方式	*運転操作方式 自動発停運転機能 ・設ける ・設けない ・図示による																																																																				
	6.2.8 安全装置	*エスカレーターと接する部分の安全措置 ・保護板 ・() ・図示による																																																																				
第9編	【改修】7編1章 一般事項【2節】仮設工事等	*同一昇降路内の隣接するEVの運転 ・行う(対策:) ・行わない																																																																				
	【1.2.1】一般事項【3節】撤去工事	*既設機器等の撤去範囲 ※図示による ・()																																																																				
第9編	【1.3.2】既設機器の撤去	*撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※監督職員と協議 ・図示による																																																																				
	【1.3.3】既設機器の撤出	*撤出方法 ・() ・図示による																																																																				
第10編	2章 二段方式機械式駐車装置																																																																					
	2節 機材及び施工																																																																					
第10編	2.2.4 運転操作盤	*運転操作盤 ※号機ごとにつき一面設ける ・() ・図示による 号機選択スイッチ ・要 ・不要																																																																				
	2.2.6 安全装置	*安全操作盤以外の非常停止装置 ・設ける ・設けない ・図示による																																																																				
第10編	2.2.8 塗装及び防錆	*構造体及び機器の防錆 ・塗装 ・溶融亜鉛めっきによる防錆 ・図示による																																																																				
	2章 医療ガス設備工事																																																																					
第11編	1節 機材																																																																					
	2.1.1 医療ガス供給装置	*定置式超低温液化ガス供給装置 設置数 ※1 ・2 ・() ・図示による 警報装置 ※接点付き液面計 ・() ・図示による *可搬式超低温液化ガス供給装置(LGC) 切換器 ・手動式 ・自動切換式 ・図示による *マニフォールド ポンベ転倒防止用鎖 ※2.1.1.3(カ)③による ・() ・図示による																																																																				
第11編	2.1.2 アウトレット、区域別遮断弁、遠隔警報器	*圧縮空気供給装置 エアドライヤ 除湿方式 ・() ・図示による 制御盤の構造 ※2.1.1.5(n)による ・() ・図示による *吸引装置 方式 ※吸引ポンプを用いる ・() ・図示による *麻醉ガス排除装置 余剰麻醉ガス処理装置 ・付加する ・付加しない ・図示による *アウトレット その他の機器 ・() ・図示による *区域別遮断弁 壁以外に取付ける場合 ・() ・図示による 緊急導入口付とする場合 ・() ・図示による																																																																				
	2.1.4 機材の検査に伴う試験	*試験を行うことを指定する機材 ・() ・図示による																																																																				
第11編	2節 施工																																																																					
	2.2.1 機器の据付け及び取付	*基礎 ・標準基礎(大きさ ※図示による ・()) ・防振基礎 *機器 設計用震度 ※第3編 2.1.1(5)(ア)(イ)による ・() *防振基礎の場合 防振材 ・() 振動絶縁効率 ※80%以上 ・()% ・図示による *壁取付式アウトレット 取付高さ ・() ・図示による *天井吊下式アウトレット ソケットアセンブリの吊下げ位置 ・() ・図示による *天井リール式アウトレット ソケットアセンブリの吊下げ位置 ・() ・図示による *空気及び吸引配管の保護方法 ・() ・図示による *銅管 配管の接合 2.2.2.2(エ)以外を使用する場合 ・() ・図示による																																																																				
第11編	3節 既存配管設備の変更																																																																					
	2.3.1 一般事項	*既存の撤去を行う場合の切り離し部の措置 ※プラグ止め ・() ・図示による *2.4.2(ア)～(カ)までの試験のうち、簡略化するもの ・() ・図示による *仮設供給の方法 ・() ・図示による																																																																				
第11編	4節 検査・試験																																																																					
	2.4.2 検査・試験の順序	*検査・試験の項目と順序 ※2.4.2による ・() ・図示による																																																																				
第11編	2.4.3 検査・試験の時期と内容	*アウトレット 判別不可能な場合のガス別同定の検査方法 ・() ・図示による *圧縮空気供給装置の清浄度試験 判定基準 寒冷地等の治療用空気露点温度 ()																																																																				
	*本仕様書、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたもの他は「官庁施設の総合耐震計画基準 解説」による。	*局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> (注)()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 *局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> *重要機器 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">水槽類にはオイルタンク等を含む。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器</td> <td>危険物関係機器、危険物用防災機器</td> <td>火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類</td> <td>105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽</td> </tr> <tr> <td>上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。</td> <td>避難用機器、防災機器</td> <td>大型水槽類、特殊ガス容器等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> *一般機器 重要機器以外のもの	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	水槽類にはオイルタンク等を含む。				受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類	105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽	上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。	避難用機器、防災機器	大型水槽類、特殊ガス容器等	
設置場所	耐震安全性の分類																																																																					
	※ 特定の施設			一般の施設																																																																		
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																		
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																																		
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																																		
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																																		
設置場所	耐震安全性の分類																																																																					
	※ 特定の施設		一般の施設																																																																			
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																		
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																		
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																		
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																		
水槽類にはオイルタンク等を含む。																																																																						
受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類	105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽																																																																			
上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。	避難用機器、防災機器	大型水槽類、特殊ガス容器等																																																																				
第11編	*東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																																																										
	試験名	計測項目																																																																				
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																																																					
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																																																																					
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																																																					
製品検査	外観、寸法、性能																																																																					

章	項 目	特 記 事 項	備 考																																							
第9編	*特定建設資材の再資源化等	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 「再資源化等報告書」は、https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引「関連様式」]から入手可																																								
	*別表1 建築物に係る解体工事	*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)																																								
第9編	容工及程及び解体作業方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建設設備、内装材等</td> <td>・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>・有・無 ※手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有・無 ※手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・建設設備、内装材等	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用		・屋根ふき材	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用		・外装材、上部構造部材	・有・無 ※手作業 ※手作業と機械作業の併用		・基礎、基礎ぐい	・有・無 ※手作業 ※手作業と機械作業の併用		・その他()	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・造成等</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建設設備、内装等</td> <td>・有・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・造成等	・有・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・屋根	・有・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・建設設備、内装等	・有・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他()	・有・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																							
・建設設備、内装材等	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																									
・屋根ふき材	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																									
・外装材、上部構造部材	・有・無 ※手作業 ※手作業と機械作業の併用																																									
・基礎、基礎ぐい	・有・無 ※手作業 ※手作業と機械作業の併用																																									
・その他()	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																									
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																								
・造成等	・有・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																								
・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																								
・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																								
・屋根	・有・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																								
・建設設備、内装等	・有・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																								
・その他()	・有・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																								
第9編	*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設</td> <td>・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・有・無 ※手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・仮設	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用		・土工	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用		・基礎	・有・無 ※手作業 ※手作業と機械作業の併用		・本体工事	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用		・本体付属品	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用		・その他()	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用		*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材					
	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																							
・仮設	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																									
・土工	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																									
・基礎	・有・無 ※手作業 ※手作業と機械作業の併用																																									
・本体工事	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																									
・本体付属品	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																									
・その他()	・有・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																									
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																								
・コンクリート																																										
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																										
・アスファルト・コンクリート																																										
・木材																																										
第9編	機械設備工事指定資材																																									
	分類	指定資材	適用範囲																																							
第9編	ボイラー	鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー 鉄製ボイラー及び鉄製簡易ボイラー 鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー 鋼製ボイラー	評価名簿登載品																																							
	温水発生機	真空式温水発生機 無圧式温水発生機	評価名簿登載品																																							
第9編	冷凍機	チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット 吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット 遠心冷凍機	評価名簿登載品																																							
	冷却塔	冷却塔	評価名簿登載品																																							
第9編	空調機	ユニット形空調機 ファンコイルユニット及びカセットファンコイルユニット コンパクト形空調機 パッケージ形空調機 マルチパッケージ形空調機 ガスエンジンヒートポンプ式空調機	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 圧縮機用電動機の出力7.5kw以上 評価名簿登載品 冷房能力28kwを超えるもの(マルチ形を除く)																																							
	空気清浄装置	エアフィルター(パネル形・折込み形) 自動巻取型エアフィルター 電気集じん器	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品																																							
第9編	全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形) 全熱交換ユニット	評価名簿登載品 評価名簿登載品																																							
	送風機類	遠心送風機(多翼形送風機) 斜流送風機 軸流送風機 消音ボックス付送風機 楕形遠心ポンプ	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品																																							
第9編	ポンプ類	水中モーターポンプ 立形遠心ポンプ 吹出口・吸込口 風量ユニット(定風量・変風量)	(汚水用・雑排水用・汚物用) 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品																																							
	ダクト付属品	自動制御システム 衛生器具ユニット	評価名簿登載品 評価名簿登載品																																							
第9編	タンク	FRP製パネルタンク 密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用) ステンレス鋼板性パネルタンク(溶接組立形) ステンレス鋼板性パネルタンク(ボルト組立形)	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品																																							
	消火装置	スプリンクラー消火システム 不活性ガス消火システム 泡消火システム ハロゲン化物消火システム	評価名簿登載システム 評価名簿登載システム 評価名簿登載システム 評価名簿登載システム																																							
第9編	厨房機器	厨房システム	評価名簿登載システム																																							
	鉄製ふた	マンホールふた・弁組ふた	評価名簿登載品																																							
第9編	注)本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等(「評価名簿登載品、評価名簿登載システム」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事現場が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。																																									
	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号																																						
建築士登録番号	機械設備工事特記仕様書 8/8		縮尺																																							
建築士氏名	愛知県建築局公共建築部公共建築課																																									
検 図	製 図	設 計	○年○月																																							

木造工事特記仕様書

2024年10月1日改定

章	項目	特記事項	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	1節 共通事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築木造工事標準仕様書 (令和4年版) 4) " " 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 5) " " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 6) " " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 7) " " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 8) " " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 9) " " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 10) " " 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 11) 関係法令及び諸工事基準 12) 愛知県建築工事項目管理要領 この特記仕様書において、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」は以下【建築工事標準仕様書】という。 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 4. 木造工事標準仕様書5～9章のうち、適用する章 ・ 5章 ・ 6章 ・ 7章 ・ 8章 ・ 9章 ・ 図示による 5. 本工事特記仕様書は公共建築木造工事標準仕様書に対応している。 * 公共建築木造工事標準仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1.1.1		一般事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1.1.2		用語の定義																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1.1.3		官公署その他への届出手続等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1.1.4		工事実績情報システムへの登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1.1.7		関連工事等の調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">工 事 区 分</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">工 事 区 分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>浄化槽</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>浄化槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備スリーブ箱入</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>水槽・その他マンホール</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厨房機器接続</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>化粧箱及び鏡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井・壁埋込器具切込補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天井地下地共</td> <td>実験台設備接続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器基礎・防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防水処理又は配管</td> <td>ワイランド用受台</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用アンカーボルト</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>機器類に伴うもの</td> <td>防煙シャッター、同用煙感知器、</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(外部)空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防火戸自閉装置及び</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内部)空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>各間の配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気扇取付枠</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同上盤までの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内外配線配管ピット蓋</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口開放装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内排水溝</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口手動開放装置</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて継接続用横引管</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火栓組込発信器類及び取付</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機用 冷却用給水排水</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>減圧水槽以降</td> <td>不燃性ガス消火設備への電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 燃料用油配管</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料小出槽以降</td> <td>同上制御盤及び制御配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 通気管</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電動黒板・電動バリマスク</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" オイルタンク</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>への電源送り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力制御盤及び配線</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>受水槽・高架水槽基礎</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤及び配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>" " 梁台</td> <td>" " " 梁台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤への電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天井・壁改め口</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ファンコイルへの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床・改め口</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液面電極レベル及び配線</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>汚水樹</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く</td> </tr> <tr> <td>床排水金物</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流し台排水金物</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雑排水樹</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 設備接続</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雨水樹</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	工 事 区 分					備考	項目	工 事 区 分					備考	建築	電気	管	空調	浄化槽	建築	電気	管	空調	浄化槽	設備スリーブ箱入		※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※						同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※				" 防水処理	※						化粧箱及び鏡							天井・壁埋込器具切込補強	※					天井地下地共	実験台設備接続							設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台	※						設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、							(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※						(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線							換気扇取付枠	※						同上盤までの電源送り		※					建物内外配線配管ピット蓋	※						排煙口開放装置				※			建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※						たて継接続用横引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※					発電機用 冷却用給水排水		※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※					" 燃料用油配管		※				燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線				※			" 通気管		※					電動黒板・電動バリマスク		※					" オイルタンク		※					への電源送り							動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎		※					自動制御盤及び配線				※	※	" " 梁台	" " " 梁台				※			自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口		※					ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口		※					液面電極レベル及び配線		※					汚水樹			※			汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く	床排水金物			※											流し台排水金物	※						雑排水樹			※				" 設備接続			※				雨水樹		※						
	項目		工 事 区 分					備考	項目			工 事 区 分						備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			建築	電気	管	空調	浄化槽			建築	電気	管	空調	浄化槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	設備スリーブ箱入			※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	同上用構造体補強		※						厨房機器接続		※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
" 防水処理	※						化粧箱及び鏡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
天井・壁埋込器具切込補強	※					天井地下地共	実験台設備接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
換気扇取付枠	※						同上盤までの電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物内外配線配管ピット蓋	※						排煙口開放装置				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
たて継接続用横引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
発電機用 冷却用給水排水		※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
" 燃料用油配管		※				燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
" 通気管		※					電動黒板・電動バリマスク		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
" オイルタンク		※					への電源送り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
自動制御盤及び配線				※	※	" " 梁台	" " " 梁台				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
液面電極レベル及び配線		※					汚水樹			※			汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
床排水金物			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
流し台排水金物	※						雑排水樹			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
" 設備接続			※				雨水樹		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1.1.8	疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領(令和3年4月1日改正)」及び「愛知県建設局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/R03sekkeihenkouyouryou.pdf)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1.1.9	工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建設局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	2節 工事関係図書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1.2.1	実施工程表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1.2.2	施工計画書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1.2.4	工事の記録等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		* 概成工期 ・有(年 月 日) ※無 * つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 * 報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課HP 建設技術基準等(建築)の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/caals/densinohin.htmlを参照。) ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)2部とする。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。 (1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 (2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建設局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 6. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 * 情報共有システムの試行 ・発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。	H22.7.23付22建企第332号建設企画課長通知																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		* 情報共有システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

章	項目	特記事項	備考																		
1	*工事写真	※受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。																			
		1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。																			
		2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html)																			
		3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建設局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。																			
		4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。																			
		5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督職員の指示がある場合は、その指示による。																			
		* 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。																			
		1) 着手前 工事の着手に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。																			
		2) 工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。																			
		※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。																			
		* 竣工写真 外部(カラー 箇所) 内部(カラー 箇所)																			
3	3節 工事現場管理																				
		1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和6年3月26日改正)によるものとする。																		
共	1.3.3 電気保安技術者 1.3.5 施工条件	* ・適用する ・適用しない 1) 施工日・施工時間 制限 ・有() ・無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・30日 ※() 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※() その他の作業不能日 ・(: 日) ※ 図示による 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※有(駐車場所: ※敷地内 ・()) ・無 4) 資機材置場場所 置場制限 ※有(置場所: ※敷地内 ・()) ・無 5) その他()																			
		* 週休2日制工事 1.3.10 施工中の環境保全等	* 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 ・受注者希望 ・その他 * 「土壌汚染対策法」、「国民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無 ・有(詳細は図示による) * アスベスト含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 1. 引渡しを要するものは監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 2. 引渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 3. 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 4. PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日に記載したリストを作成して発注者へ提出する。 5. 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)																		
共	1.3.11 発生材の処理等	* 特別管理産業廃棄物 * 建設副産物																			
		* 種類() 処理方法() 1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づき報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(又はm ³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。																			
4	4節 材 料	* 撤去・更新時のフロン等の取扱い * 分別収集 * 再資源化施設への搬出																			
		1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照。)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計事務所名</th> <th>年度</th> <th>工事名称</th> <th rowspan="3">図面番号</th> </tr> <tr> <th colspan="2">建築士登録番号</th> <th colspan="2">縮尺</th> </tr> <tr> <th colspan="2">建築士氏名</th> <th colspan="2">木造工事特記仕様書 1/</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計</td> <td>○年○月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計事務所名		年度	工事名称	図面番号	建築士登録番号		縮尺		建築士氏名		木造工事特記仕様書 1/		検 図	製 図	設 計	○年○月		
設計事務所名		年度	工事名称	図面番号																	
建築士登録番号		縮尺																			
建築士氏名		木造工事特記仕様書 1/																			
検 図	製 図	設 計	○年○月																		
					愛知県建設局公共建築部公共建築課																

章	項目	特記事項	備考																																																								
1章	1.4.2 材料の品質等	<p>1. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</p> <p>2. 本工事において愛知県内で産出された木材(愛知県内で産出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。</p> <p>* 県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>* 使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という。)が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとする。</p> <p>* 受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等(図-1)が明記された出荷伝票等により行う。</p> <p>* 受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.aichi-wood.com)にて公表される認定事業者一覧により行う。</p> <p>図-1</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">この木材は、<あいち認証材>です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O〇〇〇</td> </tr> </table> <p>3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。</p> <p>* 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</p> <p>1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。</p> <p>2) 指定材一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工場所</th> <th>品目</th> <th>規格</th> <th>再生原料等の指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・指定しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・指定しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</p> <p>3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。</p> <p>・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※()</p> <p>* 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。</p>	この木材は、<あいち認証材>です。		愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O〇〇〇		施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				・指定しない				・指定しない	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができず。 https://www.prof.aichi.jp/site/aicle/																																								
	この木材は、<あいち認証材>です。																																																										
愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O〇〇〇																																																											
施工場所	品目	規格	再生原料等の指定																																																								
			・指定しない																																																								
			・指定しない																																																								
* 再生資源の利用の指定																																																											
5章	5節 施工技能士	<p>* ※ 適用する ・ 適用しない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用職種</th> <th>標準仕様書</th> <th>工事種別</th> <th>標準仕様書</th> <th>工事の細分</th> <th>資格(技能検定における選択作業)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>鉄筋工事</td> <td></td> <td>加工及び組立て</td> <td></td> <td>1級鉄筋技能士</td> <td>適用工事は下記による</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>コンクリート工事</td> <td></td> <td>型枠</td> <td></td> <td>1級型枠施工技能士</td> <td>※延べ5,000㎡以上の工事</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>床コンクリートこて仕上げ</td> <td></td> <td>1級左官技能士</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>防水工事</td> <td></td> <td>アスファルト防水</td> <td></td> <td>1級防水施工技能士</td> <td>・その他特に必要と認められる工事</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>シート防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>塗膜防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>シーリング</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別()</p> <p>* 見本施工 ※ 行わない ・ 行う()</p> <p>* 下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。</p> <p>* 測定時期()</p> <p>* 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン ・パラジクロロベンゼン ・()</p> <p>* 測定方法 ※ パッシブ型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・()</p> <p>* 測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/) (/)</p>	通用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考	※	鉄筋工事		加工及び組立て		1級鉄筋技能士	適用工事は下記による	※	コンクリート工事		型枠		1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡以上の工事	※			床コンクリートこて仕上げ		1級左官技能士		※	防水工事		アスファルト防水		1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事	※			シート防水				※			塗膜防水				※			シーリング				
	通用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考																																																				
※	鉄筋工事		加工及び組立て		1級鉄筋技能士	適用工事は下記による																																																					
※	コンクリート工事		型枠		1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡以上の工事																																																					
※			床コンクリートこて仕上げ		1級左官技能士																																																						
※	防水工事		アスファルト防水		1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事																																																					
※			シート防水																																																								
※			塗膜防水																																																								
※			シーリング																																																								
6章	6.2 技術検査																																																										
	7節 完成図等	<p>* 中間技術検査 ・ 行わない ・ 行う(実施回数: 、実施時期:)</p> <p>* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。</p> <p>1) 完成原因(施工図を除く) 1部(1.7.2により作成する場合のみ) 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部</p> <p>3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部</p> <p>4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部</p> <p>6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部</p> <p>8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部</p> <p>* 完成図の種類は下記とする。</p> <p>1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの</p> <p>CADデータ ・ 提出しない ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による)</p> <p>CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。</p> <p>* 原図の作成 ・ 作成する ・ 作成しない サイズ ※ 設計原因と同じ ・()</p> <p>* 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用ホリエステルサント和紙 同等品 ・ トレーシングペーパー</p> <p>* 複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・()</p>																																																									
7章	1.7.1 完成時の提出図書																																																										
	1.7.2 完成図等																																																										
8章	その他																																																										
	* 光熱水費	* 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。																																																									
9章	* 現場代理人等	* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。																																																									
	* 火災保険等加入方法等	* 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。																																																									
10章	* 法定外の労災保険	* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。																																																									
	* 事故報告	* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。(https://www.prof.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.htmlを参照)																																																									
11章	* 工事中の安全管理	* 建築工事又は建設工事の保険の種類は、建設工事保険とする。期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)																																																									
		* 保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。																																																									
12章		* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。																																																									
		* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。																																																									
13章		* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。																																																									

章	項目	特記事項	備考
1章	* 工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	
	* 施工体制	1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	
2章	* 施工体制台帳	2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	
	* 施工体系図	3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。	
3章	* 各種調査への協力	4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。	
	* 工事コスト調査の協力	5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。	
4章	* 請負代金内訳書等	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。	
	* 騒音・振動対策	* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。	
5章	* 排出ガス対策型建設機械	(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)	
	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。	
6章	* 特定特殊自動車の燃料	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力を行うこと。	
	* 薬液注入工法	* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。	
7章	* 石綿含有仕上塗材の除去・補修	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時等に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。	
	* VE提案の範囲	また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を行うこと。	
8章	* 仮設物	* 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。	
	* CCUSの活用	* 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。	
9章	* 2.2.4 足場等	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。	
	* 3.3.1 監督職員事務所等	作業名: 建設機械名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名: 建設機械名:	
10章	* 2.3.1 監督職員事務所等	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))	
	* 監督職員事務所の備品	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.prof.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。	
11章		* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	
		* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。	
12章		* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。	
		* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書を提出する。工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。	
13章		* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事)とする。	
		* 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。	
14章		* 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.prof.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html	
		* VE提案の範囲	
15章		* 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合]	
		* 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合]	
16章		() [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]	
		* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。	
17章		* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。	
18章		* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。	
		* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備器材を設置する。	
19章		* 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。	
		* 監督職員事務所 ・ 設ける()㎡程度 ※ 設けない	
20章		* 標準仕上げ (床) 合板張り又はビニル床シート張り (内壁・天井) 合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り (屋根) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り	
		監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。	
21章		* 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の携帯電話、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具	
22章			
23章			
24章			
25章			
26章			
27章			
28章			
29章			
30章			
31章			
32章			
33章			
34章			
35章			
36章			
37章			
38章			
39章			
40章			
41章			
42章			
43章			
44章			
45章			
46章			
47章			
48章			
49章			
50章			
51章			
52章			
53章			
54章			
55章			
56章			
57章			
58章			
59章			
60章			
61章			
62章			
63章			
64章			
65章			
66章			
67章			
68章			
69章			
70章			
71章			
72章			
73章			
74章			
75章			
76章			
77章			
78章			
79章			
80章			
81章			
82章			
83章			
84章			
85章			
86章			
87章			
88章			
89章			
90章			
91章			
92章			
93章			
94章			
95章			
96章			
97章			
98章			
99章			
100章			

章	項目	特記事項	備考
2章	仮設工事	<ul style="list-style-type: none"> *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 *建設現場標識 ※ 設ける ※ 設けない ・他工事と共同設置 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない *工事PR看板 ※ 設置しない ・ 設置する (PR看板設置要領(建築局発注工事) https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 参照) PR看板を設置する場合は、設置状況報告書を監督職員に提出する。 	
		<div style="text-align: center;"> </div>	
3章	土	<ul style="list-style-type: none"> 2節 土工事【建築工事標準仕様書 3章による】 2節 根切り等 3.2.3 埋戻し及び盛土 <ul style="list-style-type: none"> *埋戻し及び盛土 種別 ・() ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 [表3.2.1] 工法 ・ 水締め ・ 機器による締め 3.2.5 建設発生土の処理 <ul style="list-style-type: none"> *建設発生土の利用指定 ・ 無 ・ 有 ()からの建設発生土を利用するものとする。 *処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の有無 ・ 有 ・ 無 *建設発生土の処理 ・ 構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 3節 地業工事【建築工事標準仕様書 4章 地業工事による】 2節 試験及び報告書 4.2.1 一般事項 4.2.2 試験杭 4.2.3 杭の載荷試験 <ul style="list-style-type: none"> *この節に示す試験によらない試験 ※ 行わない ・ 行う() *位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ()本 寸法 ※ 図示による () *杭の載荷試験 ・ 鉛直載荷試験 ・ 水平載荷試験 ・ 行わない 試験杭の位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ()本 載荷荷重 ※ 図示による () 4.2.5(1)以外の報告書の記載事項 () 4.2.4 地盤の載荷試験 <ul style="list-style-type: none"> *地盤の載荷試験 ・ 平板載荷試験 ・ 行わない 試験位置 ※ 図示による 載荷荷重 ※ 図示による () 4.2.5(1)以外の報告書の記載事項 () 3節 既製コンクリート杭地業 4.3.1 一般事項 4.3.3 材料 4.3.4 セメントミルク工法 <ul style="list-style-type: none"> *工法 ・ セメントミルク工法 ・ 特定埋込杭工法 *杭の種類、性能、曲げ強度等による区分等 ※ 図示による () *杭の寸法、継ぎ手の箇所数、杭先端部の形状 ※ 図示による () *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *本杭の掘削深さ ※ 図示による () 杭の支持層への根入れ深さ ※ 図示による () *水平方向の位置ずれ寸法 ※ 図示による () *根固め液及び杭周固定液の管理試験 <ul style="list-style-type: none"> 試験の回数 ※ 表4.3.1による () 1回の試験の供試体の数 ※ 3個 () 供試体の採取 ※ 4.3.4(6)(c)による () 供試体の作製 ※ 4.3.4(6)(c)(d)による () 供試体の養生方法 ※ 6.9.3(1)(7)による () 強度試験 ※ JIS A 11081による () 根固め液及び杭周固定液の圧縮強度の判定 ※ 表4.3.2による () 4.3.5 特定埋込杭工法 <ul style="list-style-type: none"> *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () 4.3.6 杭の継手の工法 4.3.8 杭頭の処理等 <ul style="list-style-type: none"> *杭の継手の工法 ・ アーク溶接 ・ 機械式継手 *杭頭処理の方法(切断する場合) ・ 外圧方式 ・ ダイヤモンドカッター方式 () 4節 鋼杭地業 4.4.3 鋼杭の材料 4.4.4 工法 <ul style="list-style-type: none"> *鋼杭の材料 () ・ 図示による *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () 4.4.5 継手 4.4.6 杭頭の処理等 <ul style="list-style-type: none"> *継手の工法 ・ アーク溶接 ・ 機械式継手 () *杭頭処理の方法(切断する場合) ・ ガス切断 () 5節 場所打ちコンクリート杭地業 4.5.1 一般事項 4.5.4 材料その他 <ul style="list-style-type: none"> *アーストリル工法 ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法 ・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・ 掘削杭工法 *鉄筋 <ul style="list-style-type: none"> 帯筋の加工及び組立 ※ 図示による () 鉄筋の最小かぶり厚さ ※ 図示による ()mm ・ 100mm 鉄筋かごの補強 ※ 図示による () 節ごとの継手 ※ 重ね継手 ・ 図示による () *コンクリート <ul style="list-style-type: none"> セメント ※ 高炉セメントB種 () ・ 図示による 設計基準強度 ()N/mm² ・ 図示による 種別 ・ A種 ・ B種 スランブ ※ 18cm () *構造体強度補正值(S) ※ 3N/mm² ()N/mm² *鋼管部分の材料 () 4.5.5 アーストリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法 <ul style="list-style-type: none"> *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *杭の根入れ深さ () *孔壁の超音波測定器による確認 ・ 行う ・ 行わない *水平方向の位置ずれの精度 () ・ 図示による 	

章	項目	特記事項	備考														
2章	基礎工事	<ul style="list-style-type: none"> 4.5.6 場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び掘削杭工法 <ul style="list-style-type: none"> *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *試験杭の位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ()本 寸法 ※ 図示による () *杭の根入れ深さ () *水平方向の位置ずれの精度 () ・ 図示による *孔壁の超音波測定器による確認 ・ 行う ・ 行わない 6節 砂利、砂及び捨コンクリート地業等 4.6.2 材料 <ul style="list-style-type: none"> *砂利地業に使用する砂利 ・ 再生クラッシュラン ・ 切込砂利 ・ 切込砕石 () *砂地業に使用する砂 ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂 () *床下防湿層に使用する材料 ※ ポリエチレンフィルム(厚さ0.15mm以上) () 4.6.3 砂利及び砂地業 <ul style="list-style-type: none"> *厚さ ・ 60mm ()mm 範囲 ※ 図示による () 4.6.4 捨てコンクリート地業 <ul style="list-style-type: none"> *捨コンクリート厚さ ・ 50mm ()mm 範囲 ※ 図示による () *強度 ・ 18N/mm² ()N/mm² スランブ ・ 15cm ・ 18cm 4.6.5 床下防湿層 <ul style="list-style-type: none"> *床下防湿層 ・ 適用しない ・ 適用する 範囲 ※ 図示による () 															
		<ul style="list-style-type: none"> 3節 基礎工事 【建築工事標準仕様書 5章 鉄筋工事による】 2節 材料 5.2.1 鉄筋 <ul style="list-style-type: none"> *鉄筋 ※ JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 ・ 図示による *種類の記号 ・ SR235 ・ SR295 ・ SD295 ・ SD345 ・ SD390 [表5.2.1] ・ 図示による 5.2.2 溶接金網 3節 加工及び組立 5.3.2 加工 5.3.4 継手及び定着 <ul style="list-style-type: none"> *継手 <ul style="list-style-type: none"> *種類 ・ 図示による ・ 重ね継手 ・ ガス圧継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 *継手位置 ※ 図示による () *柱及び梁の主筋の鉄筋の重ね継手長さ ※ 図示による () 耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※ 40d(軽量コンクリートの場合50d)又は表5.3.2の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値 *定着 <ul style="list-style-type: none"> *柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一か所に設ける場合(先組み工法等) ※ 図示による () *鉄筋の定着工法及び長さ ※ 表5.3.4による ・ 図示による () *定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※ 5.3.4(5)(イ)による ・ 図示による () *機械式定着工法 ・ 適用しない ・ 適用する(適用箇所()種類() ・ 図示による) 5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ <ul style="list-style-type: none"> *間隔 5.3.7 各部配筋 <ul style="list-style-type: none"> *基礎及び基礎梁の配筋(直接基礎、基礎接合部の補強、基礎梁主筋の継手、定着及び余長、基礎梁のあばら筋等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部配筋参考図による ・ 図示による *柱の配筋(主筋の継手、定着及び余長、帯筋組立の形及び割付け、打増し補強等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部配筋参考図による ・ 図示による *梁の配筋(大梁主筋の継手、定着及び余長、あばら筋の組立の形及び割付け等(小梁、片持ち梁、基礎梁含む)、打増し補強、小梁主筋の継手、定着及び余長、片持梁主筋の定着及び余長等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部配筋参考図による ・ 図示による *壁及びその他の配筋(壁の配筋基準、壁の継手及び定着、壁の交差部及び端部、壁の開口部補強、壁の打増し補強、ラバット等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部配筋参考図による ・ 図示による *スラブの配筋(基準配筋、スラブ筋の定着及び受け筋、片持ちスラブの基準配筋、片持ちスラブの先端に壁が付く場合、開口部補強、出隅部及び入隅部の補強、打継ぎ補強配筋等、段差のあるスラブの補強) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部配筋参考図による ・ 図示による *階段の配筋(片持ちスラブ形階段の基準配筋、二辺固定スラブ形階段の基準配筋) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部配筋参考図による ・ 図示による *梁貫通孔及びその他の配筋(梁貫通孔の配筋、梁貫通孔の補強形式、コンクリートブロック壁との取合い) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部配筋参考図による ・ 図示による 4節 ガス圧接 5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験 <ul style="list-style-type: none"> *試験方法 ※ 超音波探傷試験 ・ 引張試験 *引張試験の方法等 ※ 5.4.10(4)(b)による () 5節 機械式継手 5.5.3 工法 <ul style="list-style-type: none"> *適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※ 図示による () 5.5.5 施工完了後の継手部の試験 <ul style="list-style-type: none"> *施工完了後の継手部の試験 ・ 外観試験(試験項目及び試験方法()) ※ 超音波観測試験(試験対象()) *不合格となった継手部への措置 ※ 図示による () 6節 溶接継手 5.6.3 工法 <ul style="list-style-type: none"> *適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※ 図示による () 施工完了後の継手部の試験、不合格となった継手部への措置 ※ 図示による () 5.6.5 施工完了後の継手部の試験 <ul style="list-style-type: none"> *施工完了後の継手部の試験 ・ 外観試験(試験項目及び試験方法()) ※ 超音波探傷試験(試験対象()) *不合格となった継手部への措置 ※ 図示による () 															
3章	土	<ul style="list-style-type: none"> 【建築工事標準仕様書 6章 コンクリート工事による】 2節 コンクリートの種類及び品質 6.2.1 コンクリートの種類 <ul style="list-style-type: none"> *表6.2.1による類別 ※ I類 ・ II類 ・ 図示による *気乾単位容積質量による種類 ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート *大臣認定コンクリート(建築基準法第37条第2号) () 6.2.2 コンクリートの強度 <ul style="list-style-type: none"> *設計基準強度(Fc) ・ 普通コンクリート()N/mm² ・ 軽量コンクリート()N/mm² ※ 図示による (設計基準強度の基準値 普通コンクリートにおいては、36N/mm²以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm²以下) *コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ ※ 表6.2.2による () ・ 図示による 6.2.4 ワークピリティー及びスランブ 6.2.5 構造体コンクリートの仕上り <ul style="list-style-type: none"> *合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表6.2.4] *コンクリートの仕上りの平坦さの種別 ・ a種 ※ b種 ・ c種 ・ 図示による [表6.2.5] 3節 コンクリートの材料及び割合 6.3.1 コンクリートの材料 <ul style="list-style-type: none"> *セメント ※ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント(A種) ・ シリセメント(A種) ・ フライアッシュセメント(A種) ・ エセメント *適用箇所 高炉セメントB種() フライアッシュセメントB種() ・ 図示による 															
		<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>年度</td> <td>工事名称</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td colspan="2">木造工事特記仕様書 3/</td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td>建築士氏名</td> <td colspan="3">愛知県建築局公共建築部公共建築課</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計</td> <td>○年○月</td> </tr> </table>	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号	建築士登録番号	木造工事特記仕様書 3/		縮尺	建築士氏名	愛知県建築局公共建築部公共建築課			検図	製図	設計
設計事務所名	年度	工事名称	図面番号														
建築士登録番号	木造工事特記仕様書 3/		縮尺														
建築士氏名	愛知県建築局公共建築部公共建築課																
検図	製図	設計	○年○月														

Table with 4 columns: 章 (Chapter), 項目 (Item), 特記事項 (Special Notes), 備考 (Remarks). Contains detailed technical specifications for concrete and construction materials.

Table with 4 columns: 章 (Chapter), 項目 (Item), 特記事項 (Special Notes), 備考 (Remarks). Contains detailed technical specifications for wood and construction materials, including a table for wood species and grades.

章	項目	特記事項	備考
10	10.2.4 接合具等	*化粧びり構造用合板 品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※図示による 屋外又は湿潤状態となる場所に使用する場合は接着剤の種類 ※図示による *天然木化粧合板 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※図示による *特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、表面性能、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※図示による *パーテイクルボード 表裏面の状態による区分 ※図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※13Pタイプ15mm ※13Mタイプ15mm ・() *構造用パネル 品名、厚さ ※図示による *ミイテムデンチーファイバーボード(MDF) 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分、厚さ ※図示による *釘 ※ステンレス製(屋外又は湿潤箇所) ※表面処理された鉄(屋外又は湿潤箇所以外) 上記以外の釘 ・() ・図示による 釘打ち工法 下張材に対する釘の打込み本数 ・() ・図示による 斜めに釘を打ち込む場所 ・() ・図示による 造作材化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し *木ねじ JIS B 1112又はJIS B 1135によるステンレス製の木ねじ以外の木ねじ ・() ・図示による	
	3節 耐候性・防虫処理		
	10.3.1 耐候性処理	*屋外に使用する仕上げ木材への木材保護塗料塗リ 種別 ・A種 ※B種 【建築工事標準仕様書 表18.12.1】	
	10.3.2 防虫処理	*防虫処理 ・行う ・行わない	
	4節 屋根回り		
	10.4.1 軒先・けらば回り	*鼻隠し、破風板、広小舞・登りよど、面戸板 樹種名及び寸法 ※図示による	
	10.4.2 屋根下地	*瓦葺葺屋根用芯材 樹種名及び寸法 ※図示による *屋根の構造用面材の上部に通気層を設ける場合 通気垂木 樹種名及び寸法 ※図示による 断熱材 厚さ ※図示による 通気垂木に留め付ける下地合板 種類及び厚さ ※図示による *野縁受け、野縁、下地板 樹種名及び寸法 ※図示による	
	10.4.3 軒天井下地		
	5節 外部開口部回り		
	10.5.1 アルミニウム製建具、樹脂製建具及び木製建具回り	*窓及び出入口の取付け下地材及び受材 樹種名及び寸法 ※図示による *枠材 樹種名及び寸法 ※図示による *下枠の材料 ・ステンレス ・花こう岩による石材(種類) ・図示による 下枠の材料 寸法及び形状 ※図示による *額縁材 種類及び寸法 ※図示による	
10.5.2 外部出入口木製建具回り木製枠			
10.5.3 外部額縁			
6節 内部開口部回り			
10.6.1 建具回り木製枠	*枠材 樹種名及び寸法 ※図示による		
10.6.2 内部窓回り	*窓枠材 樹種名及び寸法 ※図示による		
7節 内部床回り			
10.7.1 内部床下地	*下地用床板 [・下地用合板 (厚さ ※12mm ・図示による ・()) ・パーテイクルボード (強度及び接着剤による区分 ・13Pタイプ ・13Mタイプ ・()) (厚さ ※15mm ・図示による ・())] *仕上げ用下地用床板を設ける場合の下地用合板の厚さ ※図示による ・() *床板 製材の樹種名、寸法及び厚さ ※図示による		
10.7.2 内部床板張り			
【公共建築工事標準仕様書 第19章5節 フローリング張り】			
19.5.2 材 料	*種類 ・単層フローリング(・フローリングボード1等 ・フローリングブロック1等) ・複合フローリング ・図示による		
19.5.3 工法一般	*工法 ・釘留め(根太張り)工法 ・釘留め(直張り)工法 ・接着工法		
19.5.4 釘留め工法	*根太張り工法 樹種 ・なら ・() ・図示による 複合フローリングの種類 ・A種 ・B種 [表19.5.2] *直張り工法 樹種 ・なら ・() ・図示による [表19.5.4] 複合フローリングの種類 ・A種 ・B種 ・C種		
19.5.5 接着工法	*フローリングの樹種 ・なら ・() ・図示による *フローリングブロック 樹種、厚さ、大きさ ・図示による *フローリング裏面の緩衝材 ※合成樹脂発泡シート ・() ・図示による		
19.5.6 現場塗装仕上げ			
10.7.3 上がりがまち	*上がりがまち材 樹種名、寸法及び厚さ ※図示による		
8節 外壁回り			
10.8.1 外壁下地材料	*胴縁 樹種名、寸法、間隔及び防虫・防蟻処理 ※図示による *ラス下地板 樹種名及び防虫・防蟻処理 ※図示による ラス下地板 寸法 ※厚さ12mm、幅75mm ・() ・図示による ラス下地板留付け用の釘 種類及び寸法 ・図示による ・NZ50列2本打ち ・NZ65@150 ・() *下地用合板 合板の品名、厚さ、接着の程度、板面の品質、単板の樹種名、防虫処理、等級、保存処理、強度等級、防虫・防蟻処理 ※図示による 釘の種類、寸法及び留付け間隔 ※図示による ・() *通気胴縁 通気胴縁の樹種名 ※杉 ・() ・図示による 通気胴縁の寸法 ※厚さ18mm以上かつ幅45mm以上 ・() ・図示による *通気金物 材質、形状及び寸法 ※図示による ・() *通気胴縁工法[縦通気胴縁] 胴縁の負荷が大きい場合の接合具と留付け間隔 ※図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(h)③による ・() *横通気胴縁工法 胴縁の間隔 ※図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(i)③による ・図示による		
10.8.2 外壁通気構法下地			
10.8.3 外壁板張り	*通気胴縁以降の下地 ・図示による *押縁下見板張り 押縁、下見板 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *南京下見板張り 下見板 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *横羽目板張り・縦羽目板張り 羽目板 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *目板付縦羽目板張り 目板、羽目板 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *数目板張り 数目板 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *付け土台、雨押え、見切り縁、笠木、外部回り縁 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *陸ひさし 製材 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *霧除けひさし 製材 樹種名及び寸法 ※図示による ・() 持送り板の形 ※図示による ・() *腕木ひさし 製材 樹種名及び寸法 ※図示による ・() えぶり板の縁形 ※図示による ・()		
10.8.4 外壁造作			
10.8.5 ひさし			
9節 内部壁			
10.9.1 内壁下地	*内壁に木下地を設ける場合 胴縁 樹種名、寸法及び間隔 ※図示による ・()		
10.9.2 内壁板張り	*横羽目板張り・縦羽目板張り 羽目板 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *目板付縦羽目板張り 目板、羽目板 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *数目板張り 数目板 樹種名及び寸法 ※図示による ・()		

章	項目	特記事項	備考		
10	10.9.3 内部造作	*幅木 幅木 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *回り縁 回り縁 樹種名及び寸法 ※図示による ・()			
	10.9.4 天井下地	*吊木受け及び吊木 吊木受け、吊木 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *野縁、野縁受け及び板野縁 野縁、野縁受け及び板野縁 樹種名及び寸法 ※図示による ・()			
	10.9.5 天井板張り	*数目天井板張り 数目板 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *打ち上げ天井板張り 天井板 樹種名及び寸法 ※図示による ・()			
	10節 和室の造作				
	10.10.1 柱	*柱 樹種名及び寸法 ※図示による ・() 背割不要の処理を行った製材 ※使用しない ・図示による ・()			
	10.10.2 開口部回り	*敷居、かもし等 樹種名及び寸法 ※図示による ・()			
	10.10.3 壁回り	*樹種名及び寸法 ※図示による ・()			
	10.10.4 床回り	*畳下地板 畳寄せ 樹種名及び寸法等 ※図示による ・() *畳寄せ 畳下地板 樹種名及び寸法等 ※図示による ・() *竿縁天井板張り 竿縁、天井板 樹種名及び寸法 ※図示による ・() *格縁天井板張り 格縁の面 ※大面取り ※図示による ・() 天井吊木取付け 特殊吊金具 ・使用しない ・使用する() ・図示による			
	10.10.5 天井回り				
	10.10.7 床の間回り	*床の間 製材等 樹種名及び寸法 ※図示による ・() 掛軸用金物 の取付け ※図示による ・() *床脇棚 製材等 樹種名及び寸法 ※図示による ・()			
11	2節 FRP系塗膜防水				
	11.2.2 材 料	*ルーフレン ・FRP系塗膜防水用ルーフレン ・鉄製 ・図示による			
	11.2.4 施 工	*下地の構造 根太掛 樹種、寸法及び防虫・防蟻処理 ※図示による ・() 根太 樹種、寸法防虫・防蟻処理及び防虫処理 ※杉45×55@300、K2 ・図示による ・() 構造用合板 厚さ ※12mm ・()mm ・図示による 防虫処理、表板の樹種等 ・図示による ・() 下地用合板 厚さ ※12mm ・()mm ・図示による 防虫処理、表板の樹種等 ・図示による ・() 釘の留付け間隔 ※150mm間隔 ・図示による ・() 木ねじの留付け間隔 ※150mm間隔 ・図示による ・() 防火板の設置 ・設置しない ・設置する(・ケイ酸カルシウム板10mm ・図示による ・())			
	*防水層の下地 平場の勾配 ※1/100以上 ・図示による ・()				
	*防水端部の処理 水切り金物、外壁材及び透湿防水シートと防水層の取合い ※図示による ・()				
	*水張り試験 ・行う ・行わない				
	3節 シーリング				
	11.3.2 材 料	*種類 ※被着体に応じたもの(表11.3.1) ・() 施工箇所 ※図示による ・()			
	11.3.3 目地寸法	*シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし			
	11.3.5 シーリング材の試験	*シーリング材の目地寸法 ※11.3.3(1)(ア)~(ウ)による ・() *接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験			
12	4節 透湿防水シート、防水テープ及び改質アスファルト工				
	11.4.2 材 料	*防水テープ 両面粘着防水テープの幅 ※50mm幅以上のもの ・図示による ・()			
	11.4.3 施 工	*バルコニー手すりの工法 ※11.4.3(2)(ケ)①~⑤による ・図示による ・() 笠木の固定方法、形状及び仕上げ ※図示による ・()			
	5節 ケイ酸質系塗布防水				
	11.5.1 一般事項	【建築工事標準仕様書 9章6節による】 *防水層の下地 壁、天井部 ・() ※コンクリート打放し仕上げ(表6.2.4[打放し仕上げの種類]のB種) *コンクリートの打継ぎ箇所の処理 ・() ※9.6.4(2)(ア)による *9.6.4(2)(イ)、(ウ)以外の下地処理 ・() ※図示による			
	【建築工事標準仕様書 10章 石工による】				
	1節 共通事項				
	10.1.3 施工一般	*石材の割付 ・() ・図示による			
	2節 材 料				
	10.2.1 石 材	*天然石 *表面仕上げの種類 ※図示による ・() [表10.2.1、表10.2.2] *種類 ・() *形状、寸法 ・() ※0.8㎡/枚以下 ・図示による ジェットバーナーの場合のパフ仕上げ ・有 ・無 *種石の種類 ※大理石 ・() ・図示による 種石の大きさ ※1.5~12mm ・() ・図示による *テラソブロック 形状による区分、仕上げ面による区分及び寸法 ※図示による ・() *テラソタイル 寸法による区分 ※図示による ・() *外壁湿式工法及び内壁空積工法用金物の材質、形状及び寸法 ※ステンレス(SUS304)製 L-75×75×6(mm)、長さ100又は150mm程度 ・図示による ・() *乾式工法用金物 種類、形状、寸法等 ※表10.2.4による ・() ・図示による 方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式 *特殊部位用金物 引金物、だぼ、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による ・() ・図示による ファスナー ※図示による ・() 方式() アンカーの材質、寸法 外壁湿式工法及び内壁空積工法 ※SS400 ・() 外壁乾式工法及び特殊部位 ※SUS304製 ・()			
10.2.2 取付け金物					
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
		建築士登録番号	縮尺		
		建築士氏名	木造工事特記仕様書 5/		
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課		
		○年○月			

章	項目	特記事項	備考	
14章 屋根及び とい 工事	6節 スレート葺 14.6.2 材料	*面戸、雀口及び葺土の露出する瓦接合部の仕上 *屋根の構造用材の上部に通気層を設ける場合 ・有 ・無 通気垂木の樹種及び寸法、断熱材の厚さ ※図示による 通気垂木に留め付ける下地合板の種類及び厚さ ※図示による		
	14.6.3 工法	*下葺材料 ・アスファルト・フィング940 ※改質アスファルト・フィング下葺材(一般タイプ) *屋根スレート 種類、寸法、形状、棟・けらば等の役物、色彩等 ※図示による *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による		
	7節 アスファルトシングル葺 14.7.2 材料	*下葺材料 ・アスファルト・フィング940 ※改質アスファルト・フィング下葺材(一般タイプ) *アスファルトシングル 品質、形状、色調及び寸法 ※図示による *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による *軒先、けらば等に曲面を設ける場合 ※半径500mm以上 ※図示による		
	14.7.3 工法	*軒先、けらば等に曲面を設ける場合 ※半径500mm以上 ※図示による		
15章 金属工 事	8節 とい 14.8.2 材料	*といの材料 金属板 金属板の種類及び板厚 ※図示による 表面及び裏面の塗膜の種類 ※図示による 耐酸被覆鋼板の場合の材質その他 ※図示による 銅板 板厚 谷どい ※0.4mm ※図示による その他のとい ※0.35mm ※図示による 硬質塩化ビニル樹脂 種類、外形、厚さ及び長さ ※図示による *硬質塩化ビニル製集水器及びあんこうの形等の指定 ※図示による	[表14.8.1]	
	14.8.3 といの加工、取付け			
	【建築工事標準仕様書 14章 金属工事1節～3節による】 2節 表面処理 14.2.1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき	*種別 ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装()) [表14.2.1] *陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 () 色合等() ・図示による *亜鉛めっき種別 ・図示による ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 [表14.2.2]		
16章 左 官 工 事	【建築工事標準仕様書 15章による】 2節 下地 15.2.4 ラス系下地	*ラス系下地種類 通気工法 ・二層下地 ・単層下地 () 直張り工法 ・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地 () 通気工法(外張断熱工法) ()		
	15.2.5 せっこうボードその他のボード下地	*ラス及び補強用プラス 素材記号 () ※K [二層下地通気構法] ・波形ラス(W700) ・こぶラス(K800) ・カ骨付きラス(BP700) [単層下地通気構法] ※リプラスC(RC800) 種類、単位面積当たりの質量 () ・図示による *ラスシート 山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ※LS4[耐力壁] () ・図示による *ステーブルの形状及び寸法		
	15.2.6 こまい下地	*通気工法二層下地の場合の換気口の措置 ※「公共建築木造工事標準仕様書」11.4.3(2)(ク)による ・図示による *直張り工法のラスシートモルタル下地の場合のラスシートの施工[耐力壁として使用する場合] ※図示による		
	15.2.7 木ずり下地	*せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ ※図示による () 木質系セメント板の種類、厚さ(15mm以上) ※図示による ()		
	3節 モルタル塗り 15.3.2 材料	*耐力壁の指定がある場合 ※図示による *木ずり用小幅板の樹種 ※杉[心去り材] () ・図示による		
	15.3.5 工法	*モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料 ・図示による *既製目地材 ・使用する(形状:) ・使用しない ・図示による *床の目地割り ※目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 () ・図示による 種類 ※押し目地 () ・図示による *外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う ・行わない ()		
	6節 仕上塗材仕上げ 15.6.2 材料	*通気工法二層下地の場合の換気口の措置 ※「公共建築木造工事標準仕様書」11.4.3(2)(ク)による ・図示による *直張り工法のラスシートモルタル下地の場合のラスシートの施工[耐力壁として使用する場合] ※図示による		
	15.6.2 材料	*仕上塗材 種類(呼び名)、仕上げの形状、工法 ※図示による () [表15.6.1] *内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材の使用箇所及び種類等 ※図示による *複層仕上塗材の耐候性 () ・図示による [表15.6.2] *複層仕上塗材の上塗材 樹脂 ・アクリル系 ・シリカ系 ・ホリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・ふっ素系 ・図示による 溶媒 ・水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 ・図示による 外觀 ・つやあり ・つやなし ・メタリック ・図示による *外装厚塗材Si、Eの上塗材の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *外装厚塗材Cの上塗材[セメントスタッコ以外の場合] () ・図示による		
	7節 マステック塗材塗り 15.7.2 材料	*種別 ・A種 ・B種	[表15.7.1]	
	10節 しっくい塗り 15.10.1 一般事項 15.10.2 材料 15.10.3 調合及び塗厚	*下地 ※図示による () *材料 ・現場調合材料 ・既調合材料(色しっくいの適用 ・有 ・無) ・図示による *調合及び塗厚 せっこうボード下地の場合 ※表15.10.1による () ・図示による モルタル塗り下地の場合 ※表15.10.2による () ・図示による 木ずり下地の場合 ※表15.10.3による () ・図示による せっこうプラスター下地及びこまい土壁下地の場合 ※表15.10.4による () ・図示による その他の下地の場合 ※図示による ()		
15.10.4 工法	*上塗りの仕上工法 ※表15.10.5による () ・図示による			

章	項目	特記事項	備考
16章 左 官 工 事	11節 こまい壁塗り 15.11.2 材料	*のり 土壁用 ※つまた () ・図示による 砂壁用 ※ふのり () ・図示による *色土 土物仕上げに用いる色土の種類 () ・図示による 大津仕上げに用いる色土の種類 () ・図示による *色砂の種類 () ・図示による *下塗りの調合 ※表15.11.2による () ・図示による *塗厚 ※表15.11.8による ()mm ・図示による *耐力壁の指定がある場合 ()mm ・図示による *こまい壁の工程の種類 ※A種 ・B種 15.11.5 工程 15.11.7 土物仕上げ *工法の種類 ・水ごね土物1工法 ・水ごね土物2工法 ・のりさし土物工法 ・のりごね土物工法 ・砂壁仕上げ工法 ・切返し仕上げ工法 ・図示による *ちりじゃくり () ・図示による *工法の種類 ・普通大津仕上げ工法 ・大津みがき仕上げ工法 ・図示による	[表15.11.9]
	12節 ロックウール吹付け 15.12.3 配合及び密度等	*仕上げ吹付け厚さ ()mm ・図示による	
17章 左 官 工 事	【建築工事標準仕様書 16章 建具工事による】 1節 共通事項 16.1.3 防火戸	*防火戸の適用 ※図示による *防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの ・図示による ・ヒューズ装置 ・熱感知器 ・煙感知器	
	16.1.4 見本の製作等 16.1.6 その他	*建具見本の製作 ・有 ※無 特殊な建具の仮組 ・実施する ・実施しない *防犯建物部品 ・使用しない ・使用する(使用箇所)	
	2節 アルミニウム製建具 16.2.2 性能及び構造	*外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] 外部・A種 ・B種 ・C種(枠の見込み寸法:) ・図示による [表16.2.1] 枠の見込み寸法 () [表16.2.2] *防音・D種 ・E種 ・図示による () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ()	
	16.2.3 材料	*網戸 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316) ・図示による 線径、網目 ・線径0.25mm以上、網目16～18メッシュ(合成樹脂) () ・図示による	
	16.2.4 形状及び仕上げ	*アルミニウムの表面処理 色 ・標準色 ・特注色 種別 ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装()) [表14.2.1] *結露水の処理方法 ・図示による ・製作所の仕様による ()	
	16.2.5 工法	*水きり板 ・図示による () ぜん板 ・図示による () *内付け建具 ・適用する ・適用しない	
	3節 樹脂製建具 16.3.2 性能及び構造	*外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] ・A種 ・B種 ・C種 枠の見込み寸法 () ・図示による [表16.3.1] 外部に面する建具[木下地] ・D種 ・E種 ・図示による 枠の見込み寸法 () [表16.3.2] *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・T-1 ・T-2 () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・H-4 ・H-5 ・H-6 ・H-7 ・H-8 () [表16.3.3] *外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・図示による ()	
	16.3.3 材料 16.3.4 形状及び仕上げ	*ガラス ※複層ガラス () ・図示による *表面色 ・標準色 ・特注色	
	16.3.5 工法	*水きり板 ・図示による () ぜん板 ・図示による () *内付け建具 ・適用する ・適用しない	
	4節 鋼製建具 16.4.2 性能及び構造	*簡易気密型ドアセットの性能等級 ※気密性A-3、水密性W-1 () 外部に面する建具の耐風圧性の等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・図示による [表16.2.1] *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による () *耐震ドアとする場合の面内変形追従性の等級 ・図示による ()	
16.4.3 材料 16.4.4 形状及び仕上げ	*点検口の類のくつずりの材料 ・図示による () *鋼板類の厚さ ※表16.4.2による ・図示による () *くつずりの仕上げ ・HL(ステンレス鋼板の場合) ・図示による ()		
16.4.6 標準型鋼製建具 5節 鋼製軽量建具 16.5.2 性能及び構造	*形式及び寸法 ・図示による () *簡易気密型ドアセット(気密性:A-3) ・適用する ・適用しない ・図示による () *耐震ドアとする場合の面内変形追従性の等級 ・図示による () *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ()		
16.5.3 材料 16.5.4 形状及び仕上げ	*鋼板類の種類 ※図示による () *召合せ、縦小口包み板等 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金 *鋼板類の厚さ(有効開口幅が950mm又は有効高さ2400mmを超える場合を除く ※表16.5.1による) ・図示による ()		
		設計事務所名	年度 工事名称
		建築士登録番号	縮尺
		建築士氏名	木造工事特記仕様書 7/
検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公共建築課
		○年○月	

章	項目	特記事項	備考
17	6節 ステンレス製建具		
	16.6.3 材料	* ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・ 図示による ・ ()	
	16.6.4 形状及び仕上げ	* 表面仕上げ ※ HL ・ 図示による ・ ()	
	16.6.5 工法	* 曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ ・ 図示による	
	7節 木製建具		
	16.7.2 材料	* 含水率 ※ A種 ・ B種 ・ 図示による [表16.7.1]	
		* フラッシュ戸の材料 表面材の種類 ※ 16.7.2(2)(ア)による合板 ・ 16.7.2(2)(ア)によるMDF ・ 16.7.2(2)(イ)(a)②アによる 表面材の品質等 MDFの表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接合部 16.7.2(2)(イ)(a)②ウによる ・ 図示による ・ () ・ 図示による ・ ()	
		* かまち戸の材料 かまち及び鏡板の樹種 () ・ 図示による * ふすまの材料 種別 ・ I型 ・ II型 ふすま紙の上張りの種類 ・ () ・ 図示による * 枠及びくつずりの材料 ・ 図示による ・ ()	
	16.7.3 形状及び仕上げ	* フラッシュ戸 表面板の厚さ ※ 表16.7.6Iによる ・ () ・ 図示による * 木製建具の見込み寸法 [表16.7.7]	
		かまち戸 ※ 36mm ・ ()mm ・ 図示による ふすま戸 ※ 19.5mm ・ ()mm ・ 図示による ふすま戸 ※ 30mm ・ ()mm ・ 図示による 戸ふすま ※ 30mm ・ ()mm ・ 図示による	
	16.7.4 工法	* フラ紙張り障子 * ふすまの縁の仕上げ ・ 塗り縁 ・ 生地縁 ・ 図示による [表16.7.10]	
	8節 建具用金物		
	16.8.1 一般事項	* 既製の建具用金物のうち機能上必要最低限のもの ※ 建具製作所の仕様による ・ ()	
	16.8.2 材質、形状及び寸法	* 金物の種類及び見え掛り部の材質 ※ 表16.8.1による ・ () 表16.8.1中の * 印の適用並びに備考中の特記について ※ 図示による ・ () * 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表16.8.2による ・ () ・ 図示による * 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表16.8.3による ・ () ・ 図示による * 木製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表16.8.4による ・ () ・ 図示による 戸車及びレール ※ 表16.8.5による ・ () ・ 図示による	
	16.8.3 取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ・ 図示による ・ ()	
	16.8.4 鍵	* マスターキー ・ 製作する () ・ 製作しない () * 鍵の制作本数等 ※ 3本1組とし、室名札を付ける ・ () 鍵箱 ・ 要 ・ 不要	
	9節 自動ドア開閉装置		
16.9.2 性能	* 戸の開閉方式 ・ () ・ 図示による * 駆動装置の性能値 ※ 表16.9.1による(引き戸用) ・ () ・ 図示による 防錆の適用 ・ 適用する ・ 適用しない ・ 図示による * 車椅子使用者用便房出入口の引き戸用駆動装置の性能 ※ 表16.9.2による ・ () ・ 図示による 防錆の適用 ・ 適用する ・ 適用しない ・ 図示による * 検出装置の性能 ※ 表16.9.3による(引き戸用) ・ () ・ 図示による 防錆の適用 ・ 適用する ・ 適用しない ・ 図示による * 引き戸用検出装置の種類 ※ 表16.9.4による ・ () ・ 図示による タッチスイッチの開閉スイッチ ・ 無線式タッチスイッチ ・ 光線式タッチスイッチ 車椅子使用者用便房スイッチの開閉スイッチ ・ 大形(開・閉)押しボタンスイッチ ・ 非接触スイッチ * 凍結防止措置 ・ 要 ・ 不要		
10節 自閉式上吊り引戸装置	* 自閉式上吊り引戸装置の性能 ※ 表16.10.1による ・ () ・ 図示による		
11節 重量シャッター			
16.11.2 形式及び機構	* シャッター種類 ・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター ・ 図示による * 耐風圧強度[外壁開口部に設置する重量シャッター] () ・ 図示による * 開閉方式の種類 ※ 電動式(手動併用) ・ 手動式 ・ 図示による [表16.11.1] * 電動シャッターにおける不測の落下防止装置設置箇所 ・ 図示による ・ () * 電動シャッターにおける障害物感知装置設置箇所 ・ 図示による ・ () * 屋内用防火シャッター、防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ・ 図示による ・ () * シャッターケース[管理用シャッター] ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による * スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・ () ・ 図示による 鋼板のめっき付着量 ※ Z12またはF12を満足するもの ・ 図示による		
12節 軽量シャッター			
16.12.2 形式及び機構	* 開閉方式 ※ 手動式 ・ 電動式(手動併用) * 耐風圧強度 ・ () ・ 図示による		
16.12.3 材料	* スラットの材質の種類 ・ JIS G 3312 ・ JIS G 3322 ・ 図示による ・ () スラットのめっき付着量 ※ JIS G 3312の場合はZ06又はF06を、JIS G 3322の場合はAZ90を満足 ・ 図示による		
16.12.4 形状及び仕上げ	* スラットの形状 ・ インターロック形 ・ オーバーラッピング形 ・ 図示による ・ ()		
13節 オーバーヘッドドア			
16.13.2 形式及び機構	* セクション材料による区分 ※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ ・ 図示による * JIS A 4715による風圧力による強さの区分 ・ () ・ 図示による * 開閉方式 ※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式 ・ 図示による * 収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形 ・ 図示による * ガイドレールの材料 ※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による		
16.13.3 材料			
14節 ガラス			
16.14.2 材料	* フロート板ガラス 品種及び厚さの呼びによる種類 ・ 図示による ・ () 型板ガラス 厚さによる種類 ・ 図示による ・ () 網入及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さによる種類 ・ 図示による ・ () 合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びに合計厚さ ・ () ・ 図示による 強化ガラス 特性による種類 ・ I類 ・ II-1類 ・ II-2類 ・ III類 ・ () ・ 図示による 形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 ・ 図示による ・ () 特性による種類 ・ I類 ・ III類 ・ 図示による ・ () 熱線吸収板ガラス 板ガラスの種類、厚さによる種類 ・ 図示による ・ () 性能による種類 ・ 1種 ・ 2種 ・ 図示による ・ () 複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ ・ 図示による ・ () 断熱性による区分 ・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6 ・ 図示による 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・ G ・ S ・ 図示による 乾燥気体の種類 ・ 空気 ・ アルゴン ・ クリプトン ・ ネオン ・ 図示による 熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類 ・ () ・ 図示による 厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm ・ 図示による ・ () 日射熱遮へい性区分 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 ・ 図示による ・ () 耐久性区分 ・ A類 ・ B類 ・ 図示による ・ () 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類 ・ () ・ 図示による 厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm ・ 図示による ・ ()		

章	項目	特記事項	備考		
17	17				
	16.14.3 ガラス溝の寸法形状等	* ガラス留め材 ・ シーリング材 ・ ガasket() ・ 図示による ・ () アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガasketの用途による区分 ※ 16.4.2(2)(イ)による ・ 図示による ・ ()			
	16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・ () * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・ () 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・ () 力骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・ () ・ 図示による 化粧目地モルタルの色 ・ 図示による ・ () シーリング材の種類 ・ 図示による ・ () 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・ () * 工法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・ () 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・ () 目地幅 平積み ・ ()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・ ()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・ ()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による			
	【建築工事標準仕様書 18章 塗装工事による】				
	2節 素地ごしらえ				
	18.2.2 木部	* 種別 ※ A種[不透明塗料塗り] ※ B種[透明塗料塗り] ・ () ・ 図示による [表18.2.1]			
	18.2.3 鉄鋼面	* 種別 ・ A種 ※ B種 ※ C種 ・ 図示による [表18.2.2]			
	18.2.4 亜鉛めっき鋼面	* 種別 ・ A種 ・ B種 ・ 図示による [表18.2.3]			
	18.2.5 モルタル面、プaster面	* 種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表18.2.4]			
	18.2.6 コンクリート面、ALC面等	* 種別 ・ A種 ※ B種[コンクリート、ALCパネル面][耐候性塗料塗りの場合は表18.2.6による] ・ 図示による [表18.2.5]			
	18.2.7 せっこうボード面等	* 種別 ※ A種[継目処理工法の場合] ※ B種[その他の場合] ・ () ・ 図示による			
	3節 錆止め塗料塗り				
	18.3.2 塗料種別	* 鉄鋼面錆止め塗料の種別[つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合] ・ A種 ※ B種 [表18.3.1] * 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料 ※ A種[合成樹脂調合ペイント塗りの場合] ・ B種 ・ C種 [表18.3.2]			
	18.3.3 錆止め塗料塗り	* 鉄鋼面錆止め塗料塗り 見え掛り部 ※ A種 ・ B種 見え隠れ部 ・ A種 ※ B種 [表18.3.3] * 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り 鋼製建具 ※ A種 ・ B種 その他 ・ A種 ※ B種 [表18.3.5]			
	4節 合成樹脂調合ペイント塗り				
	18.4.2 木部	* 種別 屋外 ※ A種 ・ B種 屋内 ・ A種 ※ B種 [表18.4.1]			
	18.4.3 鉄鋼面	* 種別 ・ A種 ※ B種 [表18.4.2]			
5節 クリヤラッカー塗り(CL)					
18.5.2 クリヤラッカー塗り	* 種別 ・ A種 ※ B種 * 着色[A種の場合] ・ 溶剤系着色剤 ・ 油性染料着色剤 [表18.5.1]				
6節 NAD塗り					
18.6.2 NAD塗り	* アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り 種別 ・ A種 ※ B種 [表18.6.1]				
7節 耐候性塗料塗り(DP)					
18.7.2 鉄鋼面DP塗り	* 鉄鋼面耐候性塗料塗り 上塗り塗料の等級 ・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 [表18.7.1]				
18.7.3 亜鉛めっき鋼面DP	* 亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り 上塗り塗料の等級 ・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 [表18.7.2]				
18.7.4 コンクリート面等DP塗り	* コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗り 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 [表18.7.3]				
8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)					
18.8.2 コンクリート面等EP-G塗り	* コンクリート面、モルタル面、プaster面、せっこうボード面、その他ボード面等つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り [表18.8.1] 種別 ・ A種 ※ B種 [表18.8.3]				
18.8.4 鉄鋼面EP-G塗り	* 鉄鋼面つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り 種別 ・ A種 ※ B種 [表18.8.3]				
9節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)					
18.9.2 EP塗り	* 合成樹脂エマルジョンペイント塗り 種別 ・ A種 ※ B種 [表18.9.1]				
10節 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)					
18.10.2 ウレタン樹脂ワニス塗り	* 種別 ・ A種 ※ B種 * 着色の適用 ・ 適用する ・ 適用しない [表18.10.1]				
11節 オイルステイン塗り(OS)					
18.11.2 オイルステイン塗り	* 塗料 ・ () ・ 図示による				
12節 木材保護塗料塗り(WP)					
18.12.2 木材保護塗料塗り	* 種別 ・ A種 ※ B種 [表18.12.1]				
19章					
2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り					
19.2.2 材料	* ビニル床シート 種類 ※ FS ・ () ・ 図示による 色柄 ・ () ・ 図示による 厚さ ※ 2.0mm ・ () ・ 図示による * ビニル床タイル 種類 ※ KT ・ () ・ 図示による 色柄 ・ () ・ 図示による 寸法 ・ () ・ 図示による 厚さ ※ 2.0mm ・ () ・ 図示による * 特殊機能床材 帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 ・ 図示による ・ () 帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 ・ 図示による ・ () 視覚障害者用床タイル 種類、形状 ・ 図示による ・ () 耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ・ () 防滑性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ・ () 防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 ・ 図示による ・ () * ビニル幅木 種類 ・ 図示による ・ () 厚さ ※ 1.5mm以上 ・ 図示による ・ () 高さ ※ 60mm ・ 図示による ・ () * ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 ・ 図示による ・ () * ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ () * ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ () * 19.2.3(1)(ア)~(ウ)以外の下地の工法 ・ 図示による ・ () * 接合部の工法 ※ 熱溶接工法 ・ () ・ 図示による				
19.2.3 施工					
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
		建築士登録番号		縮尺	
		建築士氏名		木造工事特記仕様書 8/	
		検図	製図	設計	
			○年○月	愛知県建築局公共建築部公共建築課	

章	項目	特記事項	備考
19	3節 カーペット敷き		
	19.3.2 材料	*織じゅうたん 織り方、パイルの形状・図示による・() 色柄・() ※模様のない無地・図示による パイル糸の種類・A種・B種・C種 帯電性 ※人体帯電圧3kV以下・() *タフテッドカーペット パイルの形状、パイル長・図示による・() 帯電性 ※人体帯電圧3kV以下・() *タイルカーペット 種類 ※第一種・第二種・図示による パイルの形状 ※ループパイル・()・図示による 寸法 ※500mm角・()・図示による 総厚さ ※6.5mm・()・図示による *下敷き材 ※JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種2号、呼び厚さ8mm・()・図示による *取付け用付属品 見切り材、押え金物の材質、種類、形状 ※図示による・()	[表19.3.1]
	19.3.4 工法	*タフテッドカーペットの工法 ・グリッパー工法 ・全面接着工法 ・図示による *織じゅうたんの接合方法 ※ヒートボンド工法 ・手縫い *タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き・()・図示による 階段 ※模様流し・()・図示による	
	4節 合成樹脂塗床		
	19.4.3 工法	*弾性ウレタン樹脂系 仕上げの種類 ※平滑 ・防滑 ・つや消し ・図示による 工法 ・薄膜流しのべ ・厚膜流しのべ ・樹脂モルタル ・図示による *エポキシ樹脂系 仕上げの種類 ・平滑 ・防滑	[表19.4.4]
	5節 フローリング張り		
	19.5.2 材料	*種類 ・単層フローリング(・フローリングボード1等 ・フローリングブロック1等) ・複合フローリング ・図示による	
	19.5.3 工法一般	*工法 ・釘留め(根太張り)工法 ・釘留め(直張り)工法 ・接着工法 ・図示による	
	19.5.4 釘留め工法	*根太張り工法 樹種 ・なら・()・図示による 複合フローリングの種類別 ・A種 ・B種 ・C種 *直張り工法 樹種 ・なら・()・図示による 複合フローリングの種類別 ・A種 ・B種 ・C種	[表19.5.2] [表19.5.4]
	19.5.5 接着工法	*フローリングの樹種 ・なら・()・図示による *フローリングブロック 樹種、厚さ、大きさ・図示による *フローリング表面の緩衝材 ※合成樹脂発泡シート・()・図示による	
	6節 畳敷き		
	19.6.2 材料	*畳の種類別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種(畳床の記号:) *衝撃緩和型畳 ・C1 ・C2	[表19.6.1]
	7節 せっこうボード等張り		
	19.7.2 材料	*ボードの種類、厚さ等 ※図示による *普通合板 表板の樹種名、板面の品質、厚さ、防虫処理 ※図示による・() *天然木化粧合板 化粧板の樹種名、厚さ、防虫処理 ※図示による・() *特殊加工化粧合板 化粧加工の方法、表面性能、厚さ、防虫処理 ※図示による・() *遮音シール材(軽鉄下地ボード遮音壁) ・アクリル系 ・ウレタン系 ・ジョイントコンパウンド(JIS A 6914)	
	19.7.3 工法	*天井ボードの重ね張り ・図示による・() *合板類の張付け種別 ・A種 ※B種 *せっこうボードの目地工法の種類 ・継目処理工法 ・突付け工法 ・目透し工法 *せっこうボードのエッジの種類(突付け工法及び目透し工法の場合) ・ベベルエッジ ・スクエアエッジ ・図示による	[表19.7.3] [表19.7.5]
	8節 壁紙張り		
	19.8.2 材料	*壁紙の種類 ※図示による・() *素地ごしらえ モルタル及びプラスター面 ・A種 ※B種 せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面 ・A種 ※B種	[表18.2.4] [表18.2.5] [表18.2.7]
	9節 断熱・防露		
	19.9.3 断熱材打込み工法	*断熱材の種類、厚さ ※図示による・() *断熱材種類 ・A種1 ・A種1H ・図示による	
19.9.4 断熱材現場発泡工法	断熱材の厚さ ※図示による・()		
20	2節 ユニット及びその他の工事		
【建築工事標準仕様書 20章 ユニット及びその他の工事による】			
2節 ユニット工事等			
20.2.2 フリーアクセスフロア	*材料等 フリーアクセスフロア及び表面仕上げ材の寸法、フリーアクセスフロア高さ、耐震性能、所定荷重、帯電防止性能、漏えい抵抗 ※図示による・() フリーアクセスフロアの試験方法 耐荷重性能 ※20.2.2(イ)(a)による・() 耐衝撃性能 ※20.2.2(イ)(b)による・() ローリングロード性能 ※20.2.2(イ)(c)による・() 耐燃焼性能 ※20.2.2(イ)(d)による・() 寸法精度 ※20.2.2(オ)による・()		
20.2.3 可動間仕切	*材料等 構造形式による種類、構成基材の種類、遮音性 ※図示による・() パネル表面仕上げ、パネル内に取り付ける建具の寸法及び形状 ※図示による・()		
20.2.4 移動間仕切	*材料等 パネルの操作方法による種類、パネル表面材の材質及び仕上げ ※図示による・() *性能等 パネル圧接装置の操作方法、遮音性 ※図示による・() ハンガーレール取付け下地の補強 ※20.2.4(ウ)による・()・図示による パネルをランナーに取り付ける部品 ※20.2.4(エ)による・()・図示による ハンガーレール ※20.2.4(オ)による・()・図示による ランナー ※20.2.4(カ)による・()・図示による		
20.2.5 トイレブース	*工法 あと施工アンカーの材質、寸法等 ※図示による・() *材料 パネル表面材 ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・図示による 脚部の種類 ※幅木タイプ・()・図示による ドアエッジの材質 ※トイレブースの製造所の仕様による・()・図示による		
20.2.6 手すり	*種類及び仕上 ※図示による・()		
20.2.7 階段滑り止め	*材質、形状、寸法 ※図示による・()		
20.2.9 黒板及びホワイトボード	*取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法 ・図示による *黒板 区分 ※焼付け・() 種類 ・鋼製黒板 ・ほうろう黒板・() *ホワイトボード・()・図示による		
20.2.10 鏡	*厚さ ※5mm・()・図示による		
20.2.11 表示	*衝突防止表示 ガラススクリーンの対人衝突防止表示 形状、寸法、材質 ※図示による・() *非常用進入口等 ※図示による・()		
20.2.12 タラップ	*室名札、ヒトケラム、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種類、取付け形式等 ※図示による・() *材料の種類及び仕上 ※ステンレス製・図示による・()		

章	項目	特記事項	備考
20	20.2.13 煙突ライニング	*材料 煙突用成形ライニング材の適用安全使用温度・()°C *工法 ※図示による・()	
	20.2.14 ブラインド	*材料 形式 ・横型 ・縦型 ・図示による 横型ブラインド 種類 ※ギヤ式・() 幅、高さ ※図示による・() スラットの幅、材種 ※25mm、アルミニウム合金製 ・図示による ヘッドボックス及びボトムレールの材種 ※鋼製・()・図示による 縦型ブラインド 幅、高さ ※図示による・() 開閉方式() ・図示による 操作方法 ※2本操作コード方式・() ・図示による スラット ・アルミスラット[焼付け塗装仕上] ・クロススラット[防炎性能の特殊樹脂加工] ・図示による スラット幅・()mm ・図示による	
	20.2.15 ロールスクリーン	*操作方式、幅、高さ、材種、品質等 ※図示による・図示による *巻取りパイプ、ウエイトバー、操作コード、又は操作チェーンその他材料 ※図示による・() ※ロールスクリーンの製造所の仕様による・()・図示による	
	20.2.16 カーテン及びカーテンレール	*シングル・ダブルの別、片引き・引分け等の形式、操作方式 ※図示による・() *材料 きれ地の種類、品質、特殊加工等 ※図示による・() レール、ブラケット 強さによる区分 ※10-90・() カーテンレール 材料 ・アルミニウム ・アルミニウム合金の押し成型材・()・図示による 仕上げ ※アルマイト・() 形状 ※角形・() フック(ひるかん) ※鋼製 ・樹脂製 *工法 ひだの種類 ・フランスひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・プレーンひだ ・片ひだ ・図示による 暗幕用カーテンの両端、上部及び召し合わせの重なり ※300mm以上・()・図示による	
	3節 プレキャストコンクリート工事		
	20.3.2 材料	*補強鉄線 径、網目寸法 ※図示による・()	
	20.3.3 製作	*調査 コンクリートの設計基準強度 ※水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m³を満足・() *鉄筋の組立 配筋 ※配筋を定めた計算書を監督員へ提出・()・図示による	
	20.3.4 取付け方法	*取付け方法 ※図示による・()	
	4節 間知石、コンクリート間知		
	20.4.2 材料	*間知石 材種・()・図示による *コンクリート間知ブロック 種類、質量区分 ※図示による・()	
	20.4.3 工法	*間知石積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り・()・図示による 伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※図示による・() *コンクリート間知ブロック積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り・()・図示による 伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※図示による・()	
	2節 断熱・防露		
	20.2.2 材料	*断熱材 種類、厚さ、密度等 ※図示による・() [表20.1.1] 20.1.2(ア)以外の断熱材を用いる場合 ※図示による・() *防湿材 種類及び厚さ [・JIS A 6930に基づくもの ・JIS Z 1702に基づくもの(0.05mm厚以上) ・JIS K 6781に基づくもの(0.05mm厚以上) ・()・図示による *気密材 種類、厚さ等 ※図示による・() *防風材 材料 ※JIS A 6111に基づく透湿防水シートB ・図示による・() *断熱工事の施工部位及び外気等に接する開口部を断熱構造とする部位 ※図示による・()	
	20.2.3 施工部位	*断熱材の取付け 充填断熱工法 20.1.4(3)(ア)(a)～(c)以外の取付けを行う場合 ※図示による・() 外張断熱工法 20.1.4(3)(イ)(a)～(c)以外の取付けを行う場合 ※図示による・() 外張断熱材に防蟻処理を施す場合の適用箇所の種 ※図示による・()	
	20.2.4 断熱材、防湿層の施工	*防湿層の施工 丸太組構法工事の建具回り 断熱材及び防水テープの工法、種類及び形状 ※図示による・() 防湿層の省略 ・有 ※無 ・図示による 開口部等の回りの施工 断熱構造部分の床下及び小屋裏点検口 ※図示による・() 電気配線のコンセント及びスイッチボックス回りの施工 ・20.1.4(4)(コ)(b)①による ・20.1.4(4)(コ)(b)②による	
	20.2.5 各部位の工法	*床の施工 床の防湿フィルムを張らない場合 ※図示による・() ※20.1.5(ア)(b)による *天井の施工 天井断熱で天井点検口を設ける場合 ※図示による・() *気流止めの施工 気密材の材料及び工法 ※図示による・() *気密措置 工法 ※図示による・() *床下換気 基礎外周部の換気孔 ・ねこ土台 ・換気孔 ・図示による *小屋裏換気 小屋裏換気 方法[4.2.4(3)] ・(a) ・(b) ・(c) ・(d) ・(e) ・図示による 換気口の大きさ ※図示による・()	
	3節 サイディング工事		
	20.3.2 窯業系サイディング工事	*材料 サイディング材 種類、形状、働き長さ・働き幅、厚さ、表面仕上げ、耐凍害性能及び防火・耐火性能 ※図示による・() 通気胴縁 樹種 ※杉 ※図示による・() 寸法 ※図示による・() 防腐処理 ・行方 ・行わない ・図示による 両面粘着防水テープの幅 ※50mm幅以上のもの ・図示による・() シーリング材 種類 ※被着体に応じたもの(表11.3.1)・() 施工箇所 ※図示による・() 目地寸法 ※11.3.3(1)(ア)～(ウ)による・() シーリング材の接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験	
	*通気工法下地	胴縁の負荷が大きい場合の接合具と留付け間隔 ※図示による・() 通気胴縁工法[縦通気胴縁] 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(h)③による・() 横通気胴縁工法 胴縁の間隔 ※図示による・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(i)③による・() ・図示による・()	
*窯業通気胴縁以降の下地	サイディングの張り方 ・縦張り工法 ・横張り工法 ・図示による サイディングの取付け 建具上部で雨水の排出路を設ける箇所 ※図示による・() 換気口部の防水措置 ※20.3.2(3)(ウ)(c)(1)～(4)による ※図示による・() 換気口、接続パイプ及びパイプ受け ※20.3.2(3)(ウ)(c)(4)による ※図示による・() 金具留め工法の場合でVoが42m/sを超える地域での補強方法 ※図示による・() 現場塗装用サイディングで現場塗装を行う場合の下地処理及び仕上げ ※図示による・() シーリング材の目地寸法 ・幅10mm、深さ5mm以上(60分準耐火の場合は幅10mm以下) ・図示による・()		
設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
建築士登録番号		縮尺	
建築士氏名		木造工事特記仕様書 9/	
検図	製図	設計	
		○年○月	
愛知県建築局公共建築部公共建築課			

章	項目	特記事項	備考
20章	20.3.3 複合金属サイディング工事	<p>*材料 サイディング 種類、形状、有効幅、長さ、厚さ、表面材・しん材の種類及び防火・耐火性能 ※ 図示による ・()</p> <p>通気胴縁 樹種 ※ 図示による ・() 寸法 ※ 図示による ・() 防腐処理 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による ・()</p> <p>両面粘着防水テープの幅 ※ 50mm幅以上のもの ・ 図示による ・() シーリング材 種類 ※ 被着体に応じたもの(表11.3.1) ・() 施工箇所 ※ 図示による ・() 目地寸法 ※ 11.3.3(1)(ア)～(ウ)による ・() シーリング材の接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験</p> <p>*通気工法下地 通気胴縁工法[縦通気胴縁] 胴縁の負荷が大きい場合の接合具と留付け間隔 ※ 図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※ 10.8.2(ウ)(h)③による ・()</p> <p>横通気胴縁工法 胴縁の間隔 ※ 図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※ 10.8.2(ウ)(i)③による ・() ・ 図示による ・()</p> <p>*複合通気胴縁以降の下地 縦張り工法 ・ 横張り工法 ・ 図示による ・() サイディングの張り方 ※ 20.3.2(3)(ウ)(c)①～④による ※ 図示による ・() 換気口部の防水措置</p>	
	4節 ALCパネル(薄型パネル)工事 20.4.2 パネル工事	<p>*材料 種類、形状及び寸法 ※ 図示による ・ 図示による</p> <p>通気胴縁を用いる場合 樹種 ※ 杉 ※ 図示による ・() 寸法 ※ 図示による ・() 防腐処理 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による ・() ※ 50mm幅以上のもの ・ 図示による ・()</p> <p>両面粘着防水種類 ※ 被着体に応じたもの(表11.3.1) ・() シーリング材 施工箇所 ※ 図示による ・() 目地寸法 ※ 11.3.3(1)(ア)～(ウ)による ・() シーリング材の接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験</p> <p>通気胴縁工法[縦通気胴縁] 胴縁の負荷が大きい場合の接合具と留付け間隔 ※ 図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※ 10.8.2(ウ)(h)③による ・()</p> <p>横通気胴縁工法 胴縁の間隔 ※ 図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※ 10.8.2(ウ)(i)③による ・() ・ 図示による ・()</p> <p>通気胴縁以降の下地 図示による ・()</p> <p>*パネルの構法 ・ 通気構法 ・ 直張り構法 ・ 図示による</p> <p>*パネルの取付け ・ 横張り工法 ・ 縦張り工法 ・ 図示による</p> <p>*パネル幅の最小限度 ※ 150mm ・()mm ・ 図示による</p> <p>*シーリング 種類 ※ 被着体に応じたもの(表11.3.1) ・() 施工箇所 ※ 図示による ・()</p> <p>*仕上塗材仕上げ【建築工事標準仕様書15章6節による】 仕上塗材 種類(呼び名)、仕上げの形状、工法 ※ 図示による ・() [表15.6.1] 内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材の使用箇所及び種類等 ※ 図示による 複層仕上塗材の耐候性 ・ 耐候形()種 図示による 複層仕上塗材の上塗材 [表15.6.2] 樹脂 ・ アクリル系 ・ シリカ系 ・ ポリウレタン系 ・ アクリルシリコン系 ・ ふっ素系 ・ 図示による 溶媒 ・ 水系 ・ 弱溶剤系 ・ 溶剤系 ・ 図示による 外観 ・ つやあり ・ つやなし ・ マリック ・ 図示による</p> <p>外装厚塗材Si、Eの上塗材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない ・ 図示による 外装厚塗材Cの上塗材[セメントスタッコ以外の場合] ・() ・ 図示による</p>	
21章	【建築工事標準仕様書 21章 排水工事による】 2節 屋外雨水排水 21.2.1 材料	<p>*排水管材料 材種、種類・記号、呼び径等 ※ 図示による ・() [表21.2.1] *側溝 形状、寸法 ※ 図示による ・() *排水樹、ふたの種類等 ※ 図示による ・() *排水樹の名称、種類、適用荷重 ※ 図示による ・() *グレーチング 材質、用途、適用荷重、メイン・ピッチ、ボルト固定の有無等 ※ 図示による ・() *現場打ちコンクリート 種類 ※ 普通コンクリート ・() 設計基準強度 ※ 18N/mm² ・() スランプ ・ 15cm ・ 18cm ・()cm ・ 図示による 鉄筋の種類等 ※ SD295 ・() ・ 図示による</p> <p>*凍上抑制層の材料 ・() ・ 図示による</p> <p>*砂の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p> <p>*埋戻し材料種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示による [表3.2.1]</p> <p>*現場打ち排水樹の足掛け金物の材料 ・ ステンレス製(幅400mm、径22mm) ・ 鋼製(径22mm、防錆処置済み) ・ 合成樹脂被膜加工を行ったもの(径19mm) ・ 図示による</p> <p>*遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類 ・ 図示による ・() *硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類 ・ 図示による ・() 継手 ※ 接着剤 ・ ゴム輪 ・ 図示による</p>	
	3節 街きよ、縁石及び側溝 21.3.1 材料	<p>*縁石 種類、形状、寸法 ※ 図示による ・() [表21.3.1] 側溝 種類、形状、寸法 ※ 図示による ・() *砂利地業の厚さ ※ 100mm ・ 図示による ・()</p>	
22章	【建築工事標準仕様書 22章 舗装工事による】 2節 路床 22.2.2 路床の構成及び仕上り	<p>*路床 凍上抑制層 ※ 図示による ・() 透水性舗装に用いるフィルター層 厚さ ・() ・ 図示による 路床安定処理 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 路床安定処理方法 ・() ・ 図示による</p> <p>*盛土種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・() ・ 図示による [表3.2.1]</p> <p>*路床安定処理用添加材料 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ・ ファイッシュセメントB種 ・ 生石灰 特号 ・ 同1号 ・ 消石灰 特号 ・ 同1号 ・ 図示による [表22.2.1]</p>	
	22.2.3 材料	<p>*添加物材料による路床安定処理 ・() ・ 図示による</p> <p>*路床土支持力比(CBR)試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p> <p>*路床締め度試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p> <p>*現場CBR試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p>	
3節 路盤 22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	<p>*路盤厚さ ・() ・ 図示による</p>		

章	項目	特記事項	備考
22章	22.3.3 材料	<p>*路盤材料の種類 ※ RC-40(透水性舗装除く) ・ C-40 ・ CS-40 ・() ・ 図示による [表22.3.1]</p>	
	4節 アスファルト舗装 22.4.2 舗装の構成及び仕上り	<p>*構成及び厚さ ※ 図示による ・() *平坦性 ※ 通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・()</p>	
舗装	22.4.3 材料	<p>*再生アスファルトの種類 ・ 60~80 ・ 80~100 ・ 図示による [表22.4.1] *シーコート用乳剤の種類 ・ PK-1 ・ PK-2 ・ 図示による</p>	
	22.4.4 配合その他	<p>*加熱アスファルト混合物等の種類(表層) [表22.4.4] ・ 密粒度アスファルト混合物(13) ・ 細粒度アスファルト混合物(13) ・ 密粒度アスファルト混合物(13F) ・ 図示による *アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p>	
工事	22.5.2 舗装の構成及び仕上り	<p>*構成及び厚さ ※ 図示による ・() 歩行者用通路のコンクリート版の厚さ ※ 70mm ・ 図示による ・()</p>	
	22.5.3 材料	<p>*種類 ※ 普通コンクリート ・() *設計基準強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法 ※ 表22.5.1による ・() *早強ポルトランドセメント ・ 使用する ・ 使用しない ・ 図示による [表22.5.2] *注入目地材 ※ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ ・ 図示による</p>	
23章	22.5.4 施工	<p>*コンクリート版の目地の種類及び間隔 ※ 表22.5.3による ・() ・ 図示による 目地の構造 ※ 図22.5.1による ・() ・ 図示による</p>	
	6節 カラー舗装 22.6.2 舗装の構成及び仕上り	<p>*種類 ・ 加熱系 ・ 常温系 ・ 図示による *加熱系カラー舗装 構成、厚さ ・() ・ 図示による 表層に用いる結合材の種類 ・ アスファルト混合物 ・ 石油樹脂系混合物 ・ 図示による *常温系カラー舗装 工法 ・ ニート工法 ・ 塗布工法 ・ 図示による</p>	
23章	22.6.3 材料	<p>着色部の下部 ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装 ・ 図示による</p>	
	22.6.4 配合その他	<p>*加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石 ※ 図示による ・() *加熱系結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 ・() ・ 図示による *ニート工法及び塗布工法の配合その他 ・() ・ 図示による *アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない</p>	
23章	7節 透水性アスファルト舗装 22.7.2 舗装の構成及び仕上り	<p>*舗装構成 ※ 図示による ・() *平坦性 ※ 著しい不陸がないこと ・()</p>	
	8節 ブロック系舗装 22.8.2 舗装の構成及び仕上り	<p>*コンクリート平板舗装の目地材 ・ 砂 ・ モルタル ・ 図示による [表22.8.1] *舗石舗装の基層、厚さ ・ アスファルト混合物[厚さ50mm] ・ コンクリート版[厚さ70mm] ・() ・ 図示による *コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ・ 砂 ・ 空練りモルタル ・ 図示による *平坦性 ※ 平板等間の段差3mm以内 ・() *コンクリート平板 種類、寸法 ・ 図示による ・() 厚さ ※ 60mm ・() ・ 図示による</p>	
23章	22.8.3 材料	<p>*インターロックブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 ※ 図示による 車路 ※ 曲げ強度5.0N/mm²の普通ブロック、厚さ80mm ・() ・ 図示による 歩道部 ※ 曲げ強度3.0N/mm²の普通ブロック、厚さ60mm ・() ・ 図示による *舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ ・() ・ 図示による</p>	
	9節 砂利敷き 22.9.2 材料	<p>*種別 通路 ※ A種 ・ B種 ・ 図示による 建物周囲その他 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表22.9.1] *舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ ・() ・ 図示による</p>	
23章	【建築工事標準仕様書 23章 植栽及び屋上緑化工事1節～4節による】 1節 共通事項 23.1.3 植栽地の確認等	<p>*土壌 水素イオン濃度試験 ・ 行う ・ 行わない 電気伝導度試験 ・ 行う ・ 行わない</p>	
	2節 植栽基盤 23.2.2 植栽基盤一般	<p>*植栽基盤の整備[芝及び地被類の植栽以外] ・ 行う ・ 行わない *有効土層 整備面積 ※ 図示による ・() 厚さ ※ 表23.2.1による ・() *暗きよ、開きよ、排水層、縦穴排水等の設置 ※ 図示による ・() *植栽基盤整備工法の種別 樹木 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示による [表23.2.2] 芝、地被類 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示による</p>	
23章	23.2.3 材料	<p>*土壌改良材の適用 ・ 有() ・ 無 ・ 図示による *植込み用土 ・ 客土 ・ 現場発生土の良質土 ・ 図示による *客土の材料(1m³当たり) さば土 0.84m³ 雑物を含まない山さば土の良品 人工肥料 150kg 有機物(樹木の皮葉等)のものを換気発酵 固形肥料 1kg 窒素、りん酸、カリ肥料を6:4:3の割合としたもの</p>	
	3節 植樹 23.3.2 材料	<p>*土壌改良材の指定量 ・ 図示による ・() *樹木の樹種、寸法、株立数、及び刈込みものの適用並びに数量 ※ 図示による ・() *支柱材の種類 ※ 丸太 ・ 竹 ・() 丸太の防腐処理方法 ※ 加圧式防腐処理 ・() ・ 図示による</p>	
23章	23.3.3 新植の工法	<p>*幹巻き用材料 ※ 幹巻き用テープ ・ わら ・ こも ・ 図示による</p>	
	23.3.4 新植樹木の枯補償 23.3.5 樹木の移植 23.3.6 移植樹木の枯損処置	<p>*支柱 ・ 添え柱形 ・ 鳥居形 ・ ハツ掛け形 ・ 布掛け形 ・ ワイヤ掛け形 ・ 地下埋設形 ・ 図示による *新植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・() *支柱 ・ 添え柱形 ・ 鳥居形 ・ ハツ掛け形 ・ 布掛け形 ・ ワイヤ掛け形 ・ 地下埋設形 ・ 図示による *移植樹木の枯損処置期間 ※ 引渡日から1年間 ・()</p>	
23章	4節 芝張、吹付けは種、地被類 23.4.2 材料	<p>*芝の種類 ※ コウライシバの類 ・ ノシバの類 ・() ・ 図示による *吹付けは種用種子 種類 ※ 洋芝類(23.4.2(3)(ア)による) ・() 量 ・() ・ 図示による *地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ※ 図示による ・() *芝張り工法 平地 ※ 目地張り ・ べた張り ・ 図示による 法面 ・ 目地張り ※ べた張り ・ 図示による *芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()</p>	
	23.4.3 芝張りの工法 23.4.7 芝張等の枯補償	<p>*芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()</p>	
		<p>設計事務所名</p> <p>年度</p> <p>工事名称</p> <p>図面番号</p>	
		<p>建築士登録番号</p> <p>縮尺</p>	
		<p>建築士氏名</p> <p>木造工事特記仕様書 10/</p>	
		<p>検 製 設</p> <p>製 製 製</p> <p>○年○月</p> <p>愛知県建築局公共建築部公共建築課</p>	

章	項目	特記事項	備考
5章	軸組構法(壁構造系)工事		
2節	材料		
5.2.2	木材	<p>*製材 目視等級区分構造用製材 樹種、構造材の種類、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 機械等級区分構造用製材 樹種、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 節、丸身、貫通割れ及び曲がりの規定を必要とするものの適用、等級等 ※「機械等級区分構造用製材の規格」による ・図示による ・()</p> <p>広葉樹製材 樹種、等級、寸法、含水率、保存処理 ※図示による 基準強度測定の対象部材 ・図示による ・()</p> <p>無等級材 寸法、樹種、含水率、保存処理及び材面の品質 ※図示による 基準強度測定の対象部材 ・図示による ・()</p> <p>大臣指定の基準強度指定製材 含水率 ※図示による 下地用製材 樹種、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による</p> <p>*集材材 構造用集材材 品名、強度等級、材面の品質、接着性能、樹種、寸法及び保存処理 ※図示による 化粧ばり構造用集材材 品名、樹種(芯材・化粧薄板)、寸法、化粧薄板の厚さ及び見付け材面の品質 ※図示による</p> <p>*枠組壁工法構造用製材 甲種枠組材 樹種又は樹種群、寸法型式、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による 乙種枠組材 樹種又は樹種群、寸法型式、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による MSR枠組材 品名、樹種又は樹種群、MSR等級、寸法型式及び未乾燥材又は乾燥材の別 ※図示による 大臣指定の基準強度指定MSR枠組材 含水率 ・図示による ・()</p> <p>*枠組壁工法構造用たて継ぎ材 甲種たて継ぎ材 品名、樹種又は樹種群及び寸法型式 ※図示による 乙種たて継ぎ材 品名、樹種又は樹種群及び寸法型式 ※図示による MSRたて継ぎ材 品名、樹種又は樹種群、MSR等級及び寸法型式 ※図示による 大臣指定の基準強度指定たて継ぎ材 含水率 ・図示による ・()</p> <p>*構造用単板積層材 品名、接着性能、樹種、寸法、曲げ性能、水平せん断区分及び保存処理 ※図示による</p> <p>*丸太材 樹種、寸法、含水率及び末口径 ※図示による 基準強度測定の対象部材 ・図示による ・()</p> <p>*木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル 形状、寸法及び含水率 ※図示による</p> <p>*直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能、樹種及び寸法 ※図示による</p>	
5.2.3	構造用面材	<p>*構造用面材 構造用パーティクルボード 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分及び厚さ ※図示による 構造用MDF 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分及び厚さ ※図示による 構造用合板 品名、厚さ、等級、板面の品質、曲げ性能、保存処理及び単板の樹種名 ※図示による 接着の程度 ※図示による ・() ※特類(屋外又は常時湿潤状態となる場所)</p> <p>化粧ばり構造用合板 品名、厚さ及び単板の樹種名 ※図示による 接着の程度 ※図示による ・() ※特類(屋外又は常時湿潤状態となる場所)</p> <p>構造用パネル 品名及び厚さ ※図示による パーティクルボード 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分及び厚さ ※図示による ハードファイバーボード 特殊処理、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、難燃性による区分及び厚さ ※図示による</p> <p>硬質木片セメント板 厚さ ※図示による バルブセメント板 種類及び厚さ ※図示による 構造用せっこうボードA種 厚さ ※図示による 構造用せっこうボードB種 厚さ ※図示による せっこうボード 厚さ ※図示による 強化せっこうボード 厚さ ※図示による せっこうラスボード 厚さ ※図示による シーリングボード 厚さ ※図示による ラスシート ラス目による区分、山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ※図示による</p> <p>構造用単板積層材 品名、接着性能、樹種、寸法、曲げ性能、水平せん断区分及び保存処理 ※図示による 大臣認定で倍率の数値を定められた上記以外の構造用面材 含水率 ・図示による ・()</p>	
5.2.4	接合金物・接合具等	<p>*接合金物 5.2.4(1)(a),(b)以外の場合 寸法、形状及び鋼材の材質 ※図示による ・() 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による</p> <p>*釘及び木ねじ 5.2.4(2)(ア)(イ)①②以外の接合具、接合金物用接合具等 材質、寸法及び形状 ※図示による</p> <p>*ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 5.2.4(1)(a),(b)以外の場合 ボルト、ナットの材質等 ※表5.2.2による ・() アンカーボルトの材質、寸法等 ※図示による 座金の材質 ※図示による 座金の厚さ、寸法及び形状 引張り応力を受ける場合 ・表5.2.3(種別)) ・図示による せん断応力を受ける場合 ・表5.2.4(種別)) ・図示による</p> <p>*ラグスクリュー 材質、形状、寸法等 ※図示による ・()</p> <p>*ドリフトピン 材質 ※5.2.4(2)(イ)(d)①による ・() 径、寸法等 ※図示による ・()</p> <p>*木栓及び木だぼ 樹種、形状、長さ等 ※図示による ・()</p> <p>*接着剤 床鳴り防止用接着剤 ・種類() ・図示による ・適用しない 接着剤による接合又は接着剤を併用した接合 ・種類() ・図示による ・適用しない</p>	
4節	木材の加工		
5.4.2	仕口及び継手の形状加工	*仕口及び継手の工法 ※図示による ・()	
5.4.3	孔あけ加工	*ボルトの径に加える木部のボルト孔の大きさ ※表5.4.2による ・() *ドリフトピンの孔径 ※ピン径と同径 ・()	
5.4.4	表面の仕上げ	*見え掛り面の表面仕上げ程度 機械加工(製材) ・A種 ・B種 ・C種 [表5.4.3] 機械加工(構造用集材材) ・A種 ※B種 [表5.4.4] 手加工(製材) ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種 [表5.4.5] 機械加工(丸太材) ・A種 ・B種 [表5.4.6] 手加工(丸太材) ・H-A種 ・H-B種 [表5.4.7]	
		*木材保護塗料塗り ・適用する(・A種 ※B種) ・適用しない ・図示による 【建築工事標準仕様書 表18.13.1】	

章	項目	特記事項	備考
5節	搬入及び建方		
5.5.3	アンカーボルトの設置等	*アンカーボルトの埋込み深さ ・図示による ・() *アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種 [表5.5.1] アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差 ※±5mm ・()mm ・図示による	
5.5.4	基礎天端均しモルタルの仕上げ	*無収縮モルタル ・使用する ・適用しない ・図示による *モルタルの厚さ ・図示による ・()	
5.5.6	建方精度	*建入れ直し後の建方精度の許容値 ※垂直、水平の誤差の範囲 1/1000以下 ・()	
5.5.7	接合部の工法	*構造材を接合する釘及び木ねじの種類、本数及び間隔 ※図示による	
5.5.8	接合金物の工法	*木材への彫り込み ※接合金物の厚さだけ彫り込む ・図示による ・()	
5.5.9	釘及び木ねじの工法	*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示による *部位ごとの釘の種類及び釘打ちの間隔 ※図示による	
5.5.10	各種ボルトの工法	*構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち方法 ・隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し ・図示による *ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による	
5.5.11	ラグスクリューの工法	*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示による *ラグスクリュー 形状及び寸法 ※図示による ・()	
5.5.12	ドリフトピンの工法	*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示による *ドリフトピン 径 ・() ※図示による	
5.5.13	木だぼの工法	*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法 ※図示による *木だぼ 径 ・() ※図示による	
5章	軸組		
5.6.1	土台	*軸組の部材毎の樹種及び断面寸法 ※図示による *仕口及び継手の形状並びに位置 ※図示による	
5.6.2	火打土台	*火打土台の材質 ・木材 ・鋼製 ・図示による 木材の場合 土台と仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による	
5.6.3	柱	*隅柱(出隅及び入隅)の樹種及び断面寸法 ※図示による *通し柱の樹種及び断面寸法 ※図示による *仕口の形状 ※図示による	
5.6.4	間柱	*横架材との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合部の種類 ※図示による *筋かいが当たる箇所 留付け方法及び接合金物・接合部の種類 ※図示による *通し貫が当たる箇所 留付け方法及び接合金物・接合部の種類 ※図示による	
5.6.5	胴差	*通し柱との仕口の形状、留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による *継手の形状及び位置 ※図示による	
5.6.6	軒桁	*継手の形状及び位置 ※図示による	
5.6.7	間仕切桁(頭つなぎ)	*主要な間仕切桁と桁又は胴差とのT字取合部の仕口の形状、留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による *継手の形状及び位置 ※図示による	
5.6.8	まぐさ・窓台	*柱・間柱との仕口形状、留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.6.9	木製筋かい	*上下端部の仕口形状 ※図示による *仕口の形状、留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.6.10	貫	*樹種、断面寸法、留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による	
5.6.11	木ずり	*柱・間柱等への留付け釘の種類 ※図示による	
7節	小屋組		
5.7.1	小屋梁(平陸梁)	*小屋組の部材毎の樹種及び断面寸法 ※図示による *丸太を用いる場合の末口寸法 ※図示による ・() *仕口及び継手の形状、位置並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による *軒桁又は敷桁との仕口の形状並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.7.2	小屋束	*上部・下部の仕口の形状並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.7.3	登り梁(合掌)	*上部・下部の仕口の形状並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.7.4	トラスの斜材	*上部・下部の仕口の形状並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.7.5	棟木・母屋	*継手の形状及び位置並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による *T字部の仕口の形状並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.7.6	桁行筋かい・振止め	*設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による	
5.7.7	垂木	*軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による *軒先部の留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.7.8	火打梁	*火打梁の種類 ・木製 ・鋼製 ※図示による 木製の場合 梁・胴差・桁等との仕口の形状並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.7.9	屋根野地	*材料、工法 ・ひき板野地板 ひき板の樹種、厚さ、継手の形状、取付け方法 ※図示による ・構造用合板野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ・構造用パネル野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ・パーティクルボード野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による	
8節	床組		
5.8.1	大引	*床組の部材毎の樹種及び断面寸法 ※図示による *継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示による	
5.8.2	床束	*木製床束 上部仕口の形状、留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による *鋼製床束 仕様及び設置方法 ※図示による *樹脂製床束 仕様及び設置方法 ※図示による	
5.8.3	根太掛	*継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による	
5.8.4	根太	*間隔 ※図示による *継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *梁又は大引との仕口の形状並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による *床組に根太を用いない場合の工法等 ※図示による	
5.8.5	床梁	*仕口の形状並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.8.6	火打梁	*火打梁の種類 ・木製 ・鋼製 ※図示による 木製の場合 梁・胴差・桁等との仕口の形状並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による	
5.8.7	構造用面材による床組	*構造用面材による床組 行う ・行わない ※図示による *構造用面材 構造用合板 ※5.2.3(ウ)による ・図示による 化粧ばり構造用合板 ※5.2.3(エ)による ・図示による	
		設計事務所名 年度 工事名称 図面番号	
		建築士登録番号 縮尺	
		建築士氏名 木造工事特記仕様書 11/12 (軸組構法(壁構造系))	
		検図 製図 設計 愛知県建築局公共建築部公共建築課	
		○年○月	

（選択）		特記事項	備考
5章	9節 壁	構造用パネル ※5.2.3(オ)による ・ 図示による パーティクルボード ※5.2.3(カ)による ・ 図示による	
	5.9.1 非耐力壁	*根太を設けた床組とし、根太と床梁又は胴差の上端高さが同じ場合 根太の間隔 ※図示による 床梁・胴差との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による 構造用面材の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による	
	5.9.2 軸組耐力壁	*根太を設けた床組とし、根太と床梁又は胴差の上端高さが異なる場合 根太の間隔 ※図示による 床梁等に直交する根太の仕口形状、受材・際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による *根太を設けない床組とし、構造用面材を直接、床梁又は胴差に留め付ける場合 構造用面材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による さね加工の構造用合板を用いる場合の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による	
	5.9.3 大壁造の面材耐力壁	*柱の端部と横架材との仕口の形状、留付け釘の種類、留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による *隅柱と土台との仕口の形状、留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による *材料等 筋かいの樹種、断面寸法及び形状 ※図示による 木ずりの樹種、断面寸法及び取付け位置 ※図示による 鉄筋筋かいの材料 ※図示による *工法 軸組耐力壁の種類による留付け方法並びに接合金物及び接合具の種類 ※図示による 軸組耐力壁の種類による筋かいの端部における仕口の形状 ※図示による 軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の形状 ※図示による 鉄筋筋かいの工法 ※図示による	
	5.9.4 床勝ち大壁造の面材耐力壁	*材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による 構造用面材の下地に用いる胴縁及び受材 樹種及び断面寸法 ※図示による 胴縁及び受材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ラスシートの留付け間隔 ※図示による *工法 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による 構造用面材の下地に用いる受材 材種、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ラスシートの留付け間隔 ※図示による	
	5.9.5 真壁造の面材耐力壁	*材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による 構造用面材の下地に用いる受材、貫の樹種及び断面寸法 ※図示による *工法 構造用面材の下地に受材を用いる場合 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による 構造用面材を受材以外で継ぐ場合の間柱及び胴つなぎの樹種並びに断面寸法 ※図示による 構造用面材の下地に貫を用いる場合 貫の本数 ※図示による 最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔 ※図示による 貫を柱に差し通す場合の留付け方法 ※図示による 柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示による	
	5.9.6 床勝ち真壁造の面材耐力壁	*材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による	
	5.9.7 真壁造土塗り壁耐力壁	*材料等 貫の種類及び断面寸法 ※図示による 間渡し竹の種類 ・マダケ ・シノチク ・ 図示による *工法 貫の本数 ※図示による 横貫と柱の接合又は縦貫と横架材の接合方法 ※図示による 間渡し竹と柱及び横架材との接合方法 ※図示による 土塗り壁の塗り厚さ ※図示による	
	5.9.8 面格子壁耐力壁	*材料等 樹種、断面寸法及び格子の間隔 ※図示による 留付け釘の種類及び木ねじの種類 ※図示による *工法 面格子と柱、横架材との仕口の形状及び留付け方法 ※図示による 樹種及び断面寸法 ※図示による	
	5.9.9 落し込み板壁耐力壁	*材料等 貫の種類及び断面寸法 ※図示による *木だば ・使用しない ・使用する(樹種、形状、長さ等) ・ 図示による *鋼材だば ・使用しない ・使用する(表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装) ・ 図示による	
5.9.10 大臣認定耐力壁	*大臣認定耐力壁 ・適用する(※図示による) ・適用しない		
その他	工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面に指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。	

（選択）		特記事項	備考	
5章	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。		
	試験名	計測項目		
	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び		
	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)		
	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み		
	製品検査	外観、寸法、性能		
	ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。			
	建築札 視覚障害者誘導ブロック	* 設置する(材種 ※石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない * 屋内 ※塩化ビニール製 ・磁器又はせっ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・() * 屋外 ※磁器又はせっ器質タイル、レジンコンクリート製 ・() * 突起の形状・寸法及び配列はJIST9251による。		
	化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を含有する建築材料等の使用制限の原則		
	対策をとる建築材料等	使用制限の原則		
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。			
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。			
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。			
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。			
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤				
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材				
⑦ 塗料				
⑧ 仕上塗材				
2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則	対策をとる建築材料等	使用制限の原則		
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。			
② 塗料				
3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防腐・防蟻剤の使用制限	対策をとる建築材料等	使用制限		
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。			
4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則	対策をとる建築材料等	使用制限の原則		
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。			
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。			
* 特定建設資材の再資源化等	* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。			
* 別表1 建築物に係る解体工事				
容工 及程 び毎 の解 の体 作方 業法 内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	
	・建設設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	※手作業 ※手作業と機械作業の併用	
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	※手作業 ※手作業と機械作業の併用	
	・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
* 別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)				
容工 及程 び毎 の解 の体 作方 業法 内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	
	・造成等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	※手作業 ※手作業と機械作業の併用	
	・上部構造部分、外装	・有 ・無	※手作業 ※手作業と機械作業の併用	
	・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	・建設設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)				
容工 及程 び毎 の解 の体 作方 業法 内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	
	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	・基礎	・有 ・無	※手作業 ※手作業と機械作業の併用	
	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地				
	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	
	・コンクリート			
	・鉄及びコンクリートから成る建設資材			
	・アスファルト・コンクリート			
	・木材			
その他	工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面に指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。		
	設計事務所名	年度	工事名称	
	建築士登録番号		縮尺	
	建築士氏名		木造工事特記仕様書 12/12 (軸組構法(壁構造系))	
	検 図	製 図	設 計	
			○年○月	
			愛知県建築局公共建築部公共建築課	
			図面番号	

章	項目	特記事項	備考
6章	軸組構法(軸構造系)工事		
2節	材料		
6.2.2	木材	<p>*集成材 構造用集成材 品名、強度等級、材面の品質、接着性能、樹種、寸法及び保存処理 ※図示による 化粧ばり構造用集成材 品名、樹種(芯材・化粧薄板)、寸法、化粧薄板の厚さ及び見付け材面 ※図示による 構造用単板積層材 品名、接着性能、樹種、寸法、曲げ性能、水平せん断区分及び保存処理 ※図示による</p> <p>*製材 目視等級区分構造用製材 樹種、構造材の種類、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 機械等級区分構造用製材 樹種、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 見え掛り部における節、丸身、貫通割れ及び曲がりの規定を必要とするものの適用、等級等 ※「機械等級区分構造用製材の規格」による ※図示による ・()</p> <p>広葉樹製材 樹種、等級、寸法、含水率、保存処理及び材面の品質 ※図示による 無等級材 寸法、樹種、含水率、保存処理及び材面の品質 ※図示による 大臣指定の基準強度指定製材 基準強度測定の対象部材 ※図示による ・() 含水率 ※図示による 大臣指定の基準強度指定製材 樹種、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による</p> <p>*枠組壁工法構造用製材 甲種枠組材 樹種又は樹種群、寸法型式、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による 乙種枠組材 樹種又は樹種群、寸法型式、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による MSR枠組材 品名、樹種又は樹種群、MSR等級、寸法型式及び未乾燥材又は乾燥材の別 ※図示による 大臣指定の基準強度指定MSR枠組材 含水率 ※図示による ・()</p> <p>*枠組壁工法構造用たて継ぎ材 適用箇所 ※図示による たて枠用たて継ぎ材 品名、樹種又は樹種群及び寸法型式 ※図示による 甲種たて継ぎ材 品名、樹種又は樹種群及び寸法型式 ※図示による 乙種たて継ぎ材 品名、樹種又は樹種群及び寸法型式 ※図示による MSRたて継ぎ材 品名、樹種又は樹種群、曲げ強度性能(MSR等級)及び寸法型式 ※図示による 大臣指定の基準強度指定たて継ぎ材 含水率 ※図示による ・()</p> <p>*木質接着成形軸材、木質複合軸材、木質断熱複合ハネ、木質接着複合ハネ 形状、寸法及び含水率 ※図示による</p>	
6.2.3	構造用面材	<p>*直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能、樹種及び寸法 ※図示による</p> <p>*構造用面材 構造用合板 品名、厚さ、等級、板面の品質、曲げ性能、保存処理及び単板の樹種名 ※図示による 接着の程度 ※図示による ・() ※特類(屋外又は常時湿潤状態となる場所) 化粧ばり構造用合板 厚さ及び単板の樹種名 ※図示による 接着の程度 ※図示による ・() ※特類(屋外又は常時湿潤状態となる場所)</p> <p>パーティクルボード 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分及び厚さ ※図示による 構造用パネル 品名及び厚さ ※図示による</p>	
6.2.4	接合金物・接合具等	<p>*接合金物 6.2.4(1)(a)の場合 寸法、形状及び鋼材の材質 ※図示による ・() 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ※図示による</p> <p>*釘及び木ねじ 6.2.4(2)(ア)(イ)①②以外の接合具、接合金物用接合具等 材質、寸法及び形状 ※図示による</p> <p>*ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 6.2.4(3)(a)以外の場合 ボルト、ナットの材質等 ※表6.2.2による ・() アンカーボルトの材質、寸法等 ※図示による 座金の材質 ※図示による 座金の厚さ、寸法及び形状 引張り応力を受ける場合 ・表6.2.3(種別)) ・図示による せん断応力を受ける場合 ・表6.2.4(種別)) ・図示による</p> <p>*ラグスクリュー 材質、寸法、形状等 ※図示による ・() *ドリフトピン 材質 ※6.2.4(2)(イ)(d)①による ・() 径、寸法等 ※図示による ・()</p> <p>*木栓及び木だぼ 樹種、形状、長さ等 ※図示による ・()</p> <p>*接着剤 床鳴り防止用接着剤 ・種類() ・図示による ・適用しない 接着剤による接合又は接着剤を併用した接合 ・種類() ・図示による ・適用しない</p>	
4節	木材の加工		
6.4.2	現寸図	*床書き現寸図の作成 ・行う ・行わない ・図示による ・()	
6.4.5	孔あけ加工	*ボルトの径に加える木部のボルト孔の大きさ ※表6.4.1による ・() *ドリフトピンの孔径 ※ピン径と同径 ・()	
6.4.6	表面の仕上げ	*見え掛りの表面の仕上げ程度 機械加工(製材) ・A種 ・B種 ・C種 [表6.4.2] 機械加工(構造用集成材) ・A種 ※B種 [表6.4.3] 手加工(製材) ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種 [表6.4.4]	
		*木材保護塗料塗り ・適用する(・A種 ※B種) ・適用しない ・図示による 【建築工事標準仕様書 表18.13.1】	
5節	搬入及び建方		
6.5.3	アンカーボルトの設置等	*アンカーボルトの埋込み深さ ・図示による ・() *アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種 [表6.5.1] アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差 ※±5mm ・()mm ・図示による	
6.5.4	基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ	*無収縮モルタル ・使用する ・使用しない ・図示による *モルタルの厚さ ・図示による ・() *柱底均しモルタルの工法 ・A種 ※B種 [表6.5.2]	
6.5.7	建方精度	*建入れ直し後の建方精度の許容値 ※垂直、水平の誤差の範囲 1/1000以下 ・()	
6.5.8	接合部の工法	*構造材を接合する釘及び木ねじの種類、本数及び間隔 ※図示による	
6.5.9	接合金物の工法	*木材への彫り込み ※接合金物の厚さだけ彫り込む ・() *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示による	
6.5.10	釘及び木ねじの工法	*部位ごとの釘の種類及び釘打ちの間隔 ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち方法 ・隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭隠し ・図示による	
6.5.11	各種ボルトの工法	*ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示による	
6.5.12	ラグスクリューの工法	*ラグスクリュー 形状及び寸法 ※図示による ・() *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示による	
6.5.13	ドリフトピンの工法	*ドリフトピン 径 ・() ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法 ※図示による	
6.5.14	木だぼの工法	*木だぼ 径 ・() ※図示による	

章	項目	特記事項	備考
6.5.15	輪型ジベル接合	*ジベルの種類、材質、形状、寸法等 ※図示による	
6.5.16	圧入型ジベル接合	*ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による	
6節	軸組		
6.6.1	土台	*軸組の部材毎の樹種及び断面寸法 ※図示による *仕口及び継手の形状並びに位置 ※図示による	
6.6.2	火打土台	*火打土台の材質 ・木材 ・鋼製 ・図示による 木材の場合 土台と仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による	
6.6.3	柱	*隅柱(出隅及び入隅)の樹種及び断面寸法 ※図示による *通し柱の樹種及び断面寸法 ※図示による *仕口の形状 ※図示による	
7節	小屋組		
6.7.1	小屋梁(平陸梁)	*小屋組の部材毎の樹種及び断面寸法 ※図示による *仕口及び継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *軒桁又は敷桁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
6.7.2	小屋束	*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
6.7.3	登り梁(合掌)	*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
6.7.4	トラスの斜材	*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
6.7.5	棟木・母屋	*継手の形状及び位置及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *T字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
6.7.6	桁筋かい・振止め	*設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による	
6.7.7	垂木	*軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による *軒先部の留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
6.7.8	火打梁	*火打梁の種類 ・木製 ・鋼製 ※図示による 木製の場合 梁・胴差・桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
6.7.9	屋根野地	*材料、工法 ・ひき板野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ・構造用合板野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ・パーティクルボード野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ・構造用パネル野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による	
8節	床組		
6.8.1	大引	*床組の部材毎の樹種及び断面寸法 ※図示による *継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示による	
6.8.2	床束	*木製床束 上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *鋼製床束 仕様及び設置方法 ※図示による *樹脂製床束 仕様及び設置方法 ※図示による	
6.8.3	根太掛	*継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による	
6.8.4	根太	*間隔 ※図示による *継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *床組に根太を用いない場合の工法等 ※図示による	
6.8.5	床梁	*仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
6.8.6	火打梁	*火打梁の種類 ・木製 ・鋼製 ※図示による 木製の場合 梁・胴差・桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
6.8.7	構造用面材による床組	*構造用面材による床組 ・行う ・行わない ※図示による *構造用面材 構造用合板 ※6.2.3(ア)による ・図示による 化粧ばり構造用合板 ※6.2.3(イ)による ・図示による パーティクルボード ※6.2.3(ウ)による ・図示による 構造用パネル ※6.2.3(ク)による ・図示による	
		*根太を設けた床組とし、根太と床梁又は胴差の上端高さが同じ場合 根太の間隔 ※図示による 床梁・胴差との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による 構造用面材の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による *根太を設けない床組とし、構造用面材を直接、床梁又は胴差に留め付ける場合 構造用面材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による さね加工の構造用合板を用いる場合の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による	
		設計事務所名	年度
		建築士登録番号	工事名称
		建築士氏名	木造工事特記仕様書 11/12 縮尺 (軸組構法(軸構造系)工事)
		検図	製図
		設計	○年○月
		愛知県建築局公共建築部公共建築課	
		図面番号	

章 項 目		特 記 事 項	備 考										
そ	工事で使用する資材・機材	<p>本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面に指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)</p> <p>なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p>											
の	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	<p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。</p> <p>なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能	
試験名	計測項目												
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び												
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)												
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み												
製品検査	外観、寸法、性能												
他	建築札 視覚障害者誘導ブロック	<p>*・設置する(材種 ※石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない</p> <p>*屋内 ※塩化ビニール製 ・磁器又はせっき器質タイル ・レジンコンクリート製 ・()</p> <p>*屋外 ※磁器又はせっき器質タイル、レジンコンクリート製 ・()</p> <p>*突起の形状・寸法及び配列はJIST9251による。</p>											

章 項 目		特 記 事 項	備 考																																																																																	
そ	化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	<p>本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講ずること。</p> <p>1)ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2)トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3)クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノフカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防腐・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤</td> <td>クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4)可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																																
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																																																																			
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																																																																			
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																			
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																			
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																																																																			
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																																																																				
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																																																																				
⑦ 塗料																																																																																				
⑧ 仕上塗材																																																																																				
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																																																																			
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																																																																			
② 塗料																																																																																				
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																			
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																																																																			
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																																																																			
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																																																																			
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																																																																			
の																																																																																				
他		<p>*特定建設資材の再資源化等 *建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] から入手可能。</p> <p>(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p>																																																																																		
		<p>*別表1 建築物に係る解体工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容工及程及び毎の解体作業方法内</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"></td> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容工及程及び毎の解体作業方法内</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"></td> <td>・造成等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容工及程及び毎の解体作業方法内</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"></td> <td>・仮設</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	容工及程及び毎の解体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	容工及程及び毎の解体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	容工及程及び毎の解体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材			
容工及程及び毎の解体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																	
	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
容工及程及び毎の解体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																	
	・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																		
容工及程及び毎の解体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																	
	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																		
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																																																																																		
・コンクリート																																																																																				
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																																																				
・アスファルト・コンクリート																																																																																				
・木材																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計事務所名</th> <th>年度</th> <th>工事名称</th> <th rowspan="2">図面番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">建築士登録番号</td> <td></td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築士氏名</td> <td colspan="2">木造工事特記仕様書 12/12 (軸組構法(軸構造系)工事)</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計</td> <td colspan="2">愛知県建築局公共建築部公共建築課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○年○月</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	設計事務所名		年度	工事名称	図面番号	建築士登録番号			縮尺	建築士氏名		木造工事特記仕様書 12/12 (軸組構法(軸構造系)工事)		検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課				○年○月																																																													
設計事務所名		年度	工事名称	図面番号																																																																																
建築士登録番号			縮尺																																																																																	
建築士氏名		木造工事特記仕様書 12/12 (軸組構法(軸構造系)工事)																																																																																		
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課																																																																																	
		○年○月																																																																																		

章 項目		特記事項	備考
7章	7章 枠組壁工法工事		
	2節 材料		
	7.2.2 木材等	<p>*枠組壁工法構造用製材</p> <p>甲種枠組材 樹種名又は樹種名群、寸法型式、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による</p> <p>乙種枠組材 樹種名又は樹種名群、寸法型式、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による</p> <p>MSR枠組材 品名、樹種名又は樹種名群、MSR等級、寸法型式及び未乾燥材又は乾燥材の別 ※図示による</p> <p>大臣指定の基準強度指定枠組壁工法構造用製材及びMSR枠組材 含水率 ※図示による</p> <p>*枠組壁工法構造用製材</p> <p>たて枠用たて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種名群及び寸法型式 ※図示による</p> <p>甲種たて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種名群及び寸法型式 ※図示による</p> <p>乙種たて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種名群及び寸法型式 ※図示による</p> <p>MSRたて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種名群、MSR等級及び寸法型式 ※図示による</p> <p>大臣指定の基準強度指定たて継ぎ材 含水率 ※図示による</p> <p>*下地用製材 樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による</p> <p>*集成材</p> <p>構造用集成材 品名、強度等級、材面の品質、接着性能、樹種名、寸法及び保存処理 ※図示による</p> <p>化粧ばり構造用集成材 品名、樹種名(芯材・化粧薄板)、寸法、化粧薄板の厚さ及び見付け材面 ※図示による</p> <p>*構造用単板積層材</p> <p>品名、接着性能、樹種名、寸法、曲げ性能、水平せん断区分及び保存処理 ※図示による</p> <p>*構造用鋼材 形状、板厚、7.2.4(2)(c)④の表面処理及び強度 ※図示による</p> <p>*木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合ハネル、木質接着複合ハネル</p> <p>形状、寸法及び含水率 ※図示による</p> <p>*大臣認定で建築基準法施行規則第8条の3の認定を受けた耐力壁に使用する枠組材 含水率 ※19%以下 ()</p> <p>*大臣指定を受けたもので基準強度の数値を指定された木材 含水率 ※20%以下 ()</p> <p>*直行集成板 品名、強度等級、種別、接着性能、樹種名及び寸法 ※図示による</p>	
	7.2.3 床材、壁材及び屋根下地材	<p>*構造耐力上主要な部分に用いる床材、壁材及び屋根下地材 [表7.2.2]</p> <p>構造用合板 品名、厚さ、等級、板面の品質、曲げ性能、保存処理及び単板の樹種名 ※図示による</p> <p>接着の程度 ※図示による () ※特類(屋外又は常時湿潤状態となる場所)</p> <p>化粧ばり構造用合板 品名、厚さ及び単板の樹種名 ※図示による</p> <p>接着の程度 ※図示による () ※特類(屋外又は常時湿潤状態となる場所)</p> <p>構造用パネル 品名及び厚さ ※図示による</p> <p>パーティクルボード 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分及び厚さ ※図示による</p> <p>ハードボード 油、樹脂等の特殊処理、表面の状態、曲げ強さ、難燃性のよる区分及び厚さ ※図示による</p> <p>硬質木片セメント板 厚さ ※図示による</p> <p>フレキシブル板 厚さ ※図示による</p> <p>パルプセメント板 種類、厚さ ※図示による</p> <p>下地用製材 樹種名 ※図示による</p> <p>含水率 ※20%以下 ()</p> <p>シーリングボード 厚さ ※図示による</p> <p>MDF 普通MDF、構造用MDFの区分及び表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分、厚さ ※図示による</p> <p>火山性ガラス質複層板 密度による区分、厚さ ※図示による</p> <p>ラスシート ラス目による区分、山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ※図示による</p> <p>せっこうボード 厚さ ※図示による</p> <p>強化せっこうボード 厚さ ※図示による</p> <p>構造用せっこうボードA種 厚さ ※図示による</p> <p>構造用せっこうボードB種 厚さ ※図示による</p> <p>大臣認定を受けた耐力壁に使用する壁材 仕様及び強度 ※図示による</p> <p>直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能、樹種名及び寸法 ※図示による</p>	
	7.2.4 接合具・接合金物等	<p>*枠組壁工法の釘及び木ねじ 種類及び記号 ※図示による</p> <p>建築基準法施行規則第8条の3の認定を受けた耐力壁に用いるもの ※図示による</p> <p>*接合金物 7.2.4(2)(a),(b)以外の場合製作接合金物の寸法、形状及び鋼材の材質 ※図示による ()</p> <p>直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合は材質※ステンレス ()</p> <p>表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ※図示による</p> <p>*釘及び木ねじ 7.2.4(3)(ア)①②以外の接合具、接合金物用接合具等 材質、寸法及び形状 ※図示による</p> <p>*ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金</p> <p>7.2.4(3)(a),(b)以外の場合</p> <p>ボルト、ナットの材質等 ※表7.2.4による ()</p> <p>アンカーボルトの材質、寸法等 ※図示による</p> <p>座金の材質 ※図示による</p> <p>座金の厚さ、寸法及び形状</p> <p>引張り応力を受ける場合 ・表7.2.5(種別) () ・図示による</p> <p>せん断応力を受ける場合 ・表7.2.6(種別) () ・図示による</p> <p>*ラグスクリュー 材質、形状、寸法等 ※図示による ()</p> <p>*ドリフトピン 材質 ※7.2.4(3)(イ)(d)①による ()</p> <p>径、寸法等 ※図示による ()</p> <p>*接着剤 床鳴り防止用接着剤 ・種類() ・図示による ・適用しない</p> <p>接着剤による接合又は接着剤を併用した接合 ・種類() ・図示による ・適用しない</p>	
	5節 搬入及び建方		
	7.5.3 アンカーボルトの設置等	<p>*アンカーボルトの埋込み深さ ・図示による ()</p> <p>*アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種</p> <p>アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差 ※±5mm ()mm ・図示による</p>	[表7.5.1]
	7.5.4 基礎天端均しモルタルの仕上げ	<p>*無収縮モルタル ・使用する ・使用しない ・図示による</p> <p>*モルタルの厚さ ・図示による ()</p>	
	7.5.6 釘及び木ねじの工法	<p>*枠組材相互の釘の種類、釘打ちの間隔及び釘の打ち方 ※7.5.6(1)(ア)～(ウ)による ・図示による</p> <p>*床材、壁材又は屋根下地材と枠組材との釘の種類、釘打ちの間隔及び釘の打ち方</p> <p>釘及び木ねじ打ち ※7.5.6(2)(ア)～(カ)による ・図示による</p> <p>壁材の釘及び木ねじ打ち ※図示による</p>	
	7.5.7 接合金物の工法	<p>*木材への彫り込み ・図示による ()</p>	
7.5.8 各種ボルトの工法	<p>*ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による</p> <p>*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示による</p>		
7.5.9 ラグスクリューの工法	<p>*ラグスクリュー 形状及び寸法 ※図示による ()</p> <p>*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示による</p>		
7.5.10 ドリフトピンの工法	<p>*ドリフトピン 径 () ※図示による</p> <p>*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法 ※図示による</p>		

章 項目		特記事項	備考
7章	6節 土台		
	7.6.1 土台	<p>*土台の樹種名又は樹種群及び断面寸法 ※図示による ()</p> <p>*仕口及び継手の形状及び位置 ※図示による ()</p>	
	7節 床枠組		
	7.7.1 床枠組	<p>*床枠組の構成</p> <p>床根太の断面寸法 ※図示による</p> <p>床根太相互の間隔 ※図示による</p> <p>床根太間に転び止めを設ける場合の材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示による</p> <p>床版に設ける開口部、セツバック、オーバーハング又は上階と下階の耐力壁線がずれる場合等の補強 ※図示による</p> <p>床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとの緊結方法 ※図示による</p> <p>その他の枠組材及び床材との接合具及び緊結方法 ※図示による</p> <p>ウェブの穴あけ位置並びに枠組材及び床材との緊結方法 ※図示による</p> <p>床根太のトラス使用 ・使用する ・使用しない ・図示による</p> <p>床版への木質複合ハネルの使用 ・木質断熱複合ハネル ・木質接着複合ハネル ・図示による ・使用しない</p> <p>床枠組と同時に施工する場合の下階の吊り天井根太 材料、断面、取付け方法 ※図示による</p> <p>*床材の取付け 床材を留め付ける釘又はねじの種類及び間隔 ※図示による ()</p>	
	7.7.2 大引又は床束を用いる場合	<p>*大引及び床束の材料 ※表7.2.1(1)による</p> <p>*大引及び床束の樹種名及び断面寸法 ※図示による ()</p> <p>*大引及び床束の間隔 ※図示による ()</p> <p>*大引の継手の形状及び緊結方法 ※図示による ()</p> <p>*根がらみ貫の樹種名及び断面寸法 ※図示による ()</p> <p>*床束を鋼製又は樹脂製とする場合の仕様及び設置方法 ※図示による ()</p> <p>*床材の取付け 床材を留め付ける釘又はねじの種類及び間隔 ※図示による ()</p>	
	7.8節 壁枠組		
	7.8.1 壁枠組	<p>*壁枠組の構成</p> <p>耐力壁のたて枠、下枠及び上枠の断面寸法 ※図示による ()</p> <p>たて枠相互の間隔 ※図示による ()</p> <p>各耐力壁の隅角部及び交差部のたて枠の構成及び緊結方法 ※図示による ()</p> <p>外壁の耐力壁線相互の交差する部分の補強の有無及び補強方法 ※図示による ()</p> <p>耐力壁の上部に設ける頭つなぎの有無、断面寸法及び緊結方法 ※図示による ()</p> <p>まぐさの有無、材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示による ()</p> <p>屋外に面する部分かつ隅角部又は開口部の両端にある耐力壁たて枠の緊結方法 ※図示による ()</p> <p>壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとの緊結方法 ※図示による ()</p> <p>たて枠の欠き込み及び穴あけの許容範囲 ※図示による ()</p> <p>支持柱を用いる場合の材料及び取付け方法 ※図示による ()</p> <p>間仕切り壁(耐力壁以外)のたて枠、上枠及び下枠に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示による</p> <p>壁枠組への木質複合ハネルの使用 ・木質断熱複合ハネル ・木質接着複合ハネル ・図示による ・使用しない</p> <p>*壁材の取付け</p> <p>壁材の継手に受材を設ける場合の取付け方法 ※図示による ()</p> <p>壁材を留め付ける釘又は木ねじの種類及び間隔 ※図示による ()</p> <p>壁材の張り方 ※たて張り ・横張り ・図示による</p>	
	9節 小屋組及び屋根		
	7.9.1 小屋組及び屋根	<p>*小屋組の構成</p> <p>材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示による ()</p> <p>まぐさの有無、材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示による ()</p> <p>小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎとの緊結方法 ※図示による ()</p> <p>垂木又はトラスを緊結する金物の種類及び緊結方法 ※図示による ()</p> <p>天井根太に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示による ()</p> <p>小屋組への木質複合ハネルの使用 ・木質断熱複合ハネル ・木質接着複合ハネル ・図示による ・使用しない</p> <p>*垂木方式</p> <p>垂木、天井根太の断面寸法 ※図示による ()</p> <p>垂木相互の間隔 ※図示による ()</p> <p>垂木つなぎの材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示による ()</p> <p>外壁の頭つなぎの上で、垂木を欠き込んで納める場合 ※図示による ()</p> <p>*トラス方式 マルプレートコネクタ又は合板がセツトの仕様及び取付け方法 ※図示による ()</p> <p>*屋根梁方式及び束立方式</p> <p>垂木の断面寸法 ※図示による ()</p> <p>材料及び取付け方法 ※図示による ()</p> <p>屋根梁に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示による ()</p> <p>*屋根下地材の取付け 屋根下地材を留め付ける釘又は木ねじの種類及び間隔 ※図示による ()</p>	
	設計事務所名	年度	工事名称
建築士登録番号		縮尺	
建築士氏名		木造工事特記仕様書 11/12 (枠組壁工法工事)	
検図	製図	設計	
		○年○月	
愛知県建築局公共建築部公共建築課			

(選択)

章	項目	特記事項	備考									
そ	工事で使用する資材・機材	<p>本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)</p> <p>なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p>										
	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	<p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。</p> <p>なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
試験名	計測項目											
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び											
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)											
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み											
製品検査	外観、寸法、性能											
の	建築札 視覚障害者誘導ブロック	<p>*・設置する(材種 ※石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない</p> <p>*屋内 ※塩化ビニール製 ・磁器又はせつ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・()</p> <p>*屋外 ※磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 ・()</p> <p>*突起の形状・寸法及び配列はJIST9251による。</p>										
他		<p>*・設置する(材種 ※石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない</p> <p>*屋内 ※塩化ビニール製 ・磁器又はせつ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・()</p> <p>*屋外 ※磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 ・()</p> <p>*突起の形状・寸法及び配列はJIST9251による。</p>										

章	項目	特記事項	備考																																																																																	
そ	化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	<p>本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講ずること。</p> <p>1)ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2)トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3)クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノフルプロ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防虫・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存(木材の防虫・防蟻処理)剤</td> <td>クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防虫・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4)可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防虫・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防虫・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																																
	対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																																																																		
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																																																																			
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																			
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																			
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																																																																			
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																																																																				
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																																																																				
⑦ 塗料																																																																																				
⑧ 仕上塗材																																																																																				
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																																																																			
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																																																																			
② 塗料																																																																																				
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																			
木材保存(木材の防虫・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防虫・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																																																																			
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																																																																			
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																																																																			
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																																																																			
の		<p>*特定建設資材の再資源化等 *建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。</p> <p>(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p>																																																																																		
他		<p>*別表1 建築物に係る解体工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容工及程及び毎解の体作業方法内</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">・</td> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容工及程及び毎解の体作業方法内</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">・</td> <td>・造成等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容工及程及び毎解の体作業方法内</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">・</td> <td>・仮設</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	容工及程及び毎解の体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	容工及程及び毎解の体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・	・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	容工及程及び毎解の体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材			
容工及程及び毎解の体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																	
・	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
容工及程及び毎解の体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																	
・	・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																		
容工及程及び毎解の体作業方法内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																	
・	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																	
・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																																		
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																																																																																		
・コンクリート																																																																																				
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																																																				
・アスファルト・コンクリート																																																																																				
・木材																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計事務所名</th> <th>年度</th> <th>工事名称</th> <th rowspan="2">図面番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">建築士登録番号</td> <td></td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築士氏名</td> <td colspan="2">木造工事特記仕様書 12/12 (枠組壁工法工事)</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計</td> <td colspan="2">愛知県建築局公共建築部公共建築課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○年○月</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	設計事務所名		年度	工事名称	図面番号	建築士登録番号			縮尺	建築士氏名		木造工事特記仕様書 12/12 (枠組壁工法工事)		検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課				○年○月																																																													
設計事務所名		年度	工事名称	図面番号																																																																																
建築士登録番号			縮尺																																																																																	
建築士氏名		木造工事特記仕様書 12/12 (枠組壁工法工事)																																																																																		
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課																																																																																	
		○年○月																																																																																		

章	項目	特記事項	備考
8	8章 丸太組構法工事		
	1節 共通事項		
	8.1.1 一般事項	*小屋裏を事務所の用途に用いる場合及び適用範囲以外 ※図示による ・()	
	2節 材料		
	8.2.2 丸太組壁用木材	*機械加工の丸太組壁用木材 樹種名、寸法及び含水率 ※図示による 品質 ※8.2.2(1)(c)①～③による ・図示による *手加工の丸太組壁用木材 ※図示による	
	8.2.3 丸太組壁以外に用いる木材	*製材 目視等級区分構造用製材 樹種名、構造材の種類、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 機械等級区分構造用製材 樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による ※「機械等級区分構造用製材の規格」による ・() 広葉樹製材 樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 基準強度測定の対象部材 ※図示による ・() 上記以外の製材 寸法、樹種名、含水率及び材面の品質 ※図示による 下地用製材 樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による *集成材 構造用集成材 品名、強度等級、材面の品質、接着性能、樹種名、寸法及び保存処理 ※図示による 化粧ばり構造用集成材 品名、樹種名(芯材・化粧薄板)、寸法、化粧薄板の厚さ及び見付け材面 ※図示による *枠組壁工法構造用製材 甲種枠組材 樹種名又は樹種名群、寸法型式、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による 乙種枠組材 樹種名又は樹種名群、寸法型式、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による MSR枠組材 品名、樹種名又は樹種名群、MSR等級、寸法型式及び未乾燥材又は乾燥材の別 ※図示による 大臣指定の基準強度指定枠組壁工法構造用製材及びMSR枠組:含水率 ※図示による ・() *枠組壁工法構造用たて継ぎ材 たて枠用たて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種名群及び寸法型式 ※図示による 甲種たて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種名群及び寸法型式 ※図示による 乙種たて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種名群及び寸法型式 ※図示による MSRたて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種名群、曲げ強度性能(MSR等級)及び寸法 ※図示による 大臣指定の基準強度指定たて継ぎ材 含水率 ※図示による ・() *木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合ハネル、木質接着複合ハネル 形状、寸法及び含水率 ※図示による *柱に用いる丸太材 樹種名、寸法、含水率及び末口径 ※図示による *構造用面材 構造用合板 品名、厚さ、等級、板面の品質、曲げ性能、保存処理及び単板の樹種名 ※図示による 接着の程度 化粧ばり構造用合板 品名、厚さ及び単板の樹種名 ※図示による 接着の程度 ※図示による ・() ※特類(屋外又は常時湿潤状態となる場所) 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分及び厚さ ※図示による パーティクルボード 品名、厚さ及び曲げ性能(等級) ※図示による 構造用パネル *接合金物・接合具等 8.2.5(1)(a),(b)以外の場合 製作接合金物の寸法、形状及び鋼材の材質 ※図示による ・() 直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合の材質 ※ステンレス ・() 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による	
	8.2.4 構造用面材	*木だば 樹種名及び長さ ※図示による ・() *鋼製だば 適用箇所 ※図示による ・() *ラグスクリューだば 8.2.5(2)(ウ)(a)以外のラグスクリュー 材質、形状、寸法等 ※図示による ・() 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による *ジャッキボルト 形状、寸法等 ※図示による ・() ボルトの径、座金の大きさ及び厚さ ※図示による ・() *垂木用スライド金物 寸法及び形状 ※図示による ・() 垂木及び桁との釘接合の接合方法 ※図示による ・() 金物の寸法及び形状 ※図示による ・() 金物の表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による *釘及び木ねじ 8.2.5(5)(ア)(イ)(a)①②以外の接合具、接合金物用接合具等 材質及び形状 ※図示による *ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 8.2.5(1)(a)以外の場合 ボルト、ナットの材料等 ※表8.2.6による ・() 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による アンカーボルトの材質、寸法等 ※図示による 座金の材質 ※図示による 座金の厚さ、寸法及び形状 引張り応力を受ける場合 ・表8.2.7(種別) ・図示による せん断応力を受ける場合 ・表8.2.8(種別) ・図示による	
	8.2.5 接合金物・接合具等	*通しボルト、高ナット及び座金 通しボルトの呼び径及び座金の種類 ※図示による 通しボルトに用いる座金の表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による *ラグスクリュー 材質、形状、寸法等 ※図示による ・() *ドリフトピン 材質 ※8.2.5(5)(イ)(e)①による ・() 径、寸法等 ※図示による ・() *接着剤 床鳴り防止用接着剤 ・種類() ・図示による ・適用しない 接着剤による接合又は接着剤を併用した接合 ・種類() ・図示による ・適用しない	
	4節 木材の加工		
	8.4.2 丸太組壁用木材の断面加工	*機械加工 機械加工の丸太組壁用製材の断面形状 ・(イ) ・(ロ) ・(ハ) ・(ニ) ・図示による [図8.4.1] さね形状 ※製造所の仕様による ・図示による 見付け高さ、重なり幅及び部材幅 ※図示による *手加工による断面加工 ※図示による	
	8.4.3 丸太組壁用木材の交差部形状加工	*交差部の位置 ※図示による ・() 交差部の形状 ※製造所の仕様による ・() *丸太組壁の梁間方向と桁行方向の交差部(出隅)の突き出しが壁面より200mm未満の場合の補強方法 ※図示による *手加工の場合のみみ合せの程度 ※図示による	
	8.4.4 丸太組壁用木材の孔あけ加工	*孔あけ位置及び孔径 ※図示による ・()	
	8.4.5 丸太組壁用木材の表面仕上げ	*表面の仕上げ程度 ※8.4.5(1)(ア)(イ)による ・図示による ・() *手加工の表面の仕上げ程度 ※図示による *木材保護塗料塗り 種別 ・A種 ※B種 [建築工事標準仕様書 表18.13.1]	
	8.4.6 丸太組壁以外に用いる木材の加工及び表面仕上げ	*仕口及び継手の工法 ※図示による ・() *孔あけ加工 ボルトの径に加える木部のボルト孔の大きさ ※表8.4.4による ・() ドリフトピンの孔径 ※ピン径と同径 ・() *表面の仕上げ 見え掛り面の表面の仕上げ程度 機械加工(製材) ・A種 ・B種 ・C種 [表8.4.5]	

章	項目	特記事項	備考
	8.4.7 丸太組壁用木材の継手加工及び継手補強方法	機械加工(構造用集成材) ・A種 ※B種 [表8.4.6] 手加工(製材) ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種 [表8.4.7] 機械加工(丸太材) ・A種 ・B種 [表8.4.8] 手加工(丸太材) ・H-A種 ・H-B種 [表8.4.9] *手加工の表面の仕上げ ※図示による *木材保護塗料塗り ・適用する(・A種 ※B種) ・適用しない ・図示による [建築工事標準仕様書 表18.13.1]	
	8.4.8 丸太組壁の端部及び開口部周囲補強方法	*丸太組壁用木材に設ける継手の方法 ・8.4.7(2)(ア)による ・8.4.7(2)(イ)による ・8.4.7(2)(ウ)による ・図示による ・()	
	8.4.9 仮組立	*耐力壁の端部及び開口部周囲に補強材を入れて補強する場合 樹種名、断面寸法及び取付け方法 ※図示による ・() *丸太組壁の仮組立 ・行う ・行わない ・図示による	
	5節 搬入及び建方		
	8.5.3 アンカーボルトの設置等	*アンカーボルトの埋込み深さ ・図示による ・() *アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種 [表8.5.1] アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差 ※±5mm ・()mm	
	8.5.4 基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ	*無収縮モルタル ・使用する ・使用しない ・図示による *モルタルの厚さ ・図示による ・()	
	8.5.6 だぼの工法	*木だぼの工法 だぼの本数及び間隔等 ※図示による ・() *鋼製だぼの工法 だぼの本数及び間隔等 ※図示による ・()	
	8.5.7 通しボルトの工法	*ラグスクリューだぼの工法 ラグスクリューの形状、寸法、本数、間隔及び下孔に応じた座金の大きさ等 ※図示による *通しボルト 種類、径、本数、間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による *通しボルトを耐力壁の上端部及び中間部で締付け及び増締めする場合の工法 ・図示による ・()	
	8.5.8 ジャッキボルトの工法	*8.5.7(9)(ウ)(a)～(c)以外の通しボルトの増締め時期 ()	
	8.5.9 垂木用スライド金物の工法	*8.5.8(2)(ア)～(ウ)以外のジャッキボルトの増締め時期 ()	
	8.5.11 釘及び木ねじの工法	*取付け木ねじ及び釘の径、長さ及び本数 ※図示による *部位ごとの釘の種類及び釘打ちの間隔 ※図示による	
	8.5.12 各種ボルトの工法	*構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち方法 ・隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し ・図示による *ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による	
	6節 土台及び丸太組壁		
	8.6.1 土台	*樹種名及び断面寸法 ※図示による *仕口及び継手の形状 ※図示による	
	8.6.2 火打土台	*火打土台の種類 ・木材 ・鋼製 ・省略する ※図示による 木材の場合 樹種名及び断面寸法 ※図示による 土台との仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による 省略する場合の床組等 構造用合板及び構造用ハネルの寸法及び厚さ ※図示による 構造用面材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による さね加工構造用合板の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による	
	8.6.3 丸太組壁	*丸太組壁の梁間方向と桁行方向の交差部(出隅)の突き出しが壁面より200mm未満の場合の補強方法 ※図示による *耐力壁内に設けるだぼ及び通しボルトの本数及び位置 ※図示による	
	7節 小屋組		
	8.7.1 施工一般	*小屋組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による *小屋組 ・垂木方式 ・束立方式 ・トラス方式 ・図示による *小屋組と耐力壁等との接合 接合金物の寸法 ・図示による ・() 桁材と締め付ける壁材の段数 ・2段 ・3段 ・4段 ・図示による [表8.7.1]	
	8.7.2 小屋梁	*丸太材の樹種名、末口寸法、仕口及び継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
	8.7.3 小屋束	*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
	8.7.4 登り梁	*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
	8.7.5 斜材	*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
	8.7.6 棟木・母屋	*継手の位置、継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *T字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
	8.7.7 桁行筋かい・振止め	*設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による	
	8.7.8 垂木	*軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による *軒先部の留付け方法、接合金物・接合具の種類 ※図示による *継手の形状、留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による	
	8.7.9 火打梁	*火打梁の種類 ・木材 ・鋼製 ※図示による	
	8.7.10 屋根野地	木材の場合 梁と丸太組壁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *材料、工法 ・ひき板野地板 ひき板の樹種名、厚さ、継手の形状、取付け方法 ※図示による ・構造用合板野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ・パーティクルボード野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ・構造用ハネル野地板 厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による	
	8節 床組		
	8.8.1 大引	*床組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による *継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示による	
	8.8.2 床束	*木製床束 上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *鋼製床束 仕様及び設置方法 ※図示による *樹脂製床束 仕様及び設置方法 ※図示による	
	8.8.3 根太掛	*継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による *留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による	
	8.8.4 根太	*間隔 ※図示による *継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *床組に根太を用いない場合の工法等 ※図示による	
	8.8.5 床梁	*継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
	8.8.6 火打梁	*火打梁の種類 ・木材 ・鋼製 ※図示による 木材の場合 梁と丸太組壁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による	
		設計事務所名 年度 工事名称 図面番号	
		建築士登録番号 縮尺	
		建築士氏名 木造工事特記仕様書 11/12 (丸太組構法工事)	
		検図 製図 設計 〇年〇月 愛知県建築局公共建築部公共建築課	

（選択）		特記事項	備考										
8章	8.8.7 構造用面材による床組	<p>*構造用面材による床組 ・行う ・行わない ※図示による</p> <p>*構造用面材 ・8.2.4(ア)による構造用合板 ・8.2.4(ウ)によるパーティクルボード ・8.2.4(エ)による構造用パネル ・() ※図示による</p> <p>*根太を設けた床組とし、根太と床梁の上端高さが同じ場合 根太の間隔 ※図示による 床梁・丸太組壁との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による 構造用面材の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による</p> <p>*根太を設けた床組とし、根太と床梁の上端高さが異なる場合 根太の間隔 ※図示による 床梁等に直交する根太の仕口の形状、受材及び隣根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による</p> <p>構造用面材の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による</p> <p>*根太を設けない床組とし、構造用面材を直接、受材及び床梁に留め付ける場合 構造用面材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による さね加工の構造用合板を用いる場合の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による</p>											
9章	9.9 丸太組壁と取合う造作工事												
組	8.9.1 一般事項	*木材の樹種名及び寸法 ※図示による											
柱	8.9.2 支柱	*ジャッキボルトの寸法、形状及び材質 ※図示による											
間仕切壁	8.9.3 間仕切壁	*使用する木材の種類、樹種名及び寸法 ※図示による											
内壁下地	8.9.4 内壁下地	*胴縁受の間隔 ※450mm程度 ・図示による ・() 間柱の間隔 ※450mm程度 ・図示による ・()											
階段	8.9.7 階段	*取付け方法 ・8.9.7(1)(ア)による ・8.9.7(1)(イ)による ・8.9.7(1)(ウ)による ・図示による	[図8.9.5]										
丸太組壁の開口部回り	8.9.8 丸太組壁の開口部回り	<p>*通しホルトを入れる場合 通しホルトの種類、径、本数、間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による 通しホルトを耐力壁の上端部及び中間部で締付け及び増締めする場合の工法 8.5.7(9)(ウ)(a)～(c)以外の通しホルトの増締め時期 () ※図示による ・()</p> <p>*丸太組壁用木材間にだぼを入れる場合 木だぼの工法 だぼの本数及び間隔等 ※図示による ・() 鋼製だぼの工法 だぼの本数及び間隔等 ※図示による ・() ラグスクー-だぼの工法 ラグスクー-の形状、寸法、本数、間隔及び下孔に応じた座金の大きさ等 ※図示による</p>											
建具回り	8.9.9 建具回り	*屋外建具の取付 工法、種類及び形状 ※図示による											
そ	工事で使用する資材・機材	<p>本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面に指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)</p> <p>なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p>											
他	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	<p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。</p> <p>なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が負責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能	
試験名	計測項目												
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び												
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)												
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み												
製品検査	外観、寸法、性能												
	建築札 視覚障害者誘導ブロック	<p>* ・設置する(材種 ※石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない</p> <p>* 屋内 ※塩化ビニール製 ・磁器又はせっ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・()</p> <p>* 屋外 ※磁器又はせっ器質タイル、レジンコンクリート製 ・()</p> <p>*突起の形状・寸法及び配列はJIST92511による。</p>											

		特記事項	備考																																											
そ	化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	<p>本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講ずること。</p> <p>1)ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2)トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3)クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノフルプロ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防虫・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存(木材の防虫・防蟻処理)剤</td> <td>クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防虫・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4)可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防虫・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防虫・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。										
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																													
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																													
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																													
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																													
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																													
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																														
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																														
⑦ 塗料																																														
⑧ 仕上塗材																																														
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																													
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																													
② 塗料																																														
対策をとる建築材料等	使用制限																																													
木材保存(木材の防虫・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防虫・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																													
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																													
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																													
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																													
他	*特定建設資材の再資源化等	<p>*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事に係る特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] から入手可能。</p> <p>(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p>																																												
	*別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>容工</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">及び程 び毎 解の 体作 方業 法内</td> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	容工	工程	作業内容	分別・解体等の方法	及び程 び毎 解の 体作 方業 法内	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	<p>*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容工</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">及び程 び毎 解の 体作 方業 法内</td> <td>・造成等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	容工	工程	作業内容	分別・解体等の方法	及び程 び毎 解の 体作 方業 法内	・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
容工	工程	作業内容	分別・解体等の方法																																											
及び程 び毎 解の 体作 方業 法内	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																											
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																											
	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
容工	工程	作業内容	分別・解体等の方法																																											
及び程 び毎 解の 体作 方業 法内	・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																											
	・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																											
	・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
	・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																												
	*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>容工</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">及び程 び毎 解の 体作 方業 法内</td> <td>・仮設</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	容工	工程	作業内容	分別・解体等の方法	及び程 び毎 解の 体作 方業 法内	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	<p>*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材							
容工	工程	作業内容	分別・解体等の方法																																											
及び程 び毎 解の 体作 方業 法内	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																											
	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																											
・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																												
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																												
・コンクリート																																														
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																														
・アスファルト・コンクリート																																														
・木材																																														
	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号																																										
	建築士登録番号			縮尺																																										
	建築士氏名		木造工事特記仕様書 12/12 (丸太組構法工事)																																											
	検図	製図	設計																																											
		○年○月		愛知県建築局公共建築部公共建築課																																										

章	項目	特記事項	備考
9章	CLTパネル工法工事		
2節	材料		
9.2.2	木材	*直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能、樹種名及び寸法 ※図示による	
9.2.3	接合金物・接合具等	*接合金物 9.2.3(1)(c)による場合 寸法、形状及び鋼材の材質 ※図示による ・() 直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合の材質 ※ステンレス ・() 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による	
		*釘及び木ねじ 9.2.3(2)(7)(イ)①②以外の接合具、接合金物用接合具等 材質、寸法及び形状 ※図示による	
		*ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 材料、形状、寸法等 ※図示による	
		*ラグスクリュー 材料、形状、寸法等 ※図示による 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による	
9		*ドリフトピン 材質 ※9.2.3(5)(7)による ・図示による 径、寸法等 ※図示による ・() 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による	
		*接着剤 床鳴り防止用接着剤 種類() ・図示による ・適用しない 接着剤による接合又は接着剤を併用した接合 種類() ・図示による ・適用しない	
3節	防腐・防蟻処理		
9.3.1	防腐・防蟻処理	*適用部材及び処理の種類 ※図示による *製材等の加圧注入による防腐・防蟻処理 保存処理の性能区分 ※図示による ・() インサイジングの適用 ※図示による ・()	
		JIS K 1571附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤による処理の適用、薬剤の種類、適用部材 ※図示による 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 処理の方法 ※4.2.1(ウ)(b)による ・() 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による	
9.3.2	地盤に接するRCによる床下の防蟻処理	*最下階の床下に床組を行う場合の地盤に接する床下 [RC造のべた基礎 ・基礎梁と配筋により一体とした厚さ100mm以上の土間コンクリート	
9.3.3	地盤土壌の防蟻処理	*配筋 ※図示による ・() *地盤の土壌への薬剤による防蟻処理 行わない ・行う(薬剤: 、使用量:) ・図示による	
9.3.4	防腐措置	*基礎外周部の換気孔 ・ねこ土台 ・換気孔 ・図示による *小屋裏換気 方法[4.2.4(3)] ・(a) ・(b) ・(c) ・(d) ・(e) ・図示による 換気口の大きさ ※図示による ・()	
4節	木材の加工		
9.4.4	孔あけ加工	*ボルトの径に加える木部のボルト孔の大きさ ※表9.4.1による ・() *ドリフトピンの孔径 ※ピン径と同径 ・()	
9.4.5	表面の仕上げ	*CLTパネルの表面の仕上げ程度 ※A種 ・B種 [表9.4.2] *木材保護塗料塗り ・適用する(・A種 ・B種) ・適用しない ・図示による [建築工事標準仕様書 表.18.13.1]	
5節	搬入及び建方		
9.5.3	アンカーボルトの設置等	*アンカーボルトの埋込み深さ ・図示による ・() *アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差 A種 ※±2mm ・()mm ・図示による B種 ※±5mm ・()mm ・図示による	
9.5.4	基礎天端均しモルタルの仕上げ	*無収縮モルタル ・使用する ・使用しない ・図示による *モルタルの厚さ ・図示による ・()	
9.5.7	建方精度	*建入れし後の建方精度の許容値 ※垂直、水平の誤差の範囲 1/1000以下、床の天端及び壁の天端の平坦さ±3mm以下 ・()	
9.5.8	接合部の工法	*構造材を接合する釘並びに木ねじの種類、本数及び間隔 ※図示による	
9.5.9	接合金物の工法	*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示による	
9.5.10	釘及び木ねじの工法	*部位ごとの釘の種類及び釘打ちの間隔 ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち方法 ・隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭隠し ・図示による	
9.5.11	各種ボルトの工法	*釘及び木ねじの耐力試験 ・行う ・行わない *ボルトの種類、径、本数、間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示による	
9.5.12	ラグスクリューの工法	*ラグスクリュー 形状及び寸法 ※図示による ・() *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示による	
9.5.13	ドリフトピンの工法	*ドリフトピン 径 ※図示による ・() *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法 ※図示による	
6節	軸組		
9.6.1	土台	*樹種名及び断面寸法 ※図示による *仕口及び継手の形状並びに位置 ※図示による	
7節	小屋組		
9.7.1	CLTパネルによる小屋組	*樹種名、断面寸法、構成及び仕様 ※図示による *小屋組と壁組との緊結方法 ※図示による	
8節	床組		
9.8.1	CLTパネルによる床組	*樹種名、断面寸法、構成及び仕様 ※図示による *CLTパネルの床と壁組との緊結方法 ※図示による	
9節	壁組		
9.9.1	CLTパネルによる壁組	*樹種名、断面寸法、構成及び仕様 ※図示による *壁組と床組との緊結方法 ※図示による *表して使用する場合の接合部の処理 ※図示による	
そ	工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面に指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。	

章	項目	特記事項	備考
	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 試験名 計測項目 通常状態での試験(常態試験) 硬さ、比重、引張強度、伸び 熱老化試験 熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び) 圧縮永久ひずみ試験 圧縮による残留歪み 製品検査 外観、寸法、性能	
	ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。		
	建築札 視覚障害者誘導ブロック	* 設置する(材種 ※石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない * 屋内 ※塩化ビニール製 ・磁器又はせつ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・() * 屋外 ※磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 ・() * 突起の形状・寸法及び配列はJIS T 9251による。	
そ	化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講ずること。 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則 対策をとる建築材料等 使用制限の原則 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ない積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材 JAS又はJISの規格品とする。 ② 家具、書架、実験台、その他の什器等 ①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 ③ ユリア樹脂板 ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 ④ 壁紙 ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。 ⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 ⑥ 保温材、緩衝材、断熱材 ⑦ 塗料 ⑧ 仕上塗料 2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則 対策をとる建築材料等 使用制限の原則 ① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。 ② 塗料 3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防腐・防蟻剤の使用制限 対策をとる建築材料等 使用制限 木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤 クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。 4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則 対策をとる建築材料等 使用制限の原則 ① 壁紙用接着剤 フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。 ② 木工用接着剤 フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。	
の	* 特定建設資材の再資源化等	* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事に係る特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。	
他	* 別表1 建築物に係る解体工事		
	* 別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)		
	* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)		
	* 別表4 再資源化等をす施設の名称及び所在地		
	設計事務所名	年度	工事名称
	建築士登録番号		縮尺
	建築士氏名		木造工事特記仕様書 11/11 (CLTパネル工法工事)
	検図	製図	設計
			○年○月
			愛知県建築局公共建築部公共建築課
			図面番号

取壊し工事特記仕様書

Table with 4 columns: Chapter, Item, Particulars, Remarks. Contains detailed specifications for demolition work, including general items, definitions, and specific construction standards.

Table with 4 columns: Chapter, Item, Particulars, Remarks. Contains detailed specifications for demolition work, including general items, definitions, and specific construction standards.

章	項目	特記事項	備考																																													
5章 特別管理産業廃棄物の処理	4節 特別管理産業廃棄物の処理等 5.4.1 特別管理産業廃棄物の処理等	<p>*5.4.1(1)～(6)以外の特別管理産業廃棄物の種類及び処理等 () ・図示による</p> <p>*撤去したPCBを含む機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者に提出する。</p> <p>*次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)</p> <p>上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p> <p>*微量PCBの分析調査 ・行う ・行わない</p> <p>*廃油の処分 ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ()</p> <p>*廃酸・廃アルカリの処分 ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ()</p> <p>*ダイキソンのサンプリング調査 ・行う ・行わない</p> <p>*廃棄物の焼却施設 解体方法 ※図示による () 処分方法 ※図示による ()</p>																																														
	1節 共通事項 6.1.1 一般事項	<p>*大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること</p> <p>*処理を行う石綿含有吹付け材の仕様等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>含有率(%)</th> <th>処理を行う範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>*石綿含有保温材等及び成形板として処理するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>部 位</th> <th>品 名</th> <th>部 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※ 図示</td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 図示</td> <td></td> <td>※ 図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>6.1.3 石綿粉じん濃度測定</p> <p>*石綿含有建材の処理を行う場合は、下記により、石綿粉じん濃度測定を行うこと。ただし、石綿含有成形板の処理のみの場合、または石綿含有建材の処理がない場合は、下記によらず、「取壊し工事アスベスト粉じん濃度測定実施要領(案)2013/7/1」によること。</p> <p>*石綿則第6条による隔離措置を講じた上で除去等作業を行う場合、下表により実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理作業前</td> <td>① 施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業中</td> <td>② セキュリティーゾーン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認 注1)</td> </tr> <tr> <td>③ 集じん・排気装置の排出口(処理作業室の場合)</td> <td>1点</td> <td>集じん・排気装置の性能確認 注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後 隔離シート撤去前</td> <td>④ 施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>注1)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 処理作業室(隔離された区域)内</td> <td>2点</td> <td>注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)速報値で10f/L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 注2)各施工箇所ごとの室面積が10㎡以下の場合は1点、50㎡までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加する。 注3)粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。 *石綿則第6条による隔離措置と「同等以上の効果を有する措置」により除去等作業を行う場合、上表のうち①及び④を実施する。 *粉じん濃度測定結果報告書の提出部数 ※2部 (部)</p>	材 料 名	厚さ(mm)	含有率(%)	処理を行う範囲				※ 図示				※ 図示	品 名	部 位	品 名	部 位		※ 図示		※ 図示		※ 図示		※ 図示	測定時期	測定場所	測定箇所数	備考	処理作業前	① 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)	処理作業中	② セキュリティーゾーン入口	1点	空気の流れを確認 注1)	③ 集じん・排気装置の排出口(処理作業室の場合)	1点	集じん・排気装置の性能確認 注1)	処理作業後 隔離シート撤去前	④ 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)	⑤ 処理作業室(隔離された区域)内	2点	注3)
材 料 名	厚さ(mm)	含有率(%)	処理を行う範囲																																													
			※ 図示																																													
			※ 図示																																													
品 名	部 位	品 名	部 位																																													
	※ 図示		※ 図示																																													
	※ 図示		※ 図示																																													
測定時期	測定場所	測定箇所数	備考																																													
処理作業前	① 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)																																													
処理作業中	② セキュリティーゾーン入口	1点	空気の流れを確認 注1)																																													
	③ 集じん・排気装置の排出口(処理作業室の場合)	1点	集じん・排気装置の性能確認 注1)																																													
処理作業後 隔離シート撤去前	④ 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)																																													
	⑤ 処理作業室(隔離された区域)内	2点	注3)																																													
6章 石綿含有建材の除去	2節 除去工事共通事項 6.2.8 保護具等 6.2.9 保護衣、作業衣	*監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。																																														
	3節 石綿含有吹付け材の除去 6.3.2 工 法	*除去工法 ※粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去 ()																																														
	6.3.3 除去した石綿等の保管、運搬、処分等	*除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化 *石綿含有吹付け材等の処分 ・6.3.3(イ)(a)による ・6.3.3(イ)(b)による																																														
	4節 石綿含有保温材等の除去 6.4.1 石綿含有保温材等の除去	*除去方法 ・6.4.1(ア)による ・6.4.1(イ)による																																														
	6.4.2 工 法	*除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化																																														
	6.4.3 除去した石綿等の保管、運搬、処分	*石綿含有保温材等の処分 ・6.3.3(イ)(a)による ・6.3.3(イ)(b)による																																														
	5節 石綿含有成形板等の除去 6.5.1 石綿含有成形板等の除去	*養生シート ・使用する ・使用しない																																														
	6.5.3 除去した石綿等の保管、運搬、処分	*石綿含有成形板の処分 ・6.5.3(イ)(b)①による ・6.5.3(イ)(b)②による																																														
	6節 石綿含有仕上塗材の除去 6.6.1 石綿含有仕上塗材の除去	*除去方法 ・6.6.3(ア)による ・6.6.3(イ)による																																														
	6.6.4 除去した石綿等の保管、運搬、処分	*汚泥としての処理の必要有無 ・無 ・有()																																														

章	項目	特記事項	備考
7章 特殊な建設副産物の処理	1節 共通事項 7.1.3 施工計画調査	*分析調査 ・行う ・行わない ()	
	3節 特殊な建設副産物の処理等 7.3.1 特殊な建設副産物の処理等	*特定物質の処理等 ※図示による () *「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。	
その他	建設発生土の処理	<p>*処分に当たっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。</p> <p>*建設発生土の有無 ・有 ・無</p> <p>*建設発生土の処理 ・構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・場内敷き均し</p> <p>建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。</p>	
	取壊し工事アスベスト粉じん濃度測定実施要領(案) 2013/7/1	<p>第1. この要領は、公共建築課の実施する取壊し工事に適用する。</p> <p>第2. 測定場所は、敷地境界4方向で各1点とし、測定時期は、原則として取壊し作業前、取壊し作業中の2回とする。</p> <p>第3. 取壊し作業前、取壊し作業中の測定結果は速やかに監督職員に報告すること。作業中の濃度測定において、その数値が10f/Lを超えた場合は、作業を直ちに中止して、その発生源を特定して必要な措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開できるものとする。工事再開後、受注者の責任で再度、濃度測定を行い、速やかに監督職員に報告すること。</p>	
	本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等(以下「評価名簿登録品」という。)とする。なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その品質、性能を証明することができる。(評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。)		
《 参 考 》			
	・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html		
	・COBRIS https://www.recycle.jaic.or.jp		
	・愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材 https://www.pref.aichi.jp/site/aiclr/		
	・再資源化等報告書(建築工事事務の手引・関連様式) https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html		
	設計事務所名	年度	工事名称
	建築士登録番号	取壊し工事特記仕様書 3/3 縮尺	
	建築士氏名		
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課
		○年○月	

環境整備工事特記仕様書

2024年10月1日改定

Table with 3 columns: Chapter (章), Item (項目), and Remarks (備考). It details specifications for environmental preparation work, including common items, definitions, and specific construction conditions.

Table with 3 columns: Chapter (章), Item (項目), and Remarks (備考). It details specifications for environmental preparation work, including common items, material requirements, and construction procedures.

章	項目	特記事項	備考
1	その他	<p>*原図の作成 ・作成する ・作成しない サイズ ※設計原因と同じ ・()</p> <p>*原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリエステルサント和紙 同等品 ・トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・()</p> <p>CADデータ ※提出する(※愛知県電子納品運用が「オンライン」に基づく ・監督職員との協議による) ・提出しない</p> <p>CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。</p> <p>*複写図作成方法 ・1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・()</p>	
	*光熱水費	*建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。	
各	*現場代理人等	<p>*現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>*契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めるときも同様とする。</p> <p>*受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあつては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。</p> <p>*監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyusuyanosennin.htmlを参照)</p>	
	*法定外の労災保険	*本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	
共	*事故報告	*工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。	
	*工事の安全管理	*南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。	
通	*工事の下請負	<p>*受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>2)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p> <p>3)下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。</p> <p>4)下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>5)下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p>	
	*施工体制	*施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。	
事	*施工体制台帳	*建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)	
	*施工体系図	*下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。	
項	*各種調査への協力	*本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。	
	*工事コスト調査の協力	*本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。	
事	*請負代金内訳書等	*本工事が低入札価格調査制度の対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の手引によること。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。	
	*建設業退職金共済制度	*契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)」は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。	
項	*騒音・振動対策	*契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。	
	*排出ガス対策型建設機械	*本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。	
事	*貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	*「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定」に関する規程(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:	
	*特定特殊自動車の燃料	*排出ガス対策型建設機械の適用 ※有り(ディーゼルエンジン出力7.5~260KW) ・なし (対象機種:パツホウ、車輪式トラクター・ショベル、フルドザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイール) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))	
項	*契約後VE	*工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。	
	*CCUSの活用	*受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 *本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) ・対象外工事)とする。 *契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html	

章	項目	特記事項	備考
2	2.2.4 仮設工事 足場等	*高さ5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。	
	2.3.1 仮設物 監督職員事務所等の備品	<p>*監督職員事務所 ・構内に設ける()m程度 ※設けない</p> <p>監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。</p> <p>標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、両合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具</p> <p>*受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所 ※構内(従業員宿舍除く) ・構外</p> <p>*建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない</p>	<p>1,200以上</p> <p>工事名 ○○センター環境整備工事</p> <p>工期 ○○年○○月○○日まで</p> <p>発注者 愛知県建築局公共建築部公共建築課</p> <p>工事監理者 ○○建築設計事務所</p> <p>工事施工者 ○○建設株式会社</p> <p>建設現場標識(例)</p>
3	3.2.3 根切及び埋戻し 埋戻し及び盛土	*埋戻し及び盛土 種別 ・() ・A種 ・B種 ・C種 ・D種	[表3.2.1]
	3.2.5 建設発生土の処理	<p>*建設発生土の利用指定 ・無 ・有 ()からの建設発生土を利用するものとする。</p> <p>*処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。</p> <p>*建設発生土の有無 ・有 ・無</p> <p>*建設発生土の処理 ・構外搬出(関係法令に従い適切に処理)</p> <p>(搬出先名称(所在地):)</p> <p>(片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):)</p> <p>(搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):)</p> <p>・場内敷き均し</p> <p>建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。</p>	
20	20.4.2 間知石、コンクリート間知B積 材 料	*間知石 材種 ・() ・図示による	
	20.4.3 工 法	<p>*コンクリート間知ブロック 種類、質量区分 ※図示による ・()</p> <p>*間知石積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り ・() ・図示による</p> <p>伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※図示による ・()</p> <p>*コンクリート間知ブロック積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り ・() ・図示による</p> <p>伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※図示による ・()</p>	
21	21.2.1 屋外雨水排水 材 料	<p>*排水管用材料 材種、種類・記号、呼び径等 ※図示による ・()</p> <p>*側塊 形状、寸法 ※図示による ・()</p> <p>*排水樹、ふたの種類等 ※図示による ・()</p> <p>鑄鉄製ふたの名称、種類、適用荷重 ※図示による ・()</p> <p>*グレーチング 材質、用途、適用荷重、メンバー・ピッチ、ボルト固定の有無等 ※図示による ・()</p> <p>*現場打ちコンクリート 種類 ※普通コンクリート ・() 設計基準強度 ※18N/mm² ・()</p> <p>スランブ ・15cm ・18cm ・()cm</p> <p>鉄筋の種類等 ※SD295A ・() ・図示による</p>	[表21.2.1]
	21.2.2 施 工	<p>*凍上抑制層の材料 ・() ・図示による</p> <p>*砂の粒度試験 ・行う ・行わない ・図示による</p> <p>*埋戻し材料種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・図示による</p> <p>*現場打ち排水樹の足掛け金物の材料 ・ステンレス製(幅400mm、径22mm) ・鋼製(径22mm、防錆処理済み)</p> <p>・合成樹脂被膜加工を行ったもの(径19mm) ・図示による</p> <p>*遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類 ・図示による ・()</p> <p>*硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類 ・図示による ・()</p> <p>継手 ※接着剤 ・ゴム輪 ・図示による</p>	[表3.2.1]
21	21.3.1 街きよ、縁石及び側溝 材 料	*縁石、側溝 種類、形状、寸法 ※図示による ・()	[表21.3.1]
	21.3.2 施 工	*砂利地業の厚さ ※100mm ・図示による ・()	
22	22.2.2 路 床 路床の構成及び仕上り	*路床 凍上抑制層 ※図示による ・()	
	22.2.3 材 料	<p>透水性舗装に用いるフィルター層 厚さ ・() ・図示による</p> <p>路床安定処理 ・行う ・行わない 路床安定処理方法 () ・図示による</p> <p>*盛土種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・() ・図示による</p> <p>*路床安定処理用添加材料 種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライッシュセメントB種</p> <p>・図示による ・生石灰 特号 ・同1号 ・消石灰 特号 ・同1号</p>	[表3.2.1]
舗装工事	22.2.4 施 工	*添加物材料による路床安定処理 ・() ・図示による	[表22.2.1]
	22.2.5 試 験	<p>*路床土支持力比(CBR)試験 ・行う ・行わない ・図示による</p> <p>*路床締固め度試験 ・行う ・行わない ・図示による</p> <p>*現場CBR試験 ・行う ・行わない ・図示による</p>	
		設計事務所名	年度 工事名称
		建築士登録番号	縮尺
		建築士氏名	環境整備・植栽工事特記仕様書 2/3
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課
		○年○月	

章	項 目	特 記 事 項	備 考
舗 装	3節 路 盤 22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	*路盤厚さ () ・図示による *路盤材料の種類 ※ RC-40(透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 () ・図示による	[表22.3.1]
	4節 アスファルト舗装 22.4.2 舗装の構成及び仕上り	*構成及び厚さ ※ 図示による () *平坦性 ※ 通行の支障となる水たまりを生じない程度 () *再生アスファルトの種類 ・60~80 ・80~100 ・図示による *シーラコート用乳剤の種類 ・PK-1 ・PK-2 ・図示による	[表22.4.1]
	22.4.3 材 料	*加熱アスファルト混合物等の種類(表層) *密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・密粒度アスファルト混合物(13F) ・図示による	[表22.4.4]
	22.4.4 配合その他	*アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない ・図示による	
	22.4.6 試 験		
	5節 コンクリート舗装 22.5.2 舗装の構成及び仕上り	*構成及び厚さ ※ 図示による () *歩行者用通路のコンクリート版の厚さ ※70mm ・図示による ()	
	22 22.5.3 材 料	*種類 ※ 普通コンクリート () *設計基準強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法 ※ 表22.5.1による () *早強ポルトランドセメント 使用する ・使用しない ・図示による *注目目地材 ※ 低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・図示による *コンクリート版の目地の種類及び間隔 ※ 表22.5.3による () ・図示による 目地の構造 ※ 図22.5.1による () ・図示による	[表22.5.2]
	22.5.4 施 工		
	6節 カラー舗装 22.6.2 舗装の構成及び仕上り	*種類 ・加熱系 ・常温系 ・図示による *加熱系カラー舗装 構成、厚さ () ・図示による 表層に用いる結合材の種類 ・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・図示による *常温系カラー舗装 工法 ・ニート工法 ・塗布工法 ・図示による 着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図示による	
	22.6.3 材 料	*加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石 ※ 図示による ()	
22.6.4 配合その他	*加熱系 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 () ・図示による *ニート工法及び塗布工法の配合その他 () ・図示による *アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない		
工 事	7節 透水性アスファルト舗装 22.7.2 舗装の構成及び仕上り	*舗装構成 ※ 図示による () 平坦性 ※ 著しい不陸がないこと ()	
	8節 ブロック系舗装 22.8.2 舗装の構成及び仕上り	*コンクリート平板舗装の目地材 ※ 砂 ・モルタル ・図示による *舗石舗装の基層、厚さ ・アスファルト混合物[厚さ50mm] ・コンクリート版[厚さ70mm] () ・図示による *コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ※ 砂 ・空練りモルタル ・図示による *平坦性 ※ 平板等間の段差3mm以内 () *コンクリート平板 種類、寸法 ・図示による () 厚さ ※ 60mm () ・図示による *インターロッキングブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 ※ 図示による 車路 ※ 曲げ強度5.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ80mm () ・図示による 歩道部 ※ 曲げ強度3.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ60mm () ・図示による *舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ () ・図示による	
	22.8.3 材 料		
9節 砂利敷き 22.9.2 材 料	*種別 通路 ※ A種 ・B種 ・図示による 建物周囲その他 ・A種 ※ B種 ・図示による	[表22.9.1]	
植 栽	1節 共通事項 23.1.3 植栽地の確認等	*土壌 水素イオン濃度試験 ・行う ・行わない 電気伝導度試験 ・行う ・行わない	
	2節 植栽基盤 23.2.2 植栽基盤一般	*植栽基盤の整備[芝及び地被類の植栽以外] ・行う ・行わない *有効土層 整備面積 ※ 図示による () 厚さ ※ 表23.2.1による () *暗きよ、開きよ、排水層、縦穴排水等の設置 ※ 図示による () *植栽基盤整備工法の種別 樹木 ※ A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示による 芝、地被類 ・A種 ※ B種 ・C種 ・D種 ・図示による	[表23.2.2]
	23.2.3 材 料	*土壌改良材の適用 ・有 () ・無 ・図示による *植込み用土 ・客土 ・現場発生土の良質土 ・図示による *客土の材料(1m ² 当たり) さば土 0.84m ³ 雑物を含まない山さば土の良品 人工肥料 150kg 有機物(樹木の皮葉等)のものを換気発酵 固形肥料 1kg 窒素、りん酸、カリ肥料を6:4:3の割合としたもの	
	23.2.4 工 法	*土壌改良材の指定量 ・図示による ()	
	3節 植 樹		
	23.3.2 材 料	*樹木の樹種、寸法、株立数、及び刈込みものの適用並びに数量 ※ 図示による () *支柱材の種類 ※ 丸太 ・竹 () ・図示による 丸太の防腐処理方法 ※ 加圧式防腐処理 () *幹巻き用材料 ※ 幹巻き用テープ ・わら ・こも ・図示による	
	23.3.3 新植の工法	*支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による	
	23.3.4 新植樹木の枯補償	*新植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ()	
	23.3.5 樹木の移植	*支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による	
	23.3.6 移植樹木の枯損処置	*移植樹木の枯損処置期間 ※ 引渡日から1年間 ()	
上 緑 化 工 事	4節 芝張吹付は種地被類 23.4.2 材 料	*芝の種類 ※ コウライシバの類 ・ノシバの類 () ・図示による *吹付けは種用種子 種類 ※ 洋芝類(23.4.2(3)(ア)による) () 量 () ・図示による *地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・図示による () *芝張り工法 平地 ※ 目地張り ・べた張り ・図示による 法面 ・目地張り ※ べた張り ・図示による *芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ()	
	23.4.3 芝張りの工法		
	23.4.7 芝張等の枯補償		
	5節 屋上緑化 23.5.2 植栽基盤	*土壌層の厚さ () ・図示による *排水層の種類 ・軽量骨材(層の厚さ) ・板状成形品 ・図示による *土壌層 植込み用土の種類 ・人工軽量土 ※ 改良土 ・図示による *芝の種類 ※ コウライシバの類 ・ノシバの類 () ・図示による *地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・図示による () *樹木の樹種、寸法、株立数並びに刈込みものの適用及び数量 ※ 図示による () *見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示による ()	
	23.5.3 材 料		
23.5.4 工 法	*風圧力に対応した工法(建設省告示第1458号) () *支柱の設置及び形式 ※ 図示による () *かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による () *新植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 () *芝及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ()		
23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償			

章	項 目	特 記 事 項	備 考																									
そ の 他	*敷地境界石標 *視覚障害者誘導ブロック	*石標の種類 ・ A種(県マーク入) ※ B種(県マーク入) *屋内 ※ 塩化製ビニール製 ・磁器又はせつ器質タイル ・レジンコンクリート製 () *屋外 ※ 磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 ()																										
	*工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等(以下「評価名簿登録品」という。)とする。なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その品質、性能を証明することができる。(評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。)																										
	*特定建設資材の再資源化等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 「再資源化等報告書」は https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																										
	*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>容 工 及 程 解 体 作 業 方 法 内</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">解 体 作 業</td> <td>・仮設</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">解 体 作 業</td> <td>・基礎</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">方 法 内</td> <td>・本体付属品</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他(さく、照明器具)</td> <td>・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	容 工 及 程 解 体 作 業 方 法 内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	解 体 作 業	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	解 体 作 業	・基礎	・有 ・無	※手作業 ※手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	方 法 内	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他(さく、照明器具)	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	
	容 工 及 程 解 体 作 業 方 法 内	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																								
	解 体 作 業	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																								
		・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																								
	解 体 作 業	・基礎	・有 ・無	※手作業 ※手作業と機械作業の併用																								
		・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																								
	方 法 内	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																								
・その他(さく、照明器具)		・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																									
*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材														
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																										
・コンクリート																												
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																												
・アスファルト・コンクリート																												
・木材																												
		設計事務所名	年度 工事名称	図面番号																								
		建築士登録番号	環境整備・植栽工事特記仕様書 3/3	縮尺																								
		建築士氏名																										
	検 図	製 図	設 計																									
		○年○月	愛知県建築局公共建築部公共建築課																									

項目	特記事項
* 工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。
* 現場代理人等	* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあつては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 監理技術者の兼任要件等については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosenin.htmlを参照)
17) 各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。
18) 工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
19) 請負代金内訳書等	* 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))」は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。
20) 騒音・振動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。 また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：
21) 排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクター・ショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW)) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))
22) 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	* 工場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。
23) 特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。 なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
24) 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/000009402.htmlを参照。)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
25) 各種様式等	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) ・対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * VE提案の範囲 ※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事事物的の変更を伴わないものとする。[工事事物的をVE提案の対象としない場合] ・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。
26) 施工中の環境保全等	* 建設企画課HPを参照。https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引・同様式]
27) 法定外の労災保険	* 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無 ・有(詳細は図示による)
28) 墜落制止用器具	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
29) 墜落制止用器具	* 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。
30) CCUSの活用	* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督職員に提出すること。
2. 施工共通事項	
1) 施工条件	1. 施工日・施工時間制限 ・無 ・有() 2. 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・30日 ※ () 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ () その他の作業不能日 ・()日 ※ 図示による 3. 工事車両駐車場所 場所制限 ・無 ※ 有 (駐車場所： ※ 敷地内 ()) 4. 資(機)材置場 置場制限 ・無 ※ 有 (置場所： ※ 敷地内 ()) 5. その他 ()
* 週休2日制工事	* 週休2日制工事実施対象工事 ※ 発注者指定 ・受注者希望 ・その他 (建築工事における週休2日制工事実施要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html)
2) 建設発生土の利用の指定	* ・無 ・有 ()からの建設発生土
3) 発生土の処理	* 建設発生土の有無 ・有 ・無 * 建設発生土の処理 ・構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地)：) (片道運搬距離(km)：) (片道運搬時間(時間)：) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報)：)
4) 型枠材料	・場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
5) 基礎工	* せき板の種類 材料 ※ 合板 ・() 1. 10mメッシュに計画高を標示した丁張り(トンボ)を設ける。

項目	特記事項																																	
6) 路床工	2. 盛土箇所は、モーターグレーダー・ブルドーザーで表面を掻き起こし在来土とのなじみを良くすること。 1. 路盤の軟弱により、締固めができないときは、監督職員と協議しなければならない。 2. 下層工の施工に先立って、路床面の有害物は、除去しなければならない。 3. 路床面に異常を発見したときは、その状況を監督職員に報告すると共に、その対策案を提出して監督職員の承諾若しくは指示を受けなければならない。																																	
7) 下層工	1. 下層工の締固め密度は、最大乾燥密度の93%以上とする。																																	
8) 表層工	2. 下層材 ・クラッシャーラン(C-40) ※ 再生クラッシャーラン(RC-40) ・その他 1. 表層工の締固め密度は、最大乾燥密度の85%以上とする。 2. 表層材の混合は、路上混合を標準とする。プラント混合を行うときは、監督職員の承諾を受けなければならない。路上混合の混合回数は、3回以上とする。 3. 表層材 ・良質土 ・ ・ ・ ・ ・ 粒子が4.75mm以下でシルト、粘土分が4～21%(内粘土0～13%)最適含水比(10～15%)程度の真砂土、又は良質土と砂(細目)の混合土とする。 ・ 輝緑岩粒調石粉 ・ ・ ・ ・ ・ 粒子が0～2.0mmのスクリーニングスで、比重が2.8以上のものとする。採取場所は、豊橋市北部地方とする。 ・ 黒土混合土 ・ ・ ・ ・ ・ 混合比は、黒土6：砂(細目)4とする。 ・ 石灰岩粒調石粉 ・ ・ ・ ・ ・ 粒子が4.75mmのスクリーニングスで0～2.50mmが85%以上とし、比重が2.6以上のものとする。(JIS A 1102による)																																	
9) 仕上げ工	4. 管理 表層材は、当日施工できる数量を現場に搬入し、すみやかに舗設する、やむを得ず積み置きする場合は、監督職員の指示により、降雨雪に晒されないように養生をすること。																																	
10) 表面処理工	* 表層工後一定日時をおいて、不陸調整、プラン掛け等を行い、仕上げる。 * 雨雪が予想される前日及び降雨雪日を避け、天候の良好な日に下記散布材を人力又は散布機にて均一に散布する。																																	
11) 暗渠排水	* 散布材 <table border="1"> <tr> <td>散 布 材</td> <td>良質土・黒土混合土</td> <td>石灰岩・輝緑岩</td> <td>(参考)</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム</td> <td>120kg</td> <td>120kg(注)</td> <td>細目・・・粗粒率(FM)2.6未満</td> </tr> <tr> <td>又は塩化カルシウム</td> <td></td> <td></td> <td>荒目・・・粗粒率(FM)2.6以上</td> </tr> <tr> <td>砂(細目)</td> <td>0.2㎡</td> <td></td> <td>(注)100㎡当たり</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>ふるいの呼び名</td> <td>ふるい通過重量百分率(%)</td> </tr> <tr> <td>4.75 mm</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2.36 mm</td> <td>70～100</td> </tr> <tr> <td>300 μm</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>75 μm</td> <td>6以下</td> </tr> </table> 1. ・空隙コンクリートパイプ(略称 透水性コンクリート管・連続性空隙合成樹脂パイプ(略称 透水性合成樹脂管)) 2. 1) 砂 材料はごみ、泥等の有機物を含まない砂とし、粒度は下表による。 2) 砕石 砕石5～40mm又は13～20mmとする。	散 布 材	良質土・黒土混合土	石灰岩・輝緑岩	(参考)	塩化マグネシウム	120kg	120kg(注)	細目・・・粗粒率(FM)2.6未満	又は塩化カルシウム			荒目・・・粗粒率(FM)2.6以上	砂(細目)	0.2㎡		(注)100㎡当たり	ふるいの呼び名	ふるい通過重量百分率(%)	4.75 mm	100	2.36 mm	70～100	300 μm	—	75 μm	6以下							
散 布 材	良質土・黒土混合土	石灰岩・輝緑岩	(参考)																															
塩化マグネシウム	120kg	120kg(注)	細目・・・粗粒率(FM)2.6未満																															
又は塩化カルシウム			荒目・・・粗粒率(FM)2.6以上																															
砂(細目)	0.2㎡		(注)100㎡当たり																															
ふるいの呼び名	ふるい通過重量百分率(%)																																	
4.75 mm	100																																	
2.36 mm	70～100																																	
300 μm	—																																	
75 μm	6以下																																	
3. 特定建設資材の再資源化等	* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引・関連様式]から入手可(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。 * 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)																																	
工 程	<table border="1"> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設</td> <td>・有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土工</td> <td>・有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基礎</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td>・無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本体工事</td> <td>・有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本体付属品</td> <td>・有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他(さく、照明器具)</td> <td>・有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>・無</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	仮設	・有	※ 手作業	・無	・手作業と機械作業の併用	土工	・有	※ 手作業	・無	・手作業と機械作業の併用	基礎	・有	・手作業	・無	※ 手作業と機械作業の併用	本体工事	・有	※ 手作業	・無	・手作業と機械作業の併用	本体付属品	・有	※ 手作業	・無	・手作業と機械作業の併用	その他(さく、照明器具)	・有	※ 手作業	・無	・手作業と機械作業の併用
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																
仮設	・有	※ 手作業																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																
土工	・有	※ 手作業																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																
基礎	・有	・手作業																																
	・無	※ 手作業と機械作業の併用																																
本体工事	・有	※ 手作業																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																
本体付属品	・有	※ 手作業																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																
その他(さく、照明器具)	・有	※ 手作業																																
	・無	・手作業と機械作業の併用																																
* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	<table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材																				
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																
・コンクリート																																		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																		
・アスファルト・コンクリート																																		
・木材																																		
* 工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等(以下「評価名簿登載品」という。)とする。なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その品質、性能を証明することができる。(評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工場所が含まれる場合に限る。)																																	
* 東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。																																	
* 建設業退職金共済制度	* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。																																	
	<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>年度</td> <td>工事名称</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築士氏名</td> <td></td> <td>グラウト・コート工事特記仕様書 2/2</td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○年○月</td> <td></td> </tr> </table>	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号	建築士登録番号				建築士氏名		グラウト・コート工事特記仕様書 2/2	縮尺	検 図	製 図	設 計				○年○月														
設計事務所名	年度	工事名称	図面番号																															
建築士登録番号																																		
建築士氏名		グラウト・コート工事特記仕様書 2/2	縮尺																															
検 図	製 図	設 計																																
		○年○月																																
	愛知県建築局公共建築部公共建築課																																	